

平成23年 第5回

# 佐伯市議会定例会会議録

自 平成23年 6月 1日  
至 平成23年 6月23日

佐 伯 市 議 会

平成23年 第5回

# 佐伯市議会定例会会議録

第1号	6月1日
第2号	6月6日
第3号	6月9日
第4号	6月10日
第5号	6月23日

## 平成23年第5回佐伯市議会定例会会議録目次

### 平成23年6月1日（水曜日）（第1号）

開会.....	10
1 日程第1 会期の決定.....	10
1 日程第2 委員会の中間報告（質疑）.....	11
1 地域産業調査特別委員長（榊田穂積）の報告.....	11
1 日程第3 議案の上程.....	14
1 上程議案等一覧表.....	15
1 日程第4 提案理由の説明.....	16
1 市長（西嶋泰義）の説明.....	16
散会.....	20

### 平成23年6月6日（月曜日）（第2号）

開議.....	23
1 日程第1 議案質疑.....	23
1 日程第2 議案等の委員会付託.....	37
1 議案等付託表.....	37
1 日程第3 一般質問.....	38
1 1番（後藤幸吉）の一般質問.....	38
1 8番（佐藤元）の一般質問.....	51
1 17番（井上清三）の一般質問.....	62
散会.....	74

### 平成23年6月9日（木曜日）（第3号）

開議.....	77
1 日程第1 一般質問.....	77
1 4番（清田哲也）の一般質問.....	77
1 19番（浅利美知子）の一般質問.....	87
1 27番（吉良栄三）の一般質問.....	98
1 28番（芦刈紀生）の一般質問.....	109
1 2番（矢野精幸）の一般質問.....	118
散会.....	128

### 平成23年6月10日（金曜日）（第4号）

開議.....	131
1 日程第1 一般質問.....	132
1 3番（高司政文）の一般質問.....	132
1 20番（後藤勇人）の一般質問.....	146

1	日程第2 議案の上程（提案理由説明、質疑）	158
1	追加上程議案一覧表	159
1	議案付託表	169
1	日程第3 議案の委員会付託	169
	散会	169

平成23年6月23日（木曜日）（第5号）

	開議	172
1	日程第1 議席の一部変更の件	172
1	日程第2 委員長報告（質疑）	173
1	総務常任委員長（後藤幸吉）の報告	173
1	建設常任委員長（井上清三）の報告	178
1	教育民生常任委員長（矢野哲丸）の報告	179
1	経済産業常任委員長（井野上準）の報告	181
1	日程第3 討論、採決	184
1	8番（佐藤元）の反対討論（議案第100号）	185
1	14番（日高嘉己）の賛成討論（議案第102号）	186
1	26番（高司政文）の反対討論（議案第102号）	187
1	29番（御手洗秀光）の賛成討論（議案第102号）	188
1	7番（河野豊）の反対討論（議案第102号）	188
1	8番（佐藤元）の反対討論（議案第102号）	189
1	審議結果	192
1	日程第4 議案の上程（提案理由説明、質疑、討論、採決）	193
1	教育民生常任委員長（矢野哲丸）の説明（意見書案第19号）	193
1	追加上程議案等一覧表	194
1	審議結果	195
1	日程第5 農業委員会委員の推薦の件	195
1	日程第6 大分県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	196
1	日程第7 議会広報調査特別委員会委員の定数変更の件	197
1	日程第8 会議録署名議員の指名	197
	閉会	197

一般質問一覧表  
(質問者順)

平成23年6月6日(月)・9日(木)  
10日(金)

番号	質問の要旨	答弁者	質問者	頁
1	<p>1. 津波等への対応策について                      ア. 市民への伝達方法について                      イ. 避難場所について                      ウ. 災害弱者への対応について</p> <p>2. 中心市街地活性化事業について                      ア. 住民投票条例案に対する意見について                      イ. (仮)城下町観光交流館の必要性について                      ウ. 歴史資料館の規模について</p> <p>3. 大手前開発事業について                      ア. 商工会議所への補助金について                      イ. 区画整理事業について                      ウ. 商業・住宅棟について                      エ. 公共棟について                      オ. 問題点について                      カ. 最終責任者について</p>	<p>市長                      総務部長                      企画商工観光部長                      建設部長                      教育部長                      大手前開発推進室長</p>	後藤幸吉	38
2	<p>1. 公共工事入札制度について                      ア. 3月議会での市長の発言について                      イ. 入札契約制度改正の根拠について                      ウ. 入札制度の公正性、公平性、透明性について</p> <p>2. ケーブルテレビ事業について</p> <p>3. 財団法人に対しての補助金について</p> <p>4. 佐伯市高齢者「食」の自立支援事業について</p>	<p>市長                      塩月副市長                      総務部長                      財務部長                      福祉保健部長</p>	佐藤元	51
3	<p>1. 防災対策について                      ア. 避難路・避難地対策について                      イ. 要援護者の避難対策について                      ウ. 佐伯市地域防災計画の見直しについて</p> <p>2. 消防分署の緊急時対応について                      ア. 夜間の人員配置について                      イ. 各分署への伝達方法について                      ウ. 消火方法・防火用水の設置状況について</p>	<p>市長                      塩月副市長                      総務部長                      消防長</p>	井上清三	62

番号	質 問 の 要 旨	答 弁 者	質 問 者	頁
4	1．新しい防災対策と社会資本整備について ア．防災対策の見直し状況について イ．新庁舎建設位置の見直しについて ウ．上下水道施設の耐震対策について 2．改正省エネ法への取組について	総 務 部 長 財 務 部 長 市 民 生 活 部 長 上 下 水 道 部 長 教 育 部 長 生 活 排 水 対 策 課 長	清田哲也	77
5	1．防災対策について ア．災害時の備えについて イ．防災教育について ウ．要援護者の対応について 2．放課後児童クラブについて ア．意義と目的について イ．クラブ会費について	市 長 教 育 長 総 務 部 長 福 祉 保 健 部 長	浅利美知子	87
6	1．佐伯文化会館の今後について ア．借地契約終了後について イ．文化会館建設について 2．地域包括ケアシステムの構築について ア．取組と課題について イ．大手前開発との連携について	市 長 教 育 長 福 祉 保 健 部 長 教 育 部 長	吉良栄三	98
7	1．東日本大震災の発生による佐伯市の防災対策について ア．避難場所・避難路の確保について イ．東日本大震災の発生による消防力の見直しについて 2．佐伯市地区対抗スポーツ大会について 3．山林の植栽について	市 長 総 務 部 長 財 務 部 長 農 林 水 産 部 長 教 育 部 長 消 防 長	芦刈紀生	109

番号	質 問 の 要 旨	答 弁 者	質 問 者	頁
8	<p>1．自転車を活用する街づくりについて</p> <p>ア．佐伯市の現状について</p> <p>イ．自転車の活用による効果について</p> <p>ウ．災害時での活用について</p> <p>エ．大手前開発事業のコンパクトシティ構想計画について</p> <p>オ．マナーの向上について</p> <p>2．コミュニティバスの運行状況について</p> <p>ア．現在の状況について</p> <p>イ．今後の課題について</p>	<p>総 務 部 長</p> <p>企画商工観光部長</p> <p>建 設 部 長</p> <p>次長兼企画課長</p>	矢野精幸	118
9	<p>1．地震・津波対策について</p> <p>ア．避難路・避難場所の確保及び避難先の整備について</p> <p>イ．学校、病院、福祉関連施設等の対策について</p> <p>ウ．新庁舎建設、大手前開発の見直しについて</p> <p>2．原発災害への対応と自然エネルギーへの転換について</p> <p>ア．原発事故及び災害対策について</p> <p>イ．原発依存から自然エネルギーへの転換</p> <p>3．介護保険法改正案の問題点について</p>	<p>市 教 育 長</p> <p>総 務 部 長</p> <p>市 民 生 活 部 長</p> <p>福 祉 保 健 部 長</p>	高司政文	132
10	<p>1．災害につよいまちづくりについて</p> <p>ア．「被災者支援システム」について</p> <p>イ．自主防災組織について</p> <p>ウ．非常用電源の確保について</p> <p>2．図書に親しむまちづくりについて</p> <p>ア．佐伯市立図書館について</p> <p>イ．図書の利用促進について</p> <p>ウ．図書の損失について</p> <p>エ．「こぐま号」の利用について</p> <p>オ．「WEB図書館」について</p>	<p>教 育 長</p> <p>総 務 部 長</p> <p>教 育 部 長</p>	後藤勇人	146

平成23年 第5回

# 佐伯市議会定例会会議録

第1号 6月1日



# 第5回 佐伯市議会定例会会議録（第1号）

平成23年6月1日（水曜日） 午前10時30分 開 会

## 出席議員の氏名

1番	後藤 幸吉	2番	矢野 精幸
3番	高司 政文	4番	清田 哲也
5番	河原 修仁	6番	矢野 哲丸
7番	河野 豊	8番	佐藤 元
9番	和久 博至	10番	上田 徹
11番	御手洗 秀光	12番	清家 儀太郎
13番	日高 嘉己	14番	玉田 茂
15番	榊田 穂積	16番	三浦 渉
17番	井上 清三	18番	小野 宗司
19番	浅利 美知子	20番	後藤 勇人
21番	渡邊 一晴	22番	井野上 準
23番	兒玉 輝彦	24番	宮脇 保芳
25番	清家 好文	26番	江藤 茂
27番	吉良 栄三	28番	芦刈 紀生
29番	下川 芳夫	30番	高橋 香一郎

## 欠席議員の氏名

なし

## 説明のため出席した者の職氏名

市長	西嶋 泰義	副市長	山本 清一郎
副市長	塩月 厚信	教育長	分藤 高嗣
総務部長	内田 昇二	財務部長	井上 勇
企画商工観光部長	浜野 芳弘	市民生活部長	染矢 隆則
福祉保健部長	清家 保賀	建設部長	高瀬 精市
上下水道部長	笠村 由喜	農林水産部長	坪根 大吉
教育部長	福泉 慶一郎	消防長	平井 栄治
次長兼上浦振興局長	川野 好明	次長兼弥生振興局長	山野内 真人
次長兼本匠振興局長	高野 隆正	次長兼宇目振興局長	柴田 勝徳
次長兼直川振興局長	矢野 幸正	次長兼鶴見振興局長	清家 文明
次長兼米水津振興局長	箕河原 司	蒲江振興局地域振興・教育課長	深谷 浩

## 出席した事務局職員の職氏名

局長 東 正 博

## 議事日程第1号

平成23年6月1日（水曜日） 午前10時30分 開 会

- 第1 会期の決定
- 第2 委員会の中間報告（質疑）
- 第3 議案の上程
- 第4 提案理由の説明

### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 委員会の中間報告（質疑）
- 日程第3 議案の上程
- 日程第4 提案理由の説明

午前10時30分 開 会

議長（小野宗司） おはようございます。本日招集の会議は成立いたしました。

ただいまから、平成23年第5回佐伯市議会定例会を開会いたします。

この際、会議に先立ち、閉会中における諸般の報告を申し上げます。

まず、各種委員会の委員の選任について御報告申し上げます。

去る5月13日、委員会条例第8条第1項の規定に基づき、各常任委員会、議会運営委員会及び議会広報調査特別委員会の委員をお手元に配付した名簿のとおり議長に指名いたしました。

また同日、同条例第9条第2項の規定に基づき、委員の互選により、総務常任委員長に後藤幸吉君、同副委員長に御手洗秀光君、建設常任委員長に井上清三君、同副委員長に高橋香一郎君、教育民生常任委員長に矢野哲丸君、同副委員長に高司政文君、経済産業常任委員長に井野上準君、同副委員長に清田哲也君、議会運営委員長に吉良栄三君、同副委員長に宮脇保芳君、議会広報調査特別委員長に上田徹君、同副委員長に後藤勇人君がそれぞれ選任されました。

次に、議員政策研究会会員の選任について御報告申し上げます。

佐伯市議会議員政策研究会設置規程第3条第1項の規定に基づき、政策研究会会員をお手元に配付した名簿のとおり議長において指名いたしました。また、同規程第3条第2項の規定に基づき、会員の互選により、会長に高司政文君、副会長に清田哲也君が選任されましたので、以上御報告申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

### 日程第1 会期の決定

議長（小野宗司） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から23日までの23日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、会期は23日間と決定いたしました。

## 日程第2 委員会の中間報告(質疑)

議長(小野宗司) 日程第2、委員会の中間報告を行います。

閉会中継続調査として地域開発調査特別委員会に付託されました調査1件につきましては、会議規則第45条第2項の規定により、委員長より中間報告を行いたいとの申し出がありますので、この際、これを許可いたします。

地域開発調査特別委員長、榊田穂積君。

地域開発調査特別委員長(榊田穂積) 地域開発調査特別委員長の榊田穂積でございます。本委員会に付託され、閉会中継続調査となっております調査第3号、地域開発に関する件につきまして、2月25日と4月28日の両日、委員会を開催いたしましたので、その調査経過の概要を簡潔に中間報告いたします。

2月25日の委員会では、執行部から、大手前開発事業に関する経過報告として、事業費内訳と事業協力者について報告がありました。

事業費内訳につきましては資料も配付しており、また4月28日の委員会で基本計画(案)段階での報告がありましたので、省かせていただきます。

事業協力者については、平成23年2月9日に佐伯市大手前地区市街地再開発準備組合が戸田建設株式会社九州支店と協定書と覚書を締結しました。協定書は、佐伯市大手前地区第一種市街地再開発事業の推進のための事業協力に関して定めたもので、事業協力の内容は、人的派遣を含めた準備組合事務局運営業務の補佐、権利者の合意形成の協力、テナント及び保留床処分先の誘致協力、調査及び事業計画、施設計画の立案等に対する協力、技術支援、資金の立てかえ等を行うものである。協定の有効期間は準備組合の解散までで、県知事から再開発事業の事業認可を受け本組合へ移行するまでとなる。また、覚書は、資金立替に関する覚書で、立てかえ金の限度額を8,000万円とするというものであるとの報告がありました。

その後質疑に入り、活発な質疑・答弁が交わされました、その主なものを報告します。

一委員から、8名の事業参画者で再開発事業は成り立つのかとただしたのに対し、執行部から、権利者購入分の5億円は大体2割の転出を見込んでいるが、現実問題として参画者が8割に達していない。事業協力者が決まったことにより、事務局支援、権利者の合意形成等のノウハウを持った戸田建設が前面に立ち推進すれば、事業の成立性も高まるとの答弁がありました。

また、一委員から、商工会議所使用床についてただしたのに対し、執行部から、基本計画(原案)では、商工会議所が使用すると計画しているが、商工会議所は床の購入はしない意向なので、床の所有者を検討している。商工会議所は商業の推進役であり、欲しい機能であるが、床の所有者がなければ、公共棟は5階部分をなくし4階建てになる可能性もあるとの答弁がありました。

また、一委員から、土地画整理事業に同意を得られていない土地もあり、大分バス付近については、対象区域から外すのか、市が買い上げるのかとただしたのに対し、執行部から、大分バスの一画を対象区域から外すと事業の成立性が高まるが、外すとは決まっていな

買うとも決まっていない。その一画は公園整備を計画しており、外すにしても、段階的に公園整備は行っていきたいとの答弁がありました。

また、一委員から、歴史資料館等が建設されていく中で、周辺の景観と調和のとれた外観にすべきではないかとただしたのに対し、基本計画（原案）は機能を重視したつくりになっており、城山や船頭町等の風景と合わないという指摘も受けており、周辺の景観に配慮したものを検討しているとの答弁がありました。

次に、4月28日の委員会では、大手前開発事業、歴史資料館整備事業、（仮称）城下町観光交流館整備事業、佐伯市中心市街地活性化基本計画の変更について、それぞれ報告を受けました。

まず初めに、大手前開発事業について執行部から、3月23日の佐伯市大手前地区市街地再開発準備組合臨時総会において、大手前開発基本計画（案）が承認された。基本計画（原案）からの変更点としては、施設の規模・機能等に大きな変更はないが、周囲の景観とマッチするよう、外観に木や瓦等の和風素材をできるだけ用いるよう変更した。公共棟の5階については、商工会議所の使用床として残しているが、現段階では商工会議所は床の購入をしない意向なので、準備組合が持ち床会社を検討している。商業施設については、大きな変更点はない。事業の区域については、大手前開発基本計画区域約1.9ヘクタールと再開発事業区域約0.7ヘクタールは変更ないが、区画整理事業区域については、同意がいただけない地権者もあり、大分バスの一画を区域から外し約1.4ヘクタールに、また区画整理事業区域から外した同区域を新たに公園事業区域として約0.15ヘクタールとした。

次に、基本計画（案）段階での概算の総事業費は、原案から8,700万円増の51億5,200万円である。そのうち、再開発事業の総事業費は29億1,200万円で、内訳は、再開発事業補助金4億6,000万円、市購入分15億6,000万円、権利者購入分3億4,300万円、民間購入分4億2,000万円、商工会議所使用床分1億2,900万円で、原案からの主な変更は、市購入分が区画整理事業で行う予定だった公園部分に市有地を充てる予定が区画整理区域から外したので、その分、再開発事業への市有地の持ち込みが約700平米から約1,400平米へふえたため9,900万円の減、権利者購入分が現段階で床を取得する意向があるもので1億5,700万円の減、民間購入分が3億2,300万円の増である。また、区画整理事業の総事業費は12億1,000万円で、区画整理事業区域の縮小により公園整備がなくなるので、原案から3億400万円の減である。また、社会資本整備総合交付金事業の総事業費は10億3,000万円で、公園整備事業費が加わったため、原案から3億2,800万円の増である。

大手前開発総事業費51億5,200万円のうち市負担事業費総額は、社会資本整備総合交付金16億8,000万円、合併特例債24億3,700万円、市単費1億4,300万円、計42億6,000万円で、原案からは7,900万円の減となる。

今後のスケジュールについては、再開発事業は都市計画決定を行い、基本設計に入り、資金計画、事業計画、維持管理計画、床処分計画を立てる。また、区画整理事業は都市計画決定を行い、事業認可を受け、その後補償交渉等に入っていくが、その前段として移転補償、地下構造物、文化財、土壌汚染等の調査を行う。

最後に、個人施行で地方公共団体が事業施行した4市5地区の事業概要については、規準の作成時期は事業認可申請時ということで、本市は10月ごろを予定している。また市が施行者となることの同意書取得時期は、やはり事業認可申請時に法定同意を受けており、本市は

都市計画決定を9月に予定しているが、それまでに法定同意をとりたい。市の事業費負担については、公共施設管理者負担金以外は市が負担しているとの報告がありました。

その後質疑に入り、活発な質疑・答弁が交わされました、その主なものを報告します。

一委員から、区画整理事業区域を変更し、区画整理事業での公園整備をやめるということだが、これは中心市街地活性化基本計画への影響はないのかとただしたのに対し、執行部から、事業の組み立ては変わるが、全体的には大手前開発計画の中で公園整備事業も行うので影響はないとの答弁がありました。

また、一委員から、公園事業区域の補償費についてただしたのに対し、執行部から、区画整理事業で見ていた補償費2億3,700万円を計上しており、平米5万9,000円を想定しているとの答弁がありました。

また、一委員から、船頭町との取り次ぎ道路の計画についてただしたのに対し、執行部から、船頭町地区からの強い要望もあり、建設部内で十分検討するとの答弁がありました。

また、一委員外議員から、権利者の事業参画意向についての現状をただしたのに対し、執行部から、区画整理事業区域内の地権者が23名で、そのうち再開発事業への参画意向が10名、転出意向が7名、未定が4名で、残りは市と観光協会であるとの答弁がありました。

次に、歴史資料館整備事業について執行部から報告がありました。

平成21年度に基本構想・基本計画を策定し、平成22年度に用地の実施測量、また三府御門・御居間を市の有形指定文化財に指定し、改修調査設計を行った。展示基本設計については現在発注している。平成23年度は、本体の基本設計、実施設計、展示実施設計、地質調査を行う。平成24年度には、三余館改修工事の実実施設計、既存建物の保存改修工事、外構の実実施設計を行い、後期に本体工事を発注する予定である。平成25年度には、本体工事、展示工事、三余館改修工事等の工事が集中する。平成26年度には外構及び駐車場の工事を終了し、平成27年4月の開館を目指すとの報告がありました。

その後質疑に入り、活発な質疑・答弁が交わされました、その主なものを報告します。

一委員から、1,200平米の施設を建築し、三余館も利用するというのは規模が大きいのではないかとただしたのに対し、執行部から、1,200平米の施設であっても、展示スペースは約400平米ぐらいいしか取れず、広くはないと考えている。収蔵する資料も多く、三余館の利用も計画しているとの答弁がありました。

また、一委員から、年間の維持管理費についてただしたのに対し、執行部から、設計等決まっていないので難しいが、県内の類似施設等を参考にしたところ、平米当たり1万円弱だった。1,200平米なので1,200万円、それに特殊な装置等を設置した場合、1,500万円ぐらいで、現在の三余館の光熱水費500万円を足し、大方2,000万円ぐらいになるのでないかと推計しているとの答弁がありました。

また、一委員から、人員についてただしたのに対し、執行部から、文化振興課が歴史資料館へ移り、現在の業務と歴史資料館の管理運営を行うよう計画している。また、学芸員を2名配置するよう希望しているとの答弁がありました。

次に、城下町観光交流館整備事業について執行部から報告がありました。

平成22年度に事業活用調査、既存建造物活用調査業務委託により基本構想を策定した。その中で観光交流館の機能、庭の利用方法等について、庁内関係課による協議や地区住民の方々との意見交換を行い、施設の活用を検討した。

活用の方向性としては、来街者が安心して立ち寄れるよう観光の拠点を整備し、にぎわいの創出を図る。来街者のニーズに合った情報等を得られる施設にする。地域の方々も憩える、利用していただける施設にする。

機能としては、休憩スペース、ワークショップスペース、ライブラリースペース、ギャラリー・ショップスペース、フリースペース、観光ガイド待機スペース、カウンター、事務所スペース、公衆トイレ等を計画している。

平成23年度に、基本計画・基本設計、平成24年度に実施設計、平成25年度には工事着工、完成を目指している。用地交渉については、所有者に計画は伝えているが、具体的な金額の交渉は行っていないとの報告がありました。

その後質疑に入り、活発な質疑・答弁が交わされました、その主なものを報告します。

一委員から、周辺の来街者数、既存市有施設の利用、維持管理費等を考えたとき、旧つたや旅館を購入する必要はないのではとただしたのに対し、執行部から、この事業は市独自で計画したものではなく、山際周辺地区のまちづくり推進会議の中で地域住民が検討し、既存建物を活用するというので、中心市街地活性化基本計画の中にも含め推進している事業であるとの答弁がありました。

また、一委員から、事業実施する前提として、所有者の内諾は得ているのかとただしたのに対し、執行部から、売却するときは市に活用してもらいたいとの所有者の意向は確認しているが、価格等を含め具体的な交渉は行っていない、慎重に進めていきたいとの答弁がありました。

最後に、佐伯市中心市街地活性化基本計画の変更について執行部から報告がありました。

81事業に加え、新たに健康保険南海病院整備事業と買物弱者対策支援事業の2事業を追加した。健康保険南海病院整備事業は、厚生労働省の補助を受け、耐震化整備と地域災害医療センターとしての設備整備を行うものである。また、買物弱者対策支援事業は、高齢者等買物弱者対応の宅配事業を実施するものであるとの報告がありました。

質疑に入り、一委員から、宅配事業は、現在本匠・宇目・直川地区で行っているが、地域が拡大されるのかとただしたのに対し、執行部から、この事業によって弥生地区と仲町商店街にあるまちの駅番匠の周辺もエリアに考えているとの答弁がありました。

以上で中間報告を終わりますが、報告漏れ等がございましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。以上です。

議長（小野宗司） 補足説明はありませんか。

（な し）

議長（小野宗司） なければ、これより中間報告に対する質疑を行います。

御質疑ありませんか。

（な し）

議長（小野宗司） 御質疑なしと認めます。

以上で中間報告に対する質疑を終結いたします。

### 日程第3 議案の上程

議長（小野宗司） 日程第3、議案の上程を行います。

上程議案につきましては、その朗読を省略いたします。

お手元にお配りしております議案書のとおり、議案第80号から第101号まで並びに諮問第1号及び第2号、以上、計24件でございます。

平成23年第5回佐伯市議会定例会上程議案等一覧表

議 案

番 号	件 名
第80号	佐伯ヘリポート条例の一部改正について
第81号	黒沢辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
第82号	小川辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
第83号	大島辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
第84号	佐伯市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
第85号	市道路線の認定及び廃止について
第86号	佐伯市国民健康保険診療所条例の一部改正について
第87号	佐伯弓道場条例の一部改正について
第88号	佐伯市南浜テニスコート条例の一部改正について
第89号	佐伯市営駐車場条例の一部改正について
第90号	佐伯市宇目商業団地関連施設条例の一部改正について
第91号	佐伯市木浦地区ふれあい施設条例の一部改正について
第92号	佐伯市道の駅やよい条例の一部改正について
第93号	佐伯市藤河内渓谷観光施設等条例の一部改正について
第94号	佐伯市高平キャンプ場条例の一部改正について
第95号	佐伯市重岡ライスセンター条例の一部改正について
第96号	佐伯市宇目農林産物等直売所条例の一部改正について
第97号	佐伯市直川農林産物加工直売所条例の一部改正について
第98号	佐伯市グリーンピア大越条例の一部改正について
第99号	佐伯市瀬会公園簡易宿泊施設及び佐伯市かみうら天海展望台を併せて管理する指定管理者の指定について
第100号	工事請負契約の変更について（佐伯市防災情報システム整備工事）
第101号	工事請負契約の締結について（佐伯市防災情報システム整備工事）

諮 問

番 号	件 名
第1号	人権擁護委員候補者の推薦について（候補者高志勇二郎）
第2号	人権擁護委員候補者の推薦について（候補者法華津和彦）

報告事項

番 号	件 名
第5号	繰越明許費繰越計算書について（平成22年度佐伯市一般会計予算）
第6号	繰越明許費繰越計算書について（平成22年度佐伯市簡易水道事業特別会計予算）
第7号	繰越明許費繰越計算書について（平成22年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算）

第 8 号	繰越明許費繰越計算書について（平成22年度佐伯市漁業集落排水事業特別会計予算）
第 9 号	佐伯市土地開発公社の経営状況について

#### 日程第 4 提案理由の説明

議長（小野宗司） 日程第 4、提案理由の説明を求めます。

市長、西嶋泰義君。

市長（西嶋泰義） 平成23年第 5 回佐伯市議会定例会の開会に当たり、市政諸般の報告を申し上げ、あわせて今回提出いたしました諸議案について、その概要を御説明いたします。

##### 第 1 市政諸般の報告

###### 1 東日本大震災に関する対応について

去る 3 月 11 日に発生しました東日本大震災により犠牲になられた方々に対し、心から哀悼の意を表しますとともに、被災者の皆様に心からお見舞い申し上げます。

このたびの東日本大震災に関する本市の対応状況について御報告いたします。

まず義援金につきましては、市役所各庁舎、各振興局など 27カ所に募金箱を設置したほか、義援金受け入れ口座を開設し、市民の皆様に御協力をお願いいたしましたところ、5 月 15 日現在で約 5,256 万円の義援金をお寄せいただきました。このうち、4 月 19 日に 3,000 万円を、5 月 20 日に 2,200 万円を日本赤十字社大分県支部に送金しております。義援金は、9 月 30 日まで募集を行う予定ですので、引き続き皆様の温かい御協力をお願い申し上げます。

救援物資につきましては、3 月 16 日から 25 日までの間、市役所本庁及び各振興局で受け入れを行いました。お寄せいただいた物資は、民間団体が現地への支援活動に向く際に届けていただいたほか、残りの物資につきましては、大分県を通じて被災地へ届けるため、同県に搬送いたしました。また、ごみ袋 12 万 8,000 枚を宮城県石巻市のボランティアセンターに送ったほか、全国水源の里連絡協議会会員の福島県相馬市に対し、市が備蓄していた水と民間から提供していただいた水、合わせて 5 トンと、民間から提供していただいた米 5 トンをお送りいたしました。

また、被災地に対する職員の派遣状況であります。これまでに消防職員 4 人を岩手県釜石市に、保健師 6 人、事務職員 10 人及びケースワーカー 2 人を宮城県石巻市に、事務職員 6 人を宮城県名取市に派遣しております。さらに、5 月 22 日には、消防団員が宮城県石巻市へ向けて出発しており、6 月 12 日まで 3 班編成で延べ 30 人規模の団員が支援活動を行うことになっております。

被災者の受け入れ状況につきましては、5 月 18 日現在、災害救助法適用地域から 11 世帯 25 人が本市へ避難されております。これらの方々に対しましては、世帯の状況や相談内容に応じて、市営住宅への受け入れ、民間住宅情報の提供、小中学校への受け入れや就学援助のほか、保健、福祉等において特例措置を適用し、支援を行っております。なお、災害救助法適用外の地域から 6 世帯 16 人が本市に避難されておりますが、これらの方々には、必要に応じて各種の助言や情報提供などを行っております。

東日本大震災の被災地あるいは被災者に対する支援につきましては、今後とも、できる限りの協力をしてまいりたいと考えております。



また、今回の震災に伴い、震災発生の日から比較的近い期日に予定しておりました市内でのイベントを中止いたしました。開催の可否につきましては、市民の方々から賛否さまざまな御意見をいただきましたが、被災者数さえ見当がつかないような当時の悲惨な状況を考慮した上で中止の判断をいたしました。

被災地は今なお大変な状況ではありますが、今後は、被災地を応援するためにも、まず本市が元気を出していきたいと考えております。

## 2 東南海・南海地震対策について

本市におきましても、東日本大震災を教訓に防災対策の見直しを進めております。

去る5月10日に本市で開催されました大分県市長会春季定例総会におきまして、私は、私有地を含めた避難地及び避難路整備に係る補助事業の創設について提案し、県市長会として大分県に要望したところであります。今後は、地震や津波の被害から市民の皆様を守るために、津波からの避難の目安を新たに設けるとともに、防災マップの見直しなど避難対策を強化してまいりたいと考えております。津波の際の避難地や避難路の整備、避難ビルとの利用協定などにつきましては、各地区の現状や意向を調査しているところですが、今後、現地確認や整備に向けた測量などを行い、9月定例議会にその整備に関する予算案を計上したいと考えております。

## 3 佐伯市新庁舎建設工事基本設計の完成について

本市新庁舎の基本設計につきましては、去る3月10日に開催されました議会全員協議会で御報告いたしました。この基本設計は、基本構想の方針の一つである「防災拠点として安心と安全を確保した庁舎」を具現化したものであり、大地震の際にも建物はほとんど被害が生じないように免震構造を採用しております。

なお、地震による津波対策として、防災対策本部室やサーバー室、電気室などの重要諸室は3階以上に配置し、3階部分には防災拠点としての機能を配置しておりましたが、3月11日に発生した東日本大震災を教訓に、安全性をさらに高めるため、この防災拠点としての機能の配置を5階部分に配置を予定していた農林水産部及び上下水道部と入れかえることといたしました。これにより、今世紀前半にも発生する可能性が高いと言われております東南海・南海地震の際にも、防災拠点は被害を受けず、本部の機能を十分に発揮できるものと考えております。

## 4 大手前開発基本計画案の公表について

本市は、佐伯市大手前地区市街地再開発準備組合とともに大手前開発事業に関する検討を重ね、本年1月に大手前開発基本計画原案を策定いたしました。策定以降、市議会や市民の皆様はその内容について御説明する中で、皆様からさまざまな御意見をいただきました。これらを参考にして大手前開発基本計画案を策定し、3月23日に開催されました同準備組合の臨時総会で計画案が承認されました。

計画案につきましては、議員の皆様には、4月28日に開催されました地域開発調査特別委員会におきまして内容を御説明いたしました。また、市民の皆様に対しましては、市報及び市公式ホームページに掲載したほか、パブリックコメントを5月2日から6月3日までの期間で実施しております。

今後も事業内容の公表に努め、皆様に大手前開発計画に対する御理解と御協力をいただきながら、本市のまちづくりに取り組んでまいります。

## 5 企業誘致について

本市は、農業の担い手対策と耕作放棄地対策として異業種からの農業参入を推進しており、昨年4月22日には、大分港運株式会社と農場開設等に係る協定を締結いたしました。同社は、新たに株式会社サニープレイスファームを設立し、女島地区にハウスによる高糖度トマトの水耕栽培施設の整備を進めてきましたが、このほど、施設の一部が完成し、4月19日、広瀬大分県知事御出席のもと、竣工式が行われました。生産されたトマトは、7月ごろから関東や関西方面に出荷の予定とお聞きしており、今回の誘致が地域の農業及び経済の活性化につながるものと期待しております。

## 6 地域おこし協力隊の配置について

去る4月1日、鶴見大島地区に地域おこし協力隊の隊員2人を配置いたしました。着任後、各世帯の状況や悩みを把握するため、2人は地区内の全世帯を訪問したほか、高齢者を対象とした診療所への通院のサポート、地区内の植樹、学校行事への参加などを行っております。加えて、団員不足に悩む大島消防団への加入や、大分県漁業協同組合の准組合員になるなど、地区の生活になれようとする前向きな姿勢を見せております。また、地区の自然と住民の生活に関する情報発信のため、鶴見大島ブログを先般立ち上げました。今後は、防災マップや世帯台帳の作成、インターネットの普及・指導などを考えており、その活躍に大いに期待しているところであります。

## 7 第2回さいき903クリーンアップ大作戦について

去る3月6日、第2回さいき903クリーンアップ大作戦を実施いたしました。今回から、本市が誕生した3月3日の直近の日曜日を統一行動日に設定しております。当日は、約7,200人の市民の皆様にご参加いただき、約14.6トンのごみを回収することができました。お忙しい中、御協力いただきました皆様に感謝申し上げます。

## 第2 提案理由の説明

今回提出いたしました議案は、予算外議案22件及び諮問2件であります。

以下、その概要を御説明いたします。

### 1 予算外議案について

議案第80号、佐伯ヘリポート条例の一部改正、議案第87号、佐伯弓道場条例の一部改正、議案第88号、佐伯市南浜テニスコート条例の一部改正、議案第89号、佐伯市営駐車場条例の一部改正、議案第90号、佐伯市宇目商業団地関連施設条例の一部改正、議案第91号、佐伯市木浦地区ふれあい施設条例の一部改正、議案第93号、佐伯市藤河内渓谷観光施設等条例の一部改正、議案第94号、佐伯市高平キャンプ場条例の一部改正、議案第95号、佐伯市重岡ライスセンター条例の一部改正、議案第96号、佐伯市宇目農林産物等直売所条例の一部改正及び議案第97号、佐伯市直川農林産物加工直売所条例の一部改正につきましては、本市の公の施設の管理を行う指定管理者の管理指定期間を統一する観点から、佐伯ヘリポート、佐伯弓道場、佐伯市南浜テニスコート、佐伯市営第2駐車場、佐伯市宇目商業団地関連施設、佐伯市木浦地区ふれあい施設、佐伯市藤河内渓谷観光施設等、佐伯市高平キャンプ場、佐伯市重岡ライスセンター、佐伯市宇目農林産物等直売所及び佐伯市直川農林産物加工直売所の管理を行う指定管理者の管理指定期間をそれぞれ現行の3年間から5年間に改めようとするものであります。

議案第81号及び第82号の黒沢及び小川の各辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に

つきましては、黒沢辺地及び小川辺地において、小型動力ポンプ付積載車の整備に係る事業を行うに当たり、財政上の特別措置の適用を受けるため、既存のこれらの辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更しようとするものであります。

議案第83号、大島辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定につきましては、大島辺地において、公共的施設の整備を行うに当たり、財政上の特別措置の適用を受けるため、新たに当該辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定しようとするものであります。

議案第84号、佐伯市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正につきましては、公共下水道事業の事業計画の変更に伴い、当該公共下水道事業の排水区域、排水人口及び1日最大処理能力を変更しようとするものであります。

議案第85号、市道路線の認定及び廃止につきましては、大分県が施行する県道西野浦河内線の供用開始に伴い、また市道路線として新たに浦崎2号線を認定し、並びに中ノ島5号線の起点及び終点を変更することに伴い、中ノ島5号線を一たん廃止し、新たに市道路線として認定しようとするものであります。

議案第86号、佐伯市国民健康保険診療所条例の一部改正につきましては、佐伯市国民健康保険診療所が行う診療及び介護の日時並びにこれらを変更することができる場合の規定を明確にしようとするものであります。

議案第92号、佐伯市道の駅やよい条例の一部改正につきましては、佐伯市道の駅やよいの利用時間及び休業日を改めるとともに、当該施設の利用の許可に関する規定の整備をしようとするものであります。

議案第98号、佐伯市グリーンピア大越条例の一部改正につきましては、佐伯市グリーンピア大越の利用者から徴収する使用料を利用料金として指定管理者に収受させることにしようとするものであります。

議案第99号、佐伯市瀬会公園簡易宿泊施設及び佐伯市かみうら天海展望台を併せて管理する指定管理者の指定につきましては、現在休止中の佐伯市瀬会公園簡易宿泊施設及び佐伯市かみうら天海展望台について、これらの施設をあわせて管理する指定管理者を新たに指定しようとするものであります。

議案第100号、工事請負契約の変更につきましては、日本無線株式会社大分営業所と締結している平成22年度佐伯市防災情報システム整備工事の請負契約に関し、自営柱の増設等に要する経費を追加することに伴い、契約金額を増額変更しようとするものであります。

議案第101号、工事請負契約の締結につきましては、平成23年度佐伯市防災情報システム整備工事に関し、日本無線株式会社大分営業所と工事請負契約を締結しようとするものであります。

## 2 諮問について

諮問第1号及び第2号の人権擁護委員候補者の推薦につきましては、人権擁護委員である塩月圭子氏及び堀川清則氏の任期が平成23年9月30日で満了するため、新たに高志勇二郎氏及び法華津和彦氏を候補者として推薦することについて議会の意見を求めるものであります。

以上をもちまして、今回提出いたしました諸議案の概要の説明を終わらせていただきます。

何とぞ御協賛賜りますようお願い申し上げます。

議長（小野宗司） 引き続き、報告事項について執行部からの概要説明を求めます。

その間、暫時休憩いたします。

午前11時10分 休憩

午後0時15分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

本日は、この程度にとどめまして、6日は午前10時から本会議を開きたいと思いを。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後0時16分 散会

平成23年 第5回

# 佐伯市議会定例会会議録

第2号 6月6日

# 第5回 佐伯市議会定例会会議録(第2号)

平成23年6月6日(月曜日) 午前10時00分 開議

## 出席議員の氏名

1番	後藤幸吉	2番	矢野精幸
3番	高司政文	4番	清田哲也
5番	河原修仁	6番	矢野哲丸
7番	河野豊	8番	佐藤元
10番	上田徹	11番	御手洗秀光
12番	清家儀太郎	13番	日高嘉己
14番	玉田茂	15番	榎田穂積
16番	三浦涉	17番	井上清三
18番	小野宗司	19番	浅利美知子
20番	後藤勇人	21番	渡邊一晴
22番	井野上準	23番	兒玉輝彦
24番	宮脇保芳	25番	清家好文
26番	江藤茂	27番	吉良栄三
28番	芦刈紀生	29番	下川芳夫
30番	高橋香一郎		

## 欠席議員の氏名

9番 和久博至

## 説明のため出席した者の職氏名

市長	西嶋泰義	副市長	山本清一郎
副市長	塩月厚信	教育長	分藤高嗣
総務部長	内田昇二	財務部長	井上勇
企画商工観光部長	浜野芳弘	市民生活部長	染矢隆則
福祉保健部長	清家保賀	建設部長	高瀬精市
上下水道部長	笠村由喜	農林水産部長	坪根大吉
教育部長	福泉慶一郎	消防長	平井栄治
次長兼総務課長	田村智	防災危機管理課長	久保田与治郎
情報推進課長	戸田眞喜雄	次長兼財政課長	岡本英二
工事検査課長	坂本学	次長兼企画課長	飛高彌一郎
商工振興課長	飛高勝則	観光課長	兒玉修一
次長兼署長	安部幸一	高齢者福祉課長	山田わか子
保険課長	平山和也	次長兼都市計画課長	永田亀男
大手前開発推進室長	龜山伸太	文化振興課長	河野宜弘

スポーツ振興課長 大神 孝雄

出席した事務局職員の職氏名

局長 東 正 博

議事日程第2号

平成23年6月6日(月曜日) 午前10時00分 開 議

- 第1 議案質疑
- 第2 議案等の委員会付託
- 第3 一般質問

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案質疑
- 日程第2 議案等の付託委員会
- 日程第3 一般質問

午前10時00分 開 議

議長(小野宗司) 皆さん、おはようございます。本日の平成23年第5回佐伯市議会定例会第6日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議案質疑

議長(小野宗司) 日程第1、議案質疑を行います。

議案第80号から第101号まで並びに諮問第1号及び第2号、以上24件を一括して議題とし、これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

14番、玉田茂君。

14番(玉田茂) 皆さん、おはようございます。14番、玉田茂です。

第1回の議会報告会も終わりました。四班の皆さんには鶴見大島の田の浦公民館に出向いていただき、大島での生活の実態を目の当たりにしたことと思います。大変御苦労さまでした。

今回、私は議案第83号、大島辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について議案質疑を行います。

まず、アとして予算と整備計画についてお伺いをいたします。大島辺地に係る公共的施設の総合整備計画は、平成23年から平成27年の5年間ですが、整備計画の変更が生じた場合は、予算変更及び期間の延長はできるのか、まずお伺いをいたします。

イとして新船の建造についてお伺いをいたします。新船の建造は今年度予算計上されたので、近く設計にかかるものと思いますが、船舶の構造、規模、大きさ等性能を教えてください。

次に、ウとして大島地下地区の船着き場の改修について伺います。現在の船着き場は満潮

時と干潮時の潮位の差があるために、船着きが変化して大変危険であります。安全対策は考えているのかお伺いをいたします。

工として航路変更についてお伺いいたします。航路変更は関係者、自治体と協議して決定したのか、航路変更はどのようになっているのかお伺いをいたします。

次に、オとして生活環境施設など厚生施設の整備及び医療の確保について伺います。消防機庫の建設時期はいつか、また5年間で計画しております具体的な項目はあるのかどうか、医療の確保については、現在週1回火曜日に丹賀診療所の医師が出向しておりますが、現状のまま推移するのかということをお伺いをいたします。以上です。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） おはようございます。企画商工観光部長の浜野であります。

トップバッターです。気合いを入れて頑張りたいと思います。

まず、アの予算と整備計画についてでございますが、辺地に係る公共施設の総合整備計画に変更が生じた際の事業費の変更並びに計画期間の延長はともに可能でございます。ただし、計画の変更には議会の承認が必要ということになっております。

それから、イの新船の建造についてでございます。新船の建造の規模あるいは構造についてお答えいたします。材質はFRP強化プラスチックであります。現在はアルミ船であります。総トン数19トン、現船と同じであります。それと定員45名、これ現船が47名というふうになっております。それと機関、エンジンでありますけれども、現状と同程度で2基、省エネ型を据えるということでありまして、それと速力は21ノット、これも現船と同程度であります。その他バリアフリー対応を行うということでありまして。

次にウであります。大島地下地区の船着き場の改修についてでございますけれども、地下地区の船着き場の改修については現段階では考えておりません。御指摘の懸念に対しましては、平成15年4月に掘り込み式の5段の階段を設置、船舶にも2段の階段を取りつけ、乗りおりの利便性を図っております。また、接岸時は船舶を前後させることで、潮の干満に応じ、掘り込み式階段に乗降客の足元が合うよう操作し、安全の確保に努めているということでありまして。

それから、エの航路変更についてでございます。航路変更はまだ決定をしておりません。これまで大島の三地区及び丹賀地区の自治委員、それとあまべ商工会の筆頭理事、大分県総合交通対策課長、大分県佐伯土木事務所長、大分運輸支局次長、それに佐伯市の企画商工観光部長を構成員とした、平成22年度大島佐伯航路改善協議会において、延べ3回航路の維持・改善について協議してまいりました。具体的には乗降客数の動向を踏まえた丹賀港への寄航中止や、要望の強い船隠地区への新たな寄航などでありまして。協議会といたしましては、関係者、自治委員と協議を重ね、一定の方向を示した形になっております。しかし、これはまだ最終的に決定したものではありません。今後、地区住民との協議を重ねながら、運行便の編成や各地の発着時刻の検討を行い、合意を得た上で、航路変更の手続に入ることになると思います。

それとオですけれども、生活環境施設等厚生施設の整備及び医療の確保についてであります。それと、消防機庫の建設時期はいつかということでありましてけれども、まず、質問のうちの消防機庫の建設でありますけれども、消防機庫の建設時期等については、今年度中に実施計画を行い、来年度、平成24年度に建てかえ工事を行う予定であります。



それともう一つ、生活環境のほうですが、平成23年度に県派遣医師を3名から2名に減員され、米水津診療所を指定管理とする過程で、2名体制を維持するという県との協議が調っていることから、大島診療所の診療についても現行体制で維持してまいりたいというふうに考えております。以上です。

議長（小野宗司） 玉田議員。

14番（玉田茂） 再質問いたします。

まず、アで予算整備計画についてであります。期間の延長はできるということで答弁をいただきました。今回の具体的な整備項目は大島航路の新造船の問題、それと消防機庫の建設という2つの改良工事ですが、施設名の中で交通通信体系の整備ということもうたわれております。要するにそういうものが老朽化した場合にどのようにするのか、その対策を講じなければならないということだと思います。それで、まず老朽化しておる施設そのものを今回調査をしてもらいたいというふうに考えます。アは以上です。

次にイにいけますが、今、新船の建造について答弁をいただきました。FRP、強化プラスチックであると、以前はアルミ構造であったのをプラスチックにかえるということであり。なぜ、今のアルミ構造のものを強化プラスチックにかえるのか、いろいろな利点があるというふうに、やっぱり判断したのかなというふうに思います。私なりに考えてみたところがですね、やはり建造費が安く上がるんじゃないかなという思いもします。それで、アルミから強化プラスチックにかえた場合の船の強度的な問題で、安全性の問題はないのかどうか、また振動とか波の高いときに揺れがどのようになるのかとか、またアルミから強化プラスチックにかえた場合、運輸局の許可は本当に得られるのかどうかということ。それと、強化プラスチックをつくるのは佐伯市内に造船所はかなり多いと思うんですね。だから市内の造船所で建造することはできないのか、その点をイとして再質問いたします。

イの項目の中で追加しますが、同じ19トン型、これにしたのはなぜかということですが、恐らくこれは19トン以上といいますが、20トン以上になると船長免許、これは19トン型であれば船長さんが1人で運航できると、要するに機関長が要らないということだと思っ。だから、経費的なものについてもやっぱり19トンがいいのかなと思いますが、その点と検査の状況、これ小型船舶になろうと思っ。5年に1回の検査で簡易検査的なもので済むんじゃないかという思いがしております。その点、19トン型にした理由、それをお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 玉田議員、申しわけありません。御指摘が遅くなりましたが、再質疑は項目ごとをお願いいたします。1個ずつね、答弁のア、イをお願いいたします。以後は項目ごとに、済みません、お願いいたします。

14番（玉田茂） エンジン2基でなければいけないということなんです。やっぱり安全面においてですね、2基が必要かなという思いがしております。というのはその場で回転できるということと、1基であれば航路の途中で故障したとかいうことになれば、やはり航行ができなくなると、安全性の問題があると思っ。その点についてエンジン2基ということで、これはもういいと思っ。

それと大島航路、これは人だけ運搬するわけではありません。大島の生活用品、また食料品、そういうものを運搬をいたします。それで、設計の中で貨物をきちっとした、波があっても要するに荷崩れしないような、そういうものに設計を組み込んでもらいたいというふうに思

います。それと、緊急の場合の連絡方法はどのようになっておるのかということをお聞きいたします。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長、アトイについて。

企画商工観光部長（浜野芳弘） お答えいたします。項目が多いのでちょっと答弁を省いてしまいかもしれないので、ちょっとまた確認をお願いします。

まず、アルミからFRPについて、なぜかえたかということ、やはりおっしゃるとおり、建造費が安いということでもあります。私が旧鶴見町時代にこの船を担当しておりましたので、ある程度はわかるんですけども、建造費が安いということともう1点、メンテが全然違います。修繕費用というのが、アルミですと特殊な技術が溶接に要りますので、FRPですと、どこの造船所でもできるということで修繕費が安いということで2点が大きな理由だと思います。

それと、19トンにした理由でありますけれども、玉田議員がおっしゃったように20トン以上は機関長が要りますし、船長も資格が海技免許でなくて小型1級の船舶の免許でよいということと、検査の状況をお尋ねになりましたけれども、たしか、とよしまのときは22トンでありましたけれども、検査が2年に一遍だったと思います。その間に中間検査が入りますので、今、19トンでありますと、船舶検査が5年に一度でいいということで大分費用が違います。

それと、あとは振動と強度ということでありましたけれども、今、アルミとFRPはほとんど強さは変わらないということではありますが、振動については私ちょっとわかりません。また後日、船長に聞いてお知らせしたいと思います。

それと、地元の造船所云々という質問がありましたけれども、なるべくそういうことでFRPにしたということもありますので、なるべく地元の造船所にしたいなというふうには考えております。

それから、運輸局の許可はどうかということでもありますけれども、運輸局と一緒にこのことは進めていきますので、運輸局と相談しながらということになってますので、それは問題ないだろうというふうに思っております。

あと、生活用品のほうは貨物の規模はわかりません。今は船の前にそういう倉庫というところがあるんですけども、漁船でいうとさぶたですね、そういうものをあてて、貨物を入れるというふうになってはいますが、生活用品となりますと生鮮食品がありますので、そういう倉庫的のところに入れてよいかどうかというのがあります。これはまだ設計中でありまして、そこところは伝えておきたいというふうに思います。

大体以上でしたか、緊急の連絡ですが、今のところ携帯電話ということになっております。携帯で一応19トン以下は大丈夫ですので、携帯電話を使用するというようにしております。以上です。

14番（玉田茂） 大まかには施設の内容等についてはいいのかなというふうに判断いたしました。ただ一番最後の緊急の設備、その中で、これはもう船舶に検査機構の検査の中に決められたものはあります。それ以外のものが必要かどうかということになってこようかと思えます。今、携帯電話ということなんですが、船にはレーダーとかいろいろついています。その中で、携帯電話もそれは必要でありましょう。しかし、船舶無線、これは現在の船にはついてないと思うんですね。それと、乗客の中にももし体調を壊されたという方があった場合に、

やっぱり船にA E Dぐらいは取りつける必要があるのかなというふうに考えます。その点、答弁を。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） 船舶無線ですけども、実は私も船舶無線の資格は持ってません。ただ、緊急時については船舶無線も携帯もほとんどかわらないので、協議はしますけれども、恐らく携帯になるだろうというふうに思っています。

それとA E Dのほうは確認しておりませんが、これも大島の現状を考えると非常に必要だろうというふうに思っていますので、それは設置する方向で予算の関係もありますけれども、協議したいというふうに思います。

議長（小野宗司） 玉田議員。

14番（玉田茂） イの項目の中でですね、これはぜひとも設計に生かしてもらいたいという思いがしますが、今現在の乗組員の方々、この方々の話をよく聞いていただいて、どのような設計にしたらいいのか、どういうものに今現在困っているのかという課題があると思います。だからその課題を乗務員の方にとにかく聞いて、それを今回の新船の建造について生かしていただきたいというふうに思います。

次にいきます。ウについて、大島地下地区の船着き場の改修、今部長から答弁がありました。船のほうにも階段とかそういうものを取りつけて安全対策を練っておるということでもあります。それと大島の船着き場のほうに5段の岸壁階段をつくっておるということでもありますけれども、今現状は大変危ないんですね。だからそれはつくってる現状はわかります。わかるんですが、今の現状が危ないんですから何か改善をしていただきたい。要するに今回の船のほうにきちとした施設、乗りおりがしやすいものそういうものを取りつけるとか、岸壁のほう、今、田の浦の船着き場のほうは浮き桟橋があります。だから満干の差が全くありません。船着きが全く水平の状況になって、大変乗りおりがしやすい。こういうものを地下地区に設置できないかどうか、その点再質問いたします。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） 浮き桟橋、地下地区への浮き桟橋、これは田の浦のほうには設置をしておりますけれども、現在確かに地下にはありません。ただ、今のところその計画も持ってありませんので、そういうところでございます。

議長（小野宗司） 玉田議員。

14番（玉田茂） 計画持ってないということではありますが、住民からの話も聞いていただいて、この件についても安全対策をぜひとも、その施策を講じていただきたいというふうにこれは頼んでおきます。

次にいきます。エについて。航路変更でございますが、今鶴見半島のほう、要するに丹賀に航路が設定をされております。大島から丹賀に渡って、丹賀から佐伯の葛港に着くという航路になっております。今、話を聞きますと、その丹賀を変更して大島の一番端のほうにあります船隠、それから田の浦、地下、そして葛港という航路になる予定だと、これ決定してないけど予定であるという話でありました。2月9日に改善の協議会が開催をされております。そのメンバー、今部長が話をいたしました。12名でありますけれども、航路変更は決定していないということでもありますけれども、要するに今の状況が新しい航路変更をした場合に、鶴見半島から大島に渡る便がなくなってくる。全く大島だけの航路になってくる。そ

うなってくると大島自体のこれだけ高齢化した地域であります、それがまだまだ高齢化するんじゃないかなと、高齢化といいますか辺地になってくるんじゃないかなと、その点は大変私危惧してます。

それで、今船が着いておる、停泊する場所、これは梶寄です。梶寄を朝出て、これは梶寄の人は乗れません、航路になってませんから。梶寄の港に停泊して、それから朝大島に、それから大島、丹賀、葛港という航路になっております。それを変更した場合にですね、これは大変な状況になると思うんです。だから、やはり大島と鶴見半島、これを結ぶ路線、この路線だけは確保しなきゃいかんというふうに思います。そうしないと将来的に困ることが起こってきます。だからその点をしっかり考えてもらいたい。要するに時間的なロスとかそういうもん全くないんです。経費の節減とかそんなもん全く関係ないんです。船が着いてるんが梶寄ですから、梶寄から乗って大島に渡って、それから葛港に来ればいいんですから、そういう航路変更をきちっとやってもらいたい。そうしないと住民は困りますよ、これはこれから先の大きな課題として、航路の問題は検討してもらいたいというふうに思います。いかがですか。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） 航路変更については、今の丹賀に一度とまってるんですけども、丹賀のいわゆるお客さんが少ないということで、じゃあ丹賀よりも船隠にというような協議会の回答だったと思います。問題なのは大島航路は赤字路線ということであります。赤字ですから、国は切ろうとしてます。実は私も梶寄から大島に航路変更を昔、願い出た経緯があります。ただ、それを国がもうノーとばかりでした。というのは、赤字路線はなるだけ航路を小さくしようと、切ろうというふうに思っていますので、また、梶寄から大島の航路延長となりますと、経費はかからなくても航路延長になりますと非常に難しいというふうに思っていますが、協議会の中に支局長、次長等もおりますので、相談はしてみたいというふうには思います。

議長（小野宗司） 玉田議員。

14番（玉田茂） 相談していただけるということではありますが、やはりこの問題は、ただ協議するだけでなしに住民を巻き込んだやっぱり話し合いが必要であろうと思います。今の協議会の中で、梶寄の自治委員の方は入ってないと思います。これは航路になっておる丹賀の人たちと大島のその住民、この人たちと役所の方々の12名なんです。だから梶寄の住民、自治会の方でも大島の人たちと一緒に話をする機会をつくってですね、協議をしてもらいたい。ただ、こうだからこれでいいとか、こうしますよというんでなくてね、やっぱり住民サイドの話をよく聞いて、大島と鶴見半島が切り離されるようなそういう発想のもとに物を考えていただきたくない。このことは申し述べておきますので、協議会の中で十分もんでいただきたいというふうに考えます。

次にいきます。オとして、生活環境施設等厚生施設の整備計画、医療の確保についてであります。今御答弁いただきました消防機庫については24年度に建てかえするというのであります。それと、丹賀診療所の医師については現状維持でいくということですので結構であります。具体的な項目については今後いろいろと協議をしていただいて、大島の住民が安心して生活ができるような施策を求めて私の質疑を終わります。

議長（小野宗司） 以上で、玉田議員の質疑を終わります。

次に、16番、三浦渉君。

16番（三浦渉） おはようございます。16番、民主党会派三浦渉でございます。

私は今回、議案第100号について質疑を行います。まず、市長の提案理由の説明の中に、工事請負契約の変更、日本無線株式会社大分営業所と締結したいとの内容であり、増額変更については自営柱の増設経費を追加するとの、その金額を変更する提案であります。その変更金額等々につきまして質疑を行います。

まず議案第100号について、この工事は本年の3月14日付にて工期延長の繰越承認議決をしているが、そのときになぜ増額の変更もしなかったのか。そして、既に本契約して7カ月から8カ月に入ろうとしておるが、中間検査は1回か2回は行っておると思いますが、どの部署でどのような検査をしたのかお尋ねして1回目の質問を終わります。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） おはようございます。総務部長内田です。よろしく申し上げます。三浦議員の質問にお答えします。

なぜ今の時期に増額か、3月定例会では出さなかったのかということについてですが、当初発注時は平成22年度内に完成する予定でしたが、11月に申請したN T T柱と九電柱の添架許可が通常3週間程度で許可がありますが、昨今の県内ケーブルテレビ事業や経済対策で実施した携帯エリア整備事業の光ケーブルの伝送路工事の共架申請と同時期になりまして、N T T柱につきましては1月中旬に許可があり、3月時点では九電柱については、まだ許可がおりていない状況でありました。強度不足による自営柱の本数が固まらず、変更設計が3月議会に間に合いませんでした。そこで、4月末に九電佐伯営業所に何とか早く許可ができないかお願いをした結果、まだ事務決済手続きが終わっていないので正式な許可は出せない。しかし、強度計算は終わっているので、強度不足による共架不可はないとの内諾がいただきました。今回の定例会に間に合わせたという経緯です。

次に中間検査ですが、年度末に請負者から出来高払いの請求があれば、当然出来高払いで出来高検査は実施する予定でした。請求がありませんでしたので、中間検査は実施しておりません。以上です。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 内田部長も初めての答弁のようにありますので、やんわり厳しくいきたいと思えます。

これは自営柱というのは当初の設計の段階からわかっておったのではないかなと、その設計書を受け取ったときに、どなたがチェックをしたのか、その設計書を見切る職員なり部署が佐伯市役所の中にあるのかないのか、その辺をお尋ねします。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 設計ですが、自営柱、当初は7本の設計根拠ということで通常添架申請しております。予定本数の通常は1%が実績ですので、これに基づいて設計をしております。今般、添架申請本数のふえたのはN T T柱の申請分によるもので、近年N T Tの管内で共架に伴う強度不足による事故が発生し、このため添架申請による強度計算を厳しく行っているというようなことで、強度不足が多く発生したのではないかと思います。コンサルのほうでは、強度計算による詳細な強度不足の本数については強度計算結果によるものなので、確実な本数については把握できてないということが実際のところではないかと思います。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） じゃあ、実際把握はできていないということは、コンサルの設計ミスであるものを当初市では受け取ったというふうに認識していいんですか。設計がきちんとできておれば、またその設計書に基づいて入札する前に現地を徒歩で見るとか歩くとかしながらチェックをした結果、業者に入札を出すのではないかと、このように私は思うんですが、これはどこのコンサルかわかりませんが、コンサルは見落としとしておつたと、NTTはもう県下全域にこういったものには貸さないというようなことから、先般の携帯電話の関係なんかも随分金をかけて、NTTは借りられなかったのではないかと、それがわかっておるにもかかわらずこういう設計をしたということは、ということは、設計ミスをそのまま受け取って発注をしたということではないのかなと、再度お尋ねします。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 強度計算につきましては、NTT柱と九電柱の計算方法も異なり、公開されておりません。ということで、申請後それぞれの範疇で行いますので、設計会社のほうでは強度計算をすることはできないのではないかと考えております。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） じゃあ、22年の9月議会に本契約はかかっております。8カ月に及ぼうとしておる時期にNTTが貸してもらえるのか、九電工が貸してもらえるのか、そういったところをその8カ月の間にどうしてチェックがなされてなかったのですか。今になって四百数十万円の増額と、自営柱を建てるからということはおかしいんじゃないですか、ちょっとその辺を再度。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 先ほどもお答えしましたとおり、11月に申請したNTT柱と九電柱の添架、通常3週間でき上がります。それが今現在、県内のケーブルテレビ、伝送路関係の工事が多いということで遅くなったということで、NTTについては1月、3月で九電柱がまだ許可がおりていないという状況でありましたことを報告します。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） まあ、部長も初仕事でありますので、余り突っ込まず、次いきます。

じゃあ、コンサルの設計書を持ってきたときに、その設計書が1から100までそれをきちんと把握できる職員がおるのかおらないのか。小学校建設とか中学校建設とか建築であれば話を聞くと一級建築士が1名2名、職員の中において専属に担当しておるということで、コンサルも一級建築士、日本国は一級建築士よりか上の級はないわけですから、同じ免許を持った人が、同じ免許を持った人の書いた図面をチェックするということができるんですが、この今質疑をしておる問題のコンサルの図面、資料を職員の中にどこの部署のどなたが見切るんですか、ちょっとその辺をお尋ねします。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

情報推進課長（戸田眞喜雄） 担当の情報推進課長の戸田といいます。よろしく申し上げます。

今の三浦議員の質問の、設計書の中身を職員がちゃんとチェックできるかという御質問ですけれども、これに関しての専門の建築一級を持った、資格を持った職員とかでは実際ありません。情報推進課の中でこれを対応しておるんですけれども、今まで過去経験した職員が今までの経験のもとに一応チェックをしております。なおかつ、設計書については工事の起

工伺ということで上げていきますので、当然工事検査課のほうのチェックも受けております。以上です。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 今までの経験を生かしてチェックするということでもいいんですか。じゃあ、工事検査課の起工伺ををすると言うが、工事検査課は当然検査を完了すれば、支払い・支出命令には承認の印鑑をつくでしょうから、その方はきょうは答弁できないんですか。

議長（小野宗司） 執行部。

工事検査課長（坂本学） 工事検査課長の坂本といたします。よろしく申し上げます。

委託設計書のチェックに関しては、基本的に担当課によるチェックで行っております。起工伺に関して、工事検査課のほうに審査伺が回ってきておりますけど、当然うちの職員にも電気・電子の関係を専門に持った職員はおりませんので、一応設計書の内容、要は数量とか単価とかそこら辺、妥当性を見きわめて、審査している状況です。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 当然、工事検査課が起工伺というものを最高の伺をいただいてね、その承認をする以上、検査を仕切らなきゃいけないでしょう。

じゃあ、工事検査課のほうにお尋ねいたします。今、内田総務部長はまだ中間検査していない、もしこれが中間検査をしてくださいと言った場合は、どなたがどの部署でするんですか、お尋ねします。

議長（小野宗司） 坂本工事検査課長。

工事検査課長（坂本学） うちの行う検査の場合、中間検査は当然ありますけれど、あと完成検査と出来高による検査、この3つがございます。中間検査の場合は、あらかじめ起工の段階で工事の特記仕様書の中に中間検査を行う旨の記述が入ってきます。当然、例としてはその一つの工事の中で、途中でその供用開始とかいう部分があれば、中間検査をして供用開始するというような形で行うものでございます。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） わかりました。じゃあ、課長ね、検査をする器具、この大変な器具が要ると思いますが、これどのようにして検査をするのですか。やがて検査をして引き渡しをするんですが、資料のチェックは計算機があればできるかもしれませんが、現地の検査等はどのようにして、過去の経験をということで過去もしたことがあると思いますが、どのようにして検査をするんですか、ちょっとお尋ねします。

議長（小野宗司） 坂本工事検査課長。

工事検査課長（坂本学） 検査の器具でございますが、基本的にうちが持っている、工事検査課で所有している検査機器自体は、コンクリートの強度をはかるシュミットハンマーといたしますが、それぐらいしか持っておりません。あとは担当課が持っている器具あるいは業者さんが持っている器具を使って計測あたりを行っている現状でございます。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 防災のコンクリート強度をはかるなんていうのはわずかなもん、基礎か何かねわずかなもんと思いますがね、じゃあ情報推進課に、そういった機能をチェックする器具等があるんですか、情報推進課にあるんですか。

議長（小野宗司） 戸田情報推進課長。

情報推進課長（戸田眞喜雄） お答えします。

特に、私もそういう設計技師の専門ではありませんので、今言われた器具とかというのはちょっと、どういった器具かというのはちょっと今すぐ理解はできませんけれども、特に自営柱の関係ではないかと思うんですけども、自営柱のここで言う強度不足というのは当然、今通常であればNTT、九電、それぞれに自前の線が、伝送路を載せております。それに新たに今度、この防災のケーブルの線を載せたときに、当然加重がかかってきます。加重が1本のところに2本3本加重がかかってきたときに、それが各電柱間でそれを支えられる、1本で十分強度に足りるか足りないか、そこらあたりの強度不足の検査ということで、NTT、九電に強度のそういった検査をしていただいて許可を得る。今言われたちょっと質問に対しての答弁になるかどうかちょっとわかりませんが、そういったことでございます。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） これはどうか答弁が本格的に腰をはめて質問をせんと。拡声機能という仕事をしておるわけ、防災佐伯市ですがという音声はどうしてはかるんですかという、わかりやすく質問します。

議長（小野宗司） 戸田情報推進課長。

情報推進課長（戸田眞喜雄） 音声の出す、いわゆる出力でございますけれども、これについては、当然出すセンター設備というところから当然出すようになっております。センター設備からその音声の出力は大きくしたりとか小さくする、それはレベルで大小変えることが可能だと思っております。それを現地でどれだけの音が聞こえているかというのは、実際これ現地で音を出してですね、そのような確認になるかと思えます。当然検査の前に、完成すれば、当然実際音が出るのかどうかというのは当然、事前に情報推進課のほうでも確認をしておるということです。以上です。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 年をとった方もおるし耳の遠い人もおるし、あなたたちの耳で聞こえて、これはいいぞと2億も3億も4億もの工事代金がね、聞こえたか聞こえないかわからない、検査の1週間前に事前にチェックすると。どのようにチェックするのか、その音が本当に出てるのか、出ておらない、耳の検査しかないんでしょう、何で検査するんですか。

議長（小野宗司） 戸田情報推進課長。

情報推進課長（戸田眞喜雄） 音については先ほど言いましたように、当然実際音を出してから検査をします。それぞれ個人個人で当然聞こえにくいとか、いろいろあるかと思えますけれども、一般的に、ちょっと正確な数字を今ちょっと私資料持ち合わせておりませんので、当然ある一般的な出力の音の大きさというのは決まっていると思えます。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） こっちはちゃんとチェックした上で質疑に立ってる。音声が出るか出ないかも業者がしておるじゃないですか。業者からそれを検査をしてもらって、業者に仕事させて、業者に金を払う。設計施工というのは民間であるよ、施工検査なんて日本じゅうにあるかい。業者、日本無線が持つとる器械で検査をしておるじゃないか、何でそういう答弁をきちっと最初からしないのか。そうじゃないの、日本無線が検査の前にチェックをしておるじゃないか。そうでしょうが、最後。

議長（小野宗司） 戸田情報推進課長。



情報推進課長（戸田眞喜雄） 当然施工会社が、工事が終われば日本無線さんが当然、今議員が言われるとおりに検査はちゃんとしてはおると思います。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 日本じゅうにね、受注した業者が検査をして、それを完成書類とデータと一緒に発注先に出すということはありません。全くできてないじゃないですか。資料も見切らない、検査もし切らない、7カ月も8カ月も一回もチェックもしていない、検査もしてないじゃない。全部お任せですか、日本無線に。床掘りしたり、少し電柱立てたり、床掘りしたりしたところも検査してないんですか。内田部長は一回も中間検査はしていないと言うが、中間検査と途中の現場の検査は違いますけど、現場に一回も行ってない、検査もしてないんですか、そういうところ。最後。

議長（小野宗司） 戸田情報推進課長。

情報推進課長（戸田眞喜雄） 現場の検査は、職員当然行っております。正式な中間検査というそういう検査ではなくて、当然、工種・工期ごとのそれぞれのところでは、当然今言う基礎の工事とかそういうところには当然検査も行っております。ことしのこの工事ではないんですけれども、過去の工事では私も実際、防災の子局を立てるときの基礎工事のときに、検査ではないんですけれども、工事の実際どういうあれでやっているのかというのは担当の係長としてそういった、正式な検査でないんですけれども、現地では確認はしております。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 最後、工事検査課の坂本課長に聞きますが、日本無線の3億7,800万円の落札率96.83、これは通常の落札率と考えていいんですか。この県南の業者が通常入札をしておる落札率96.8%というこの工事ね、3億7,800万のこの工事、通常一般の佐伯市民税を払っておる通常の業者が契約しておる落札率というように判断していいんですか。これ何でこんなに高い率で落ちたと思いますか、ちょっとお尋ねします。

議長（小野宗司） 坂本工事検査課長。

工事検査課長（坂本学） 佐伯市の全体の工事での平均の落札率が、昨年で、概略で申しわけないんですけど89%ぐらいです。今回の日本無線が落札した3億7,000万ですか、この工事の落札率が議員おっしゃるように95%、6%ですかね、このことについては一応一般競争という枠の中で広く参加業者を見積もった入札の結果ということで御理解願いたいと思っております。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 100号はこれで終わります。

次に101号に入ります。101号は工事請負契約の締結についてお尋ねします。

100号に続き、業者は同じ業者です。日本無線株式会社大分営業所が5月18日、2億2,000万で落札しておりますが、この本契約を議会の議決をいただきたいということでございます。これは一般競争入札でありながら、2社しか参加していない。一般競争入札で2社しか参加していない。大分県の通常であれば、一般競争入札は約20社、20社ぐらいが参加できるような広い広い窓口をあけた要件を設定しておるが、これは2社しか参加していないが、これはどういうことから考えられますか。まず1点お尋ねします。

議長（小野宗司） 井上財務部長。

財務部長（井上勇） おはようございます。財務部長の井上勇でございます。それでは、三浦

議員の質問にお答えいたします。

県内で要件を満たす業者は14社ですが、公告の競争に参加するものに必要な資格に関する事項の中で、沖縄県を除く九州管内に建設業法に基づく主たる営業所、本店であります。または佐伯市との契約について、委任を受けた営業所、支店であります、があることが条件となっており、このことから今回の入札に参加可能な業者は46社であります。

次に、2社しか参加しなかった理由ですが、入札に参加するしないかは業者が自由な判断でありますから、入札の結果として、2社だったと思っております。

次に、市で扱う要件設定型一般競争入札の設定ですが、県と同様に20社以上が基本と考えております。しかしながら、一般競争入札においては地元業者の保護・育成の観点から、市内企業を構成員とする共同企業体での発注等の場合に、一部業種においては地元の業者の数のみとなっている部分もあります。以上であります。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） これは検査課あるいは情報推進課じゃないとわからないと思いますが、日本無線しか参加できないような現状、現地というものがあるのではないかと、私はそのように考える。46社、参加できればしてもいい業者がいるというようなことですが、日本無線しか参加ができないようなシステムになっておるのではないかと。というのは、ほかのNECだとか日立だとかが参加できるかもしれないけれども、もし参加した場合には、その現場での取りつけが日本無線のものが入っておったり、また日本無線から物を購入しなければ続けていられないとか、親機が日本無線のものだとかというようなものはあるのかないのかお尋ねします。

議長（小野宗司） 戸田情報推進課長。

情報推進課長（戸田眞喜雄） お答えします。

今、三浦議員が言われたように、日本無線が実際工事をやっております。先ほど言いましたように、センター...

16番（三浦渉） ちょっと今のところわかりにくい、ちょっとおかしい。

情報推進課長（戸田眞喜雄） 実際、今は日本無線が工事を行っております。確かにセンター設備、親機については日本無線の器械が入っております。ただし、屋外拡声子局の設置等については当然どこの業者でもできますし、またシステム的なことも、当然日本無線のセンターにつなぎ込むのでありますけれども、設計上はほかの業者でも我々ではできないかなと思っております。ただ、そこら辺のセンター設備のシステムのつなぎ合わせのところでは、当然日本無線さんとの調整が必要になるのではなからうかなとは思っております。以上です。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 課長、親機がね、日本無線の指定した日本無線のシールの入った親機によその業者が46社参加してもいいですよということがあってもね、そこにつなぎ込むということはできるんですか。それを変えるためには何千万も何億も余分に金がかかるから、参加しても一緒だという他の業者の話を聞いとる。だから46社参加できますよじゃ、20社参加できますよじゃ言うてもね、参加したって日本無線の器械につなぎ込むことができないから、その親機ごと変えれば何億もかかると、2億2,000万じゃできない。それはどうですか。

議長（小野宗司） 戸田情報推進課長。

情報推進課長（戸田眞喜雄） お答えします。

確かに親機そのものから新たに随時変えていくということは当然できません、当然日本無線さんの親機のセンター機器が入っておりますので。そこに今議員言われるように、他社の方の機器をつなぎ込む、先ほど言いましたシステム的につなぎ込むというのは技術的には可能ですけれども、そこらあたりの費用的なあれは正直私もそこまで、他社メーカーが日本無線につなぎ込むときに、じゃあどのぐらいのお金がかさむのかというのは正直私もそこら辺の費用的な面はちょっとわかりません。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） これは佐伯市の防災設備等がある以上は、未だ日本無線でいかなければいけないという感じがします。であるならば、一般競争入札、要件設定型一般競争入札なんておかしんじゃないの。広く窓口をあけて、46社じゃ20社じゃいっても要件設定型一般競争、競争なんて言われるはずがない、日本無線しかできないようになってるんよ。日本無線しかできんじゃないですか、これは。ほかの人が日本無線の器械につなぎ込むことは技術的には可能だけど、ほかのことはできないというような答弁と同じじゃないですか。技術的には可能だけど、ほかのことは無理だろうというのと一緒だよ、あなたの答弁はね。じゃあ、一般競争入札というものは何であるのか。入札はしたけれども、また次も次も日本無線株式会社大分営業所が94%ですか、また高金額で落札するような、すべて95、96%、100%に近い。佐伯市議会では不自然ざたです。そのように私どもはチェック機能の議会としてとらなければならない。

じゃあ再度聞きますが、この工事も当然検査は、これ今から契約審議をするんですが、我々は。当然検査は今、坂本課長、じゃあ、あなたが答弁をしたのと同じですか。どういう検査をするんですか、再度。

議長（小野宗司） 戸田情報推進課長。

情報推進課長（戸田眞喜雄） まず、当然検査については課内検査というのはございます。まず、当然情報推進課の課内検査のほうでします。これは100号以前のものについては当然担当課でやるように、課内検査で担当課で行うようになろうかと思えます。その担当課でやった課内検査を経て、当然工事検査課に検査を頼むというようなことになろうかと思えます。検査の内容につきましては、当然現地に行つての確認あるいはセンターでの確認、そういった各検査をするようになろうかと思えます。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） じゃあ、まだこれ議決してないから、あんたそう言うんでしょけど、もし議決した場合には、市長からいただいた佐伯市議会定例会議案別冊議案の2ページに屋外拡声子局の72カ所、こう資料に載っておりますね、こういうものを先ほどの答弁では検査する器械もない、検査もし切らんというように聞こえたんですが、それでいいですか。検査する器械器具がない。

議長（小野宗司） 戸田情報推進課長。

情報推進課長（戸田眞喜雄） 課内検査のときに、特に器械とかを用いての検査は実際しておりませんが、設計書の中身に基ついて、当然現地での子局の設置の状態あるいは部品の取りつけ等あるいはセンター内のソフトの改修等は当然、業者立ち会いのもとに情報推進課の中でも実際検査をしております。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 議決した過程のことを言って悪いんですけど、議決提案があっちょるから、これね。議決をしたとして、完成したとして、工事完成検査、先ほどと同じですか。やはり業者がその機器を持ってきて、防災佐伯市ですよと、大きい声が出るのか出らないのかという検査する、機能する機器は佐伯にはないという、業者から借りてやらなければならないという判断でいいんですか、再度。

議長（小野宗司） 戸田情報推進課長。

情報推進課長（戸田眞喜雄） 検査時に用いる、今議員言われるような機器については情報推進課のほうでは持ってありません。ただし、実際の音のレベルを数値化するようなものなら当然業者さんからそういったデータ等はもらって、それに合わせての現地での確認あるいは先ほど言いましたセンターの中身の改修等についても当然実際に説明を受けながら、我々が実際にその中身を見て操作をして、実際に設計どおりに動くかどうかというのは課内での検査は当然やります。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） じゃあ、こういうふうに解釈していいですか。完成書類、音声が出るか出ないかの資料、出力の資料こういったものは業者が作成してくる、業者が出力の機能をはかる器械を持って、その出力が出るか出ないかというデータは業者がつくってくるというように判断していいんですか、あなたたちがつくるんですか、どちらですか。

議長（小野宗司） 戸田情報推進課長。

情報推進課長（戸田眞喜雄） 出力の音のレベルのデータ、数値的なものが出たかどうかというのは、正直私も確認はまだしてありませんけれども、実際のその課内検査の中で音を出すということの検査については、先ほどから言ってますように、当然センターの中の検査のときに実際のときのことを想定しまして、どここの地区に音が出るとかそういうのをセンター設備の中で確認もできるし、実際にテスト用で音を出して検査をするということで、先ほど言われた数値的なレベルのデータの検査資料というのは実際、担当の職員でなければ、そこはちょっと詳しいところはわかりませんが、私のほうとしてはそういった数値的な検査のデータ結果というのは実際は見えてはおりませんが、そこら辺はちょっと後で確認はしたいと思います。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） やめようかと思ったけどやめられんじゃないか。その出力は課内検査で聞くことはできるって、あなた3億も5億もの、この2億2,000万ですか、この前のは3億何ぼ、この工事をただあなたたちの耳で聞くだけですか、器具は使わないんですかという、わかりやすく聞きます。

議長（小野宗司） 戸田情報推進課長。

情報推進課長（戸田眞喜雄） レベルをはかる器具は情報推進課では持ってありません。先ほどから言われているように、そこらあたりの検査を業者のほうが、日本無線さんのほうが実際にそのレベルのデータをとってというのは、今ちょっと私は資料確認をしておりませんが、正確な答弁はできませんけれども、そういった検査の方向でございます。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） じゃあ、業者がつくった資料で、業者が持ってきた器械で完成検査をすると

いうふうに判断をしていいですか、再度。

議長（小野宗司） 戸田情報推進課長。

情報推進課長（戸田眞喜雄） 実際にそういったレベルの検査を、もし仮に実際にやっておるとすれば、当然情報推進課でそういう器械は持ち合わせしておりませんので、当然日本無線さんがそういったのをはかって、データを持っているというようになろうかと思います。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） これで終わります。ありがとうございました。

議長（小野宗司） 以上で三浦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

これにて議案質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について（候補者高志勇二郎）及び諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について（候補者法華津和彦）、以上2件につきましては会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、諮問第1号及び第2号、以上2件につきましては、委員会付託を省略することに決しました。

#### 日程第2 議案等の委員会付託

議長（小野宗司） 日程第2、議案等の委員会付託を行います。

お諮りいたします。

付託委員会の朗読を省略いたしまして、お手元に配付いたしております議案等付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

#### 平成23年第5回佐伯市議会定例会議案等付託表

##### 議 案

番 号	件 名	付託委員会
第80号	佐伯ヘリポート条例の一部改正について	総 務
第81号	黒沢辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	総 務
第82号	小川辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	総 務
第83号	大島辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	総 務
第84号	佐伯市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	建 設
第85号	市道路線の認定及び廃止について	建 設
第86号	佐伯市国民健康保険診療所条例の一部改正について	教育民生

第87号	佐伯弓道場条例の一部改正について	教育民生
第88号	佐伯市南浜テニスコート条例の一部改正について	教育民生
第89号	佐伯市営駐車場条例の一部改正について	経済産業
第90号	佐伯市宇目商業団地関連施設条例の一部改正について	経済産業
第91号	佐伯市木浦地区ふれあい施設条例の一部改正について	経済産業
第92号	佐伯市道の駅やよい条例の一部改正について	経済産業
第93号	佐伯市藤河内溪谷観光施設等条例の一部改正について	経済産業
第94号	佐伯市高平キャンプ場条例の一部改正について	経済産業
第95号	佐伯市重岡ライスセンター条例の一部改正について	経済産業
第96号	佐伯市宇目農林産物等直売所条例の一部改正について	経済産業
第97号	佐伯市直川農林産物加工直売所条例の一部改正について	経済産業
第98号	佐伯市グリーンピア大越条例の一部改正について	経済産業
第99号	佐伯市瀬会公園簡易宿泊施設及び佐伯市かみうら天海展望台を併せて管理する指定管理者の指定について	経済産業
第100号	工事請負契約の変更について（佐伯市防災情報システム整備工事）	総務
第101号	工事請負契約の締結について（佐伯市防災情報システム整備工事）	総務

請 願

番 号	件 名	付託委員会
第 9 号	教育予算拡充を求める意見書採択についての請願	教育民生

### 日程第3 一般質問

議長（小野宗司） 日程第3、一般質問を行います。

通告による質問者の順序を発表いたします。

1番、後藤幸吉君、2番、佐藤元君、3番、井上清三君、4番、清田哲也君、5番、浅利美知子さん、6番、吉良栄三君、7番、芦刈紀生君、8番、矢野精幸君、9番、高司政文君、10番、後藤勇人君、11番、和久博至君、以上の順序で順次質問を許します。

なお、本日の質問者は3番までといたします。

1番、後藤幸吉君。

1番（後藤幸吉） おはようございます。今回、東日本大震災でお亡くなりになった方々から心よりお悔やみを申し上げます。それと、被災に遭われた方々と地域が少しでも早くよくなることを希望して質問をいたします。

1番議員の後藤幸吉です、無党派。今回、この大震災を受けて何人かの議員が質問をするように、市の対応を質問することとなっておりますが、私は今現在、佐伯市が、佐伯市民はどうすればいいのかという質問をいたします。

これ、津波避難施設の整備等について。23年5月9日にでき上がったものを私たちは6月1日にいただいております。私の通告後ですので、ちょっとまあ見てみますと、津波があと2カ月間ぐらいは佐伯には来ないような計画、これから予算を組んで、いろいろするという計画になっておるようですが、市民の方々が今思っているのは、津波が来たら、いきなり来たらどうしようか、どこに逃げようかということですので、私は今現在の市の対応に

ついてお尋ねいたします。

ア、市民への伝達方法について。津波や洪水が発生したときの市民への伝達方法は確立できているかどうかをお尋ねします。今現在です。できているのかいないのかだけで結構であります。どうぞよろしくお願いします。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 津波の対応策についてお答えいたします。

伝達方法ですが、平成21年度から総務省消防庁の全国瞬時警報システム、通称 J - A L E R T ですが、導入をしております。これは気象庁が出した津波情報を人の手を介さず、国から一斉信号により、自動起動、同時発行で通信できるシステムであります。

議長（小野宗司） 部長、結論を急いでください。確立ができていいのか、できてないのか。

1 番（後藤幸吉） できとらんか、できとらんかだけでいい。

総務部長（内田昇二） わかりました、済みません。できております。以上です。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1 番（後藤幸吉） それでは、お尋ねします。

私どもは3月11日、たしか米水津で行事があった日と思うんですか、帰った後、よその家にお邪魔しておりました。テレビを見ません。家に帰った後、その自宅の方から、議員テレビを見てごらん、大変なことになってるよということで、私はそれはかなり離れた距離のことですから存じませんでした。それでは、東南海地震が起きたときには、佐伯市民は何分後にその情報を正確に知るようになっていくのでしょうか。その対応ができていくというのなら、それを確認します。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 気象庁からの伝達が瞬時に来ますので、気象庁が発信したと同時に J - A L E R T から流れるようになっております。以上です。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1 番（後藤幸吉） そのジェイ何とかというのは、私はまあ町の中に住んどるんですが、何カ所ぐらい、あれですか、葛港、女島その人間は間違いなくこういう事態になっていることを、市民は間違いなく今現在、情報を得ることができるんですか。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） J - A L E R T につきましては、全国の瞬時警報システムということで放送されます。それについては佐伯市内全地域で屋外子局を利用して。

1 番（後藤幸吉） 何カ所。

総務部長（内田昇二） 箇所数ですか、少々お待ちください。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1 番（後藤幸吉） 要するに、常盤区にも女島にも城山のとっぺんにも聞こえる体制になっていけば文句はないんです。よそがどげんしよる、こげんしよるじゃない。そういう危険性が迫ったとき、佐伯市民が知ることができるかどうかを言います。内田部長、だから難しい話は要らんです。起きたら、市民みんなに知らせる体制が今現在できとるかできとらんだけでいいです。箇所の放送局じゃ何じゃの数は要りません。市民が間違いなく情報を得ることができるかどうか、今現在できているかどうかをお尋ねします。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 私、今の時点で城山の上において聞こえるかというのはちょっと私は確認しておりません。ただ、旧佐伯市内に67カ所設置しておりますので、市内全域を網羅しておると考えております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） イの質問にいきます。

まちの中で今、人に会えば、我々はどこに逃げればいいのかという話がある、盛んにあります。今現在、例えば女島の人、常盤区の人、池船の人、城南の人、それらの人はどの場所に逃げればいいのかという特定の避難場所が佐伯市は決まっておりますか。それと、その地域の人、ああ、何かあったときにはそこに逃げればいいのかということを知っているのでしょうか。その2つだけ。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 現在、市内に518カ所の避難場所があります。平成19年4月、防災マップを作成し、市民へ周知を行うため、全世帯に配布をいたしました。それによって避難先は確認ができていっていると思っております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 部長は19年のそれは、今回の津波と違うでしょう。葛港も、例えば3メートルの、まあ予定ということはない、11メートルになったんでしょう。今回の津波を受けての対応を私は聞きよる。もう答えんでいい、市民は知りません。市民は知りません、今現在知らんから私たちに聞く。私は知らないと思います。これ、時間をとり過ぎるとまずい。

ウ、災害弱者、例えば昼なら小学校、保育園、中学校、それと老人施設、そういうところの管理者と、今現在津波が来たときにはどれだけの人間の補助が要るとか、その施設だけで対応できるとか、そういうことの打ち合わせは3月11日からこっち現在まで、それはしたことがあって、間違いなく、小学校の子どもたちはだれかの引率で避難ができる体制になっておりますか。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 今回の東日本大震災を受けまして、保育園、幼稚園、小・中学校、高校など、福祉施設、それぞれにおいて児童・生徒や入所者を預かる側の責任として、避難計画の作成や見直し、または避難場所の確認等を行っている聞いております。現在、学校または福祉施設が一堂に会する会議は行っておりませんが、それぞれの計画の見直し等についての相談や問い合わせを対応しております。また、今回津波からの避難目安を市が設定したことについて、学校や福祉施設、事業所などにもお知らせをしているところです。また、先般行われました防災対策に係る関係機関担当者会議におきまして、学校関係者や病院関係者等から津波に係る新想定が決まり次第、情報提供や協議・調整を行いたいとの意見を聞いております。ということで、今から状況を見ながら対応していきたいと思っております。以上です。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） この質問は終わります。ただ、今現在のことじゃから、今のこれからの話には必要ない。多分、他の議員が津波のことで質問されると思いますので、そのときに御丁寧に説明をしてあげてください。私は今現在、政治はスピード、安心できる佐伯市がどげんなっとるんかということですが、今の段階で言えば、市民は知らないよ、どこに逃げたらいい



かは知らないですよ。ただし、あなたが言うように今まで事件が起こっとらんから、ただあなたはみんなに知らせる施設はできる、準備はできると言うたな。そののところだけ期待して次の質問に移ります。御苦労さん、時間がない。

中心市街地活性化事業について、同じ質問ばかりします。3月とほとんど変わっとらん。ただし今回のように大きな災害が起きて、何十兆円というのか、国が使わないけん金とは別に、今まで税金を払いよった人たちに、税金を投入して助けてあげなければならない。金さえ出せばいいようなもんじゃなく、一次産業などというものはこれから大変になると思いますが、それを受けて質問します。

3月議会でも言いましたが、津波の前でした。住民投票条例に対する意見書、市長は議会につけて出しております。その中で、こういうことであつたんです。

市民の請求は中心市街地活性化事業の推進について市民の意思を明らかにし、もって市政の民主的かつ健全な運営を図ることを目的とするとありますが、市長はこの目的は既に達成されているものと認識しているという話でした。ただし、議会報告会5月17日、私どもは6人の議員で木立地区に参りました。そのときに90%の人が大手前開発には反対しているという一人の方の意見がありました。確かに私たちは6人、12個の耳で聞きました。90%が反対しとるといふ意見でありました。その人の言葉を信用すれば、間違いなくかなりの人が、市長が言われるように目的は達していないと思います。それを市長は佐伯市民が、ほとんどの人が今度の事業に対して賛成しているんかどうか、どう思っておられるかということ。それと、大手前開発は市長の公約だったと、これはこれで結構でございます。それでは、今回住民投票にかけられた歴史資料館、観光交流館は市長の公約だったのでしょか。そこをまず一度お尋ねします。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） お答えします。

佐伯市中心市街地活性化事業の推進に賛否を問う住民投票条例の案に対する意見でも述べましたとおり、佐伯市中心市街地活性化事業の取り組みについては、市民に対してその必要性を広く知っていただき、理解を深めていただくために、あらゆる機会を通じて情報提供してまいりました。今後も各事業の進捗状況について、市報を初め佐伯市公式ホームページ、ケーブルテレビ、出前講座等の広報手段を活用して市民に情報発信してまいりたいと考えております。

1番（後藤幸吉） 知っちょるかどうかって聞きよるじゃないか。

企画商工観光部長（浜野芳弘） それとですね、総合計画、公約と云々でありますけど、これは中心市街地活性化は佐伯市総合計画の重点プロジェクトに設定しておりますので、その中で取り組んでいるということでもあります。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 声を荒げて済みません。ただ、私がしたのは、これからあなたが説明をせよというんじゃない。今現在、5月11日にそういう声があったが、市民がこれで賛成しているかどうかを聞いたわけじゃから、本当はあなたが答えると難しいわな、市長が答えないけんことよ。それでは、今答えんじやったが、その歴史資料館と観光交流館、市長の公約じゃったがということは、あなた出てきた折には答えんじやったな。質問事項をよう聞いてから、もういいよ、あんた聞かん。

それでは今の関連でお尋ねします。市長は、住民投票を認めて、3つの事業を1つでも市民の意見を尊重して認めて廃止した場合には、全部の事業を見直しをせないけんという項目があります。市長はこの3つの事業、自信がないからそういうことを書かれておるんじゃないですか。その結果を尊重し、仮にいずれかの事業の実施を中止することとした場合、本計画全体の大幅な見直しを行う必要があるということですが、これは全部自信があって市長の意見書として出されたのでしょうか。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） おはようございます。先ほどから後藤議員のお話を聞きますと、中心市街地の話です。中心市街地活性化協議会の中において、事業を組み立て、それがまちづくり交付金という形の中で国に出した指針の中で動いておると。そうした中でそれが一体感を持った事業として採択されておりますので、その一体感を持った事業がやはり現状で欠けるということについては、全体的に与える影響があるということで答弁させていただいております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） わかりました。実はこの間宇目に行ったときにも、宇目の市民の方が、運動公園のつり橋は猿とイノシシと人間が1カ月にどのくらいとおるんですかという話がありました。答えようがありません。要らんものはつくるなという、有効に使えという意味だと思います。私が同じような質問をずっと繰り返すのは、大津波が起きて、やはりあてにしまった金が将来入らんようになったらいいけんから、それで事業の見直しをするのなら、県にしても少しは考えてくれるんじゃないだろうかという意味で質問しました。

それではイの質問に移ります。また同じ質問です。城下町観光交流館の必要性について。

3月議会で魚住部長が、この観光交流館ができれば2万5,450人が訪問すると答えております。2万5,450人、この根拠を短くお願いします。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） 根拠を、それでは簡単に御説明します。

城下町観光交流館の整備による入場者数の根拠は、ギャラリー予想が1,200人、それと観光案内・休憩所年間予想が1万1,496人、体験交流スペースは1万2,754人ということで2万5,450人というふうになっております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 数は10万人でも100万人でもいいんですが、根拠ということで、希望は書くのは構わん。いいな、ここに前にある国木田独歩館、22年度1年間で6,305人、それとこの間のゴールデンウィーク、去年も調べておる。これは佐伯観光ガイドの会が山手区を御案内した数です。いいですか。去年が207人、1週間に。そしてことしは202人、観光ガイドの会が御案内した。それと国木田独歩が、去年ゴールデンウィークに237人、そして本年二百二十何人じゃったと思う。そういうのに何で、こんだけの希望観測を立てられるんですか。この計画は、調査はだれがしたの。それと、あそこに民間の人が時期のいいときに接待をする。その人数なんかもあなたたちは調べてるのかな、何の根拠でそういう2万5,000も、そらいい、何でそんな数字になったん。あんな13億もかけてつくりかという歴史資料館が、役所の人が希望的な観測で1万2,000人から1万5,000人と言いよるんよ。それじゃあのに、2万5,450人、何でそげん数が出るの。だれが調査したん、なぜそんな数になんの、ちょっとちゃんと言いなさい。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

先ほど挙げた3つの数字の根拠です。

企画商工観光部長（浜野芳弘） お答えします。

その根拠はですね、非常に難しいと思いますんで、私もその根拠についてははっきりわかりませんが、交流館を建てたら、これだけ来るだろうという予想でありますので、よろしくをお願いします。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 佐伯に毎日100万人お客が来りゃいいな、希望はそげ私も思う。まあ10万人でも1万人でもいい。そういういいかげんな計画を立てるんじゃないよ、自分でも思うじやろ。前の施設が年間六千何人しか来んのに、何で民間の明治の初めにできた旅館、そこに来るん。

それと話は同じつたやの件でいきます。坪30万円で600坪購入ということになっております。大手前が現在地域開発の委員会の中で大体土地の値段を聞いてると、えらく差額があります。これはあくまで予算じゃということわかります。ただし、先ほど市長じゃないけども、3つのうちの事業の1つでも欠けたら見直しをせないけん。つたやの関係者の方は立派な方じゃと思うけど、私のような性格の人間なら、市が事業に組み込んだら、坪100万でねえから売らんよ。地域開発の委員会の中では、まだちゃんとした交渉をしとらんと言うけども、見込みあるの、600坪30万円。あの地域の値段をあなたたちは知っちょるの。ちょっとお尋ねします。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） お答えします。

つたやの土地の値段は、まだおっしゃるとおり予算の概略ですので正式には土地鑑定をしなければわかりません、概略です。所有者については、もうそういう計画があるということは我々も一緒に確認しておりますので、存じ上げております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） そしたら、その人が売るともりじゃったけど100万円じゃなけりゃいいけんと言うたときにはそれで買うんじゃない、それせんと全部の計画がパーになるから。まあ、そこはいいです。これはこの施設は、日田の豆田町の、豆田町は私なんかでも知っちょる有名どころじゃけど、そこがクンチョウ酒造かのもを買わんじゃったろ。何でこういう施設を買ってまで、2万5,450人も来るような妙な計画を立てるの、これはもうとまらんのじゃろうけ。

それと歴史資料館の規模について市民の方から例えば、私も何遍か集会には行くんですが、市民の方から歴史資料館の規模を、三余館まで使わないけんのかというような話も聞きます。それと、佐伯なら何ぼでも品物があるというそういうわけ。ただし、これは教育委員会じゃねえけどいいよ、この規模を見直さんのかということじゃから、計画を立てた中心市街地の計画を立てた飛高課長をお願いします。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） それでは、後藤議員の歴史資料館の規模についてお答えいたします。

歴史資料館につきましては、基本的に佐伯市歴史資料館、仮称ですが、基本構想と基本計画に基づきまして進めております。新館には展示室や収蔵庫など資料館として必要なものを

備え、その規模につきましては、現在保管している資料数などを勘案して適当だと考えております。また三余館におきましても、資料館として研修講座室や図書室、体験学習室、事務室など、本来新館の中でおさめたい機能を持っていくということで、活用させていただきたいと考えています。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1 番（後藤幸吉） 計画どおり三余館も使うということでいいんですね。

次の質問に移ります。大手前開発事業について。商工会議所への補助金ということでお尋ねをします。

5月23日に商工会議所新会館建設委員会が開かれました。その席上、専務理事より話があったのが、市及び準備組合から提案された資料ですというのがこれです。そして、それによって商工会議所はテーブルに着こうかという話になっています。その第一条件がここに書いてあります。前の場所の公共公益棟の5階ではなくて、商店街の商業住宅棟の2階286平米を買い取ると、または商業棟の3階に286平米を買い取るということになってます。それを検討する条件として、県から4分の1、そして佐伯市からも4分の1、補助金を出すという話が具体的にあったように聞いております。それがまずテーブルに着く条件、だから市からあったから、準備組合からあったから、テーブルに着くということです。これは本当でしょうか、まずお尋ねします。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） お答えいたします。

そういう話は相談を受けております。補助金について、ちょっとお答えしましょうか。

1 番（後藤幸吉） いいよ、出すか出さんかだけでいい。

企画商工観光部長（浜野芳弘） 県が4分の1、市が4分の1でそういうことで保留床を購入するということになりましたら、市も県と同額の方向で検討するというようになっております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1 番（後藤幸吉） ありがとうございます。これは商工会議所に対して、金額がこれでいくと4,000万ぐらいになるのかな、両方で。そういうふうなこういうやつやな、書いとるからな。補助金が本当にいただけるかどうかは議会の議決権が要るから、もし議会の人が出すなと言うたら困るという。ただ、市のほうはそういう協力をするという話です。

次に移ります。区画整理事業について。区画整理から大分バスの一角をのけるという話が正式に地域開発調査特別委員会などでもあっておりますが、そしてそこは公園事業でやるという話になっております。ここの事業の土地の買い上げ価格はたしか19万5,000円ぐらい、概算で。それで間違いないでしょうか、公園事業でやるということは間違いないのかどうか、金額は大体その金額なのかどうかをお尋ねします。

議長（小野宗司） 後藤議員、 まで、関係のところまで。

1 番（後藤幸吉） それから市街地再開発事業へ持ち込む際の市有地、佐伯市の土地が旧壽屋の使っていた土地を、この間、佐伯市が土地開発公社から買い入れました。あれはたしか17万ぐらいだったと思います。その金額で大方いいでしょうかということ。それと交通広場というところがこの中のこの部分、交通広場、ここは再開発組合でやろうか、それとも佐伯市、ここは大体佐伯市の土地だと思います。どういう扱いにするのか、これをお尋ねしたい。以上

3つ。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） まず、後藤議員、最初に断らせてください。数字だけというのは、やっぱり背景を若干入れないと、数字の根拠というのが。

1番（後藤幸吉） 金額についてじゃから、価格だけでいいね。

建設部長（高瀬精市） 先ほどでの質問ですね、19万5,000円、これは4月28日の地域開発特別委員会でも答えておりますので、約で19万4,700円ですから、ほぼ同じ金額ということになると思います。2番目につきましては、公社の土地の関係17万というのも、これ端数ちょっとありますので、約17万、これもただしですね、

1番（後藤幸吉） 17万5,000円やろ。

建設部長（高瀬精市） これは公社から市が買い取る金額。

1番（後藤幸吉） そうよ。

建設部長（高瀬精市） そのとおりでございます。3番目が、交通広場につきましては、それにつきましては、交通広場の用地はどの土地を換地するんかというようなことでしょうか、整備後ももちろん公共の用地と考えておまして、従前のやる前の公共用地が公共減歩によって生じた土地、それから先行取得した公社の用地の中から交通広場に見合う部分の面積を充当する計画となっております。以上です。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） それではお尋ねします。区画整理の関係。この道路、これ道路が8メートルだそうです。池彦の前から抜ける道路、この道路も8メートルだそうです。これを広げる。これはどなたがやるんですか、組合がやるんですか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 区画整理事業、面的整備、そういった公共の道路もそれは市のほうです。区画整理のほうでやるということです。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） わかりました。それではウ、商業・住宅棟について。床単価は商業のほうは何ぼ、マンションのほうは何ぼと問います。それと地権者の床取得希望者、10件ということを知っておりますが、この人たちが全部でどの程度の面積を希望しているのか、広さ。それと、地権者以外余剰床、この部分はどの程度の問い合わせが来ているのか。それをお尋ねします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） まず1点目の商業棟と住宅棟の単価でございますけれども、商業棟につきましては平均約28万円です、これは以前28万3,000円という端数で答えたかと思えます。住宅床につきましては、平均で約27万円でございます。

それから2番目の御質問です。10名の、どれくらいの面積を今要望があるかということかと思えます、端的に解釈すればですね。権利床と保留床を合わせた取得希望面積が商業床で1,000平方メートル、それから住宅等が600平方メートルです。

それから3点目が予定者でしたね、たしか。ですから、ここ3番目に絡むんですけれども、基本計画案では民間が所有する床面積が約3,400平方メートルとなっております。そして先ほど申しました商業と床を合わせた1,600が希望があるということですので、差し引きしま

して、地権者以外の保留床の面積は差し引きして1,800平方メートルということになっております。どれくらい来ているかということにつきましては、聞くところによりますと、準備組合のほうには問い合わせがあるとは聞いておりますけれど、具体的に何人とか何件というのは私はまだ聞いておりません。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） ちょっと確認します。その1,400というのは権利者が変換する面積ですね。地権者、権利者が商業の部分と自分の財産とあれする分じゃな、それは店舗の中の1,400というのは全体の中の何割になるのかな。それと、600平米というのはマンションの広さからいうと、マンション14部屋だったと思うんですが、これは何部屋に当たるんでしょうか、ということですか。

勝手に物言うと怒られるぞ。だから、権利者だけで、店舗のは全体が何ぼ、広さ。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 店舗につきましては、25戸で2,057平方メートルです。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） それでは先ほどの商工会議所の62坪、あれも入っとるわけですね。入っちゃらんわけか、入っとらんわけじゃな、権利者床じゃから。この部分はわかりました。

さあ、公共棟についてお尋ねします。床単価は幾らでしょうか、公共棟に入る市以外の団体と床面積について、これはまちづくり会社、まちづくりセンターですか、そこと観光協会の2つについてお尋ねをします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 公共棟のまず1点目の床単価でございますけれども、これは公共棟1階から4階までが一応公共棟になっておりますので、その延べ床面積が、4,200平方メートルでございます。それを権利床と保留床合わせたものが今回、市が取得するというので、委員会で金額の一覧をお示ししていると思います。それが約16億7,000万円でしたので、割り戻せば、床単価は約40万円ということになります。

それから、公共棟への入居している施設と面積ですけれども、まちづくりセンター105平方メートル、観光情報を76平方メートルとしております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 観光協会じゃろ、76は。

建設部長（高瀬精市） そうです。

1番（後藤幸吉） そしたらお尋ねします。観光協会については来年から法人化すると、そうするとまちづくりセンター105、これは今、仲町にあるよろうや仲町、あっこを使いよる組織と一緒に考えていいんでしょうか、もし一緒にあれば今回向こうに移るようになれば、仲町は利用せんことになるんでしょうか。

議長（小野宗司） 建設部長、答弁できますか。高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） まちづくりセンターにつきましては議員おっしゃったとおりと私も理解しております。ですから、こちらに再開発のほうに移ればですね、あそこはもうまた空き家というか、そんな感じです。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） ということは、仲町の人たちにとっては余りいい話じゃないということか

すね。

それと、観光協会にしてもそういう状態、まちづくりセンターにしても、まちづくり会社佐伯700万円出資してある、まちづくり会社佐伯はな、まちづくりセンターと一緒にあれば、この人たちは自分で床を買うんですか、それとも佐伯市が買うたやつを借りるんですか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） ただいまの御質問につきましても、以前この議会で同じような質問が出たときに、それぞれの所管の課なりが予算を上げて対応するものと思いますというふうに答えたいと思います。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） それなら市が買うんですね。それぞれ買うということになると、今それぞれと言ったが、観光協会とまちづくり会社は金を出さなくていいと。佐伯市がそれぞれ対応するなら、佐伯市が買うと考えていいんですか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 私が今答弁いたしましたのは、前回だったか、ちょっと覚えてないんですけど、そういったときに同じような質問が出て、公共棟にはどういうところが入るのかと。それで、要するに家賃、床の買い取り価格はどうするのかという質問が出たときは、先ほど私が言ったような答弁を私はしたと覚えていますので、そういった答弁をいたしました。

（「市が買うの」と呼ぶ者あり）

建設部長（高瀬精市） そのところは、詰める分はあるかと思いますがけれども、先ほど私が言ったのは、前回の質問でそういった答弁をいたしました。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 前回の質問はほかの人がしたこと。それを受けて、私は今の段階、3カ月たったら事情が違うでしょう。今の段階でその二つの施設は、会社なり観光協会は、今の段階で自分で買うのか、準備組合から直接、準備組合から買うのか、佐伯市が買うのかをお尋ねしよる。前の質問の答えと同じではおかしいやろう、3カ月たつとんで。それでどうですか。その組織が買うの、佐伯市が買うんですか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

執行部。

（「部長わからんのか」と呼ぶ者あり）

大手前開発推進室長（亀山伸太） 大手前開発推進室の亀山です。

公共棟、1から5階あります。先般の地域開発調査特別委員会で説明したのが基本計画案で、公共棟の1から4階部分は佐伯市が取得するという方向です。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 要するに、この事業自体は、再開発は組合がやるんだけど、再開発組合を助けるために間違いなく佐伯市が買い取る建物を大きゅう大きゅうしようとしよるんじゃないんですか。そういう計画じゃないの。佐伯市は間違いなく公共棟のほうを買い取る。そうすれば、坪単価40万円か、それで佐伯市が間違いなく買い取る。組合が楽になる。

それと、先ほど除外した地域、大分バス一画、あれも組合に入る転出組だったんじゃないから。その人たちの土地を公園用地ということでやって組合の立ち上げを楽にしようという意図的なものがあるんじゃないんですか。

それとも一つ、商工会議所の補助金。もう答えてもろうたから変わりませんじゃろうから言うけど、同じ商業の施設の単価として、ここの店舗のあれですが、買い取り価格がともに買い取れば120万円、坪が。その補助金をもろうても、坪が71万6,700円になる。

前回、高司議員が床単価がこういう単価をして、そういうところに入る人間があるんだろうかと質問したら、そういう半分補助してもろうた同じスペースのところ、この値段するんですよ。今のところ、かなり売れよることあるんじゃが、問題点はないですか、組合との関係。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 今、後藤議員、大きくは3点ほどあったと思います。最初の2点のほうは私のほうから。

公共棟を市の組織を入れて、いたずらに大きくしよんではないかという御質問だったと思いますけれども、これにつきましては、あそこをどういった部署を入れるかということにつきましては、庁内で担当部課で会議を持っておりまして、ヒアリングをしております。その結果の数字というふうに御理解ください。

それから、大分バスのところを外したのは、準備組合のためにというふうなことでしたけれども、これも地域開発調査特別委員会等ですって言っていますように、一人だけどうしても反対者があってということがございますので。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） それでは、今、大分バスの話が出た、19万5,000円、大分バスの地域は公園ですので19万5,000円、佐伯市が今度買い取ったのが坪単価が17万5,000円。これは、考えようによっては転出希望者のほうが土地を高く売れるんじゃないかならうか、2万円ほど、そんな気がするんです。佐伯市は、買うのは19万5,000円で、約よ、買って、自分方の財産は17万5,000円ですすんですか。それとも、まだあの周りに何軒か床取得希望者がおります。その人たちの土地の単価というのはどのようにして出すんですか、どうぞ。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 3のイのほうで質問出た中で、私のほうが最初にお断りをさせていただきますと、その背景についてと言った部分が、この答弁になると思います。

大手前街区の5万9,000円というのは、これはあくまで区画整理を当初する予定でした。その区画整理から外しました。それで公園事業をやるという組み立てです。組み立てはそうですけれども、事業費につきましては、区画整理のときに算定した分を抜き出しての平米当たり単価、いわゆる平均ですので、それで最終的には売買ということになれば、土地の鑑定評価等を行ってまいりますので、そういった意味でございます。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） それでは、私が言いよるのは、あそこの佐伯市の17万5,000円を基準にしてやれるのかと。市民の財産が事業に持ち込むときに損をする単価では困るから、それを言いよるのよ。

それと、公園事業ではやるなら、建物は、区画整理事業でやるのであれば、建物も評価して買い取るわけでしょう。今度、公園事業でやるときには、あの建物どうするんですか。どの金を使うんですか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。



建設部長（高瀬精市） 先ほど5万9,000円と公社の金額の差につきましては、私が先ほど申し上げましたように、あくまで区画整理をやる中で、その部分だけ抽出した金額でございますので、それと公社の買い取り価格の1カ所を同じ対比されても、ちょっとその分はいかがかなと思います。

それと、もう一つが用地の関係でしたね。

（「建物」と呼ぶ者あり）

建設部長（高瀬精市） 建物ですか。建物につきましては、1億6,300万円の予定でございます。これも先ほど申しました区画整理で抽出したその数字をそのまま使っております、今のところ。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） この金額は、公園事業で持ち込むときには議会の議決が要るわけですね。要るわけだな。

それでは、私が今17万5,000円と言うたのは、そのまま持ち込むのかという、その値段が高くなればなるにこしたことはないから。合併特例債を使うたって、3割で、あとの7割税金で負担してもらえばいいだろうと、これが一つ。いい、答える。

次に、時間がないから次へ行く。この問題点についてお尋ねします。

これ、区画整理は佐伯市がやる。大手前は、再開発は組合がやると。ところが、組合は事業協力者というのを募集してあります。既にアースケイプに対して1,575万円、21年度に払ってる。次に2,400万円払ってる。今回は準備組合に対する補助金ということで、どれだけ構想の案がアースケイプに払われるかどうかかわからんのやけども、どんどんどんどん内容が変わるようなこういうことに対して、一つの業者、佐伯市は1回そう聞いたことがあるが、こんなもの随意契約でいいの。組合が雇うとるからいいんですか。税金は佐伯市から出とるわけですが、随意契約おかしんじゃないの。完全ではないやつをどんどんどんどん変えて、また23年度の予算を出すんでしょう。これ、随意契約というのは、先ほども話があれしよったけども、少しいかげん過ぎるよ。そここのところはどうですか。

議長（小野宗司） 後藤議員、営業補償と公共棟の坪単価を。

1番（後藤幸吉） そしたら、後で今のを答えてもらえばいいけど、問題点で答えてもらえばいいんだけど、営業補償というのがありますな。それはだれが払うんですか。今、何軒営業しよるんかな。そういうところに対して、営業補償、これはどの部分から金が払われるんですか。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 営業補償につきましては、面的整備、区画整理をしまして、その後、再開発が追っていきますので、相当期間数が見込まれると思います。この営業補償をどちらが負担するかという御質問ですけれども、この大手前開発事業は市街地再開発事業と土地区画整理事業の一体的施行を行うこととしていることから、営業補償に関しましても両方の事業で行うことにしております。ただ、今のところ、その期間につきましては、どの金額がどちらというところまでは詰めておりません。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） この事業自体、去年3月に私たちが認めたのはほとんどの人が参加希望であると。少しでも佐伯の玄関、顔にしたいと言うから認めとるわけで、転出者が非常に多い

という問題点が一つ。

それと、営業補償ということも、区画整理は佐伯市というけれども、これ民間の金も投入するんよな。こういう場合、再開発をするそのそのそれぞれの民間が補償するのが当たり前じゃないですか。何で税金で民間の営業補償費を払わないけんのでしょうか、お尋ねします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） この事業の組み立てそのものが二つの手法でやります。区画整理事業は市で行います。区画整理事業、通常であれば、区画整理事業をすれば、換地が現位置換地とか飛び換地等々によりまして、ひき移転とか解体というのがあると思うんですけども、ここの区画整理の場合は、面的整備をしますと一時的になくなりますよね、再開発をするまでの間。区画整理は市のほうで施行しますから、当然営業補償はそれにつくものということでございます。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 問題点に行きます。

先ほど話しかかったんですけど、アースケイプの点、それは企画課。それと、これ特定業務代行方式でやるのがもう決まっちゃうんでしょう。そのところをお尋ねしたい。特定業務代行方式になったら、市役所特有の随意契約で高いものを買わないけんごとなる。佐伯市は床面積を買い取るからな。そのところの確認。

それと、大手前から転出する人たちを再開発からどけてやるような便宜を図ってやっているんだから、再開発組合はできると思う。再開発組合が解散できんような状態になったときには、最後の責任はどなたがおとりになるのでしょうか、お尋ねします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 特定業務代行にもう決まっているのではないかという御質問ですが、決まっております。

それから最後の質問、力になりますよね、力の部分ですね。清算できなく解散云々で、力のほうでよろしいですかね。

これにつきましては、現在の準備組合は来年度には再開発事業の施行者として、再開発組合（法人）の設立申請を行う予定としております。この再開発組合ができますと、事業完了後には速やかに事業活動を停止し、債務の弁済、資産の処分などの清算手続に入りまして、その後、法人解散の手はずとなっております。

今年度、準備組合のほうでは、基本設計及び資金計画を作成することとなっております。議員御指摘の解散できない場合はいかななものかということにつきましては、そういった事態に陥らないよう十分な検討、指導を重ねてまいりたいと考えております。

議長（小野宗司） 最終責任者について、浜野企画商工観光部長。

時間が来ております。結論を急いでください。

企画商工観光部長（浜野芳弘） 問題、課題は山積みしておりますけれども、事業成立に向けて、関係者で最大限の努力をすところであります。現時点で事業が成立しないといったことは今のところ考えておりません。

1番（後藤幸吉） 事業成立じゃないじゃないか。最終責任。

議長（小野宗司） 以上で、後藤議員の一般質問を終わります。

これより昼食のため休憩いたします。午後は1時半より再開いたします。

午後0時20分 休憩

午後1時30分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、8番、佐藤元君。

8番（佐藤元） 皆さん、こんにちは。8番議員の佐藤元であります。通告書に基づき、一問一答で質問をいたします。よろしくお願いいたします。

答弁は端的に、明確にお願いをいたしたいと思っておりますので、前もってお願いしておきます。よろしくお願いいたします。

1、公共工事入札制度について。

ア、3月議会での市長の発言について。

私の3月議会でも最低制限価格適用の必要性を質問をした際に、市長、平成17年に50%程度で受注した工事があり、低価格でのやり過ぎた受注ということで、そうした中、多くの業者から、これでは経営的にやっていけないこと、ある程度でラインを引いてくれということを受けたと答弁をされております。多くの業者からとはどのような方々のことを言っているのか、お伺いしたい。端的にお答えをください。

また、具体的に依頼された文書等はあるのか、このことについてもお伺いしたい。あるかないかだけで結構でございますので、端的にお答えをください。

議長（小野宗司） 井上財務部長。

財務部長（井上勇） 佐藤議員の質問にお答えいたします。

最低制限価格の必要性を具体的に依頼された文書等はあるのかという質問でありますけれども、文書等はありません。

（「もう一つある」と呼ぶ者あり）

財務部長（井上勇） 特定の業者ということですかね、多くの業者ですかね、はい。多くのということでもありますけれども、その多くのという業者がどういう業者であるかというのは記憶にありません。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） これ、部長は記憶にないでいいと思います。市長が直接依頼されたということを行ったから、市長が答弁すべきじゃないの。市長あのとき言ったじゃないですか。17年に50%で受注した工事があるから、そういうことを受けて、ある程度線を引いてくれと多くの業者から言われたということ言うたから、私はお尋ねしよんですよ。ちゃんと答えてください。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 御質問の中では多くの業者からということで、だれがとかいう言葉は通告に出ておりませんが、私のほうは、いろんな業界の中で、建設業、またいろんな業界の中で価格の下落ということがありました。それぞれのいろんな方々お伺いいたしまして、また、こうした状況では下請として上のほうに反発するわけにはいかない、こういった中では、やはりラインを引くことが大事じゃないか、そうしたことを考え、私のほうで全体的な様子を見ながら、この点について判断させていただきました。以上です。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） それでは、市長が言われた多くの業者というのはなかったということで判断をいたします。

続いて、イにいてよろしいですか。

イの入札契約制度改正の根拠について。

入札契約制度は何を根拠に改正を行うのか、お伺いをいたしたい。また、最低制限価格の設定は、なぜ事後公表としなければならなかったのか、お伺いをいたします。

議長（小野宗司） 井上財務部長。

財務部長（井上勇） 入札契約制度の改正については、国が示した「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」の通知をもとに、大分県などの動向を見ながら、市みずからが必要と判断すれば、改正を行うこととなります。

また、建設工事における最低制限価格制度は、地方自治法施行令第167条の10第2項の「当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて」と規定されており、その規定に基づき、現在、最低制限価格制度を活用しておるということであります。

次に、建設工事における最低制限価格の公表の時期を事後公表としている件ですが、これにつきましても、平成20年3月に総務省と国土交通省からの通知「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」の中に、「最低制限価格等の事前公表を行っている地方公共団体においては、事前公表の取りやめ等の対応を行うこと」と明示されており、大分県などの最低制限価格公表の取り扱いを参考にして市として総合的に判断した結果、事後公表としております。

これにより、競争入札参加者の自主的な積算努力の喚起と競争性の確保ができるものと考えております。以上であります。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） この根拠についてということをお聞きしよるんですが、先ほどの質問で、多くの業者から、ある程度でラインを引いてくれと頼まれたその一部の業者の声を根拠として、市長は入札契約制度を改正したというふうに受け取ってよろしいか。

議長（小野宗司） 井上財務部長。

財務部長（井上勇） 先ほど申しましたように、20年の3月に国からの通知が来ております。

それに基づきまして、それをもとに大分県等を参考にしながら改正したということでありませう。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） それであるならですね、国、特殊法人、地方公共団体等の入札契約適正化の促進によりという中の第15条の第2項 工事の施工状況の評価、それからその他6号、不良・不適格業者の排除、ダンピングへの対応、これが入ってますね。これ、よく御存じですね。これを知っとるとということで次に行きましょう。

最低制限価格のことは3月議会でも質問をいたしましたが、公共工事入札事務の監査請求に関する決議が採択され、監査請求理由として、積算の精度が向上したとはいえ、不自然さを覚えるというものでありましたね。最低制限価格の公表については大分県に準じた事後公表としているということではありますが、結論としては、建設業者の見積努力の向上はどうしてもよいということしか考えられない。なぜなら、最低制限価格と同額で落札すれば、

監査請求を受け、積算精度の向上が不自然を追求される。これはどういうことですか。

議長（小野宗司） 井上財務部長。

財務部長（井上勇） 監査請求の件につきましては、議員が3月の議会で一般質問をしたところでありまして、今回この中に、そのような設問、質問がありませんので、私のほうは、基本的には議会のほうに市長あてで公共工事入札の事務に関する監査請求の対応についてということでありまして、業者の適切な対応でそういうことになったというふうに理解しております。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） ちゃんと公共工事入札制度についてと書いてるじゃないですか、私。これは発言の中で、あなたがこう言うから、こう言うからということで、私はしよるんやけど、発言を求めよるんで、質問しよるんですけど。

いいですか、市長。市長にお聞きしますが、実際どうでしたかね。業者の見積精度の向上というのは認める以外になかったんじゃないんですか。建設業者の見積努力を損なわせるからという市長の考え、最低制限価格率ぴったりで落札をしていることをどのように説明するのか。

また、適正な競争が行われにくくなるという市長の考えも、この5年間を見ても、19年度、土木A級34社がありました。それが現在では19社まで減少しておりますよ。競争激化で、ここまで業者を激減させておりますよ。このことについて。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 議員の言われるのと見解の違いが出るものがあるかも知れませんが、19年に34社と。私が最低制限というのをつくらせていただいたのは、入札が非常に激しい状態になっとなつた。そうした中で適正な利益をするためには、業者にしても、ある意味ではダンピングすればとれるというような状況ではいけないのではないかと。そうした中、多くの方々の意見、また、いわゆるB級やC級の下請される方々とか、またA級の中では、それぞれの自助努力の中でやって、私は入札の適正化が進む中で最低制限が必要だと思っております。

現行では、佐伯市だけではなく、全体的に業者数が減っているのは、議員が協会のほうの立場で十分御承知だと思っております。また、先ほど言いました入札価格の適正化ということについては、基本的には予定価格等を公表することが適正化になっているのか、予定価格から見て、どれだけ引けばいくのか。それは、見積もりをして、これ以上になれば赤字になるということのやはり計算が必要だと思っております。そうした中では、こうした最低制限価格の設定をするということは、私は必要だと思っております。以上です。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） それでは本題に戻りますが、市長、入札制度を正しく運用していくためにも、最低制限価格の事後公表と予定価格の事後公表、再度見直す考えはありませんか。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 議員の言われました予定価格の事後公表と最低制限価格の事後公表、これは現在しておりますので、その状況でやっていきたいと思っております。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） ウに行きたいと思っております。

入札制度の公正性、公平性、透明性について。

平成20年度入札契約制度の改正で、当時、業界団体代表者ほか役員22名の署名で請願書が提出され、当時の6月議会で採択されているが、上記アでも質問をしている3月議会の市長の答弁と整合性がないのではないですか。

業界団体からの請願書は採択されたままで、多くの業者からの申し出にはすぐに対応する行政は、何を重視しているのか。そのような一部の業者のために最低制限価格を設け、落札率を変動させ、そして入札を操ることは、これは入札妨害、いいですか、業官の、官業の癒着ではないんですか。

議長（小野宗司） 井上財務部長。

財務部長（井上勇） お答えいたします。

まず1点目でありますけれども、3月議会の市長の答弁の整合性について、整合性がないという御質問でありますけれども、整合性がないとの認識はいたしておりません。

次に、多くの業者からの申し出にはすぐに対応する行政は何を重視するのかという質問でありますけれども、入札契約に関する制度についての申し出につきましては、当然、緊急性、公平性、競争性等を重視しております。その上で総合的に判断して、これまで対応してまいりました。

また、入札妨害の件でありますけれども、最低制限価格制度を設けた理由の一つとして、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底などを未然に防止することと、さらに、建設業者の育成及び関係団体の健全な発展を目的としたもので、先ほど議員がおっしゃるような一部の業者のための制度ではありませんので、これは入札妨害にならないというふうに判断しております。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 部長、理解してないと思うんやけど、業界団体が、役員全体が代表になって請願書を出しとる。そのことについては採択されたままで執行部のほうがほっておる。多くの業者からというのは、これは市長の口から出たことで本当は少ない業者でしょう。そういうことは言うておきます。平成20年度入札契約制度の改正に対し、大分県建設業協会佐伯支部は、予定価格の事前公表と最低制限価格の公表について請願書を提出し、先ほども言いましたが、6月議会に諮られ、建設常任委員会、本会議と賛成多数で可決され、採択されている請願書について市長はどのように解釈したのか、このことを一つお伺いしたい。

そして、予定価格の事前公表は、その価格が目安となって適正な競争が行われにくくなる、建設業者の見積努力を損なわせる、そして談合が一層容易に行われる可能性があること等により事後公表とする。また、最低制限価格の公表については大分県に準じ事後公表としており、今後も大分県や他市の動向を注視していきたいと。市長の言う多くの業者からある程度でラインを引いてくれと口頭で依頼され、不透明で、俗に言う密室でのやりとり形式と。正式に本会議で可決採択された業界団体の声というものではない。公正な市民の声については市長はどのような認識をしているのか、お伺いしたい。この二つであります。わかりますか。

議長（小野宗司） 井上財務部長。

財務部長（井上勇） 20年6月の議会の請願につきましては、以前も答弁しておりますけれども、これは非常に重く……

（「そんなことを聞いてない。請願と、お願いしたそっちはどっちを重視するの

か」と呼ぶ者あり)

財務部長(井上勇) ですから、請願につきましては議会の採択でありますので、非常に重く受けとめているということでもありますけれども、先ほど私が言いましたように、20年の3月の総務省、国交省の通知により、そういう指導が明示されておりますので、それを勘案しながら総合的に事後公表という判断をしたということでもあります。

それと、もう一度済みません。

8番(佐藤元) もう一つは、そやから団体の声をね、採択された団体の声は重視せずに密室でやりとりするのかということです。

財務部長(井上勇) ちょっと密室という意味が私はわかりかねますけれども、一応そういう形で、請願として先ほど言いましたように受け取りましたので、そして議会も採択しておりますので、そのことについては、先ほどと同じことになりますけれども、重く受けとめておりますけれども、そういう中でそういう形になったということでもありますので、どこの団体を重く見るとか、そういうことではありません。

(「団体は一つしかない」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 西嶋市長。

市長(西嶋泰義) 議員の言われました平成20年6月16日に採択されておる請願の中の請願事項の中で、議員の言われます「一般競争入札について、予定価格を事前に公表してもらいたい。」をすると、以前のように事前公表していただきたいと、また、要件設定一般競争入札以外の入札について、大分県と同様に予定価格の事前公表を行うようにと。これは、予定価格の事前公表を大分県同様に一般競争入札以外はやっておりますけど、一般競争入札自体はやっておりません。

そして、その中にもう一つ項目がありまして、最低制限価格の引き上げを行い、公表していただきたいという文書が入っております。そのことで、平成20年の7月からですが、今まで75だったのがおおむね80という形で、そうした中では業界の声も受け入れさせていただいております。以上です。

議長(小野宗司) 佐藤議員。

8番(佐藤元) 結果として、市長は密室でのやりとりを選択したため、この平成20年度から改正後、多くの業者が困惑して落札が容易でなかった。それは御存じですよ。20年は全くすぐT社が最低制限プラマイ・ゼロ。そして21年、4%、5%上げ下げしながら、ほかの業者は、その4%、5%上げ下げしたところには直近になりますけど、どこまで上げるかわからない。それが最低制限価格の変動が行われて、そのために、先ほども言いましたけれども、数社の受注しかなかった。数社の受注しかなかったじゃないですか。そのために、多くの業者が倒産、廃業に追い込まれたのは周知のとおりであります。このことについてどう思われるか。

それと、もう一つお伺いします。これは市長にです。

平成17年の合併後の市長選で初当選したときに、選挙で応援をしたある業者、その業者の社長と一緒に企業へのあいさつ回りをした話は、余りにも有名でありますよ、市長。このことは事実か、事実ではないか。

議長(小野宗司) まず、井上財務部長。

財務部長(井上勇) 2点についてお答えいたします。

あくまでも一般競争入札につきましては、実施要綱に基づきながら企業が適切な企業努力の中でやってきたという結果だと認識しております。

それと、20年・21年・22年度の件につきましては、それによりまして多くの企業が倒産したということでありますけれども、これは非常に残念なことでありますし、そればかりではなくて、いろんな日本を取り巻く環境であるとか大分県を取り巻く環境、特に県南地区を取り巻く環境の中で、そういうことも起きたのかなと感じております。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） ちょっと市長に聞く前に、それでは部長、あなたよく考えてください。なぜ20年、特に21年、パーセント、最低制限率が移動させましたよね、執行部が。なぜ数社しかとれないんですか。なぜあれだけ4%も5%も動く中で、今、市長に質問した、あいさつ回りに行った業者を筆頭とし、三、四社だけしかとれてないんですか。そこをちょっと答えなさい。

議長（小野宗司） 井上財務部長。

財務部長（井上勇） 同じ答弁の繰り返しで大変申しわけありませんけれども、当然……

（「同じ答弁なら要らない」と呼ぶ者あり）

財務部長（井上勇） 適正な入札の中でやったと考えております。

（「適正じゃない」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 後援会の方の中に建設業界の社長がおったということは事実であります。

また、議員の言われます平成20年度、3社しかとれないという言葉を言っておりますが、私、今手元に持っておりますと、11社の落札がっております。

（「そんなんよりももう一つ、あいさつ回りに行ったか、行かないか」と呼ぶ者あり）

市長（西嶋泰義） 今、言いましたよ。

（「行ったんですね」と呼ぶ者あり）

市長（西嶋泰義） 言いました。それで、今言いましたように、そのときに二、三社しか、その当時とれてないということですけど、手元に土木工事等の資料を持っておりますが、11社の工事がとれております。

先ほど、数%すぐ変化をさせたと言われておりました。先ほどの答弁の中に、平成20年の6月に議会の請願がありましたので、それで5%上げさせていただいたということ为先ほども答弁させていただいています。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 答弁が違うんですよね。なぜ三、四社、5社かの業者が、なぜそれが4%、激しいのは4%ですよ、動いてるんですよ、上がってるんですよ。なぜそれがわかったかということです。22年度には3年間続いた蒲江の下水道工事、全部3年間79%行ったんですよ。22年度での1件だけが78%、なぜこれ、あなたを連れて歩いた業者がわかるんですか。そういうことを私は言いよるんですよ。

いずれにしても、市長選には各種業者の利害関係が深くかかわっていることは世の常であろうと私は思いますが、入札契約制度改正後の平成20年、21年に主に受注した業者が市長とあいさつ回りに同行したこの業者と数社だけという結果は、今になって検証してみますと、



その利害関係の構図からは明らかに見えてくるんですね。そうではありませんか。客観的に考えても、入札契約制度の公正性、公平性に不信感を抱かせた責任は、市長、あなたですよ。あなた本人がそれをやったんですよ。おわかりですか。

私が一番最初にここで質問したときに、平成20年度、この業者の取締役から、あなたが一緒に歩いた業者の取締役から落札金額を聞いた旨の告発を受け、警察に告発者とともに私が告発していることは何回も言っとるじゃないですか。そうでしょう。そのことは、あなたもわかっていると思いますよ。これはもう質問をしようと思いと、答弁があったらやってください。ありますか。

議長（小野宗司） 市長、答弁ございますか。

西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 佐藤議員から、議員になったとき議員が告発したと、その経過はどうなりましたか。それをまずお伺いしたいと思います。これを反問権として聞きます。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） どうなりましたか、これは警察に聞いてください。今、継続審議をやっと思ひます。もう取り下げはしておりませんから、私は。

それはね、あなたが今言うのは、あなたの後援者の家の前にヒトツバを植えたことは、これは問題にならんということは聞きました。ですが、この告発については、きょうもこれ、警察の方は見ておると思ひます。私はこのカメラを通して、どうぞこれだけのものがあるんだから、どうぞやってくださいと。あなたがそれからそうじゃないですか。その業者とあなたが一緒にあいさつ回りに行った業者を中心に、五、六社で全部とったじゃないですか、20年、21年。何もそのことを言えることはないじゃないですか。ここだけ最低制限価格の落札率を事後公表にしているのに、直近でわかるわけじゃないじゃないですか。それが22年になって最低制限価格率を動かさなかったら、あのようにくじでもしなければいけないようにみんなが計算できるわけですよ。それをあなたは変えてきたじゃないですか、20年、21年。変えるとは言ひましたけど、では82%に、おおむね80%といったら、79か80か81でしょう。何で82になるんですか。そういうことをやってきたからじゃないですか。

議長（小野宗司） 市長、反問に対する答弁がございましたら、答弁になられますか。

西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 私にとりまして、こうした入札制度、いかに公平公正にするかということで、議員から告発を受けた経過を聞いたわけですけど、それはまだ取り下げてないということです。これについては私のほうも、だれからも言われても、そのような幾ら後援者にあっても、逆に後援者になればなるほどシビアにさせていただくのが私の信念であります。

また、先ほどから議員が言われとる二、三社とか、まあある意味ではT社というのがあるところかなと思ひておりますが、その人は私の後援者でもなく、それが20年度にとったら自分の後援者のようなことを言われるということは、やはり私にとりまして、テレビを見られた皆さんも十分この経過は承知いただけると思ひます。

また、20年度と21年度の入札者も全部手元にありますが、本当に二、三社だけであるのかといへば、二、三社というのは議員の言われる一部の業者ということに私は相なっていないと思ひておりますので、そうしたことについて、はっきり物申しておきたいと思ひます。以上です。

議長（小野宗司） 佐藤元議員。

8番（佐藤元） 市長がT社と言われましたから、S社ですね。一番最初にとったのがT社、それから、よくそのパーセントを当てるのがT社、そしてS社。それでS社の取締役から教えてもらったと告発文をもらっておる。それは警察にあります。

では、2番のケーブルテレビ、よろしいですか。ケーブルテレビ事業について。

株式会社ケーブルテレビ佐伯は、平成19年度、資本金の額が減資を行った後、一会社から取締役が3名、その系列会社かはわかりませんが、代表取締役が就任していることについて、どのような経緯でこのようなことになったのか、お伺いしたい。そもそもそれ以前、第三セクターであるケーブルテレビ佐伯は、援助される各社が株主となり、取締役に就任したのではないのですか、このことをお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 議員御質問の株式会社ケーブルテレビ佐伯は、平成20年12月18日付で取締役3名が退任し、また、平成21年1月31日付で、同じく取締役2名が退任しております。その後、平成21年1月13日開催の臨時株主総会において新たに取締役4名が選任されて、現在に至っております。

御質問の取締役の異動の経緯につきましては、平成20年12月に主要株主の異動があり、新株主による経営体制を構築するため、会社法に基づき、通常の手続により選任、就任したものであります。また、その取締役会は主要株主により就任しております。以上です。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） これも先ほどの質問1で話が出た会社の親子3名、S社ですね、S社の3名が取締役に就任してそこに、この佐伯市の定年をされた方が退職して入って合わせて4名。どのような画策を持ってこのようになったのかというのは、また後にわかるかと思いますがけれども、それで3に行きたいと思えます。よろしいですか。

議長（小野宗司） どうぞ。

8番（佐藤元） 財団法人に対しての補助金について。

平成23年3月の当初予算で、体育振興事業、番匠川親水環境整備協会への補助金200万円は、財団法人番匠川親水環境整備協会が運営するゴルフ事業は、年々利用者が減少し、経営が非常に厳しい状況であるということだけで、なぜ200万円もの補助金を申請しなけりなかつたのか。今までにこういうことが続いてきておつたのか、お伺いしたい。

議長（小野宗司） 塩月副市長。

副市長（塩月厚信） 昨年11月に財団法人番匠川親水環境整備協会から、通称番匠ゴルフ場の運営が厳しく、1年間の運営費として300万円を補助してくれないか、もしくは財団法人を解散したい、財団法人を解散した場合は、基本的財産と機械器具等の財産は同じような業種のところに寄附することになっており、また、国土交通省の許可の条件は、財団法人が佐伯市ならよいが、個人ではできないこともあり、今後は佐伯市で運営し、市民の憩いの場として使用するようお願いしたいとの申し出がありました。

これは3月議会の平成23年度当初予算で、佐藤議員ほかの2名の議員から同種の質問に答弁しました。市としては、すぐにゴルフ事業を受け継ぐことはできません。しかし、年間延べ人数1万人前後の人がこのゴルフ場を利用していることを考えたとき、市としてゴルフ場を今後どうすべきか、平成23年度中に検討したいことから、1回の台風等でゴルフ場が冠水

したとき復旧に係る経費が200万円程度かかることから、復旧費としてだけの予算計上をし、財団側に再度事業の継続をお願いしたものであります。

ちょっと質問の答えが長くなりますけど、新公益法人移行は、この法人は100%厳しいんですね。来年の平成23年度、平成24年3月をもって、解散するようになります。その後、市がどうするか。

(「それはもうわかっていますから、いいです」と呼ぶ者あり)

副市長(塩月厚信) はい。ということ。

議長(小野宗司) 佐藤議員。

8番(佐藤元) ちなみに、この補助金を申請したのも、さっきに言ったS社の会長さんがこの理事長をしてますね。今は副市長さんにかわったそうですね。どうしてそういうことをこころと変えていくんですか。これもその業者、S建設の会長さんでしょう、ここの理事長は。ここは、以前はどんどんもうかっていきよったんです。そこが台風が来たたびに整備するのは、そのS社が全部やっていきよったんです。だから、何でやめる前に補助金を市が出さないけんですか。そういうことなんです、私が言いよることは。番匠川は一級河川で、この河川敷を借り受けてのゴルフ場経営であるが、なぜ財団法人に一般財源からの補助金支援をしなければいけないのか、この理由を伺いたい、一つ。

この財団法人の代表者も、先ほど言いましたけど、1のアで申し述べた、市長がTと言われたらT社はないと言うから、T社が一番先に落札したと私は言ったんですけど、何か頭が混乱するんでしょう。S社です、S社の会長さんが、あなたか、もしくは市長をお願いをしたんではないかなと。

ですから、先ほど第1項目からこの3まで関係しておる業者、これは当初説明したとおり、市長の選挙協力をし、20年から21年度に市が発注する工事を17億円も独占受注しておるんですよ。それで3社か4社じゃない、6社、11社って、じゃあ残りの業者は幾らずつとったんですか。時間がないから端的に。

議長(小野宗司) 塩月副市長。

副市長(塩月厚信) 200万円の補助の件ですが、財団法人番匠川親水環境整備協会は、もうこの4月をもってやめると、閉鎖したいということだったんですけども、先ほど述べましたように、年間延べ1万人の方が、いろいろな方が利用している中で、どうしても利用する方から逆に、健康の問題だとかいろいろありまして続行してくれないかということで、この200万円を議会に対してお願いしたところでございます。

本当にこの番匠ゴルフ場、非常に今後のあり方というのを議会の皆さんにまた協議を願いたいと思いますけれども、どういうふうにやっていくか、ジュニアの育成等々もありまして、そこらもことしじゅう12月までに、議会にどうするか決めて報告したいと思います。

議長(小野宗司) 佐藤議員。

8番(佐藤元) 利用者が1万人ありまして、もうやめたいというのをとめたということですが、1万人の署名があるんですね、じゃあ。

議長(小野宗司) 塩月副市長。

副市長(塩月厚信) 署名は見ておりません。1万人というのは、延べ1万人、平成22年度で9,000幾ら、平成21年度で1万何人、だから約1万人前後ということで答弁させていただきました。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） じゃあね、余分になって時間がないんやけど、1万人来たら収支決算はどうなってるのか。それでずっとずっと赤字で来てるんですか。じゃあ台風が来とったときは二万、三万人来とったんですか。そうじゃないでしょう。平均して1万人ぐらいなんですよ。それで経営やっていけとったやないですか。ことしいっぱいでやめようと、4月でやめようというのに、何で引きとめて200万円の補助金やるんですか。

だから今、1、2、3、私が質問したやつ、それには全部このS社が関係しとんですよ。市長の後援者のS社が全部関係しとる。それでそこに全部、ケーブルテレビもそうでしょう。19年度からああいう工事をやり直して、わけのわからん金払うとうじゃないですか。そういうことを私は聞きよるんです、何が原因かというのを。答えていいですわ、もうわかるとるから。あなたたちがうそを教えよることはわかるとるから。腹が立つんやったら私に答弁しなさい、ちゃんと私ができるように。

議長（小野宗司） 塩月副市長。

副市長（塩月厚信） 別に腹は立っておりませんけれども、私、答弁したとおりでございます。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 4に行きます。

佐伯市高齢者「食」の自立支援事業について。

この事業は何年から実施されているのか、お伺いしたい。また、この事業の問題点はないのか、お伺いをいたします。

議長（小野宗司） 清家福祉保健部長。

福祉保健部長（清家保賀） 皆さん、こんにちは。福祉保健部長の清家でございます。ただいま佐藤議員の御質問についてお答えさせていただきたいと思っております。

佐伯市高齢者「食」の自立支援事業についてでございます。何年から実施されているのか、事業の問題点はないのかという御質問でございます。

この事業は、合併前に各旧市町村で、在宅のひとり暮らしの要介護者に対して配食サービスを行ってまいりました。

事業実施の問題点としましては、旧市町村でそれぞれの地域性から、配食回数などサービス内容に格差が生じていました。そのために、振興局の担当者会議やランチ会議、関係事業者と申しますか、などの協議を重ねる中で、平成20年10月に要綱改正を行いまして、委託料体系や配達時間の統一を図ったところであります。

さらに、平成22年度には、サービスの適正化を目指し、6カ月の更新時期に申請者の訪問調査を実施するなど利用者の理解をいただく中で、判断基準の適正化や地域間格差の解消に努めているところであります。以上であります。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） この事業は社会福祉法人、社協がなぜ行わなければいけないのか。高齢者の支援をするのであれば、地域に根づいた企業に委託するなり、地域からのサービス提供を促すこと、その地域の活性化、企業の発展につながるのではないかなと、そのように思うんですが、地域貢献として、このようなところに補助金交付をして、またこの事業を成り立たせなければいけないのか、そのことが一つ。

そして利用者についてであります。23年にこの事業は実施要綱を見直している。65歳以

上の高齢者が利用対象者で、例えば70歳、75歳、七十七、八歳で、この条件に合うと。これで申請をして、なぜ80歳を超えて八十四、五歳になって、あんたは運転ができるから、あなたは何ができるから、年をとって仮に運転ができて、仮に歩けとって、年をとるごとに、なぜ年より若いときにその事業を当てはまったから利用させて、年をとった後からこれを打ち切るということは、ちょっと矛盾しておるんじゃないかなと思います。

それで、これは配送業務に対して、これ間違うとったら訂正してくださいよ。旧市内は250円、社協にですね、他地域に対しては350円と、補助を出しておりますね。地域、地域の飲食店等に業務委託して見直しをすれば、例えば私たちもこの3階に弁当を配達してもらってるんですよ。私たちは高齢者ではありませんけれども、500円、600円の弁当を持ってきてくれる。それ、配送料なんか一円も取りませんよ、飲食店、どこも。

例えば宇目地域にある飲食店、その地域に何十人かの利用者がおれば、そこに、じゃああなたたちがここを見てくださいよと。例えば直川にある、本匠にだってああいう立派な雪ん子ですかね、ああいうのもあると。どこにでもある。そこに社協が50円くらい取ってみんなの注文をとってあげて、あんたところから行ってくれませんか。だったら、これを定期的に配送するのが大変であれば、100円くらいは市が補助しましょうと。それでも補助金、相当安くなるんじゃないですか。私、そういうことが言いたいんですよ。

だから、地域を大事にし、地域の業者が生きられるように、これをこの社協がやったばかりに、つぶれる食堂が多く出てきとるんですよ。高齢者に1日に1食配送してあげる。それが10件、20件、大きいところになったら30件、50件、それを個々の飲食店に業務委託して見直ししていくと。総ひっくるめで地域ごとの飲食店に委託をすれば、配送を、委託料も安く済みますので、このことを見直しをする考えはありませんか。

今、始まったばかりで打ち切られて大変困っている高齢者もおります。80歳に始めて、84歳に何で打ち切られるんですか。年が若くなったんならいいんですよ。年はだんだんと。高齢者の方々は、みんな迷惑をかけまいとして、早寝早起き、どこかに温泉があれば温泉に入り、そういうのは自分の健康を考えながらやとるんですよ。それも1日1食配送業務があるから、助かるから、自分が500円出せば、市が100円でも出してくれて配送してくれる、そういうことがあるから楽しみにして待っておるんだと思います。

このことは、市長、これ見直す気はありませんか。即座に見直して、高齢者のために福祉を重点的にやるんなら、どうですか。考えていただけませんか。後は後でまたけんかをすればいいんだから。どうですか。

議長（小野宗司） まず前段について、清家福祉保健部長。

福祉保健部長（清家保賀） 今、御質問、二つあったと思います。年齢的なもので、お年寄り、若い人より、お年をとられた方が当然配食サービスを受けるのではないかと、一般的にはそうだと思います。ただ、この要綱の中に、例えば80歳の方で健全な人、また近くに親族の方がいらっしゃるとかいろんな条件で、例えば80歳の方は、もう歩く早さも元気がいいと、75歳でそうでない方、いろんな専門的にあると思いますので、これは私が今申すまでもなく、年齢的に一元的なものではないということを御理解していただけたらと思います。

それから、先ほど、蒲江は社協支部ではなくて民間の事業者に委託しておるんですが、一般的な食堂のほうで委託ということは、非常に考えはすばらしいと思います。ただ、衛生上の問題とか正式な器ですね。ラップをかけて配達するのではなくて、やはり遠距離になるも

のですから、市民の方に温かい料理を召し上がっていただきたいというそういう容器の関係もありますので、ただいま社会福祉協議会支部を中心にして委託しておるような状況であります。

議長（小野宗司） 部長、もう1点。200円かかるものの100円ぐらい補助はできんかという話です。

福祉保健部長（清家保賀） これは、今はもう既に150円と250円を補助してるんですよ、ごめんさい、250円と350円ですね。実質には議員さん御存じのとおり、500円ですべて販売しておりますから、補助というのは原材料費と微妙な絡みがあるんですが、これ今のところ、まだ考えておりません。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 今、答弁の中に、わからんことはないんだけど、温かいものを届けるのには、その地域、地域の近くから届けるのが一番温かい。衛生面を考えるとと言いますが、衛生面が通らないところは飲食業できません。そういうところから見たら、地域の飲食業を応援してあげると同時に高齢者に応援してあげる。それと、私が言いよるのは、なぜ今まで75歳でこのサービスを受けよった人が80歳の年になって、あなた方が何かつくったんでしょう、マニュアルを、それに当てはまらんからといって、なぜ切るんですか。今までやっとりんやから、その食で元気になったかもわからないんですよ。なぜそういう何か無知なことをするんですか。だったらなお一層やってやらないけんじゃないですか。そのために元気がよくなったんだから。そしてまた、地域に根づいたものを食べる。

あなた方は何か言いわけばかりなんよ、私から言わせれば。飲食業というのは、保健所がちゃんと見て衛生的でないところは許可ありません。それから、温かいもの、佐伯からわんわんち飛ばして行ってね、多くを運んで行ってやるよりも、宇目なら宇目、直川は直川、近くであると、それこそ舌を焼くぐらいの温かさで行くと思いますよ。市長、考え直して、地域に支援して地域の飲食業にやらせるということは。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 議員の言われることを私もそのように思います。

なぜかというと、食というのは、やはり地元で食べるのもいいんですが、果たして、だから今度それを受け入れるところの体制ができるかということが大事だと思うんです。だから今言った議員の話をも地元で365日そうした体制ができるか、こういう話を一応地区に問い合わせてみたいと思います。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 大変いい答弁をいただきました。

ですが、私はこのテレビを通じて、司直へお願いをいたします。私のきょうの1、2、3の質問については、私はしかとした証拠を持ってやっております。どうかこのことが佐伯市政の中で公共事業の発注がこんな形で終わらないように、だれに罪をつくるとかじゃなし、司直からいい意味での指導をしていただきたいと思います。

そういうことで、5分余りました。これで終わります。ありがとうございました。

議長（小野宗司） 以上で、佐藤議員の一般質問を終わります。

次に、17番、井上清三君。

17番（井上清三） 皆さん、こんにちは。民主党会派に属しております17番議員、井上清三と

申します。今回は防災対策と消防署の現状を踏まえた一般質問を行います。先輩・同僚議員とテーマが重なる部分もありますが、市民の立場でわかりやすく質問いたします。

なお、質問の数が多いので、問われた部分のみ簡潔に答弁をお願いします。

まず、緊急対策について。

去る3月11日、未曾有の大惨事が我が日本国を覆い、重大な惨劇を巻き起こしました。マグニチュード8.8、東日本大震災です。地震の激しさとともに津波が発生。人を、建物を、畑を、地域を、すべてのものを津波が飲み込むさまを、状況を、テレビであるいはインターネットで画像で見たとき、映画ではないのか、夢なら早く覚めてほしいとすべての方が思われたと推測いたします。我が国はもちろん、世界史上でも例を見ない大惨劇となったわけです。一日も早い地域復興と被災者の生活応援、そして心身のケアに支援、全力を傾注すべきと思わずにはいられません。

さて、この津波の発生した地域はリアス式で、我がまちの海岸線と形状はほぼ同様ということで、東海・東南海・南海地震、さらに日向灘地震の発生が予測される中、同一規模の地震が発生したら、あるいは3連動、4連動の場合、今回の東日本大震災以上の超大型となり、当然、津波の到来により市全体が壊滅状態になることを予測すると、いてもたってもいられなく、その対応を急がずにはいられません。

まず、こういった災害発生では、命を守ることの重要性、そのための方法の一つとして、逃げる、つまり避難路、避難地の整備と考えます。私の生活する地域でも避難路まで遠く、ウサギ道程度の幅しかなく、避難地は一時休息する空間などなく、とても災害時に対応できるとは考えられません。

まず、避難路、避難地に対する考えを簡潔にお聞きしたい。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 議員御指摘のとおり、津波から命を守るためには、高台に避難することが最も重要です。平成23年3月11日に発生した東日本大震災が想定外の津波被害をもたらしたことから、佐伯市におきましても、中央防災会議が検討した東南海・南海地震の同時発生による津波の浸水予測データとは別に、津波の想定値の3倍強の高さをもって津波からの避難の目安の標高とし、避難地、避難路の見直しを区や自主防災組織を通じて現在行っております。その結果を受けまして、津波からの生存のための避難が行えるよう、避難地、避難路の整備を早急に進めてまいりたいと考えております。以上です。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） そういった計画をされているということですが、再度確認いたしますが、特に海岸線に位置する旧佐伯市、蒲江、米水津、鶴見、上浦地区は、地震とともに津波に対する関心が非常に高いようでございます。いつごろまでに計画あるいはその工事に着工するのか、その辺についてお聞きしたいと思っております。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） ただいま自治委員会、自主防災組織等で調査中であります。その結果が6月中旬ごろには出ますので、それに基づきまして、自治委員会委員等の現地調査を行いたいと思っております。それをもちまして予算の見積もり等を行いまして、地元には事業説明として9月ごろを予定しております。

したがいまして、事業実施につきましては、9月補正後に事業を行うという予定で計画し

ております。以上です。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） 9月計画、10月ごろ実施計画というふうを考えておるようですが、実は先日、大分県政策企画課長、そういった方との会議の中、この避難路、いわゆる避難地の対応は、市と大分県で取り組む、これは市民生活部だろうと思いますが、そういう状況になっていると。できるだけ早急に取り組みを進めたい、そういうお話のようでありました。

そういった中、先般いただきました津波避難計画の避難施設の整備に関する資料に少し目を通しますと、避難路の整備の事業主体は地区とする、あるいは経費は一定の割合、そういうふうなことが書かれておりますが、まず、なぜ事業主体を市としないのか、そして一定の割合とはどの程度を指すのか、お聞きしたい。

また、震災後3カ月ほどになりますが、先般のいわゆる議会報告会でも対応が遅い、あるいはぬるい、さらには何をしているのかなど、せっぱ詰まった非常に厳しい口調でおしかりを受けました。市民感情で言えば、そのとおりだとも思います。きょう来るかもしれない、あす来るかもしれないといった焦燥感が押し上げていることだと推測する中、市役所の建築については5階に中枢機能を移すなど、いわゆるいち早く見直しを新聞等で周知しております。地震・津波対策、現状の取り組み状況を市民に周知する方法はできないのか、2点についてお伺いしたい。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） まず、避難路の整備、避難地の整備についての事業費の件でございますが、大規模な事業につきましては、市が事業主体となり実施するというのを考えております。里道とか市道とかありますが、そういう部分につきましては地区で事業をしていただいて補助を出すとか、そういうふうなことを今、まだ最終決定ではございませんが、予定しております。

また、県と同調という件ですが、県の補助金の状態、国の補助金の状態、そういうものが今のところではまだはっきりしておりません。同じように、中央防災会議等からの津波の高さの想定も今のところ出ておりません。住民の命を守るということを最優先にしまして、一応3倍強ということで津波の高さを想定しておりますが、それに伴って、なるべく早い時期にとは考えております。ただ、単独事業ですべてやるということよりは、国、県の財源を確認した上で同時進行というふうに考えております。

対応がぬるいと言われるのは、もっともではないかと思いますが、ただやっぱり基準とか補助を市が単独ですべてやるのかということがありますので、国、県の動きを少々確認しまして実施をしたいと思っております。以上です。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 井上議員から避難路の形のお話がありましたときに負担金と補助金のお話がありました。

住民に対する負担の問題とか、私ども市といたしましても、これについてはできるだけ市のほうで、というのは、私道とか個人の私有地に対して、補助金を出すのがいいのか、市が負担するのがいいのかというと、持ち主の関係で工事等の整備をしなければいけないと。また、里道とか公有地であればいろいろできるわけですけど、議員も御存じのとおり、急傾斜なんかは全部寄附をいただいてするということになるんですが、それをすると、共有地なん



かになると、私道についてはなかなかいろんな問題で何年もかかるので、少しでも早い状態にするために、その基準づくりとか措置について話していきたいと思っておりますし、そうした中では、現在、私ども市も行革をしながらためております基金がありますので、住民負担をさせないようにそういう気持ちでもって当たっていきたいと思っております。以上です。  
議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） 的確な答弁を市長からいただきましたが、いわゆる予算が伴わない、あるいは避難路整備を地区に任せるということはこれから伺ったわけなんです、私としては、無責任かなというふうにも考えました。大小にかかわらず、市長言われましたように、命を守る道、そういうふうな位置づけを考えた場合は、当然、市当局が対応すべきである。なお、経費はすべて県あるいは市が負担すべきというふうにも考えます。

また、先ほど言いました大手前開発事業でも言われたように、こういった取り組みの進行状況、いわゆる説明責任をやはり市民に説明するということは必要なことではなかろうかと思いますが、この点について確認をいたしたいと思えます。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 進行状況という状況は、今のところ各自治会からの避難場所、避難地の報告ということをして6月に受けるという形で始まると思っております。事前に佐伯市自治委員会連合会理事会の席を持ちまして事業の説明を行いまして、防災ということになりますと、やっぱり自分がどこに逃げるかというのが一番ですので、避難先を決めるのも、避難路を決めるのも自治会にお願いをして、これはもう市から押しつけでなくて、自治会のほうで一番有効な道、有効な場所を探していただくということが一番じゃないかと思っております。

そういうことで、まだ途中経過というのは報告できませんが、動きがあり次第、また報告したいと思えます。よろしくお願ひします。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） ぜひ住民が信頼できる、そういうふうな形で対応を願ひたいと思えます。

それから避難路、やはり避難地がどこにあるのか、あるいは他の地区へ出向いたとき、さらには観光客などの来客者に標示が見受けられないと、そういった状況ですが、標示看板の必要性、これも痛感しておりますが、どのような対応を考えているのか、お聞きしたい。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 避難路の標識ですが、3月、先日から建設業協会佐伯支部のほうから避難路の標識を標示したいということの話が自治委員会のほうにも私のほうにも届いております。状況を見ながら、県の地域防災計画の改定を行うという今委員会がありました、そちらのほうでも、これから県の補助については避難路の標識あたり、ソフト部分も含めて県補助を考えていきたいということで、まだはっきりはしてありませんが、そういう状況にあります。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） 県の対応あるいは建設業協会からの申し出というふうなこともあります、この避難路、いわゆる避難地の標示というのは、本市の災害予防計画、その部分にきちっと位置づけされておるわけです。現状ではそれが全く取り組まれていない、そういうふうな状況になりますが、言葉は非常に悪くなりますが、いわゆる絵にかいたもちと一緒にないかなというふうに思えます。食べられません。必ず大きく、そしてわかりやすく、常に固定し、

かつ、できれば数多く設置することをこれは期待しておきます。

次に、要援護者の対応について。

援護が必要な高齢者あるいは障がいを持たれている方、特に認知症高齢者、身体、聴覚、視覚、精神的に障がいを持っている方は、環境の変化で大きなストレスを感じ、パニックを起こし、自分の置かれている状況がわからなくて混乱し、災害時対応ができないと思われるかもしれませんが、こういった要援護者の避難誘導への対応をぜひお聞きしたい。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 災害時の要援護者対策といたしまして、国が平成17年3月に作成しました災害時要援護者の避難支援ガイドラインをもとに、平成20年度に佐伯市災害時要援護者避難支援プラン全体計画を作成いたしました。これは、基本的な考え方や対象者の考え方等を定めた大綱的な計画であります。

その後、要援護者の個別台帳を作成するに当たりまして、民生・児童委員協議会の御協力をいただき、平成22年度にこの台帳の更新作業を行う際、平常時から、この情報を関係機関と共有できるよう個人情報の使用承諾をとっていただきました。これを受けまして、本年1月に災害時要援護者台帳及び地図情報を受領したところであります。現在は、佐伯市と民生・児童委員協議会及び社会福祉協議会で情報を共有しております。また、この情報を自治会や自主防災組織、消防団等への提供に向け、福祉部局、担当課を中心に準備を進めております。

今後はこの情報を要援護者の避難支援体制や避難計画作成に当てていただくとともに、地域の要援護者避難支援に関する啓発を行い、地区や自主防災組織、消防団等と連携いたしまして、要援護者に対する実効ある支援体制を構築していきたいと考えております。以上です。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） 言われることは理解できます。ただ、緊急時に要援護者のいわゆる避難というのは想像以上に大変なことと思っております。

先ほど、県のガイドライン、そういったものに基づきながら、本市で計画されている計画あるいは社会福祉協議会、民生・児童委員協議会等々の連絡をとっているというふうな状況ですが、要援護者は、いわゆる危険を感じても自身では避難ができない、逃げられない。その気持ちは例えようがない。つまり、そういった社協の人が近くにおればいい。しかし、なかなかそううまくはいかない。やはり考えられるのは、共助。つまり、地域の方がどうしてもその手助けのかなめになるのではないかというふうにも考えるわけですが、そういった共助、つまり地域の方と要援護者が連携できるシステム、その辺はどのようにお考えですか。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 要援護者の方につきましては、地域の中で通常生活しておるということですので、自主防災組織、今までこういう大きな災害がありませんでしたので、自主防災組織、組織されてますけど、実際には動きはどうかということもあります。それをこの際に、自主防災組織、向こう三軒両隣ですか、やっぱり近所の方が近所の方を支えるということを基本に強化をしていきたいと考えております。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） その辺は理解できますが、地区の人は、いわゆるそういうふうな支援体制を構築するという形になれば、当然どこに支援をする人がいるのか、あるいはそういう意味

では要援護者の名簿づくりとか、さらには緊急連絡網の整備、充実、そして区長及び関係機関への連携を構築し、部長も言われたような支援体制、要援護情報を共有する必要があるのではなからうかと思いますが、この緊急時に対応すべきと思いますが、どういうふうな方法で名簿作成、情報の共有、そして地域への情報の開示というのを取り組まれるのか、再度ちょっとお願いいたします。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） これは先ほどもお答えしたところですが、ことし1月に災害時要援護者台帳及び地図情報を民生・児童委員協議会のほうからいただいたところでございます。それを活用しまして、この情報を自治会、自主防災組織、消防団等で整理をし、それぞれの自主防災組織の中で確認をしていただくというふうに考えております。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） では、ことし1月にそういった名簿の作成もできておるといふことなんですが、ではちょっと間接的に伺いますが、何名ぐらいの方がいわゆる災害時、援助を必要とされているのか。あるいは先ほど少し触れましたが、個人情報保護の状況というのはどのように考えているのか、その2点についてちょっと確認しておきます。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） ただいま災害要援護者台帳の記載人員につきましては、4,531名です。3月15日現在です。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） では、4,531名に対して支援できる人はどれぐらいの人間なのか、あるいは個人情報の保護の状況はどのようなとらえ方をしているのか。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 済みません。要援護に対する支援の方の数字は持ち合わせておりません。

それと、個人情報につきましては、台帳を作成するに当たり、要援護者本人に、これを自治会、消防等に提供してよろしいかということで了解をいただいております。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） ぜひ、やはり要援護者の人数というのは把握されているようでありますので、その支援するそういった人間の体制づくりができないと、幾ら要援護者の数値を集めてもどうにもならないんじゃないかなというふうに思います。

また、要援護者名簿なる、いわゆる可変情報、そのときによって変わるといいますので、見直しというのは、これは行っているのか、あるいは行われる計画があるのか、あわせてお聞きしたい。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 今のところ、台帳ができ上がったばかりで、その体制はできておりません。ただ、これを1年で固定してしまうと役に立ちませんので、これからどういう形で更新をしていくかということを検討していきたいと思っております。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） そういう意味では、要援護者の命を守る、そういうふうなことを常に頭の一角によぎらせながら、命を守るため早急な取り組みをお願いしたいと思っております。

次に、佐伯市地域防災計画の見直しについて。

東日本大震災は、すべてのことにおいて想定外というふうな表現が使われていますが、今後、地震の規模、津波発生に対し、想定外ということは理由にはならないと考える中、日向灘沖・南海地震あるいは震度5の発生を想定し、策定したと思われる本市の災害予防計画、災害応急対策計画が含まれる地域防災計画の見直し、その辺の必要性も迫られると思いますが、簡潔に考えをお聞きしたい。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 地域防災計画自体は大綱的なものであります。今回の東日本大震災の地震や津波の状況から、計画の枝葉の部分に当たる防災マップの見直しや津波から逃げるための高台への避難地、それにつながる避難路等の早急な検討や確保が求められています。

今後は国や県の動きを注視しながら、必要に応じて市の地域防災計画の見直しも考えていきたいと思っております。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） こういった災害は、やはりいつ襲ってくるか予想がつかない。できるだけ早急をお願いをいたしたい。特に偶発的ないわゆるおぎなりの防災計画ではなく、血の通ったと申しますか、地域の環境に応じた防災計画を早期に作成すべきと提言しますとともに、佐伯市では地域防災計画は見受けられますが、このたびの東日本大震災を教訓に、津波避難計画あるいは津波ハザードマップの策定、その辺はどのように考えているのか、現状と今後の方針をお聞きしたい。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 避難計画とハザードマップにつきましては、今、避難路、避難地を確認しておりますので、それが終わり次第、とりかかりたいと思っております。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） 白杵、津久見は何か津波に対するハザードマップをつくられているというふうな情報を聞いております。前向きな対応を期待しますとともに、早急な防災計画等の見直し作成とあわせて、避難路、避難地等安全確保のため、そしてあわせて避難訓練の実施など事業実施に一日でも早く取り組むことを切望し、防災緊急対策の質問を終わります。

次に、消防署の緊急時の対応について。

夜間の人員配置について。

消防署の活動は、市民の生命と財産を守ることを第一に取り組まれていることと拝察いたします。現在、佐伯本署、蒲江・宇目・東部分署及び上浦派出所となっているように思いますが、先般、蒲江小向地区で火災が発生、1の方が亡くなるという悲しい事故が発生いたしました。緊急時、さらに深夜ということで、対応が難しかったことは一部理解いたしますが、消防署長並びに被災者の話を聞くと、人員配置、対応に疑問を抱くものがあります。

まず、現行の分署の夜間の人員は何名体制で取り組まれているのか、ここをお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 平井消防長。

消防長（平井栄治） こんにちは。消防署の平井です。よろしく申し上げます。

井上議員からの夜間の人員配置について、現在の体制、対応で消火作業に支障はないかということですが、消防力の整備指針でいけば、消防隊5名、救急隊3名が基本ですが、実情

は一次災害優先で、消防隊、救急隊合わせて4名勤務となっております。職員数につきましては、現在118名です。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） 分署の体制ですから、いわゆる夜間の体制4名という形で結構なんですけど、地元あるいは地元消防団並びに被災者あるいは各関係者の情報を聞く中で、もしかしたら一部食い違いがあるかもしれませんが、少し確認いたしたいと思いますが、私の調べでも4名ということですが、それぞれの分担を考えると、火事の場合、給水管部分、消防車操作あるいは放水管、もしかしたら2名要るんじゃないかと思いますが、それと連絡係等ぎりぎりの状況だと推測いたします。

そういった中、今回、非常サイレンと同時に出発、蒲江分署より四、五分後、現場到着。しかし、不明者ありの情報を受け、引き返し、酸素マスクをとり分署に帰る。再度現場に駆けつける。このような状況が生じたと聞き及んでおります。酸素マスクをとりに行った間は10数分かかると思われ、当然、人数が少なく消火活動ができず、被災者や地区民の申すとおり、なかなか水が出なかった、消火作業ができない、そのようにも私も判断いたしました。時間とともに炎は勢いを増し、申しあげました1人の方が亡くなり、火災元の隠居屋、そして母屋、事務所の3戸、さらに隣の2世帯をも全焼し、隣接する1世帯の一部を焼くという結果になりました。

本署より消防車、救急車を配置する分署の人員設置は、現状の4名では機能できないと思いますが、現状を踏まえ、再度考えをお聞きしたい。

議長（小野宗司） 平井消防長。

消防長（平井栄治） ただいまの質問ですけど、井上議員のおっしゃるとおりです。

それで、初期消火体制には支障はなく、早期の通報が望まれるところであります。

また、消防団との連携体制を密にし、本署からの応援隊到着までに包囲体制を確立するなど、消防活動に支障の出ないように努力しています。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） 4名では、いわゆる大変というそのようにも考えておりますが、さらに、もし夜間、救急車が病人を運んで3名体制で出動したら、いわゆる1名しか分署に残っていない。そういったときに火災が発生したら、どのように体制を組むのか。そういった事態を想定したシミュレーションは行ってきたのか、ちょっとこの辺を確認したいと思います。

議長（小野宗司） 平井消防長。

消防長（平井栄治） 救急出動に対し、3名出動、1名残ります。1名残った場合に火災等がありましたら、支局の1名を本署から応援隊を出動させるという体制にしております。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） 本署から来るということなんですけど、蒲江浦であれば、それは可能かも知れませんが、名護屋あるいは波当津地区というふうな形になれば、ほぼもう間に合わないというふうな状況の中だったと思います。

今回、そういった状態あるいは救急車が出動していなくてほっとしたという職員の方から一部聞く中で、本当は私自身じゃなく、被災者は身震いしたんじゃないかというふうに思います。

シミュレーションの結果というのはやっているというふうに関心受けますが、行政改革の

もと、いわゆる人員削減というのに取り組むことは、ある意味では評価いたしますが、予算特別委員会等の審議で意見があったように、消防署の人員については十分検証し、安易に減らすのではなく、救急・消防活動に影響を及ぼさないように、再度これについては検討すべきものと考えますが、再度これについて意見をお聞きしたい。

議長（小野宗司） 平井消防長。

消防長（平井栄治） 人員増員につきましては、望ましいところです。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） ぜひ市長、この辺については考えを大きく持って対処していただきたいと思いますが、市長の考えをお聞かせください。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 消防長のほうが人員増はということですが、私どもの佐伯市は御存じのとおり、合併をしてから職員を減らしていないのは消防職員のみです。あとの各部署は全部減らしました。二百何名ですか、45名だったか、それだけ市のほうとしては消防署を最重視してきているのが現在です。

また、議員も行革のほうの2次計画プランに載っていますが、日田市等の例を見ましたが、日田市の広域の部分で佐伯市より面積が大きい1,200平方キロ、佐伯市が903平方キロ、人口は10万人を超しておりますが、佐伯市より少ない120名体制でやっているということで、私どももできるだけ消防署の職員は生命と安全・安心を守る意味で、さらに努力をしながら、より一層機能の充実を図っていきたいと思っておりますし、また、消防団等についても一体となった運用をやっていただければと思っております。以上です。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） ぜひそういった行革の中の一隅で取り組むのではなく、やはり安心・安全、市民のいわゆる命を守るというふうな観点から検討をお願いしたいと思っております。

それから分署への伝達方法についてですが、今回のように現場に着いた後、引き返すような事態がなぜ起こるのか。もし現場到着時点で迅速に消火活動ができたなら、おやじの命は助かったのでは、隣への類焼は避けられたのでは、涙ぐんで訴える家族の悲痛な声をお聞きするにつれ、行政の一介に身を置く者として何も申すことはできませんでした。

火災発生で119番、消防署に通報が入った後、分署への連絡はどのような手段をとられているのか、お聞きしたい。

議長（小野宗司） 平井消防長。

消防長（平井栄治） 各分署への伝達方法についてですが、現在、高機能指令センターにより、災害の受信と同時に各署に予告指令を発信、この予告指令により事故種別と場所を知らせます。この間に隊員は出動体制を整えます。正確な情報聴取後、出動指令を発信、事故内容の音声と場所を記した指令書が出動分署に発信されますので、迅速で正確な出動体制がとれております。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） 消防長の言われるように、新社屋は完成したばかりで、いろいろな機能が装備されている、そのようにも思っておりますが、迅速、正確な情報伝達、これが消火活動あるいは人命救助に欠かせないものだ、そういうふうに、いま一度肝に銘じていただきたい。

また、人命尊重を考えたとき、酸素マスク等は携行品として常に準備しておくもの、その

ようにも判断しておりますが、現状を踏まえ、今後の取り組みをお聞きしたい。

議長（小野宗司） 平井消防長。

消防長（平井栄治） 酸素マスク、呼吸器等は消防車に積載して、いつでも活用できるようにしております。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） では、今後もそういった方面については十分指導徹底して、忘れて引き返すことのないような形で指導を強化していただきたいとお願ひしておきたいと思ひます。

それから、消火方法、防火用水設置状況についてですが、消火活動について、いわゆる火災現場の近くに海を控えているのに、当初より海水を使わず、小さな防水用タンク、皆様のほうに資料を預けていると思ひますが、このタンク、私の計測では6.6トンあるか、2メートル、3メートル、これは外形です。内形はもっと狭いかわからん。深さが1.1メートル。

いいですか。先に地元消防団が使って消火活動をしているので、佐伯消防署が来たときは水位が低い。本当に二、三十センチしかない、そういったタンクに、さらに消防署の給水管を投入する。おわかりのように水量が少ないため、そして給水ができにくく放水ができない。状況を察した地元消防団が、やむなくそれまでやっていた消火活動を停止し、機械を海岸へと運ぶ。そして給水管を海に入れ、海水にて消火に取り組んだと聞き及んでおります。

さて、火災現場で消防車が駐車されていたところより七、八メートルのところには岸壁があり、海水が近くにあるわけです。タンクの水量が少ない、あるいは家族、親族の方が類焼を回避するため海の水を使えと海水使用を申しても、海水使用せず、真水優先となる。真水でなければならないのか、その辺の対応をお聞きしたい。

議長（小野宗司） 平井消防長。

消防長（平井栄治） 井上議員言いました消火方法、防火用水の設置状況についてですが、蒲江地区での火災において、火災発生時に真水での消火を優先し、海水を活用しない理由、また同地区での防火用水の設置状況を問うということですが、真水使用はどの地区でも優先します。その理由として、海水による塩害を考えての上です。側近に真水の水利があれば、水利部署を選定し、観点から真水使用の発泡効率がよいためでもあります。蒲江分署の消防車はキャブ仕様車となっております。

蒲江地区の防火水槽については、公設40トン以上が109カ所、40トン未満が12カ所です。参考までに、佐伯が258カ所、宇目が110カ所、次に蒲江地区です。

ちなみに、消火栓にあっては303カ所と佐伯地区に次いで多く設置されています。以上です。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） では、お伺ひしますが、真水優先であって海水は使わない、そのように受けとめてよろしいわけですか。

議長（小野宗司） 平井消防長。

消防長（平井栄治） ちょっと違います。

真水を使用中に水が足りなくなったら消防団からの送水を考えております。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） 今お聞きしたのは、海水は使わないのですかということをお聞きしたわけです。

議長（小野宗司） 機械は、海水は使えないのかということです。平井消防長。

消防長（平井栄治） 消防車は海水は使えます。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） じゃあ、なぜ地元主あるいはその住宅主が本人が海水を使えというふうな指示をしたのに使わず、結果的にはああいうふうな状況になったわけですが、やはり海に近いという面については、ある意味では、防火用水がなくてもこの水があるというのが市民の私は感情だろうと思うし、塩害ということを行いました、それは個人のいわゆる被災者でなく、消防車についてじゃないんですか。この辺ちょっと答弁してください。

議長（小野宗司） 平井消防長。

消防長（平井栄治） 塩害についてですが、消防車に対してではありません。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） だったら、地元の人がいわゆる市長もあるいは副市長も行かれてお聞きしたと思いますが、類焼した2軒は焼かなくても済んだはずだというふうな話もありました。そういった意味もありながら、次へ進みますが、いわゆるこの防火用水については水漏れもあり、あるいは御承知のように、もうかなり老朽しておるわけです。管理している地域消防団は水量の確保等について神経をとがらせているわけです、このために。そして、何とかしてほしい旨を数年前から要望し、つまり消防団の部長会議あるいは部長を通じ、お願いをしているわけです。

また、佐伯市地域防災計画第6章第6節、いわゆる消防水利の確保というものが出ておりますが、耐震性防火水槽の設置に努めなさいというふうにも書かれておりますが、地区消防団の要望というのは届いているのかどうか、ちょっとこの辺を確認いたしたいと思います。

議長（小野宗司） 平井消防長。

消防長（平井栄治） 消火栓、防火水槽の件ですが……

（「消火栓じゃない、防火水槽」と呼ぶ者あり）

消防長（平井栄治） 防火水槽でいいですか。

水槽設置にあっては、要望があれば、年次計画によって年間二、三カ所予定しております。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） そしたら、この小向地区の防火用水については今までなかったというふうな理解していいわけですか。

議長（小野宗司） 平井消防長。

消防長（平井栄治） そのとおりだと思います。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） 消防の部長会議を通じて、地区の消防団によると何度か要望しているというふうな状況でしたし、そういったいわゆる水利管理という部分から見ても、佐伯消防署の職員は、やはり確認すべき義務はあるんじゃないかならうかと思えます。このタンクの状況を見て、これが適切な消防、いわゆる防火用水タンクというふうな位置づけ、それはどのように考えますか。

議長（小野宗司） 平井消防長。

消防長（平井栄治） 今の防火水槽は40トン以上となっておりますので、適切ではないと思えます。



議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） そういうふうな関係の中で、すぐにすべての防火水槽の体制のもと変更するということは不可能かもわかりません。その点は理解いたします。

私は先般、本会議の質疑・討論で、いわゆる中心市街地活性化事業に取り組むことで、郡部の緊急かつ大切な要望あるいは医療、介護の予算に影響はない旨確認し、問題はないと答弁を受けたように解釈しておりますが、このような住民の命と財産を守る消防施設ができない状況では、本当に大丈夫なのか、一抹の不安がみなぎったわけでございます。

積極的な取り組みを期待するわけですが、再度この辺について決意を、これは塩月副市長からお願いいたしたい。

議長（小野宗司） 塩月副市長。

副市長（塩月厚信） 小向地区の防火水槽の件ですけれども、先ほど消防長も答弁したように、40トンが基本となっておりますので、特にそこのところはとてもその基本にのってありますので、早目に市長にお願いしてやり直しを、整備をするよう準備に入りたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） 最後に、日ごろより火事、災害等緊急時の密集地区への対応として、シミュレーションをもとに、会議あるいは実習訓練等はなされているのか、あるいは分署ごとの放水訓練、そういったものはどれくらいの頻度でなされているのか、二つの点についてお聞きしたい。

議長（小野宗司） 平井消防長。

消防長（平井栄治） 訓練の件ですが、放水訓練、操法訓練、実践訓練等は、各分署、派出所、本署によって違いますけど、週に二、三回行っております。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） シミュレーションごとに、会議、実習訓練が2回ですか。

議長（小野宗司） 平井消防長。

消防長（平井栄治） 会議ではなくて、実践訓練です、2回。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） 放水訓練というのはどのようになっていますか。それを週2回しよるわけ。

議長（小野宗司） 平井消防長。

消防長（平井栄治） はい、そうです。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） 密集地への対応は行っているとのことですが、これは十分機能を果たせるような状況を期待したいと思います。また、放水訓練を週2回行っているという話なんです。偏見の見方かどうかわかりませんが、正直言って、蒲江地区で週2回放水訓練等は見かけないように思うんですが、その辺はどうですか。

議長（小野宗司） 平井消防長。

消防長（平井栄治） 先ほど言ったように、分署、派出所によって行事予定が違いますので、平均週二、三回は行っていると思います。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） 余りそういった状況は見受けられないんですが、もしかしたら塩害という

形で消防署の消防車がさびるかわからんという形で、水を使ってやってるかどうかは知りませんが、正直言って、海水を使用している状況は、私は一度も見たことは蒲江ではありません。もしかしたら水を使ってやってるかはわかりませんよ、それは。それはいいです。

ある意味では、消防署あるいは消防職員は、市民にとって緊急のときのよりどころであり、その職務は、私は過酷というふうに判断しております。執行部としては、人員配置、消火設備、防火用水確保等の環境づくりには十分な配慮を期待し、一般質問を終わりたいと思います。

議長（小野宗司） 以上で、井上議員の一般質問を終わります。

これにて本日の一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

本日は、この程度にとどめまして、9日は午前10時から本会議を開きたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後3時20分 散会

平成23年 第5回

# 佐伯市議会定例会会議録

第3号 6月9日

# 第5回 佐伯市議会定例会会議録（第3号）

平成23年6月9日（木曜日） 午前10時00分 開 議

## 出席議員の氏名

1番	後藤 幸吉	2番	矢野 精幸
3番	高司 政文	4番	清田 哲也
5番	河原 修仁	6番	矢野 哲丸
7番	河野 豊	8番	佐藤 元
10番	上田 徹	11番	御手洗 秀光
12番	清家 儀太郎	13番	日高 嘉己
14番	玉田 茂	15番	榎田 穂積
16番	三浦 涉	17番	井上 清三
18番	小野 宗司	19番	浅利 美知子
20番	後藤 勇人	21番	渡邊 一晴
22番	井野上 準	23番	兒玉 輝彦
24番	宮脇 保芳	25番	清家 好文
26番	江藤 茂	27番	吉良 栄三
28番	芦刈 紀生	29番	下川 芳夫
30番	高橋 香一郎		

## 欠席議員の氏名

9番 和久 博至

## 説明のため出席した者の職氏名

市 長	西嶋 泰義	副 市 長	山本 清一郎
副 市 長	塩月 厚信	教 育 長	分藤 高嗣
総 務 部 長	内田 昇二	財 務 部 長	井上 勇
企 画 商 工 観 光 部 長	浜野 芳弘	市 民 生 活 部 長	染矢 隆則
福 祉 保 健 部 長	清家 保賀	建 設 部 長	高瀬 精市
上 下 水 道 部 長	笠村 由喜	農 林 水 産 部 長	坪根 大吉
教 育 部 長	福泉 慶一郎	消 防 長	平井 栄治
次 長 兼 総 務 課 長	田村 智	防 災 危 機 管 理 課 長	久保田 与治郎
次 長 兼 財 政 課 長	岡本 英二	庁 舎 建 設 推 進 室 長	平野 賢二
次 長 兼 企 画 課 長	飛高 彌一郎	生 活 環 境 課 長	河野 謙二
社 会 福 祉 課 長	江藤 聖嗣	子 育 て 支 援 課 長	青木 長生
保 険 課 長	平山 和也	大 手 前 開 発 推 進 室 長	亀山 伸太
水 道 工 務 課 長	小川 哲弘	生 活 排 水 対 策 課 長	山田 卓司
林 業 課 長	田原 俊秀	学 校 教 育 課 長	都留 俊之

文化振興課長 河野 宜弘      スポーツ振興課長 大神 孝雄  
消防総務課長 中川 牧義

出席した事務局職員の職氏名

局長 東 正 博

議事日程第3号

平成23年6月9日(木曜日) 午前10時00分 開 議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分 開 議

議長(小野宗司) 皆さん、おはようございます。本日の平成23年第5回佐伯市議会定例会第9日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長(小野宗司) 日程第1、一般質問を行います。

6日に引き続き、通告による質問のうち、本日の質問者の順序を発表いたします。

1番、清田哲也君、2番、浅利美知子さん、3番、吉良栄三君、4番、芦刈紀生君、5番、矢野精幸君、以上の順序で順次質問を許します。

4番、清田哲也君。

4番(清田哲也) おはようございます。4番、平成会、清田哲也です。

まずは、東北地方太平洋沖地震で被災されました皆様方にお見舞いを申し上げます。また、義援金・支援物資の提供、現地に赴いてのボランティアなど、さまざまな形で善意を示された皆様方、お一人お一人に対しまして敬意を表します。まさに、この震災を教訓とした防災対策を講じ、佐伯市民の安全・安心を構築する一助になるべく、一問一答方式にて一般質問をさせていただきます。

通告しておりました1点目の質問に関しましては、先般市長の提案理由の説明及び防災危機管理課より配布されました資料の中に答弁に足る記述がございましたので、1点目の質問は割愛させていただきますが、この際、執行部のほうより防災対策の見直し状況並びに数値等、特に市民の皆様方に周知したい点がございましたら、その点を御答弁いただきたいと思います。

2点目といたしまして、非常に深刻な影響を与えております原子力発電所に関して質問いたします。九州には玄海原子力発電所と川内原子力発電所の2カ所があり、佐伯市からの距離は2カ所とも約200キロメートルですが、四国の伊方原子力発電所は約70キロメートルの位置にあります。原子力行政は国によるところが大きいものでありますけれども、今回の震災を教訓とするならば、だれもが国だけに任せてはいけな思考えるはずで

民の安全確保は地方自治の根幹であるということを強く認識した上で、四国電力、九州電力に万全の安全対策を強く要望し、なおかつ、万が一の有事に備え、佐伯市独自の避難マニュアル等の対応策を定め、防災計画の中に盛り込んでいくべきだと考えますけれども、このことに関して、どのようにお考えになっているかお尋ねいたします。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） おはようございます。防災対策と社会資本整備ということの質問であります。

市といたしましても、防災対策、今回、避難の目安として数値を設定しております。それに向けて早く対応ができるように進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

また、防災につきまして、津波につきましては、個人一人一人がどこに避難するかとか、そういうところもありますので、それぞれ個人においても避難場所とか家族の中で協議するなり、そういうことを進めていただきたいと思います。よろしく願います。

それでは、2番目の近隣の原子力発電所の件についてお答えいたします。

佐伯市は一番近い愛媛県伊方原発から約70キロの位置にあります。現行のE P Z、これは防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲という意味でありますけど、10キロ圏外であるために、原子力防災計画の作成は求められておりません。

そのような状況の中ですが、今回、東京電力福島原発事故の影響もあり、他県では独自に10キロ圏外の地域についても防災対策を検討しているということもあります。5月19日に開かれました九州市長会総会でも、原発に係るE P Z拡大を求める緊急決議が採択されており、全国市長会を経て国に要望するに至ったところです。また、大分県としましても、伊方原発のある愛媛県や電力会社と安全対策の確保について一層の連携強化を図ると聞いています。距離はありますが、住民の不安は少なくありませんので、佐伯市としても、国・県の今後の動向を見きわめながら、原子力防災のあり方について、考えていきたいと思っております。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） 新聞報道によりますと、国は秋ごろまでに計画の見直しを検討し、本年度中をめどに計画を修正、県は市町村の防災担当者を委員に含めた県地域防災計画検討委員会を設置したとありましたけれども、当然本市の防災計画も今後詰めていく中で、この国・県の方針に連動したような形になっていくかと理解しております。その中で、また新聞報道の中にあつたんですが、県の防災再検討委員会では原発事故は対象となっていないと記述がございました。さらに広瀬知事のほうも、検討内容に入れないと決めているわけではないが大きな課題とは思っていないとの記述がございました。まあ正直個人的ではありますが、この記事を見て唖然としたわけですが、正直今の状況を見ますと、原発に関しましては皆さん恐らく同じ気持ちだと思います。国も県も原発に関しましては全くあてにならない。70キロというのを遠いと思うのか、近いと思うのか、先ほどE P Zの拡大等の要望も市長会のほうでされたとありましたけれども、もう国・県との連動の中で動く部分と、こういう形で独自に安全側、安全側を見てやっていかなければいけない部分とのすみ分けをきっちりして、原発にはある程度独自の佐伯市の取り組みをやっていただきたい。例えば、臼杵とか津久見とか近隣自治体と歩調を合わせて申し入れをすとか、実際に、じゃあどのような避難計画かというところと難しいところあると思いますけれども、そういう県・国とは関係ないところで独自の取り組みということはお考えになってないのか、ちょっとお伺いしたいと思

ます。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 現在のところ、そういうところまでは検討に入っておりませんが、国・県、四国の地域のほうからも大分県の漁業協同組合ですか、そちらのほうに対しまして、も状況の説明とか、そういうことも行っているようにありますので、それをやっぱり参考にしながら今後考えていきたいと思えます。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） ぜひですね、国・県がどうであるとかいうのは関係なく、佐伯市として独自に原発に関してはやるんだと、もうその、ああいう実際の被害を見ますと、そこまでして準備し過ぎだとか、それは杞憂だとか言う人はいないと思えますんで、準備に越したことはございませんので、国・県にとらわれず、独自の対策を打ち出して行ってほしいと思えます。

次の質問に入らせてもらいます。新庁舎の建設位置の見直しについてお伺いをいたします。

気象庁の現地調査結果では、津波の高さは岩手県大船渡で11.8メートル、釜石市9.8メートル、福島県相馬市で8.9メートルなどと発表されております。言うまでもありませんけれども、従来の予想を超えるものが実際に襲ってきております。この震災がなければ、当市の新庁舎は現在の位置で80センチメートル地盤を上げて新築すれば大丈夫であったはずなんです。今回の震災が起こった以上、従来の想定値に基づいた計画では、防災拠点、復興拠点としての機能は果たすことができません。既に新聞発表で市長は、従来の約3倍以上の基準に基づき災害対策機能を確保するために災害対策本部と防災危機管理課を5階部分に変更する設計の見直しをおっしゃっております。大変申しわけないんですが、少々うがった言い方をいたしますと、これは最悪1階から3階部分の機能の喪失は仕方がないともこのようにも聞こえます。市役所機能の喪失が被災した住民にとってさらなる困難をもたらすことは証明されております。低層階も無傷で残ることにより、避難場所として多くの市民の受け入れが可能ですし、今やるべきは新庁舎が被災時においても、無傷で残り、復興拠点としての機能を最大限に発揮できる方法を必死で模索することだと思えます。庁舎建設位置の見直しの必要性をどのようにとらえておるのかをお伺いします。

続きまして2点目、今度はこの建設位置を見直すための一番の障害といたしまして、平成27年3月末日という期限がございます。言うまでもなくこれは合併特例債の使用期限でございますが、現位置での建てかえでなければ、旧庁舎の解体費用に特例債を充当できないというこのような制限もございます。この2点は国が定めた合併特例債のルールです。しかしながら、戦後最大の危機に直面している今、被災地の復興は最優先としても、今後の日本国全体の防災機能を考えれば、この程度のルール変更はあってしかるべきだと思いますし、似たような境遇にある自治体も多くあると思えます。国にルール変更を求め、同時に建設位置の見直しを行うつもりはないかどうかお伺いいたします。

議長（小野宗司） 井上財務部長。

財務部長（井上勇） おはようございます。建設位置の見直しの必要性を感じているのかとの質問にお答えいたします。

新庁舎の建設場所につきましては、建設検討委員会や建設審議会での審議を経て、議会に報告を行い、現在地が最適であるとのことで新庁舎建設基本構想に盛り込まれております。具体的には、選定項目を設定し、建設候補地の中から検討を行った結果、経済性、早期性、

まちづくり等の観点からも現在地が最適であるという結果になっております。主な理由として、新たに土地を確保する必要がない、現在の敷地で早期に建設が可能であること。現在地での建てかえの場合のみ、先ほど議員がおっしゃったように既存建物の解体費が合併特例債の対象になるため財源的に非常に有利であるという点。また、本市のまちづくりは、中心市街地活性化事業を主軸としており、市役所はその核となる施設の一つであります。中心市街地区域外への移転は、本市のまちづくりに多大な影響を与えるなどであります。

新庁舎基本構想の方針として、防災拠点として安心と安全を確保した庁舎を掲げており、基本設計の構造計画では免震構造を採用し、大地震でも建物がほぼ無傷で、かつ建物内の家具などがほとんど倒れない方式を採用、さらに、地震による津波対策として佐伯市防災マップの津波による想定浸水深に対応したものとなっております。

また、3月11日に発生しました東日本大震災が、想定外の津波被害をもたらしたことから、国の中央防災会議では津波の想定高さの見直しの検討が始められ、佐伯市においても独自に避難の目安を見直したところであります。

このことを受け、これまで災害対策本部室やサーバー、電気室などの重要な機能を有した部屋は3階以上に配置し、6階のフロアは災害時の市民の一時避難場所としても利用できるように計画しておりましたが、安全性をさらに高めるため、さきの市政諸般の報告で市長が述べましたが、防災拠点としての機能を配置している3階、これ地上9.8メートルであり、を5階、地上17.8メートルに配置がえを行いました。これにより、今世紀前半に発生する可能性が高いと言われている東南海・南海地震による大津波に襲われても、現在地でも防災拠点は被害を受けず、本部機能を十分に発揮できると考えており、見直しの必要性は今のところ感じておりません。

次に、合併特例債の使用期限延長及び使用範囲の拡大と建設位置の見直しですが、このことについては、平成20年度から毎年、全国市長会を通じて総務省に対し使用期限の延長及び使用範囲の拡大の提言を行っているところでありますが、現時点では合併特例債の延長等については措置をされないという回答であります。

このような状況の中で、建設位置を変更した場合、次のようなデメリットが考えられます。基本設計が完成し、本年9月末完成予定の実施設設計等、今まで庁舎建設に要した費用が無駄になる。また、新たな建設地が必要になり、用地取得に時間と経費がかかる。中心市街地以外の移転となると、今までの佐伯市を一新する開発プロジェクトとなり、膨大な費用と時間がかかる。期間的に合併特例債の適用は不可能であると、以上のことを総合的に考えた場合、建設位置の見直しをすべきではないと考えております。以上であります。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） 全く否定をされましたけれども、ちょっとお伺いします。基本構想ですね、庁舎の。審議会を経てきたものでありますけれども、この中の基本構想の庁舎の記述を読みますと、まずは建設場所の選定項目の中に、防災拠点として安全性が確保され、災害活動に支障がない場所、また建設の必要性という中で、災害復旧活動の拠点施設であり、災害により大きな損害を受ければ市民生活に多大な影響を及ぼすと、またさらに基本方針の中に、防災拠点として安心と安全を確保した庁舎、その（3）で緊急時には市民の一時避難場所として転用できるスペースの確保とありますけれども、免震とかその辺は私たち議員も説明を受けておりますんで、大変立派な構造であろうと思います。ただ、津波とか浸水被害に関し



ては、あくまで従来の想定値でいけば、80センチ地盤を上げて防潮板つけたら大丈夫ですよと、そういう説明で来てるんですよ。それでも市長が3倍以上の高さで見直すと言っている中で、そうしたときに結局もう1、2、3階はもう最悪つかってもしょうがないと、そうなったときに市民の一時避難場所として転用できるスペースの確保という基本構想と矛盾してくると思うんですけど、どのようにお考えになっていますか。

議長（小野宗司） 井上財務部長。

財務部長（井上勇） さきの東日本大震災につきましては、これは歴史的な未曾有の大震災ということで、今まで経験したことない、想定してなかった高さの津波であのような状況になりましたけれども、佐伯市といたしましても、今、避難の目安を3倍強で約11メートルという形で見直しを進めているところであります、その高さからいきまして、まさに議員がおっしゃるように、もし仮にその津波が、仮にですね、11メートル来た場合は、はっきり言いまして、どこでも避難の場所が、旧佐伯の場合はなかなか確保できないという現状が確かにあると思います。されとてですね、それではどこの場所がいいかといえば、私どもは場所につきましては、これまで経済性、早期性等々の中から、7項目の中から決めた結果、この場所を選定しておりますので、もし来た場合の、11メートルが来た場合は、確におっしゃるとおり非常に厳しいと思っておりますけれども、避難の場所としては、もし庁舎がだめであれば、もし3階まで来てですね、ほかの場所を当然防災計画の中で検討して、市民の皆さんを誘導していくという考えにならざるを得ないのかなと思っております。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） それと、先ほどの答弁の中でですね、費用が無駄になる等々ありましたけれども、その辺がちょっと私理解しがたいんですけど、建物そのものの設計はもうあれでいいと思うんですよ、現状進んでいるところで。いつまでも特例債の、基本的に私が思っているのは、この特例債のルール変更ができれば、これはもう無理だなと、もう庁舎は二度と佐伯市は建たないと、それは重々わかってるんですけど、ただ時期的にあの震災を見て、実際、済みません。ちょっと省庁の方で10年来おつき合いさせていただいている方があって、聞いてもらったんです、総務省のほうに。実際その国会の中どういう話になっとるか、特例債に関してですね。被災地は当然ですけど、被災地は別の理由でも償還できないと、税収ないから。だから、即時にルール変更してくれと要望が上がってますと。あと、その周辺の自治体、例えば私が今回質問したようなパターンはないですかと言ったら、そらあると思うんですよ。まさに庁舎とか重要な施設を建てようとしている自治体ですよ、今回の津波被害見て新しい想定値でいったら、当然もう今の建設位置ではね、つくったはいいいけど、もう、はなから津波にのまれるような位置につくったら、後世笑いもんになると。ただ、やっぱり苦しい地方の財政状況の中で特例債ないとつけれないんで、何とかルール変更を強くお願いするという要望が各自治体から結構上がってきてますよと。だからできないという判断はまだ早急には言えないけども、いずれ近いうちにそういう問題が提起されるでしょうと。

だから私が言うのは、もう、はなから、まあ20年度から市長会で言ってるって言ってますけど、はなからできないと言ったらもうできないじゃないですか。せめてまだ時期があるんだから、何月までというのも私もちょっと判断しかねますけどね。せめて、どうでしたっけ、いただいてたスケジュールでいくと、実施設計が10月とかでしたっけ、12月でしたっけ、9月か。まあ実施設計9月でできて、発注が12月とか来年過ぎて、今年度中ということだった

んですけど、そう考えますと、次の12月議会ぐらいまでは総務省なり省庁のほうに特例債の変更という部分でね、強く要望して、それでもできなかつたらもう仕方ないと思うんですよ。もう時期を逸すると庁舎そのものできないんで、だからあくまで本当にまちづくりの観点とか、中活のこと考えて、まあいろいろな側面でここがいいというのは重々わかっと思ってんですけど、そもそも一番の市民の安全とかね、復興の拠点となるという要素、あの震災の3倍の想定値っていうか、従来の3倍の佐伯市の想定値でいくと満たさなくなるわけですから、その辺をもうちょっと重く受けとめて、もう少し努力すべきじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（小野宗司） 井上財務部長。

財務部長（井上勇） 確かに実は先ほど私答弁いたしましたけれども、20年度から、これは全国市長会の要望書というやつでありますけれども、この中でその辺のことはかなり強く、全国市長会の名において総務大臣あてで要望しておりますけれども、残念ながら3カ年続けて要望しておりますけれども、言葉は悪いんですが、色よい返事はいただいてないということですので、当然これからもですね、こういう状況でありますので、要望は続けていくと思っております。でもそれがですね、確約はなかなか国としてはできないと思うんですよ。その中でどういうふうに庁舎が建っていくかということになれば、現時点の中での、制度の中で当然対応しなければ、それは先ほど言いましたように、合併特例債が26年をもって終わりますので、非常に想定しにくいというか、つきにくい、めどがですね。そういう方向性あると思いますので、現時点ではいろんなことを加味した中で、現在地しかないということで対応していきたいと思っております。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） もう現在地以外というのは相当な労力を要すると、それはもう本当に想像にかたくないんですけど、私が言いたいのは、こういう震災があって、そのまま何となく労力は理解できるんだけど、そういう国に対する要望等が見えないまま現位置に建てていくというのにちょっと疑問を持った点とですね、あとそれと、実際ああいうのを目の当たりにしているんですから、現位置で仕方がないという結論が出るのであれば何らかの、従来80センチ地盤を上げて防潮堤をという、プラスアルファでその費用が何ぼかかかる、上がっていくかもしれませんけれども、何か工夫を一工夫しないといけないんじゃないかと思うんです。

結局、義援金も配れないとかいうのは庁舎機能が全くなつとるからですよ。だからデータ管理とかその辺の大分教訓にはなっとして、実際その重要なところを高層階とか、例えば振興局等を本市はたくさん持ってますんで、そういうところを例えば山側の宇目であるとか直川であるとか、津波被害が全く心配ないところへ移すとか、そういう工夫ができていくと思うんですけど、正直ちょっと私が取り上げたのも、市民の方から4月1日かなんかの市報にですね、震災の津波被害とかそういうことに触れずに、いきなり新庁舎が実施設計はこうですよというのが出たらしいんです。それに非常に疑問を持った。庁舎ができるのはいいことだけど、今の位置で本当に大丈夫なんかなと、そういう声がちょっと多くありましたんで、そういうことをしっかり胸にとどめていただいて、庁舎建設考えていただきたいし、私は今回の答弁では納得できないんですけど、いわゆる特例債のルールなんかというのは、国がただ決めてるだけだから、今回のあの被害見たらね、ちょっと頑張っって自治体同士、市長会でやられとると言っていましたけど、もっとそれ以上にあれしたら国も考えざるを得ない

と思うんですね。だからその辺をちょっと引き続き強力にやっていただきたいと。でも、それができれば本当にもう1回、建設位置もそうですけど、しっかりとした、少々の津波が来ても大丈夫な庁舎、努力してほしいなと思います。ずっといっても結論お互い出ませんので、次の質問にいきます。

続きまして、上下水道の耐震対策についてお伺いいたします。

まず上下水道施設の耐震対策の現状について、2点お伺いいたします。

被災後の課題として、上下水道の復旧をどれだけ早くやれるかというのは大切な課題であると思います。個人宅はもとより、特に避難所で多くの方々が生活をする状況を考えてときに、衛生面において、上下水道は大きな役割を担います。しかしながら、上下水道の施設は地中に多くの管路を埋設していることから、阪神大震災や新潟中越地震の事例を見ますと、完全復旧まで3から5年かかっております。地震に見舞われましても、使用可能な上下水道施設の必要性はだれの目から見ても明らかであると思いますが、本市の上下水道施設の耐震化の現状はどのようになっているかを1点目としてお伺いします。

2点目といたしまして、上下水道施設の耐震化は意外と多くの自治体で既に取り組みされております。千葉県松戸市の事例としまして、下水道のほうの対策ですね。マンホールの浮き上がり防止策というのをやっております。地震発生時、地盤の液状化によってマンホールそのものが浮き上がり、下水道機能が停止するのはもちろんですけれども、緊急車両の通行の妨げにもなってしまいうんだそうです。これを未然に防止するために浮き上がりの防止措置を各マンホールに施工しています。また減災対策ですね、災害を減らすという対策で、マンホール直結型の井戸水を利用した簡易式水洗トイレを指定の避難場所になっている公民館や学校に、平時から設置数をふやしていると、そういう対策もやっています。

また上水道のほうの対策としましては、三重県四日市市が水管橋の耐震化、配水池の耐震化、さらに管路そのものを耐震用の管路にしております。地盤の変化にも追従できる可とう管というんですか、また継ぎ手も同様のものにかえています。このような先進的な他市の事例を踏まえた上で、本市は上下水道施設の耐震化を今後どのように考えているのか、お伺いします。

議長（小野宗司） 笠村上下水道部長。

上下水道部長（笠村由喜） 上下水道部長の笠村です。清田議員の上下水道施設の耐震対策についての御質問にお答えいたします。

まず、施設の耐震対策の現状ですけれども、水道施設の水道管についてですが、平成21年度末、上水道事業では、耐震適合性のある管を耐震化に含めると約21%、簡易水道事業では約10%の耐震化率でございます。

次に配水池につきましては、上水道事業では、旧佐伯市の施設について、平成21年度に耐震診断を行っておりますけれども、城山北、坂の浦、堅田の3池については耐震適合性があります。それから城山東、城山西に2つあるんですけれども、そのうちの1つの2池については、一定の耐震性能を有しております。城山西のもう一つ、残りの1つですけれども、この1池に関しては適合性がありませんでした。

また、このほかに上水道事業の青山、弥生、本匠、上浦浪太及び簡易水道事業等の配水池が71カ所ありますが、そのうちの昭和54年水道耐震指針が改訂された以降につくられた配水池63カ所については、一定の耐震性能を有していると考えております。

次に、下水道施設の耐震対策の現状についてお答えいたします。

処理施設については、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、合わせて現在23施設あります。そのうち15施設が建築基準法の新耐震、昭和56年以降に建設されたものであり、一定の耐震性能は確保できておりますけれども、現行の建築基準を満たしていません。残りの8施設については、平成12年以降に建設されており、現行の建築基準を満たしております。

特に、佐伯終末処理場は築26年経過し、老朽化のため長寿命化及び耐震診断調査を行っておりますが、設計当時にはなかった現行耐震基準に準拠した構造物とするためには、はり、柱、壁や基礎ぐいの耐震補強が必要になり、多大な事業費が必要となっております。その他の14施設についても同様と考えられます。

管渠施設については、推進工法箇所は耐震工法に対応しております。また、開削工法については、平成10年度以降、阪神淡路震災後ですけれども、それからは耐震基準に対応し実施しております。

続いて、耐震化を今後どのように考えるかとのことですけれども、水道管については、新佐伯市になって、上水道、簡易水道事業ともに、老朽管の更新、他事業に伴う管の布設がえ工事について、耐震管で布設がえを行っております。今後も老朽管の更新時に重要管路を優先させながら、耐震化を順次図っていきたいと考えております。

配水池等についても、今後、予算等をかんがみながら耐震化をさらに進めたいと考えます。

水道施設の耐震化は建設当時の耐震基準により建設しておりますけれども、今回、こういう大きな東日本大震災がありましたので、このことにより、水道施設の耐震工法指針が改定されることも十分予想されているところであります。

次に、下水道の処理施設については、現行の耐震基準に準拠するためには多大な工事費が必要になることから、現在市の財政等を考慮すると、現実的ではないため、段階的な耐震化をさらに進めていくことが望ましいのではないかと考えております。まず、最小限の下水処理を確保するため、改築・更新を基本とした耐震化対策を検討し、特に老朽化している施設については、改築も含めて耐震対策指針に基づく施設整備を検討していく必要があると思います。

管渠施設については、平成10年度以前のものについて、重要管路を優先しながら、漏水防止及び施工が短期で家屋等に影響が少ない管更生等の工法で耐震構造に合った工法により徐々に対応していこうと考えております。以上です。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） 何か思っていたより進んでいたのびっくりしてます。何か特段、この耐震化をするときに上下水道、特環とか公共とか、省庁違いますけど、耐震化のためのその国・県とか、特別何か予算措置とかは、優遇みたいなものはありますか。

議長（小野宗司） 山田生活排水対策課長。

生活排水対策課長（山田卓司） 生活排水対策課の山田です。よろしくお願いたします。今先ほど部長のほうの説明いたしましたけど、佐伯終末処理場、これ今老朽化が一番古くて、昭和56年ですかね、から供用開始しております中で、もう築26年たっておりますので、その中で、平成20年度に国から延命化に合わせて、また耐震も考慮できるという部分で制度がありましたので、その20、21にかけて、それを利用して佐伯終末処理場の長寿命化計画という

のを調査あるいは立てております。それに基づいて今後、予算的なものがありますので、延命化を図る中で、それが耐震化できるものがあればまた活用してやっていきたいと考えています。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） 既存施設の耐震化とか、耐震構造の新設ですね、今後やるにしても、費用の増加といのが本当のしかかってくるんですけども、ちょっと変わった観点ですが、普及率という観点から考えますと、供用開始している地域の普及率が向上しないと、維持費さえままならない。これも基本的なあれなんですけど、またさらにですね、まじめに接続している世帯とそうでない世帯に大きな不公平が生じます。どういうことかといいますと、平時においても使用料金の負担の面での不公平、いざ被災した場合には、当然水道が使えるという前提ですけどね。まじめに下水道に接続したがゆえにトイレが使えなくなる可能性が、接続していない、いわゆる合併浄化槽の世帯よりも高くなると、これは各種震災後のデータが証明しておりますが、それがゆえに耐震化が必要なんですけども、鶴岡をするなというわけじゃないんですけどね、それは勘違いしないでほしいんですけど、新規着工をおくらせてでも私はその供用開始しているところの施設を優先してあげなけりゃいけないなというふうに思っています。

そして何よりですね、普及率を向上させないと、市民間不公平格差は広がるばかりですし、そもそも処理区域の居住者は、接続義務が法律で定められていますが、罰則がないから普及が進まない。そうであれば、条例で罰則をつくってでも、普及率の100%達成を目指すべきであるし、また、それができないんだったら、なかなかつくっていくというふうな意味がないような気がするんですよ。この上下水道というのは、人間にとっても最も重要なライフラインですし、さらに今後着工する施設は、先ほども答弁ありましたけども、耐震仕様でやっていただいて、それは当然でありましょうし、皆さん、お手元に配っております資料ですね、地震によって処理場等管路が壊れることによって、大量の汚水が川や河川に流入します。環境保全のための施設が環境を壊してしまうという事態が地震によって生じます。地震だから仕方がない、想定外という言葉はもう言えないと思います。下水道本来の機能を市民に還元するためには、普及率の向上強化と新しい防災計画にのっとった処理場を初めとする管路などの耐震化を、別じゃなくて並行して進めていくべきだと思うんですけど、その辺、普及率等の関連で御答弁ありましたら、お願いします。

議長（小野宗司） 笠村上下水道部長。

上下水道部長（笠村由喜） 本当、議員おっしゃるとおりだと思っております。公共下水道において幾ら面整備が進んでいっても、つなぎ込みが進まなければ、水質環境の改善にはつながっていきませんので、確かに先ほどおっしゃられたように、早くからつなぎ込みをしている方にとって、まだまだつなぎ込みをしていない方との不公平感を抱くのも無理からぬことだと十分理解できますし、今までも市報及びチラシ等の配布でつなぎ込みの普及促進に努めてまいりましたけれども、今年度からさらにですね、つなぎ込み率の悪いような地域には、個別の訪問を特に強化しながら、つなぎ込みのお願いをしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） 先ほど、最初の質問の中で先進地の事例等を紹介しましたけども、上下水

道の耐震化については、本市が先進地となって視察にたくさん人が来るような手法でやっていただきたいし、そういうのを目指していただきたいと思います。それをちょっと申し上げまして、次の質問に移ります。

最後の質問になります。改正省エネ法への取り組みについてお伺いいたします。

エネルギーの使用の合理化に関する法律、省エネ法は平成20年に改正、平成22年4月に改正省エネ法が施行されております。この改正により、単一の施設ごとではなく、事業者単位で原油換算にて年間1,500キロリットルのエネルギーを使用する場合は、特定事業者として認定され、エネルギー管理が義務づけられるようになりました。同時に、地方公共団体においても、該当する団体についてはエネルギー管理を行う必要が生じております。

本市におきましては、市長部局並びに教育委員会部局がそれぞれ独立して、みずからが有する施設のエネルギー管理を行う必要があると思われませんが、対象事業者となっているのであれば、既に昨年度の7月末日には、エネルギー使用状況届出書、また11月末には中長期計画書と定期報告書を九州経済産業局に提出しているかと思えます。改正省エネ法にのっとりこれらの諸届けを昨年度行っているのかどうかということと、これらの取り組みを行うための取りまとめの部署はどこで、また毎年1%の削減目標が義務づけられるんですけども、この目標をクリアするための具体策の検討は既になされているのかなど、改正省エネ法に関する取り組みについてお伺いいたします。

議長（小野宗司） 染矢市民生活部長。

市民生活部長（染矢隆則） 市民生活部長の染矢でございます。それでは、お答えします。

改正省エネ法では、市長部局、佐伯市役所と教育部局、佐伯市教育委員会をそれぞれ別の事業者として取り扱うこととされています。よって、本市からは、昨年度、市長部局と教育部局の両者とも改正省エネ法の特定事業者、1年度間のエネルギー使用量が原油換算にして1,500キロリットル以上の条件を満たしておりましたので、昨年9月末に国の九州経済産業局から特定事業者として指定を受けたところであります。この指定を受けた特定事業者は、年平均1%のエネルギー効率の改善に努めるとともに、エネルギーの管理を行い、進捗状況を毎年、各種届け出により報告することが義務づけられています。

したがって、改正初年度となった昨年度は、エネルギー使用状況届出書、中長期計画書、定期報告書などを国へ提出したところであります。

また本市の対応であります。まず体制としましては、市長部局に私、市民生活部長、教育部局に教育部長がそれぞれエネルギー管理統括者となり、業務の担当部署としましては、市長部局に生活環境課、教育部局に教育総務課が法改正に伴う業務に対応しているところであります。

ただ、清田議員のおっしゃるとおり、今後、本市のエネルギー使用の合理化を図っていくためには、全庁横断的な取り組みが必要であると認識しておりますので、まずは総合的な体制を構築するために、本年度中に全庁横断的な省エネ検討組織を設置する方向で進めている段階であります。

続きまして、省エネに係る具体策の検討はされているかとの御質問であります。総合的な省エネ策は、先ほど申しました全庁横断的な検討組織の中で検討してまいりたいと考えていますが、現在、既に行財政改革推進プランにある「し尿処理施設、下水道投入計画」の排水を終末処理場に投入することにより、おおむね5年分の省エネ効果があると見込んでいる

ところであります。

ただし、改正省エネ法では、実際何%までエネルギー効率を削減するという下限がなく、将来に向けて永遠と年平均1%を削減していくよう求めていますので、その対応に備えまして、社会情勢や省エネ技術進展等の変化に応じ、定期的に見直しを行っていきたいと考えています。以上です。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） 全庁的な組織ということですけど、済みません、教育部長にお伺いしますが、この改正省エネ法に関しての、一応市長部局と別でやらないといけないんですけども、全庁的な組織ができれば、当然一緒に入っているいろいろな計画立てていくんですけども、実際、今、教育委員会のほうはどの程度の認識で、どういうことをしてますというのがあれば教えていただきたいのですが。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） それでは、清田議員の教育委員会部署の改正省エネ法に取り組んでいる状況について御説明いたします。

教育委員会といたしましては、エネルギー統括の管理者ということで、先ほど市民生活部長が話しましたように、教育部長がその任をやっております。また、エネルギー管理企画推進員ということで職員1名を配置しております。この1名につきましては、エネルギー管理士免状の取得者ということで、特別に講習を受けた者を配置しております。今回、中長期計画の中で、教育委員会では11項目を上げておりまして、昨年は総合運動公園のプールがヒートポンプクーラーの省エネ型に交換をしたりと、今後は鶴岡小学校のLEDも、校舎の建て替えの際、LEDへの交換とかいったものの取り組みをしていく予定にしております。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） 言われてみて、LEDついてました。また、この震災があって、本当、原発云々かんぬんで、いわゆる省エネというのが大変また追い風というか、結構こっち側としては苦しいと思うんですよね。毎年1%と言いますが、たった1%ですけど、これずっと続いていくわけですから、本当努力が必要なのかなと思っております。また、そういうことで、これ罰則もあるんですよね、たしか。届け出が一、二年滞ると100万円以下の罰金とか、そういうのも適用されますので、なかなか広範囲で厳しい法律だと思いますけども、一層の取り組み強化を期待します。頑張ってください。

それと、最後になりますけども、震災等で大変な被害出てますけど、佐伯の方々もさまざまに形で支援されておりますが、完全復興の日まで未永い支援のほうを皆様方、私自身も行わないといけないと思っておりますけども、そういうことを、未永い支援をお願いしまして、私の一般質問を終わります。

議長（小野宗司） 以上で清田議員の一般質問を終わります。

次に、浅利議員。

19番（浅利美知子） 皆さん、おはようございます。19番、公明党の浅利美知子でございます。今回は防災対策について御質問させていただきます。

東日本大震災によりまして被災された皆様、その御家族の皆様に対しましては、心よりお悔やみ、お見舞いを申し上げます。まだ避難所生活を送られる方々、住みなれたふるさとを離れ、余儀なく集団避難を強いられている多くの方々に対しまして、胸の痛む思いがいたし

ます。皆様の安全と一日も早い復旧・復興をお祈りいたしております。

今回の東日本大震災の教訓を踏まえ、災害に強いまちづくりを前進させなければなりません。まず必要なものは、地域防災計画の抜本的な見直しであると思います。今回のこの大震災は人間の想定をはるかに超える自然災害が実際に起こり得るという現実をまざまざと私たちに見せつけました。

各自治体におきましては、現時点の防災計画がどの程度の災害を想定し、どのような対策を講じているのか、また想定外の災害にどう備えていくのか、この両面から検証していく必要があると思っております。また同時に、住民の防災意識を高めることも重要だと思っております。自治体の避難指示を待っていて逃げおくれたという悲惨な事態は何としても避けたいものだと思います。

それでは、今回、防災対策について3点お伺いいたします。

まず1点目のアといたしまして、災害時の備えについてを御質問させていただきます。

佐伯市におきましても、災害時を想定しての備えはもう準備されていることと思っておりますが、まず初めに、備蓄品等の配備状況についてお伺いいたします。食料品、水、また緊急用の医療用薬品など備えはあると思っておりますが、まずは備蓄品の配備状況をよろしくお伺いいたします。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） それでは、備蓄品の配備状況についてお答えいたします。

備蓄品等につきましては、本庁舎防災倉庫、堅田・東町水防倉庫を初め、各振興局等に配備しております。備蓄品につきましては、アルファ化米、飲料水などを配備しています。アルファ化米の保存期間につきましては製造後5年で8,178食を備蓄し、飲料水の保存期間は、製造後24カ月で1,881リットルを配備しています。以上です。

議長（小野宗司） 浅利議員。

19番（浅利美知子） ただいま部長のほうから御答弁がありましたように、備蓄品、米とか飲料水ですね、配備をされていると、そして各振興局などに配備されているという状況でありました。今回の大震災でもそうでしたけれども、まだまだ必要な備蓄品はかなりあるのではないかと思います。また、それを想定するのも、今回、震災を機に、また佐伯市も備蓄をしていかなければならないと思っておりますが、特に、震災時の避難場所として、よく学校が使われております。その中で、全国的にも学校は避難所として、約6割が避難所として実際使用されているわけなんですけれども、その備蓄品ですね、学校等の空き教室など利用して備蓄することはできないのか。それによって、例えば道路が寸断されたとか、孤立されたという場合にも、こういうところに配備しておけば、初動的な部分で助かるのではないかと思います。その点をですね、備蓄場所をする考えはないかお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 備蓄場所につきましては、今年度は避難路、避難地の部分の整備、それは今回の大震災を受けまして、まだ中央防災会議のほうは秋ごろ、津波高の想定予想数値を出すということになっておりますので、それまでに避難路、避難地をいかに考えるかということで、私のほうで今回、約、現在の3倍強ということで予想をしております。それによって避難地を設定していただくということで動いておりますので、備蓄に関しましては、中央防災会議のほうで、想定高が幾らぐらいになるか、その数値を見まして、どこに設置す



るということを今後考えていきたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（小野宗司） 浅利議員。

19番（浅利美知子） ただいま、私は学校の施設にそういう備蓄品を確保しておけばいいんじゃないかと御質問させていただきました。今後、そのようなことを考えていきたいという御答弁がありました。やはり、備えが一番大事じゃないかと、今回の震災もそうでした。備えがあれば、ある程度の皆さんの対応はできるんじゃないかと思っております。

例えば、東京都の渋谷区なんです。ここはある研究所が実施した防災行政における市民連携度調査におきまして、総合で第1位にランキングをされています。どういう内容かといいますと、ここは避難所に各小・中学校に当面の食糧や毛布、マット等をですね、また紙おむつやタオルなどの生活必需品を備蓄しているということです。そうすることによって、避難拠点として役を果たしていると、そういうことで備蓄をされているそうです。また神奈川県厚木市にしても、例えばコンテナ式の防災用の備蓄倉庫を設置したり、そしてまた空き教室を利用して、今言いましたように飲料水や食料品、生活必需品を実際に保管しているんだという例があります。やはり、そういうこと考えると、備蓄品の確保している場所というのはいろんなことを想定できますので、確保していくべきではないかと思いますが、今のこの事例、今私が申しましたけれども、どのようにお考えでしょうか、もう一度御答弁いただければと思います。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 今回は津波ということが大きく取りざたされておりますが、水防の関係もございまして、今後、津波の高さによって、その学校の高さが大丈夫かどうかということもありますので、そういう点も大いに検討しながら協議をしてみたいと思います。やっぱり備蓄、第1次は避難ということで場所を設定いたしますが、次はもう必ず何日かそこにいられるという形の備蓄が必要であると考えておりますので、その点について協議をしてみたいと思います。

議長（小野宗司） 分藤教育長、空き教室を備蓄場所にというお尋ねですが、見解があればお願いします。

教育長（分藤高嗣） お答えいたします。

今、学校児童数の減によって空き教室がある学校と、そうではない学校とさまざまございます。ただ、緊急の避難時、学校がそういった教室を開放し、地区の皆様方、市民の皆様方へのそういった避難の場所として提供するということはもちろん想定をしているところでございます。

議長（小野宗司） 浅利議員。

19番（浅利美知子） ぜひ備蓄品の確保の状況、場所ですね、ぜひ検討していただきたいと思っております。

それではですね、今備蓄品の件で質問しておりますけれども、今部長の答弁がありました米とか飲料水、またほかにもあるのではないかと思います。備蓄される分ですね、佐伯市として。例えばもう本当に、今回の震災でもそうでした。本当に寒い時期、寒いところでしたので毛布なども必要でした。足らないという、また現状もありました。そしてまた暖房設備ですね、冷暖房の設備、これも必要だと思っておりますが、今後、この震災を受けまして、佐伯市としてもこれからまた備蓄品としてどのようなものを配備していこうと思っております。

かを、まずはお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 今、備蓄品としましては雨具とか乾電池、ラジオ、救急箱、それとテント、毛布ですね、そういうものを用意しております。今、保存されてないのが衣類、衛生用品というのもございますので、その点について購入するような計画で調整していかたいと思います。ことしにつきましては、アルファ化米を3,000食購入する予定で行っております。この大震災を受けまして、被害がどういうところまでということが、同じような災害があれば何をを用意せねばならないのかということがはっきりしてきておりますので、その点について十分勉強して進めていきたいと思います。

議長（小野宗司） 浅利議員。

19番（浅利美知子） 今、部長も答弁がありましたように衛生用品とかですね、またそのほかにまだ必要なものたくさんあるかと思うんですが、十分に配慮していただきたいと思います。そしてまた今回テレビの放映見ておられますと、毎回の震災で感じるのですが、一番にまず困るのが衛生面であって、またトイレの確保、これは本当に重要なことではないかと思っておりますが、ぜひですね、この備蓄品の中に携帯用のトイレというのがあります。これもぜひそろえていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それと、一般質問の初日に後藤幸吉議員が避難場所は何カ所あるのかという質問をされておまして、佐伯市内518カ所というように御答弁されたと思いますが、この避難場所にもいろいろな設備をする必要があると思いますが、そのような対策は、避難所の対策ですね、避難時における設備といいますか、そのような対策はとられているのか、お聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 避難所につきましては、それぞれのところにすべて備蓄用品をとすることは今現在考えておりませんが、これから津波の予想高あたりが出てきたときにですね、1次避難場所と2次避難場所ということになりますので、すべてのところにということにはならないと思います。ということを考えながら、どこに何を配置すればいいのかということ、これから十分考えて、今まで想定を全然していなかった部分ということで発生しておりますので、それにつきましては、今後どうするかということとは十分検討して協議したいと思いますので、よろしく申し上げます。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） おはようございます。先ほどから浅利議員さんが避難場所の問題、また備蓄の問題ということでやっていますが、今までこの大震災がないまでには、私ども特に東南海・南海地震が起きたときに一番被害が出るであろうと言われている米水津地区、蒲江地区、また海岸部で上浦地区について各区に対しまして防災倉庫を今設置しております。これはもう学校単位じゃなくて、集落単位の防災倉庫を設置する必要があるかということで、そこに今備蓄食糧の大体3,000食近くです、いわゆる上浦地区には今3カ所、蒲江地区に3カ所、米水津地区には各区が6区ありますので6カ所ですね、学校でなく、そうしたことは今やっていたんですけど、今回想定外ということで、先ほど部長から答弁がありましたように全体の見直しをやっていかなければならないと。特に私ども3倍の安全避難という形でやっておりますが、現在の場所で本当にいいのかということを見直して、その防災倉庫、また機能、

そして特に今回は私どもにいろんな中で教えていただいた部分がありますので、いろんな、例えば石巻市のほうにボランティアを派遣しておった場合、各市のほうからどういうものをですね、日によって要るものが違ってくると、だから早急に、第1次のときに1カ月なら1カ月間どういうものが要るかということで、何日間どれが要るかということも私どもも見直していかなければならないと思っておりますので、そうした中での備蓄について今後とも、一番気がかりがあるところを中心としながら、それから各自に広げていきたいと思っております。以上です。

議長（小野宗司） 浅利議員。

19番（浅利美知子） 市長のほうからも御答弁いただきましてありがとうございます。やはり備えの大事さを重々皆さんもわかっていらっしゃると思いますが、本当にいざというときに、万が一のときに困らない体制を十分していただきたいと思っております。

今、避難場所の整備について御質問させていただきましたが、平成7年にありました阪神・淡路大震災、そしてまた平成19年にありました新潟県の中越沖地震の経験から、避難場所として必要なものというのがちょっとデータがありましたので、ちょっと御紹介したいと思っております。

まずは生活必需品の備蓄、避難場所における備蓄ですね、そしてトイレ、また浴室等、これも今回の映像で見てわかるように本当に必要なものだと思っております。また、冷暖房の設備であったり通信用の設備ですね、テレビの配線等もこれも不足したために情報がなかったというのもありました。また避難所には必ず洋式のトイレ、これも高齢者、また身障者の方々、ぜひこれも整備する必要があると思っております。そしてまた、避難所に直接給水できるようなそういう装置というか、それも必要だというようなデータが出ておりますので、今後、避難場所、このように本当に最低限のものでもいいですので、十分整備できる体制をとっていただきたいと思っておりますので、この点については終わります。よろしくお願いたします。

続きまして、防災対策の2点目に入ります。防災教育についてお伺いをいたします。

今回、東日本大震災で壊滅的な被害を受けました太平洋沿岸部、その中で岩手県釜石市には死者、行方不明者が約1,300人に上っておりますが、市内の小・中学生は独自の防災教育が功を奏し、ほぼ全員が無事に避難することができております。この釜石市の学校では7年前から学校防災教育を初め、2008年度には文科省の防災教育支援モデル地域事業に採択をされ、2010年度から市内全14の小・中学校で津波防災教育が行われておりました。佐伯市においても、各小・中学校におきまして防災教育は当然行われているわけではありますが、まずその防災教育の意義、どのようにお考えなのかをお聞きしたいと思います。また、その現在の取り組みの状況もお聞きしたいと思います。また、東日本大震災後にさらに防災教育の充実強化する必要があると考えておりますが、今後、この震災を受けてどのように対応されていくのか、お伺いをいたします。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） 浅利議員の防災教育の意義、また現在の取り組みの状況ということで御質問にお答えしたいというふうに思います。

学校における防災教育につきましては、幼児・児童・生徒に火災あるいは地震等による災害発生の原因や実態について理解させまして、これらの災害から、みずからの命を守るため

に必要な行動がとれる、そのための知識あるいは態度等を身につけさせるということをねらいとしております。

現在、各学校では学校保健安全法に基づきまして、幼児・児童・生徒の安全確保を図るために、学校の職員がとるべき措置の内容であるとか手順を定めまして、いわゆる危機管理マニュアルを策定しております。また、教育課程の作成に当たりましては、1年間を見通しました学校安全計画であります。を作成しまして、いろんな教育活動の中でどのように安全教育を実施していくかということについて学校のスタンスを定めているところでございます。具体的には、火災や地震による災害を想定した避難訓練を年に二、三回、それから不審者対策としての防犯教室、それから交通災害対策としての交通安全教室を開催するなどの、あわせていろんな防災訓練あるいは避難訓練を行っているところでございます。子どもたちの安全を確保する体制を整えるとともに、子どもたち自身がみずからの命と安全を守る態度や能力を身につけさせていくということで取り組んでいるところでございます。

それから、2点目の御質問に対してお答えしたいと思いますが、今回の東日本大震災では、改めて防災教育の重要性というものを考えさせられました。甚大な被害に見舞われた東北の各地でありましたけれども、岩手県釜石市の14の小・中学校においては、校内にいた児童や生徒約3,000人全員が無事であったということでございますが、その要因は、防災マニュアルを基本としながらも想定を信じ込まないこと、その状況下で最善の避難行動をとること、そして逃げる率先避難者となるということ等、知識だけでなく自分の命に責任を持って判断する姿勢を身につけさせているという、ここ数年来の防災教育のたまものであったというふうに考えております。

想定外という言葉を数多く今回の震災で耳にしたわけですが、その想定外にも対応し得る態度や行動を身につけさせていくということが大変大事でありますし、私たち大人にとりましてはそのことは非常に重要なことなのかなというふうに考えます。

佐伯市の学校においては、これまで地震や火事を想定した避難マニュアルというのはあったわけですが、津波を想定したものというものはございませんでした。そこで、教育委員会ではことしの4月、津波を想定しての避難訓練を位置づけた学校安全計画の策定と学校防災計画策定、そして5月末までには全幼稚園・小・中学校でこの策定が終わらせるということ、それから海拔10メートル程度を想定した津波から避難する訓練を実施するというところを取り組んできたところでございます。また、地域と合同で避難訓練をする学校も3校ほどございまして、すべて終了してはおりませんけれども、6月の今月の半ばには大方各学校が1回目の避難訓練を終えるという段階になっております。

また、佐伯市の教育委員会独自の防災計画というものも今策定中でございます。この内容につきましては、学校における日常の防災対策、それから風水害時における対応、それから地震津波への対応と、さまざまな中身を盛り込んで教育委員会独自の防災計画を策定しているところでございますが、学校教育のみならず、このことにつきましては先ほどから総務部長の答弁の中にもございますが、佐伯市全体でのことでございますので、教育委員会部局と市長部局との協議・連携を重ねながらすり合わせ、整合性を図っていくということが非常に重要なことというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

議長（小野宗司） 浅利議員。

19番（浅利美知子） ただいま教育長のほうより、もうすばらしいというかですね、実際に計

画していること、実際これからやろうとしていることすべてがすばらしいものじゃないかなと、計画はですね、思いました。でもまあ、実際はそれを想定して本当にそのときになったときにどう実行できるかが一番のことだと思っておりますが、先ほど教育長も言われました釜石の小学校で実際に、先ほど私も言いましたが、そういう防災教育をしてきたことによって、今回子どもたちの約3,000人も命が救われたというようなこともありました。

私もその新聞の記事を持っておりまして、この群馬大学の教授がですね、この釜石市の14の小・中学校の子どもたちに対して防災教育をしてきたわけですが、防災教育の3原則ということで、そこ言われましたけれども、想定外、想定を信じるなど、そしてベストを尽くせ、そしてまた率先して避難者たれと、こういう指導をされてきたそうです。そのことによって実際この小学校なんですけれども、鶴住居小学校というところですね、ここは実際のハザードマップでは危険区域外だったそうです。ですけれども、この想定を信じるなどということで、まず子どもたちは最初は学校の校舎の3階に避難をしていたそうです。ですけれども、そこから見える中学校、近くの中学校の生徒さんたちがもう逃げている姿が見えたと、それを見て、もうここではだめだということで、みんなが走って中学生の後を追いかけて逃げたということです。そして、またそれに伴って保育所、そしてまた近所の方々たち、こういう方たちもその姿を見て一緒になって逃げた。それがこういう結果につながったというふうにお伺いしております。

また、怖いことにですね、もしこの子どもたちがこのまま学校の3階にいたとすれば、学校の屋上まで実際津波が来て、そして3階には車が突っ込まれていた、そういう状況があったそうです。まさにこの教育が功を奏した本当に一例ではないかと思っております。このようなことが佐伯市でもないように、また全国もちろんそうなんですけれども、学校の管理下でもしこういうことがあった場合、やはり学校の責任というのも大きくなると思いますので、ぜひ、もう十分に計画もされて、これから実施をしていくということですので、対応をこれからはもっと防災教育、知識ではなく姿勢を教える教育が大事だというふうに言われております。そしてまた、自分の命は自分で守るんだということが一番ではないかと思っておりますので、それを防災教育の中に十分に取り入れて、またこれから御指導していただきたいと思っております。

そして、先ほど、避難路、避難場所、それぞれの学校で想定をされて、実際に訓練もされている状況はあるかと思っておりますが、先日ですね、八幡小学校がPTAの方たちが子どもたちの避難路を、山を荒れていたところを整備してつくったというふうなこともありました。実際、子どもたちがここを避難していく様子が新聞にも掲載されておりましたが、本当に先ほど言いましたように想定外というのがあります。本当にそれを信じるなど、そしてまたベストを尽くせ、また本当に避難者として一生懸命逃げるといいますか、自分の命は自分で守る、そういう教育をこれからはもっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、防災対策の3点目にまいります。要援護者の支援についてをお伺いをいたします。

ひとり暮らしの高齢者や障がい者など、要援護者の災害時における地域ぐるみの避難体制を確立し、要援護者が安心して生活できる地域の推進を図れることが求められております。そこで災害時、要援護者をデータベース化し、市町村の災害対策部門、そしてまた福祉部門、

また自治会、そして民生委員、児童委員、地域の支援者及び消防署等で常日ごろ情報を共有することが大事だと思っております。

そこで、この要援護者につきましては、井上清三議員が御質問されておりました、私も2点ほどお聞きしたいと思っておりますが、まず要支援者の実態は把握できているのか、それを最初にしておりましたが、先ほど言いましたように、要支援者が佐伯市では4,531人台帳に登録してあると。そして、地図台帳というのももう既に作成されているというふうにお伺いしております。この要援護者、本当に災害が起きたときに、いざというときに一人で逃げ出すことができない、そういう方たちをまずは助ける必要があると思っておりますし、また市としても十分にこれを把握する必要があると思っております。そこで、災害時の対策についてということもお伺いをしておりましたが、これはまずは地域の状況をよくわかっていらっしゃる地域の方々、そしてまた自主防災組織、これの充実が一番必要になると思っておりますが、今回、地図台帳、そしてまた要援護者の台帳をつくられて、もうしっかりと把握されていると思っておりますが、これには個人情報というものがありますが、この台帳をつくるに当たりまして、本人確認はしているとの答弁があったと思っておりますが、この台帳作成に当たり、どのようなふうにご確認されたのかをまずお伺いしたいと思います。

議長（小野宗司） 清家福祉保健部長。

福祉保健部長（清家保賀） 福祉保健部長の清家でございます。ただいまの台帳整備の経過だと思います、御案内のとおり、各民生委員さんにこういうことでつかうからということでお願いしまして、当然本人が意思がはっきりできない方もいらっしゃるんですが、それはもう家族の方に同意を得まして、これは個人情報に当たるけど、広く関係、例えば今言われました消防署と消防団、そういう方にも名簿等を周知しますよという同意を得て名簿を作成したところであります。以上です。

議長（小野宗司） 浅利議員。

19番（浅利美知子） この台帳を作成するに当たり、主に高齢者であったり介護の認定を受けている方だったり、そしてまた障がいを持っている方々が登録されているのではないかと思います。しかし、地域に住んでおられますと、高齢者でもない、ある程度若い年齢でもあるけれども、例えば病弱であったりとか、そしてまた体にちょっと不自由というかですね、例えば腰が悪くてうまく動けないとか、そういう方もいらっしゃるかと思うんですが、そのような方の把握は今後どのようにされていこうと思っておりますか、お聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 清家福祉保健部長。

福祉保健部長（清家保賀） これは区長さんのお力もかりなければいけないし、たとえ民生委員さんと言えども、260世帯を持っている民生委員さんもおっしゃいますから、その地域を全部個々の家庭の状況を知っておるということは恐らく難しいのではないかと思います。旧郡部においてはですね、ほとんど把握できると思っておりますが、この旧市内がどうしても転入・転出が多い中で、やはり区長さんといえども、民生委員さんといえども、把握はできませんから、そういう制度があるという形で各班長さんを通じまして周知徹底して漏れがないように、できるだけ多くの方がそういう名簿登録していただくようなことが望ましいのではないかと考えております。

議長（小野宗司） 浅利議員。

19番（浅利美知子） この台帳ですね、先ほど言いましたように、例えば地域の区長さん、そしてまた消防とか、民生委員さんはもちろんもう御存じだと思うんですけども、個人情報ですね、これがしっかり守られる体制をつくるのがまずは一番ではないかと思いますが、この体制は守られるような対処をどのようにされているのかをお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 清家福祉保健部長。

福祉保健部長（清家保賀） 特別な対処というのではなくてですね、取り扱う方が個人情報の取り扱いというそういう条例もありますし、今はプライバシーの問題があります。これは全国展開でございますから、そういう関係団体、関係省庁の職員にやはり個人情報の重要さを改めて周知徹底をさせていただきたいと思っております。

議長（小野宗司） 浅利議員。

19番（浅利美知子） この要援護者の方々に対しましては十分な配慮をしていただきたいと思います。そして、やはり自分の命は自分で守らなければならない。そしてまた自分たちの地域は自分たちで守るとというのが基本だと思っております。それにはやはり地域の自主防災組織の充実・強化をすることが一番大事なのではないかと思っておりますので、これから自主防災組織の充実に向けて頑張らせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で、この防災対策については終わらせていただきます。

次に、放課後児童クラブについて御質問させていただきます。

放課後児童クラブは戦前より共働きの家庭や一人親家庭の自主的な保育活動として始まったものとされております。戦後の高度経済成長における女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加と、核家族化の進行により、いわゆるかぎっ子が増加したことから、学校外における児童の教育の受け皿として需要が高まり、放課後児童健全育成事業を行う社会福祉事業として法制度化されております。また、少子化対策として成立した次世代育成支援対策推進法によって、児童福祉法の改正で子育て支援事業の一つとして位置づけられているものであります。

現在、佐伯市におきましても22カ所の児童クラブがあります。ことしの5月だったと思っておりますが、現在835人の児童・生徒の方が利用されているというふうにお聞きをしております。そして、それでまずは児童クラブの意義と目的についてということでお伺いしておりますが、今後の方針等がございましたら、お聞かせいただきたいと思います。

議長（小野宗司） 清家福祉保健部長。

福祉保健部長（清家保賀） ただいまの放課後児童クラブの意義と目的と今後の方針も踏まえてという御質問についてお答えさせていただきたいと思います。

放課後児童クラブの意義については、放課後児童クラブ条例や、昨年3月に策定した佐伯子ども育成支援行動計画にも記載していますが、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生、おおむね10歳未満の児童に対して放課後家庭にかわる居場所づくりとして設置しています。目的については子どもたちの適切な遊びや生活の場を与え、その健全育成を図ることです。

後段の今後の方針についてでございますが、放課後児童健全育成事業を実施する放課後児童クラブの運営主体、これは主に自主的地域組織なんですが、この団体に対しまして、引き続き事業運営の支援及び指導、研修会開催等の情報提供を推進し、子どもたちの健全育成の支援を図ります。また放課後児童クラブは公設民営を基本としておりますし、利用施設は児童の安全面、衛生面に配慮し、老朽化や広さに問題がある施設については施設整備は進めて

いきたいと考えております。以上であります。

議長（小野宗司） 浅利議員。

19番（浅利美知子） この放課後児童クラブは、子どもさんにとっても、唯一、放課後を安心して過ごせる場、そしてまた働く親にとりましては、工作中、安心して働ける場となっております。親が働く権利と家庭の生活を守るという役割も多いかと思えます。そしてまた少子化対策、子育て支援にも大きく寄与しているのではないかと考えております。

そこで、イに入りますが、クラブ会費についてお聞きをしたいと思えます。

佐伯市、現在22カ所の放課後児童クラブがありますが、調べてみますと、それぞれ月のクラブ会費であったり、また入会金の額であったり、そしてまた兄弟で利用していたりすると、兄弟割引があるところとかないところ、そういう現状があるわけですが、この異なっていることをまず3点、どのように市は考えているのかをまずお聞きしたいと思えます。

議長（小野宗司） 清家保健福祉部長。

保健福祉部長（清家保賀） 放課後児童クラブの会費もしくは入会金、それと兄弟割引等について御質問いただきましたので、お答え申し上げます。

この事業を実施する放課後児童クラブの運営団体は、先ほど申しましたように、主に自主的地域組織であります。放課後児童クラブは、入会する児童数、開設時間等に応じて佐伯市が支払う委託料と保護者からの会費等で運営されています。各クラブの活動内容、おやつ費用、人件費、事業費、施設維持費等の運営費が異なるため、クラブ会費、入会金等各クラブによって異なっております。

どのようにお考えということでございますから、各自主的に手を挙げていただいて、このクラブを立ち上げていただいておりますので、こういう差異は今のところ調整は難しいかなと、困難かなという考えであります。以上であります。

議長（小野宗司） 浅利議員。

19番（浅利美知子） それぞれのクラブによって利用料と申しますが、これが違うという現状があるわけですが、実際、私、放課後児童クラブを訪問させていただきました。本当に子どもたちが放課後の時間を指導員の方々と一緒に遊んだり、おやつを食べたり、本当に元気な様子を見てまいりました。また礼儀正しく、子どもさんが地域の中で本当に伸び伸びと育っているんだなという実感をしてまいりました。そしてまた、子どもを改めてまた宝だなと、本当大事な未来の宝だなというのをまた実感してまいりました。

一応、佐伯市の条例の中にも、会費は1万円以内ですかね、そういう規則があるようであります。すべてのクラブがこの規則に沿ってされてるわけです。また、今、部長も言われましたように、地域の方々があって、このクラブが成り立っていることを十分私も承知しているつもりであります。まず、利用されている方、私は決してそれぞれのクラブの金額が高いとか安いとか、そういうのを各クラブの方に申しているわけでは決してありません。利用される側のほうから見た場合、同じ佐伯市内でありながら、なぜ、このような違いあるのか、非常に疑問であるという声があります。また現状ですね、先ほど言いましたように、例えば兄弟で利用していた場合、兄弟割引があるところとかないところ、それも現実にあります。そして実際ですね、これは御相談受けた中でしたけれども、実際に子どもさんが2人、今までは利用していたと、ですけど、家庭的な事情、経済的な事情で通うことができなくなると、そういう方が実際にいらっしゃいます。



そういう点から考えても、やはり安心して子どもが過ごせる、そして親御さんも安心して働ける場、先ほども言いましたが、少子化対策、子育て支援の一環に本当重要な役割を占めている放課後児童クラブだと思っておりますが、このような面を市として改善するようなことはできないのかを、もう1回お伺いしたいと思います。

議長（小野宗司） 清家保健福祉部長。

保健福祉部長（清家保賀） 会費は今出てこなかったんですけど、1万円以内というのが条例で決められております。いつも市長が言われております、子どもがいつも真ん中におれよというようなイメージも持っておりますし、これは各クラブの連絡協議会というのがありますので、そういうところと協議して、調整が図れれば図りたいんですが、何しろ、冒頭申し上げましたように、自主運営でやっておりますし、子どもさんたちの補助でなくてクラブに対しての補助というのが国・県の補助をいただいておりますから、全く協議しないというのではなくて、そういう議員さんもおっしゃいますように、同じ子どもですから、同じ金額が一番望ましいんですが、先ほどお話し申し上げましたが、立ち上がりの関係がありますので、そういう形で創設しておりますから、途中で、じゃあ、金額を統一というのができるかできないか、協議させていただきたいと思います。

議長（小野宗司） 浅利議員。

19番（浅利美知子） 先ほど私が放課後児童クラブを実際訪問した様子を語らせていただきましたけれども、指導員の方々は本当に親身になって子どもさんと接しておられました。その中で、やはり今補助金の話もありましたけれども、十分ではないのではないかなというような思いもいたしました。やはり指導員さんたちがこれだけ一生懸命やっている様子を見てみると、実際の補助金は、ほとんどが施設の整備であったり、そのようなのに実際当用されているのが多いのではないかなと思っております。その中で、まだまだ放課後児童クラブでは節約をしたりとか、いろんな部分で努力をされておまして、子どもさんの少しでも利用料を減らしたいと、そういう指導員さんからのお話もお伺いいたしました。

そこで、佐伯市では、本当にありがたいことに、佐伯市の独自事業といたしまして、この放課後児童クラブというのは、小学校1年生から3年生までが全国的には対象だと思っておりますが、佐伯市の場合では、幼稚園児も対象とさせていただきということで、これは本当にまずは感謝をいたしたいと思います。

そこで財政的な支援ですね、まずは、この放課後児童クラブの方々に対して、御無理をこれ以上言うことはできないのではないかと、実際のところは思っております。

そこで、最後にちょっと市長にお伺いしたいと思います。市長もこの放課後児童クラブの実際の会費の違い等、もう御存じだと思います。先ほど私が言いましたように、同じ佐伯市で育つ子どもたちです。金額の差というのはいかがなものかなと思います。そこで、今回、これを取り上げさせていただきましたのは、まずは、ある程度平等性を持っていただきたいというのが一つの思いでもありますし、少しでも希望してる方が利用できる体制をつくっていただきたいというのが一番の願いであります。

そこで、佐伯市として財政的な支援を放課後児童クラブに対してすることはできないのか。そしてまた、その財政支援をすることによって、ある程度会費の調整といいますか、統一を図ることができないのかと思っておりますが、最後に市長にですね、さらなる放課後児童クラブへの財政的な支援をできないのか、お考えないか、聞きたいと思います。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 放課後児童クラブのことで、私も詳しく資料を見た場合、各地区は非常に差があると、それは地域地域におけるサービスの差でもあると思っております。また、地区によっては、兄弟とかいろんな形の、受け入れも違ってるといっていますが、現在、これは国・県・市が3分の1ずつ出しているが、市といたしましては、その運営がなかなか難しいということで、先ほど議員が言われましたように、幼稚園に対する補助金を出しているということが現実であります。

また、地域よっての差を埋めるために市の補助金ということですが、これは十分また検討させていただかないと、年々、クラブ運営ができるかなということもこれから出てくるんじゃないかと思うんです。特に少子化の場合が非常に多いということで、また実質的にどういう形がいいのか、現実では、旧市内においては、施設等が非常に不便だから、その施設の整備をしていくことも大事だし、全体的な中で担当部とも突っ込んで話していかないと、単に補助を出すということだけでなく、もちろん出し方もいろいろあると思っております。十分考えさせてください。

議長（小野宗司） 浅利議員。

19番（浅利美知子） 実際、このようにクラブ会費も地域というか、クラブによって違うということも十分市長知っていただけたと思います。

それで、やはり子どもがいつも真ん中という、佐伯市もそういう子育て支援の中ではありますが、やはりそういう思いがあれば、さらなる支援をしていただきたいと思います。そしてまた、最近特に発達障がいのお子さんもおられます。実際、そういう子どもさん、発達障がいかなと思われるような子どもさんも実際クラブに通ってきてると、そうすると、支援員さんの数が足りないというか、手が回らないという、そういう状況まで実際あるんだそうです。そういうのも本当に十分考慮していただいて、さらなるこの放課後児童クラブに対しての支援をお願いできればと思っておりますので、ますます佐伯市の子どもたちが本当に充実した生活を送れるように、そしてまた、この放課後児童クラブを通して親御さんたちも安心して働ける場を、時間をつくっていただきたいと思いますので、ぜひ、放課後児童クラブの位置づけというものも十分にまた佐伯市としても考慮していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

議長（小野宗司） 以上で浅利議員の一般質問を終わります。

これより昼食のため休憩いたします。午後は1時から会議を開きます。

午前11時45分 休憩

午後1時00分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、27番、吉良栄三君。

27番（吉良栄三） 27番、吉良でございます。今回の質問は、佐伯文化会館の今後についてと地域包括ケアシステムの構築についての大きく2点、2つのテーマについて通告書に基づき、一問一答方式により質問させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速、まず1点目の佐伯文化会館の今後についてをお伺いしたいと思います。

まず、1点目のアといたしまして、借地契約終了後についてであります。現在ある文化会館は、築後35年以上を経過しており、老朽化が進む中で、毎年修繕費等もかさんでいる状況であります。ちなみに22年度は約474万円、23年度の予算といたしまして約825万円といった状況であります。また、将来に向けた文化会館の建設についても、これまで先輩議員さん、たくさんの質問がなされてきました。そんな中、現在、佐伯市も中心市街地活性化事業を進めている中で、この文化会館については、非常に取り残されているんじゃないかなというふうな印象を受けておりますし、実際に報告会等もする中で、市民の方からも、文化会館はどうなるのかといった声も聞こえてきます。

この文化会館の今後を考えると、大きく2点の課題があるのかなと思っております。まず1点目が、先ほど言いました借地契約終了後はどうなるのか。そして2点は、建設はどうするのかといった点じゃないかと思っております。順を追ってお伺いをしたいと思います。

まず、アの、この文化会館用地は、皆さん御承知のとおり、毛利家からの借地となっております。30年の契約の中で、現在、年間約1,168万9,000円の借地料を市が払っております。この30年契約も平成23年度、今年度で終了となっております。老朽した文化会館の具体的な建設計画が見えない中で、借地契約が終了を迎えようとしておりますが、その後どうなるのか。先般の3月定例会の予算委員会の中でも対応について質疑が出ておりました。まだ納得は得られていない、合意に至っていないとの答弁だったと記憶をしております。それからその後の進捗状況はどうなったのか、また方向性は決まったのかをお伺いし、最初の質問といたします。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） それでは、吉良栄三議員の佐伯文化会館の今後について、まず1点目でございますが、借地契約終了後についての御質問にお答えいたします。

現在の佐伯文化会館用地の借地契約につきましては、御指摘がありましたように、平成24年3月31日でその期限が終了いたします。市としましては、引き続き佐伯文化会館用地としての借用を念頭に、現在、相手方と金額も含め、10年間の借地期間の延長に向けて詰めの協議を行っているところです。現段階においては好感触を得ておりますので、今後は早期の契約締結に向けて進めてまいり所存でございます。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） この借地契約が今年度で、来年の3月31日で切れるということで、その辺の今後の対応をやはり早急に、どう対応していくのかというのはやっぱり進めていかなくちゃいけない。それがかかっている大きなこの1年だと思っております。

その中で、今、部長のほうから答弁をいただいておりますが、早期にということで答弁をいただいております。10年間の契約期間ということも今答弁でお聞きしましたが、予算特別委員会のときに、やはり契約をするのに何が大事かといいますと、1つはやはり期間ですね、あと何年契約するのかと、もう一つは、じゃあ金額はどうするのかという部分のやはり、その部分が合意点になってくると思いますし、そこで改めて今後の契約というのが発生してくると思うんですが、予算特別委員会の中でも、その辺質疑はされておまして、当初は、5年契約でどうかというふうな意向も市も持っていたと、そして金額についても、現在は1,168万という契約料になっておりますが、それをどういう形にするのかと、同じ金額でいくのか、あるいはそれ以外の算定方法でそういった金額を打ち出して交渉するのか、その辺

の市の姿勢といいますが、交渉中であるかと思いますが、その辺の市の姿勢、どういう形で交渉に持っていったかという部分をちょっとお伺いしたいと思います。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） 今、吉良議員のほうからお話ございましたように、当初、契約期間ですね、短期間ということで3年から5年ということで相手方と交渉を進めてまいりました。これ、借地借家法に基づいて、それでは短過ぎるという相手方のお話がございます、現在は10年ということで御了解をいただいたところでございます。

それと金額面につきましては、30年前の契約の時点で上積みということで600万円されていたというふうに記憶をしておりますが、そういったことにつきましては、今回はその分を除いて契約をとということで当初お願いをしたところであります。ただ、相手方といたしましては、その金額、600万円を引きますと五百数十万円と、土地の面積が約2,900坪ほどあるんですけれども、その単価で非常に少ないということがあって、現在の土地価格等を考慮に入れた金額でお願いできんかということで提案を受けております。市のほうといたしましては、不動産の借り入れ等の事案等をまた参考にしながら交渉を進めているところであります。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） 交渉が以前からずっとされている中で、なかなか折り合いがつかないということで、現在も交渉が続いているということではありますが、やはり残り期間が少ない中で、ある程度のやっぱりめどというのが必要になってくるかと思えます。それで、もうこの残り1年の中で、当然、これ今後の契約になりますと、議会にもかけていかなくちゃいけないという流れになってくるかと思えますので、やはりもうめどを決めて、どこまででもう交渉をするんだ、どこで話をつけるんだという部分を明確な部分をもっと示しながら話を進めないと、なかなか、もう以前からあつてるように、何日も何日もずるずるずるずるなって話が折り合わないという状況では、なかなか厳しいんじゃないかなというふうに思っておりますので、その辺の、私としては、もうきちっとめどをつけてくれというふうな思いがありますので、その部分、教育委員会として、めどという部分をどこでとらえているのか、その辺を、見通しがあればお伺いしたいと思います。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） 先ほど、相手方との交渉の中、好感触を得ているというふうにお話をいたしました、現在、我々が今考えているところでは、9月末にそういったことの契約というものの締結の運びに持っていきたいと、9月議会の中といいますが、場で、もし機会があれば御説明をさせていただきたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） 9月議会をということで明確な部分をいただきましたので、それに向けた取り組みをぜひやっていただきたいと思えますし、また、交渉ですから、相手方の調整もありますが、佐伯市としても、やはり佐伯市民、議会もそうですが、佐伯市民が納得できるような交渉をしていただきたいというふうに思っております。金額としても現在1,000万円以上の借地料を市が払ってるという状況、これは、じゃあ、市民からすれば、えっ、そんなに払ってるのと思われる方は非常に多いかと思えます。もうこういう金額で進めるとなるとは、やはり市民としても、それでいいのかなというふうな思いもあるかと思えますので、その辺、相手もありますけど、やはり市民にも理解できる。ああ、そういうことだという、やっぱり

その辺を明確にできるような交渉と、また提案をしていただきたいと思います。その辺はどうか、答弁ありますか。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） 今、議員がおっしゃったように、相手方との交渉というものは当然大事でして、この分、お互いの主張というものは考えなければ契約できないといった状況であります。それらを踏まえましても、当然、一般市民の方が納得できるような価格というものがあるかと思しますので、そういったところでの努力をしていきたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） その辺を踏まえて、ぜひ話を進めていただきたいと思います。しております。

それで、今、契約については10年と、10年をめぐりに契約をしていこうというふうな方針も聞かれておりますが、そこで、じゃあ、その10年契約という流れの中で、文化会館をどうするのかという部分が非常に大きな問題になってくるかと思えます。市の意向として、文化会館の建設については、10年間で建てるというふうな気持ちを持つてなのか、当然契約をする中で、将来的に文化会館をどうするのかという部分をきちんとビジョンを持って、やはり交渉していかなくちゃいけないと思っておりますが、その辺、借地の延長の契約に合わせて文化会館を今後どういう形で計画していくのか、実際にそういった計画があるのか、その辺をお伺いしたいと思います。財源面もあります。何か以前、過疎債等を活用して文化会館をつくればいいんじゃないかというふうな話も聞いたことありますが、その辺も含めて、文化会館はどのような建設をしていくのか。これまで一般質問等も出ておりましたけども、なかなかその辺が明確な部分がまだ聞こえませんが、その辺の考え、文化会館の建設について答弁をいただきたいと思えます。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） それでは、新しい佐伯市文化会館の建設につきまして御説明いたします。

大体、同程度の規模の場合でも、かなり高額な予算になることだろうというふうに思っております。平成26年度までの合併特例債適用事業の対象としてはいません。後年建設するにしても、現段階では、同地での建設は都市計画法または歴史的環境保存条例等で制限がありまして、また、他の土地にしても、位置、面積など最適地であると考えるところを確定するのは大変難しい状況にあると考えております。今後、佐伯市文化会館の必要性やその場所、また建設の規模、財源などについて、再度内部での検討や各種委員会などの関係者と協議し、先ほども申し上げました延長期間の10年の間に方針を決定していきたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） 具体的な話が聞けなかったんですが、まだこれから協議をしていかなければいけないというふうな答弁でありました。それが現在の場所なのか、代替用地、違う場所にするのかという部分もまだ全然明確に出ていない。しかも、合併特例債の話も財源の話も出ておりましたが、その辺も非常にあいまいな部分がある。その10年の間に考えていきたいということは、じゃあ、文化会館建設、もう30年以上、35年、10年でもう50年近くかかるかと思えますが、やはりその間をかけて教育委員会としては、この10年間を見越して文化会館

を建設するという方向で考える、そういうふうに解釈してよろしいですか。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） 文化会館につきましては、長期総合教育計画に基づいて、その中で建設を進めるといったことで、平成19年度から取り組んで、うたっております。ちょうど長期総合教育計画の見直しが中間年ということで、今年度、その策定を図っていく予定にしております。それらの計画の中へ、御意見等をいただきながら、新しい計画を当然練っていきたいと、アンケート等を取りながらやっていきたいというふうに考えています。期間につきましては、その計画を立てて、なおかつ建設できる期間として10年間というふうに考えております。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） 今の答弁聞いて、非常に、この文化会館建設については後手後手、後回しになってるなというふうに感じております。先ほど長期総合教育計画の話が出ました。私も見たんですが、この計画の中に文化会館、新文化会館の建設というのをうたっております。また、市の総合計画の中にも文化会館建設を推進するというふうにうたっておりますが、非常により具体的にこの中でうたわれております。目標指数として、合併特例債や有利な補助金が利用できる期間内の平成24年度をめどに建設というふうに明確に、この教育委員会の計画ではうたっておりますが、今の部長の答弁を聞きますと、何かもうそれも非常にできないんだというふうな答弁のように聞こえました。もう10年たたと、ちょっとめどがつかんというふうな答弁に聞こえておりますが、これを、皆さんの意見を聞きながら、当時、平成19年にこれをつくったときに、今言いましたように、合併特例債で24年度をめどに建設するというふうに明確にうたっております。ということは、教育委員会としてはそれをもとに建設を進めていくのが本来の姿だと思いますが、結局もうこの計画どおりにはできないという判断でよろしいでしょうか。それとも、この計画に基づいて、まだ頑張るんだと、その辺の見解をお聞かせください。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） 長期総合教育計画につきましては、当然、教育委員会の内部あるいは外部の委員さんの中からの御意見をいただいてつくった計画であります。その計画に沿って、当然我々は仕事をしているので、建設についての姿勢というものは持っております。ただ、市の状況、今の財政状況を考えますと、そういった部分についてですね、非常に大きな財源等がある関係で、なかなか踏み込めていないといったような状況です。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） なかなかこのようにはいっていない状況ですということではありますが、文化会館を建設するに当たりまして、これはもう教育長が単独で決めるものでもなく、各担当部署が単独で決めるものではなく、大概、こういう大型建設事業については、審議会であるとか、また検討委員会、建設委員会等を立ち上げて、その中で話を進めていくのが従来のやり方かなと思っておりますが、ここに来て、今その状況であるということは、そういった部分の準備、検討委員会だとか審議会とか、今、文化会館の運営審議会等もありますが、そういった中で、この建設について議論をしてきたのかですね、あるいはもう全然、こういうのは立ち上がってなくて、今までそういった準備もなく、結局は24年度は厳しいから先送りしようと、その辺のやっぱり姿勢が問われるんじゃないかと思っております。

市民の中では、もうこれだけ、今佐伯市が大型事業を進めている中で、じゃあ、文化会館もやるとなったときに、市は大丈夫なんかと、本当にそこまで金かけて、いろいろできるんかえと、余り先延ばししていくと、もう文化会館要らんのじゃないかといった不要論まで出てくるんじゃないかというふうな危惧もしております。

その中で、こうやって目標を定めてやっていこうというんでありますから、やはりそれに沿うた取り組みを教育委員会もやっていくのが本来の姿じゃなかったかなと思っておりますが、そういった審議会あるいは検討委員会、そういう部分を立ち上げて協議をされたのか、全くそういうのはもうしてなかったのか、そういう部分についてお伺いします。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） 文化会館につきましては、特別に建設に対しての審議会等を立ち上げたものはございません。ただ、文化会館の運営審議会等でそういった部分での御意見はいただく中で、教育委員会の内部では、この文化会館の建設は必要だという認識にあることは承知をお願いしたいというふうに思います。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） ちょっと教育長にお伺いしたいんですが、この冊子を、計画ができたときに前教育長のコメントが最初に載っております。ちょっと読ませていただきますが、この冊子を完成に当たり、皆様方のおかげをもちまして、新佐伯市の明るい未来を展望するにふさわしい教育計画になったと思います。しかし、どんなにすばらしい計画でも、それが実行されなければ何の意味もありません。日本の教育を取り巻く環境は目まぐるしく変化しておりますが、その状況を的確に受けとめながら、市民の皆様方とともに目標を達成していくための努力をしていくことが大切であると考えておりますと、これは前教育長のコメントであります。

教育長、前教育長から引き継いだ中で、この計画したときの意思、また前教育長の引き継ぎという部分はされておりますか。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） お答えいたします。前教育長との引き継ぎ等は行っております。その中で、教育長の今後の教育計画についての構想であるとかいうことは大枠でお話を聞いております。ただ、個別にですね、例えばこの文化会館についてどのように展望しているかというようなところまでの詳細については聞いておりません。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） 教育長、詳細については、こういう計画が、これが詳細になってきますので、きちんとこれに基づいた教育行政の取り組みをしていくという部分が望ましいかと思えます。審議会等の立ち上げはされてないと、その立ち上げをした中で、なかなか問題があって建設に至ってないというんであれば、まだわかりますが、そういうのも立ち上がってない。取り組みも全然見えてこないという中で、現状に至ってるということに対して、やはりもうちょっと教育委員会としても速度を上げて取り組んでいってほしいと、方向性をぴしゃっと出さんと、さっき言いましたように、もう不要論というのが出てくるおそれがありますので、必要なものなら、きちんとその辺を明確に示しながら、審議会等を早急に立ち上げて、早い段階で方向性を出していただきたい。先ほどの契約の部分の方向性は9月と、9月議会をめでんというところでありますが、この建設についても早い段階でめどを出す、そういう姿勢で

取り組んでいただきたいと思いますのですが、どうでしょうか。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） 新文化会館の建設につきましては、もちろん市民の皆さん方の期待もあるかというふうに思いますし、私自身も早期につくりたいという思いはありますが、先ほど部長のほうから答弁いたしましたように、さまざまな諸条件を考える中で、なかなか具体的な案づくりまでは至っていないという状況でございます。これからは、今、議員御指摘のように、非常に重要な案件でございますから、教育委員会事務局の内部で検討いたしまして、前向きに進めていきたいというふうには考えております。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） 前向きと言われましたけども、計画としてのせてますんで、やるんだということで前向きにという段階じゃなくて、もう審議会を立ち上げて、検討委員会を立ち上げてやるんだというふうな姿勢をぜひやってほしいなというふうに思いますので、そういう姿勢を期待させてほしいと思います。そして、早く方向性を出して、市民の中でも非常に、現在使い勝手が悪いと、老朽化する中で、前に意見を聞いたと思います。バリアフリー化もされていない。また、エレベーター等もついてない中で、非常に使い勝手が悪い。古くなってるし、この文化会館を早く、もう本当どうかしてほしいんだという声が非常に私も聞きますので、やはりその部分は前向きに正面から受けとめて、ぜひ建設実現に向けた取り組みを教育委員会としてやっていただきたいと思います。

また、そうする過程の中で、方向性を早く示す中で、やはり市民にもそういった部分の周知、市報等で、文化会館はこういう方向で進めたいと思いますと、こういう構想を持ってますというのを、やはり市民にも周知をしていってほしいと思いますし、今、修繕費等も毎年かかっているという中で、もう10年先だといったら、まだまだ修繕費もかかりますし、そういったやっぱり問題もあるかと思えます。やはりもうどんどんどんどん古くなると、市民の方としても、まだまだ使い勝手の悪い施設になってしまいますので、早くその部分も方向性を出してほしいと思いますので、それをぜひ実現をさせていただきたいと思えます。

以上で文化会館については終わりたいと思います。

続きまして2番目の質問であります。地域包括ケアシステムの構築についてということで質問をしたいと思えます。

なかなか聞きなれない言葉かと思えますが、厚生労働省では、平成24年度からの第5期介護保険事業計画の柱として方針を打ち出しているのが、地域包括ケアシステムの構築であります。このシステムは、広島県尾道市にある公立病院が原点になっているということもお聞きしておりますが、要は、高齢者、単身世帯や認知症高齢者の増加に対応するために、日常生活圏ごとに、いわゆる自分が住んでいる地域で自助・共助・公助の役割を担い、介護・医療・生活支援などを提供するシステムを構築し、24時間体制のサービスつき高齢者住宅や住宅療養支援診療所の整備、また介護保険料の抑制なども期待されることから、整備をしようというものであります。

そこで、佐伯市の現状、これからの動向を見据えたときに、この地域包括ケアシステムの構築に対して課題は何か。また、どのように今後対応していくのかをお伺いしたいと思います。

議長（小野宗司） 清家保健福祉部長。



保健福祉部長（清家保賀） ただいま吉良議員の御質問は、第5期介護保険期間というのが厚生労働省で大きな方針が出されておる。これに基づきまして、佐伯市は今後どのような対策、事業計画を立てるのかという御質問だと思いますので、一部内容的には重複する部分がありますが、回答させていただきます。

日常生活圏、これは介護保険の中では、おおむね30分で行き来、往来ができる範囲ということで解釈しておりますが、この圏域ごとに、介護・医療・生活支援などを提供する地域包括ケアシステム構築を24年度から始まる、先ほど申し上げました第5期事業期間の柱に据える方針を打ち出しております。これは高齢者の単独世帯や認知症高齢者の増加に対応し、地域で生活したいというニーズにこたえるため、先ほど議員さんが、自助・共助・公助ということを言われましたが、医療・介護・予防・住まい・生活支援を柱とする地域包括ケアを日常生活圏域ごとに整備するとの考えであります。

そのため、24時間対応の定期巡回、随時対応サービスや複合型サービスを2012年度に創設すべく、今国会での成立を目指し、介護保険法の一部改正案を去る3月11日閣議決定されました。また、4月5日今国会提出されております。

この法改正により、これまでの介護保険サービスが施設介護から在宅介護へと大きく転換、比重が、ウエートが変わっていったこととあります。

こうした方向性が示されるに至った背景には、2025年に65歳以上の人口が全人口の30%に当たります3,600万人を超え、団塊の世代が75歳以上の高齢者に到達するという紛れもない事実が予測されております。現行の給付水準を維持すれば、介護費用が爆発的に増加し、負担が急激に増大します。

社会保障国民会議の推計によると、2012年度7.9兆円の介護費用は、在宅介護を充実したケースで19兆円、現状を維持したケースでは23兆円ということで、いずれにしても、保険料負担者数の増大を考慮しても、保険料が2倍以上になるということが予測されております。こうした国の方針が示されたことに伴い、我が福祉保健部では24年度から26年度までを計画期間とする、先ほど何度も出てきましたが、第5期介護保険事業計画の策定作業に入っております

本計画を策定する上で、本市の課題がどこにあるかが問題となりますが、これが一番重要だと思えます。これを一言で言えば、将来にわたり、介護とあわせ、いかに医療を提供するか、介護と医療ですね。併用するかということになるかと思えます。具体的には、医療と介護の連携強化を果たさなければ、本市の介護保険事業の質の低下は免れません。この背景には、先ほど申しましたが、高齢化が進展する中で、長期にわたる療養を前提とした病気を想定した場合には、生活の場に医療を入れなければならない、当然のことながら、そこに介護が入り、生活支援が入る。つまり施設機能や病院機能を地域に展開せざるを得なくなります。それを介護報酬や診療報酬で後押しするといった仕組みを構築しなければならないと考えております。

御案内のとおり、広大な本市の場合ですね、周辺部の僻地医療を確保するためには、国保診療所の体制維持と機能強化が必然的に求められております。診療所の指定管理者制度導入が単に医師確保にとどまらず、地域包括ケアにおけるサービスステーションとしての役割を担う必要があります。幸い、本年4月には、市内の2医療法人が、僻地医療拠点病院の指定を受けました。こうした医療法人の中から国保診療所の指定管理者があらわれ、社会医療法

人の法人格を取得することで、高い公益性と非営利性が備われれば、次の段階として、24時間体制で往診や訪問看護を実施する診療所である在宅療養支援診療所に転換することも期待できます。

こうした点を踏まえ、次期計画においては、24時間対応の定期巡回・随時対応サービスや、複合型サービスにおける介護事業者が医療法人等と連携し、サービス提供が可能となるよう条件整備を行ってまいりたいと考えております。以上であります。

議長（小野宗司） 部長、もう少し答弁は簡潔にお願いします。

吉良議員。

27番（吉良栄三） 詳しい答弁、ありがとうございます。

国の方針として、第5期の介護保険計画の中で地域包括ケアシステムが導入されるということで、24年度ですから、もう来年度からこの事業が導入されるということでもあります。そのためにも、それに対応するべく、やっぱり佐伯市の取り組みが必要になってくるという中で、条件の整備をしていきたいというふうな答弁をいただいたと思いますが、この導入に当たり、私なりにも感じていることが、小さく、3つほどちょっと突っ込んで確認をしていきたいと思うんですが、まず、この日常生活圏の、要は高齢者の状況というのが、この広い佐伯市の中で1市8カ町村の合併をします各地域がありますが、この広い佐伯市の中で、その辺のニーズ調査というのが行われているのか、あるいは今後そういう部分も行っていくのか、その辺の状況がわかったら、お伺いをしたいと思います。

ちなみに、臼杵市の例なんですけど、臼杵市は昨年、22年6月に日常生活圏域高齢者のニーズ調査というのをやりました、18ページにわたる冊子を作成しております。そういう動きもあっております。佐伯市は、じゃあ実際どうなのか、その部分の取り組みについてをお伺いしたいと思います。

議長（小野宗司） 清家保健福祉部長。

保健福祉部長（清家保賀） ただいまの御質問ですけれども、本市の場合、大きく日常生活圏というのは、佐伯市と上浦、それと山間部、海岸部、3ブロックに今一応、前回の介護保険から分けておるんですが、小さくではなくて、佐伯管内、上浦を含めてなんですけど、一応要介護4と5、程度の重い重度の方ですね、一応303名、それから山間部が91名、海岸部が83名、計477名というのが2010年11月現在の実態調査であります。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） 今答弁されたのは、これまでつくったということで、大きなエリアに分けて、山間部、海岸部、中心部というエリアで把握をしているということではありますが、この地域包括ケアシステムが導入されると、先ほど部長も言われましたように、日常生活圏という部分で、これが大体30分圏内というふうに言われております。また、あるいは中学校区、圏内でエリアを絞りなさいというのが今度の改正だと思っております。そうなりますと、今つくっているその状況では、なかなかその分の把握はできていないんじゃないかなと、また新たなそういった日常生活圏のニーズ調査を行い、そういった部分の情報収集しておく必要があるかと思いますが、そういう部分の取り組みは今後していく必要があると思いますが、その辺も踏まえて取り組むのか、お伺いしたいと思います。

議長（小野宗司） 清家保健福祉部長。

保健福祉部長（清家保賀） ただいまの御質問、先ほど御質問いただいたんですが、私が圏域

ごとに報告したんですが、実際には圏域ごとにまとめる段階の校区ごと、中学校区別の資料があります。それをもとにケアセンターをいかに構築していくか、これがやっぱり一番大切だと思っております。こういう477名の方が恐らく今後も減ることは私はないと思っておりますから、この5期の計画に十分反映するような資料を十分調査しまして、計画を練りたいと考えております。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） まず、現状の把握というのが一番大事じゃなかろうかと思っておりますので、期待をさせていただきたいと思っております。

そして、このシステムが構築された場合、包括支援センターが現在ありますが、指定管理者に出そうかというふうな今話も聞いておりますが、この包括支援センターの役割というのも非常に大きくなってくるなというふうな、役割、そして期待、また負担が非常に大きくなってくるんじゃないかなという気がいたします。その中で、今後、指定管理に出そうというふうな話も聞いておりますが、その部分、今後の体制ということで、このシステム導入に当たり、その部分はどのように考えていくのか、その部分が答弁できればお願いしたいと思います。

議長（小野宗司） 清家保健福祉部長。

保健福祉部長（清家保賀） 包括支援センターの運営の仕方だと思います。これは、行革なんかで、この包括支援センターに限らず、やはり委託するか、指定管理をして、よりサービスの向上、もしくは経費の節減ができれば、そのように移行という大きな柱があります。これは指定管理に移行するというのであれば、非常に小さいところまで分析をしまして、最終的にどのような体制をとるかというのを精査させていただきたいと考えております。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） 大きく制度が変わっていくという中で、慎重にやはりやっていただきたいなと、指定管理制度を佐伯市が導入して、行革の中で移行するというのは簡単、簡単といいますが、その流れはあるかと思うんですが、こういった大きな動きの中で、やはりその辺は慎重に精査をしていってほしいと思っておりますので、またそれは今後の課題になるかと思っておりますので、お願いしたいと思います。

そして、日常生活圏の定義として30分圏内ということになりますと、先ほど言いましたように、旧市町村別あたりが大体そういう格好になるかなというふうに感じておりますが、今の現状を考えたときに、このシステムの構築に当たって、最初の答弁で部長が条件整備をしていきたいということですが、その中で、今のそのエリアを考えたときに、各地域とも、そのシステムの構築は可能と考えているのか、あるいはまだまだ未整備の地域もあると考えているのか、サービスは行き渡るのかという部分で把握している部分があればお伺いしたいと思います。

議長（小野宗司） 清家保健福祉部長。

保健福祉部長（清家保賀） 先ほど、日常生活圏30分ということなんですが、わかりやすく言えば、旧佐伯市が中学校区、各合併前の町村ごとにセンターを設置するというのは、非常に難易度があるんじゃないかと思っております。人員の問題、費用の問題等もありますし、例えばAとBをまとめてやるとか、診療所はその拠点になるという考え方は私持っております。今、休診も含めて7つですか、診療所はございます。丹賀梶寄から本匠の因尾まであります

から、そういうところを拠点にしてこのシステムが構築できればという願いを持っており  
ます。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） 願いをということではありますが、地域地域それぞれ実情がありますし、立  
地条件、またそういった施設の整備等の条件それぞれありますので、この30分圏内というこ  
とで考えれば、やはり各地域ともそれが可能になるような取り組みをしていただきたい。そ  
ういった部分のお願いといいますが、各地域ともやはりそういうシステムができたんだとい  
うふうな、広い佐伯市だけど、そういう部分をきちんと対応できてる。そういった行政をや  
ってほしいなと思いますので、そこはもう期待をして取り組んでいただきたいと思ってお  
ります。

それでは、もう最後の質問に入ります。ちょっと時間もなくなりましたので。

大手前開発との連携についてということで質問をしております。この地域包括ケアシステ  
ムは、先ほど言いましたように、大きな利点は何かといいますと、各それぞれの地域で医  
療・福祉、また生活支援というものが24時間体制で支援できると、これが大きな今回のシス  
テムのメリットだと思っております。

その中で、現在、大手前開発を中心市街地活性化事業の中で大手前開発をしておりますが、  
公共棟、商業棟という形で今計画を市のほうが進めております。私も最初は文化会館と併設  
できないかといった質問もした経緯もありますし、議会の委員会の中でもそういった意見が  
出ましたが、なかなか、文化会館あるいは歴史資料館との併設というのは考えていないとい  
うふうなところであるようにありますが、何かこの大手前開発の中にも、もうアークセント、  
やっぱり市民の皆さんが利用しやすい、行きやすいものを何かつくれないかなというふうな  
私も思いがあるわけで、そのときに、今回、こういった制度が今後できるという中で、今は  
全国的にもメディカルタウンといひまして、医療とか福祉が複合したコンパクトシティづく  
りというのが全国的にも動きがっております。また、厚生労働省、国土交通省の関係も連  
携をして、そういった部分を取り組むというふうな国の動きも聞いております。その中で、  
今回佐伯市が進める大手前開発の中に商業モールと医療モールの複合施設という形で今後考  
えられないかという部分を感じております。

PPP方式という方式の中で、パブリック・プライベート・パートナーシップ、官民連携  
による取り組みが全国的にも注目されておりますが、大手前開発も現在進めているのが官民  
連携という形になっていると思っておりますが、そこにこの医療・福祉、高齢者向けの居住機能を  
大手前開発に加えることができないか。現在、佐伯市を見ても、ショッピングモール  
的なものは、コスモタウンだとか、またトキハのほうが非常に大きくなってあります。その  
中で、この中心市街地の中に商業モールといひましても、なかなか厳しい市民の意見も今出  
てるようではありますが、その中に、この福祉という分野を複合させて、この大手前開発の中  
に生かしていけないかなというふうに思っておりますが、その辺、市として見解があれば聞  
かせていただきたいと思ひます。

議長（小野宗司） 西嶋市長、よろしいですか。

市長（西嶋泰義） 議員から地域包括ケアシステムの中のこうした形を、大手前開発でできな  
いかということでございます。

市といたしましても、大手前は店舗と上が住居ということですので、いろんなことを今し

ておりますが、基本的には組合がするということなものですから、こうした機会についても組合とやはり相談しているんな窓口を広げてですね、やはり住民が集まりやすい場所というのも必要だと思っておりますし、議員も御存じのとおり、現在、高齢者住まい法という法律が、この何年か前にできておまして、4月27日に全会一致でことし可決しております。こうした情報も私たちは取っておりますので、さっき言っていたPPP、またPFIとか、いろんな手法もとれるんじゃないかと思っておりますが、これは市が強制的に指導すると全部市にかぶってきますので、そうした部分は組合にも情報を与えて、一つの方法論としての提案としてやらせていただきたいと思います。以上です。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） 一つの方法論、確かにそうだと思います。こういった事業を組み込めば、まだ大手前開発事業の中にも、よりボリュームのある中心市街地ができてくるんじゃないかなというふうに思いますので、当然これは今どうですかと言っても、そうしますというのは答えにくいかと思っておりますので、十分この部分をやっぱり研究していただいて、将来的に見たときにも、やはりこういう部分が複合されていれば、この大手前もよかったなとやっぱり言えるんじゃないかなというふうにも思っておりますので、確かに組合施行という流れになりますので、市に強制的にというわけにはいきませんので、その辺、市もそれぞれ担当課がありますので研究をぜひしていただいて、こういった部分、行政の中からも提案をしていただければなというふうに思っておりますので、この一般質問を一つの機会といたしまして、そういった部分の今後の取り組み、研究もしていただければと思いますので、お願いをいたしまして質問を終わりたいと思います。以上です。

議長（小野宗司） 以上で、吉良議員の一般質問を終わります。

次に28番、芦刈紀生君。

28番（芦刈紀生） 28番議員、開政会所属の芦刈です。

まずもって東日本大震災で犠牲になりました皆様にお悔やみを申し上げ、被災されました皆様にお見舞いを申し上げます。

市長の諸般の報告によりますと、佐伯市もいち早く支援対策を実施し、多くの義援金を送付し、また、救援物資についても送付したとお聞きした。また、ボランティア活動として、鶴見のすしトラックによる海鮮丼やごまだしうどんと、さまざまなボランティアが実施されております。市の事務職員、保健師、消防職員も派遣されており、消防団員も5月22日から3班編成で、議員の兒玉連合団長、井野上議員、吉良議員ほか総勢30名で支援活動を行い、また、今も行っていると聞いております。

東北地方と同じリアス式海岸を持つ佐伯市の市民一人一人の皆さんが、地震・津波にこれまで以上警戒をし、敏感になっていると思います。

それでは、質問に入ります。

まず、防災対策の避難路・避難地の確保であります。6日と、きょうの午前中の一般質問で、先輩議員から質問が多々出ております。なるべく重ならないように質問をしていきたいと思っております。

大きな防災計画等は今回の大震災を受け、大きく見直しをしていると思うし、国・県の補助基準等も決まってないと思っておりますので、市民が安心できる計画を今後作成し、実施に移してもらいたいと思っております。問題は、すぐ避難できる避難路ですが、新聞・テレビ等で鶴見の

吹浦地区や女島地区等、たくさんの地域が心配して自主的に取り組んでおることを目にします。

6日の答弁で、自治委員会に相談をして今月中に結論が出て、現地調査をし、9月補正で対応するということでした。素早い対応であると思います。大変でしょうが、地区からの要望と、さらに専門家の意見も取り入れて、安心できる予算を組んでいただきたいと思います。答弁の中で、事業主体は地区で補助金を出すと。そして地区民の負担はないとの答弁でしたが、これで間違いはないのか。

また、避難場所でありますが、地区によっては高台に簡易な避難場所を確保したいと思っている地区があるようです。そこに1日ぐらいの食料、水、そして毛布等を保管しておきたい。それに対する補助の検討は今回の補助の中で、9月議会の補正の中で検討しているのかどうか。今回の大震災でも3日間孤立したところもあります。そういう観点から地区の人は心配して、ぜひつくりたいということでもありますので、それはどうなのかお聞きをしたいと思います。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 地域が避難路を設定する際の補助金の件からお答えしたいと思います。

今回の避難路の整備におきまして、小規模のものにつきましては事業主体は区や自主防災組織、ということを考えております。先日の市長の答弁にもありましたように、地元には負担させないという方向で考えておりますので、よろしく願いいたします。

また、今回の整備の基本的な考えといたしまして、東南海・南海地震の津波からまず人的被害を防ぐため、一番先にすることは最低限度の避難路を整備することだろうと思います。それを最優先して事業を進めてまいります。その後の状況や必要性に応じまして、路面整備、手すりの設置、避難地の平場化、それぞれの事業を考えていきたいと思っております。

小規模な避難地につきまして外灯とかトイレ、防災倉庫、今のところまだちょっと自治会、自主防災組織からの避難路、避難地の状況が、はっきりまだ今出ておりませんので、今後その部分をしっかりつかみまして、その後の段階で、どうするかということを検討していきたいと思います。地域が整備する部分につきましては、積極的に事業を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

議長（小野宗司） 芦刈議員。

28番（芦刈紀生） 避難路等については、地域には負担はさせないということで、大変地域の方も心強いと思います。海岸地域の方は高齢者が多く、自主負担があればなかなか難しいというお話もありますので、大変喜んでいることと思います。

避難場所はこれが終わり次第、その次に積極的に取り組んでいく。この予算は9月補正でやるということですが、その後、9月補正で一応切りがつくとなれば、その後というのは12月補正ぐらいでいいか、その辺、避難地の備蓄とか簡易的なものですね、と考えていいか。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） まだ避難地、避難路の事業が、どれほどの規模になるかというのが、はっきりしておりません、先ほども申しましたけど。それについて一時避難ということも位置づけておりますので、一時避難で最低1日、2日逃れまして、その後どうするかというところを、また一時避難の場所より、また低いところに設定するのかと。

午前中もありましたように防災倉庫、今、津波を予想される米水津、蒲江、上浦というところは、既に数カ所設置しておりますので、それに伴いまして、またどういう状況になるかということについて十分検討して、考えていきたいと思っております。まだ9月補正、12月補正ということでは、はっきり今の段階ではお答えできませんが、よろしく申し上げます。

議長（小野宗司） 芦刈議員。

28番（芦刈紀生） 地震・津波は、いつ来るかわかりません。なるべく早く安心できるような体制をつくっていただきたいと思っております。今回、地元負担が要らないということで、大変地区の方も喜ぶと思っておりますが、十分に打ち合わせをしてやっていただきたいと思っております。

次に、災害に備えまして消防力の見直しですが、昨年6月議会でも質問をしましたが、今回は事情が違ってきましたので、再度質問させていただきます。

現在の消防力は定員125名、実人員118名、うち派遣等で5名、実質113名で勤務しております。

答弁では、消防長は増員をお願いしたいということでございますので、もう消防長の答弁は結構でございますが、市長の答弁で、行政改革で職員は17年から23年までに約208名減員しているが、消防職員は減員していない。佐伯市よりも広い日田市は120名で、佐伯市より少ないという答弁がありました。しかし、日田市の場合は津波の心配はないと思っております。

避難誘導、救助等、職員の役割は本当に重大だと思っております。消防職員の負担を考え、ぜひ定員を増員してほしいと思っておりますが、一般職員は今定員が1,094名、実人員1,025名のうち、消防職員が125名の118名ということで、減員してないと言いますが、率としては同率ぐらいの割合だと思っております。

そういうことで、今回の東日本大震災では消防職員が死者20名、行方不明者7名、その中に避難誘導中や、避難指示を訴え自分を犠牲にした職員が主だと思っております。この消防職員のおかげで、たくさんの命が救われたと思っております。佐伯市もぜひ定員ぐらいいまではふやしていただいて、市民が安心できるような消防力をつけていただきたいと思っておりますが、市長、お願いします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 初日のほうでもお答えさせていただきましたが、私どもの交付税でですね、算定しますと80人を割るわけですね。今の40名近くは、一般財源で出しているという職員の体制です。

日田市広域消防にあっては海岸がないと言いますが、やはり山崩れとか土砂崩れ、内水の要するに台風等いろんな形で、やはり広い面積を持っておれば、どうしても消防力が要ということで、私のほうもそうした中で消防職員を減らさずに、また、非常に退職が多いもんですから、数年前から4月と10月採用ということで、また、4月に一どきに6人なら6人入っても全部が消防学校、また、待機ということになりますので、そうした中では4月、10月に採用し、即、消防力を使えるような体制にしております。私どもも全体的な職員増ということは、非常にチェックをしていかなければいけないんですが、消防については、順次、現状維持をしながらやっていくと。

また、今言いましたように全体職員の中で、どう今度消防力にするのかと。一つは、高齢者が非常に多くなるときに救急車等の問題とか、津波だけではなくて、あらゆる角度から人名を守るという立場のものを、どのように扱うかということも大きな課題だと思っております。

現行の中では行財政改革をしとるわけですけど、消防職員は何とか維持をしようということで、合併のほうの財政を苦勞するののも一つだと思っておりますが、他市に比べては、私はそうした中では維持をしておると思っております。

議長（小野宗司） 芦刈議員。

28番（芦刈紀生） 市長はそう言いますけども、やっぱり消防職員の大変気苦勞もあると思いますので、ひとつこれからも行政改革はありましようけど、考えていただきたいと思います。

それと、今、津波だけでなく、いろんな形での救助が必要だということでございます。その中で、消防職員の中で大型の免許を持っている方は何名いるんですか。

議長（小野宗司） 平井消防長。

消防長（平井栄治） 大型取得者に対する現状はということですが、本署、分署を合わせて現在77名の取得者がいますが、その内訳として、消防長以下二、三年後の退職者、役職者、救命士が入っていますので、残り28名となり機械員不足となります。以上です。

議長（小野宗司） 芦刈議員。

28番（芦刈紀生） 現在は77名ということで、大丈夫だということであると思いますが、2、3年後、26年以降、大量の退職者がふえてくる。そうなった場合にはもう28名と、非常に気をつけねばいけない危ない数だと思います。その大型免許取得、特殊免許を取るのに個人がお金を出して、消防職員が自主的に行かないけんということらしいです。要望はしてるんですけど、そういうことで、普通免許までは、個人のそれはもうことですが、仕事に必要なそういう免許は、やっぱり市が幾らか補助してやったほうが、取得しやすいんじゃないかと思いますが、その辺は財務部長、いかがでしょうか。

議長（小野宗司） 井上財務部長。

財務部長（井上 勇） 消防職員の方たちの大型免許の取得に関して、助成ができないかという御質問でありますけれども、免許の取得につきましては、消防職員の業務の一つの資格として一環であると考えておりますし、個人の資格であると、このように今のところ考えておりますので、今のところ市としては、それに対する助成というのは考えていないところであります。

それと、他の部署におきましても業務に必要な免許等につきましては、自費で取得しているというのが現状であります。以上であります。

議長（小野宗司） 芦刈議員。

28番（芦刈紀生） 普通免許ならそういうのが言えると思いますが、じゃあ118名全員に免許を取れと言ったほうが、自費で取りなさいと。そうしないと、もう取らなくてもいいんでしょ、取らなくても。そうなると、大型免許を取る人がなくなると困るんじゃないですか。その辺、取らなくてもいいんですか、どうですか。

議長（小野宗司） 平井消防長。

消防長（平井栄治） 先ほどの質問ですけど、個人的には取得しなくていいのですが、職場において大型車というのは必要ですから、現在も若い人が三、四人、行く予定にしております。

議長（小野宗司） 芦刈議員。

28番（芦刈紀生） 必要ということは消防長のほうから、取りなさいという命令をしてるんですか。

議長（小野宗司） 平井消防長。



消防長（平井栄治） 命令とかは一切しておりません。個人の考えでやっております。

議長（小野宗司） 芦刈議員。

28番（芦刈紀生） 個人の考えということは、もう行かなくても、取らなくても個人の考えですからいいわけですね。そうした場合にも、皆さんが取りませんとなった場合は困ると思います。やっぱり何らかの、これは大型特殊ですから、普通の消防の中でも違うと思います。そういうものをぜひ考えていただきたいと思いますが、いま一度。

議長（小野宗司） 市長、これは市長の御意見があれば。

市長（西嶋泰義） 芦刈議員の通告書には全くない話でございまして、私のほうもそうした中で用意しておりません。

議員が大型特殊車という言い方をしとるんですけど、特殊車の部分は、全部が全部特殊車じゃないと思っております。昔は普通車で乗れとったのが免許改正で中型みたいになって乗れないとか、時代が変わってきたということで、私どもは消防については、救急救命士については補助金を出して、優先的にはそれは出して取らせております。

また、部門によっては、例えば私ども介護士が入ってきた、免許を持ってないと。車が乗れないといけないから、そしたら運転免許を取ってくださいよという、そうした問題にも発展する可能性もあるし、せっかく入った介護士が全く1人で動かせないと、いろんな形のケースがありますので、これは十分私どもも協議をしていかないといけないと思ってます。

また、さっきも消防長が、私もこれはあんまり聞いてなかったんですけど、この何年間で28名ということで、77名で28名で49名が退職するということは、10年ぐらいの退職者の数かなと思っております。

その間、私どもも今最優先は、消防士については救急救命士の資格を取ることを優先にさせたいと思っておりますし、先ほど議員の言いましたように、特に救急車の出勤は非常に数多くやっておりますので、これは私ども担当と、いろいろ協議をさせていただきたいと思ってます。

議長（小野宗司） 芦刈議員。

28番（芦刈紀生） ぜひよろしく願いいたします。

次に、消防団員についてであります。6月議会の答弁で、団員の勧誘を自治会とともに進めると答弁がありました。何名になったのでしょうか、何名ふえたのでしょうか。

また、消防応援隊や機能別消防団員を直川地区や山間部だけでなく、他の地区にも普及していくと答弁がありました。組織がふえたのか。それから機能別消防団員や応援隊の数がわかれば、地区別に教えていただきたいと思えます。

議長（小野宗司） 平井消防長。

消防長（平井栄治） 芦刈議員からの消防団員の確保対策はということですが、お答えします。

消防団員の条例定数にあっては2,080名です。基本団員が1,833名、機能別団員を加えますと1,946名となっております。基本団員は247名の減少、機能別団員を加えますと134名と、佐伯市の人口の減少とともに団員も減少傾向にあります。

前回答弁をいたしました自治会への勧誘願いは、今のところ行っていません。現在のところ、消防団幹部及び団員の皆さんに勧誘をお願いしています。若い人の勧誘には苦慮しているようです。退団して再入団される幹部もおられるのが現状です。

そうした中でも、前回でも答弁しました佐伯市直川消防応援隊では112名から141名へ増員

がっています。今後、消防団員に入団して、我がまちの安全・安心は自分たちで守るんだという若者が、一人でもふえていただくことを期待しています。

機能別団員の合計が65名です。地区別では、佐伯が20名、上浦が6名、弥生が6名、本匠6名、宇目5名、直川6名、鶴見3名、米水津2名、蒲江11名となっております。以上です。  
議長（小野宗司） 芦刈議員。

28番（芦刈紀生） 機能別消防団が65名と、本団員もなかなかふえないということであります。できるだけ団員がふえなければ機能別消防団でふやしていただいて、こういう災害に備えていただきたいと思います。

消防応援隊については直川だけですね。141名おります、ふえております。そういう観点も含めて、応援隊はできると思いますので、よろしくをお願いします。

消防団員も今回の大震災で死者190名、行方不明者59名となっております。この中には津波を知らせる半鐘を鳴らし続けて、自分の命を犠牲にしたという団員もおります。そういう観点から、なるべく多くの団員を勧誘していただきたいと思います。

じゃあ、次に移ります。次に、佐伯地区対抗スポーツ大会についてお尋ねをします。

スポーツ大会は合併前、旧郡部では県体予選として盛大に開催されてきました。合併と同時に廃止されましたが、教育委員会、体育協会の御尽力により、地区スポーツ大会や地区対抗駅伝、こんばんはバレー等が復活し、だんだんと活性化をしてきていると思います。

このような中、今回スポーツ大会にゲートボール競技が開催されないと、いわゆる除外されたということになっております。ゲートボール競技は1947年に北海道で、ヨーロッパの伝統的な競技、クロッカーをヒントに誕生し、最初は子どもの競技でしたが、手軽で体力的な負担も少ないことから高齢者に脚光を浴びることになり、現在に至っております。1980年に日本ゲートボール協会が設立され、全国的に活発になったと聞いております。

佐伯市も協会加盟者が約500人、その他愛好者もたくさんいると思います。また、健康面でもゲートボールは、30分競技で約700歩歩くことになり、初めて1年目で腰痛や肩こりが減少したという人が二、三十%いるそうです。また、家族の雰囲気明るくなった、毎日適度の運動になる、常に攻める気持ちを持ち頭を使うスポーツで、精神面でも若さを獲得することができるということで、競技人口もあり健康にもよい。恐らく医療費にも、大きく影響があると思います。

このゲートボールを、なぜ今回スポーツ大会から除外したのか。昨年はスポーツ大会8種目でしたか、今回が7種目になっています。ほかの競技がふえたのならまだしも、ふえてない、種目が減ったということは、どうも高齢者の立場からしてみると解せないということでもありますので、答弁をよろしくをお願いします。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） それでは、芦刈議員の佐伯市地区対抗スポーツ大会について答弁をいたします。

佐伯市地区対抗スポーツ大会の競技種目については、現在、固定をしてないといったことで、種目の選定につきましては、昨年の10月と11月に行われました各地区の代表者による代表者会議で意見を集約し、ゲートボールを含む軟式野球、グラウンドゴルフ、ミニバレーボール、バタック、卓球、綱引き、スローピッチソフトボールの8種目を理事会に提案することを決め、ことし3月4日の佐伯市体育協会理事会において、ゲートボールを除く七つの競

技を決定いたしました。

ゲートボールにつきましては、今年度、競技種目から外れておりましたが、4月にゲートボール協会から競技種目に加えてほしいと強い要望がありました。しかし、既に競技種目を3月10日に開催いたしました地区の代表者会議で報告しており、新たに競技種目として加えることができないといったことで、公開競技として開催することになりました。

来年度につきましては、今回と同じように代表者会議で意見を集約しまして、体育協会の理事会で決定する予定です。

議長（小野宗司） 芦刈議員。

28番（芦刈紀生） 3月4日の体育協会の理事会で落としたということですが、その落とした理由というのは何ですか。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） 実は総合運動公園のグラウンドですが、多目的広場の芝の張りかえを予定しております。ちょうど競技の開催される時期が養生期間ということになりまして、8種目で昨年行っていました競技種目を、7種目にしないといけないといったことが大きな原因であります。

議長（小野宗司） 芦刈議員。

28番（芦刈紀生） 会場がないということだったらいいんですが、競技場の確保はゲートボールですから、どこでもできると思うんですよ。例えば、弥生のいいゲートボール場もありますし、直川もありますし。それから職員配置が忙しくて、無理だということもあっていいんですけど、それもいわゆる協会のほうですべてやると。あと云々あると、すべて協会ですべてということだったらいいんですけども、それもされなかったということですが、ただ、芝生の養生だけだったんだろうかという疑問があるんですが。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） 今回、地区対抗スポーツ大会ということで、大会を開催しています。昨年の状況を見ますと、ゲートボールは参加団体が若干少ないといった状況が発生をしておりました。体協の理事会の中でもそういったことがあって、今回ゲートボールについては、実施をしないというように決めたようであります。

議長（小野宗司） 芦刈議員。

28番（芦刈紀生） 昨年少なかったからということでありまして。では、来年はどうするんですか。正式種目にする予定がありますか。今から聞き取り等調査をして、10月から始まると思うんですが、来年のことが、それで正式種目にするという予定はありますか。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） 先ほども御説明しましたが、種目の決定につきましては地区の代表者会議をもって、そこで意見集約をして体協の理事会に諮るといった手続をしていこうというように思っております。当然、代表者会議の中で、ゲートボールという競技が提案をされていまして、もし会場等の都合がつけば、そういった形になろうかと思えます。ただ、現段階ではっきりしてませんので、御理解いただきたいと思えます。

議長（小野宗司） 芦刈議員。

28番（芦刈紀生） お年寄りの健康にも非常にいいスポーツでありますので、ぜひ意欲を持たせないといけないということで、大変広域的にゲートボールは交流があるわけですね、いつ

も。だからそういう面で、今回は勝ちましょうという意欲があって、それで元気になります。ぜひよろしく願いをしまして、この項目は終わります。

次に、山林の植栽についてであります。現在、多くの山林で伐採が行われており、その跡地に植林がなされていないところが多く見かけると思います。かつては林業の採算が成り立ったことにより、広葉樹は薪や炭、針葉樹は建築資材として循環型林業が定着し、環境は守られてきております。

昭和50年半ばより外材の輸入、建築様式の変化等により木材価格は低迷し、年を重ねるごとに悪化してきました。現在は1立米1万円であり、造林のための補助金を入れても採算ベース、分岐点は1万5,000円であり、伐採で得た収入を入れても跡地の造林はできません。

さらに過疎化、高齢化、後継者がいない、シカの食害等で、あるものは売りますけども、あとはほったらかしと、林業をあきらめています。そして、こういう状況の中で、どうして植林意欲を持たせるのか、部長、案がありましたら。

議長（小野宗司） 坪根農林水産部長。

農林水産部長（坪根大吉） 農林水産部長の坪根です。よろしく願いいたします。

それでは芦刈議員の植林の意欲を持たせるには、どのような施策が考えられるのかとの御質問にお答えいたします。

長引く木材価格の低迷により、森林所有者の再造林への意欲の減退や植林の費用の負担が問題になっております。その問題を解決するために、費用負担の支援といたしまして、県、市、林業事業体、森林組合など林業関係機関が連携をとりながら、補助事業等を活用し、再造林の推進を図っているところでございます。

市といたしましても再造林に対する市単独の上乗せ補助として、造林地の鳥獣被害防止柵の設置、及び植林に対する補助を実施しております。

議長（小野宗司） 芦刈議員。

28番（芦刈紀生） 今答弁のありました23年度当初予算に再造林推進事業で825万円、再造林地保護柵設置促進事業で1,365万円の予算化がされていると思いますが、面積について、どのくらいの面積になるのか。また、そのほか何か予算はないのかどうか。

議長（小野宗司） 坪根農林水産部長。

農林水産部長（坪根大吉） 23年度の予算の内容の御質問でございますが、再造林推進事業825万円の面積250ヘクタールを予定しております。これは植林に対しての補助でございます。

その保護柵といたしまして、鳥獣害被害防止柵の推進事業1,365万円、これはシカネットを100キ口、250ヘクタールを確保するのと、保護するためのネット代を予算化しております。

その他、植林のついでのほかの補助金はないのかという御質問でございますが、その他にはございません。

議長（小野宗司） 芦刈議員。

28番（芦刈紀生） 年間どのくらい伐採されているか私も調べておりませんので、これが何分の1になるかということは、ちょっとわかりませんが、日田市あたりでは補助金に市が上乗せをして、100%近い補助率で植林を推進しているそうですが、そういう考えはございませんか。

議長（小野宗司） 坪根農林水産部長。

農林水産部長（坪根大吉） 先ほども御答弁いたしました。本年度より市の単独の補助とい

たしまして、再造林につきましては5%の上乗せの補助を実施しているところでございます。造林に係る補助率は各種補助金を合わせますと、佐伯市においては95%の補助となります。

議長（小野宗司） 芦刈議員。

28番（芦刈紀生） ほとんど日田市と同じと考えていいですね。

議長（小野宗司） 坪根農林水産部長。

農林水産部長（坪根大吉） 日田市は100%というお話でございました。他の市町村の状況を見ますと、佐伯市と同じように95%程度でございます。

議長（小野宗司） 芦刈議員。

28番（芦刈紀生） わかりました。高補助率を出しているのにもかかわらず、植林が進まないということは、どうしても意欲がないというのが一つの現状だろうと思います。

そこで、もう森林組合に市が幾らかの補助金を出して分収させ、伐採後にそれを精算させると。いわゆる森林組合に全部植林から任せなさい、全部育てるのもしますよと。そういう考虑的なものを今から考えていかないと、できる、できないは別にして、そういう検討する委員会をつくったらどうかと思うんですが、もうすべて任せますというような、そういう委員会をつくる気はないでしょうか。

議長（小野宗司） 坪根農林水産部長。

農林水産部長（坪根大吉） 委員会の設置だけを取り上げてみますと、現在、森林整備の推進に関しましては、既に各種協議会等が設置されておりますので、その中で活用していきたいと思っております。

それと前段のほうのですね、森林組合に分収させてはという御質問でございますが、現在、森林組合が立木の買い取り事業によって伐採を行う場合、森林所有者と施業受託契約を結びながら植栽、それから伐採、保育といった林業施業の循環を行っております。

再造林の促進に努めていきたいと思っておりますが、他の伐採地においても積極的に再造林の推進をしております。こういった造林の面積は、この施業の委託によって年を増すごとに、ふえているといった状況でございますので、今後、分収というような森林組合との契約についても、若干は検討する余地もあろうかと思われるんですけど、現段階ではそういった施業受託をされておりますので、それが代わるものと認識をしております。

議長（小野宗司） 芦刈議員。

28番（芦刈紀生） ぜひよろしくお願ひし、再造林をなるべくしていただけるようお願いをしたいと思います。

森林は私たちの生活になくてはならない、かけがえのない大切な公益機能を持っております。林野庁の試算によると、公益機能の評価額としまして総額1兆258億円にもなります、これは大分県のです。大分県の23年度骨格予算5,400億円より、はるかに大きな公益機能があります。こうしたことから恩恵を受ける市民全体のことを考えると、佐伯市の重要な政策課題として今後取り組む必要があると思っておりますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

また、テレビなどの報道によると、外国人が森林を買収してと言われております。環境面からも絶対阻止しなければならないと思っております。九州にもあるようでございます。伐採後は必ず植林をし、佐伯市次代の森づくりのためにしっかりと管理体制をとって指導していただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

議長（小野宗司） 以上で、芦刈議員の一般質問が終わりました。

一般質問の途中ではございますが、これより休憩いたします。2時45分より再開いたします。

午後2時32分 休憩

午後2時45分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、2番、矢野精幸君。

2番（矢野精幸） 2番議員の平成会所属の矢野精幸でございます。一般質問も2日目の最後ということでございます。皆さん方も大変お疲れでございましょうけど、いましばらくおつき合いのほどお願いいたしたいと思っております。

それでは今回は大きく分けて2点を、一問一答方式にて質問をいたしたいと思っております。まず、大項目の1点、自転車を活用するまちづくりについてお伺いをいたします。

政府の地域活性化統合本部が募集した環境モデル都市に、全国の自治体から82件の申し込みがあり、その中の39件が、自転車を活用したまちづくりを環境政策に盛り込んでいると聞いています。また、国土交通省と警察庁が合同で、今後の自転車通行環境整備の模範となるモデル地区を、合同で98カ所指定したそうであります。

自転車に乗ることは健康づくりに役立ちます。また、小回りが効き、気軽に足をとめることができるため、人と人、人と自然との交流を活発にしていきます。一方では、地球温暖化の原因であるCO<sub>2</sub>などの排出物を一切出さないクリーンな乗り物であるということです。ただクリーンなだけでなく、2キロ、3キロ程度ならば自動車よりも短時間で移動ができるなど、移動手段としてもすぐれた特性を持っています。健康面においても、また、CO<sub>2</sub>削減による環境にもやさしい交通手段としての自転車を活用したまちづくりが、近年、特に盛んになってきているようであります。

既にヨーロッパでは、フランス、イギリス、ドイツ、デンマークの各国で、40年以上前から車社会の弊害に気づき、人や自転車と公共交通を優先するまちづくりが進められてきました。特に、フランスにおいては国内交通基準法が制定され、世界で初めて交通権を明記し、人の交通権を保障したと言われております。

また、自動車優先から、歩行者、自転車、公共交通を主体にした交通政策への転換が示され、一定の生活圏を有する都市圏を対象に、都市交通計画の策定が義務づけられたといわれています。1988年には歩行者の権利に関する欧州憲章が欧州議会で採択され、人の交通権が国際レベルで合意されたといわれています。

日本においても環境モデル都市に応募した、自転車を活用し環境政策をうたった39の自治体は、北は北海道の釧路市から南は沖縄の宮古市があります。各地独自の風土に合った自転車活用政策が打ち出されています。

その事例を幾つか御紹介をしたいと思います。まず、釧路市でございますが、マイカーから公共交通、自転車、徒歩通勤への転換で、CO<sub>2</sub>が9,400トン削減。埼玉の川口市は、駐車場を駐輪場へ移行したということでございますが、80台分の駐車場を2,700台分の駐輪場へ転用したということでございます。松戸市は、自転車で暮らせるまちづくりということでございます。また富山市は、自動車交通から公共交通、徒歩、自転車への転換。各務原市は、

通勤距離 2 キロ以下の職員、マイカー通勤禁止。また沖縄のうるま市においては、やはり職員の50%を徒歩、自転車通勤へと転換を目指すということでございます。

まず、小項目のアとしまして、このようなまちづくりは考えられないか。また、市内の過去5年間の自転車の保有台数の推移をお尋ねをいたしたいと思います。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） それでは、お答えいたします。

市内の過去5年の自転車保有台数の推移については、非常に把握が困難でありました。なお、防犯登録の関係で佐伯警察署に照会したところ、平成22年は2,932台という回答を得ました。ただし、過去5年の登録台数は把握してないということでありましたので、大体3,000台前後の推移というふうに思っております。以上であります。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） この今ですね、先ほどちょっと紹介しました各市の39の自治体の中で、この自転車を活用したまちづくりが、今まさにされようとしております。

当市の場合でも、やはりそういう自転車を活用したまちづくりには、私はある意味では最適じゃないかなと思うんでありますが、それはまず人口密度の問題、また地形が割と平坦地だということで、これは特に佐伯の市街地のことになろうかと思うんですが、そういうことで、中には職員にマイカー通勤を禁止して、自転車通勤をさせるということを義務づけたということが2件ありました。この件につきまして、市の見解をお伺いしたいと思います。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 職員に自転車通勤をということではありますが、今、合併して佐伯市は903平方メートルと広がっております。その中で、ただいま2.5キロメートル以上の方については、車の通勤を可ということで行っております。それ以下の方については、徒歩なり自転車なりで通勤をされていることと思っております。

ただ、ちょっと私も急に質問を投げかけられたところで、今後どうするかというところは今のところ考えておりませんが、自転車で通勤することによって健康づくりには一番最適であるし、自転車でゆっくり通勤してくれば、地域のこともわかるというようなこともありますので、今すぐ通勤をということにはならないと思いますが、考えていきたいと思っております。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） 今の答弁では2キロ半以下の通勤者には、ほとんどが自転車、徒歩でということになっているようですが、私たちも通勤途中の職員さんを見かけますと、確かに自転車通勤の方も多々見受けられるように思います。ぜひ、こういうことを推進していただきたいと思います。

次にいきます。次のイの自転車の活用による効果についてお尋ねをいたしたいと思っております。

地球温暖化の要因と言われているCO<sub>2</sub>の削減と、ラッシュ時の交通混雑の緩和と、健康維持の面での効果が考えられると思いますが、それについてどのようにお考えになっているか、お尋ねいたします。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） 昨今、自転車は環境負荷の低い交通手段として見直され、健康志向の高まりとも相まって、利用者がふえている傾向にあると言われております。

議員御指摘のとおり、自転車の利用はCO<sub>2</sub>の削減や交通混雑の緩和、あるいはおっしゃ

いました健康維持等の効果はあるというふうに考えております。以上です。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） これはちょっと手元の資料で紹介したいと思うんですが、デンマークのコペンハーゲンが、世界では先進国ということなんだそうであります。これはもう既に100年の歴史があるというんですね。常にそれにつままして、この自転車の整備が進んでいるということでありまして、今はもう市内に350キロの自転車の専用の道路をつくっておるといことなんです。

問題は、やはり今、佐伯市の現状を見ますと、この自転車の通行というのは、原則は車道を走らないといかんといことなんです。佐伯市内のラッシュ時等を見ますと、自転車に乗りたが、やはり車道を走るとなると危険だといこと、やはりかなり抵抗があるといことなんです。それが昨年の10月に法改正がありまして、この自転車も時と場合によっては、歩道を走ってよいというような法の改正があったそうでございます。そういう意味では、やはりこの自転車の整備が必要かなといことうに感じるんですが、それにつままして市の見解をお尋ねしたいと思っております。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） 専用道路の件ですけども、佐伯市はもちろんございません。

車歩道は、佐伯市内もございませう。ただ、中津の耶馬溪にはサイクリングロードという専用の三十数キロの道路があると聞いておりますけども、今のところ佐伯は、自転車の専用道路といことでは今のところ考えておりませう。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） さっきも言いましたデンマークのコペンハーゲンは約50万人の人口だそうでありますけど、先ほど言いましたように先進国といこと、自転車の利用者がすごく多いといことなんです。

ちなみに、この自転車の効果といひますか、健康的な利益とい面から言ひますと、病院の関係の試算をしますと、要するに病気になりにくいといひますか、やっぱり自転車に乗ることによりまして、健康が維持できるといことなんだそうであります。1,200万ドルの軽減ができるといことなんです。それでまた6万1,000人の人が、1年間の寿命が延びるといことを想定されていませう。また、年間に4万6,000人、病気になる人が減るといことも考えておるそうであります。

そういうこと、この自転車の効用といひのはいろんな面、はかり知れないことが起こっておることが、先進国の事例で出ておる。佐伯市も私はぜひともそういう面から、この自転車を活用したまちづくりを考えてみてほしいなといことうに考えておる。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） 自転車に特化しての行政施策といひのは、今のところは考えておりませう。また、健康に非常にいいといひことは存じ上げておるんですけども、企画としての回答は、これからの行政の施策の課題であるといことうに思っております。それが回答でございます。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） それでは、ウに移ります。

今回、皆さんも御存じのように、東日本の大震災で大変な被害をこうむっております。特



に津波の被害が大変なものでございます。今議会でも、この件につきましての関連した質問が多く出されております。避難地、避難路の整備も急がれますが、避難のための交通手段も大事であろうかと思えます。

今回の被災者の中には車による避難中に津波に遭われ、襲われ、命を落とした人が相当数おられるように報道されてます。もしこのような事態が起こった場合には、旧市街地の方々は、ほとんどが城山に避難をと思われていると思えます。2万人から3万人の人が、一斉に車でもし城山のほうに向かったならば、恐らく交通パニックが起きると思えます。このような場合には、持っている人は自転車で避難すれば、かなりそういう面が軽減されると思えます。有効だと思えますが、これについてどのようにお考えですか、御答弁願います。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 災害時の自転車活用ということでお答えいたします。

津波などの災害発生時の避難に車を利用しますと、特に道路の渋滞が見込まれる市街地では、逃げ場を失って危険になる場合があります。あくまでも避難の基本は、徒歩であると考えております。2車線の道路、幅が広ければ幾分すき間ができればかと思えますが、さあ避難をしようといったときに、道路が車と人と、そして災害弱者。車いすを利用したり、車を利用したり、あるいは担架で運ばれたりというような方もおられると思えます。その中で、自転車が人の間をぬっていくというようなことがありますと、かえって危険な状態ではないかと思えます。

災害時に自転車を使うというのは、よっぽど周りの状況が、自転車で行っても大丈夫という状況でない限りは、なかなか活用できないものだと考えております。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） そうでしょうかね、私はそうは思いませんがね。結局、ほとんど今は車をお持ちですから、車で恐らくこれはもう避難をしようと思っただけですね。やはり車で恐らく城山のほうに向かって避難しましたら、これはかなり交通パニックが起こってきますね。既に東北のほうの被災に遭われ方の現況見ますと、やはり車で避難して、その間に車がにっちもさっちもいなくなると、津波に飲まれて亡くなったという方がかなりおられるようであります。

そういう面からしまして、やっぱり自転車の場合は、それはいろんな道がございます、城山のほうへ行く場合に。そういう面からしましたら、私は自転車はそういう面では安全だと思うんです。むしろ車のほうが危険だと私は思うんですが、もう一度伺います。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 今から避難地、避難路を再確認いたしますが、それによっては地域を分散をして避難をしていただくというふうになります。

ただ、やっぱり道路に恐らく災害、津波が来たというときに、人が歩くのは歩道だけ歩くとか、そういうことにはならないんじゃないかと思えます。当然、車で要援護者の方を運んだりということも十分考えられます。そうしたときに自転車に乗って行って、途中で動けなくなって放置するとか、どうしてもやっぱり人の間をぬっていくということになると思えますので、有効な手段であるのかなというふうには私は考えておりません。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） ちょっとその辺が話がかみ合わんのですが、むしろ自転車のほうが、それは私は安全と思うし、そういう車が一斉に、そういう形で交通混雑が起きるのは間違いない

と思うんですね。それはさっき言いました健康を害した方については、それはまず特別な話でございますけど、普通の健常者の方は、恐らく私はもう黙っていたら車で逃げると思うんですね。そういう場合は、私は自転車で逃げてくださいというほうが、むしろ私は安全だと思うんですが、もう一度。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 健常者の方が車で逃げるということを今起きた大津波に対して、これから市民がどう対応していくかということのを改めて考えなくてはならないと思いますので、車で逃げるよりも距離が、津波が今の時点では20分、市内では40分というふうに判断されておりますが、これを中央防災会議のほうで、どういう今後の見通しが出るかによっては、地震が起きて逃げるまでに、どれぐらいの時間がとれるかということにもかかわってくると思います。

ただ、やっぱり逃げるには歩いて行って、そして避難地の周りに駐車場がたくさんあって、そこで入っていけばいいということがあればいいですけど、そういう状態にはなかなかならないと思います。どうしても自転車で行くと、歩いている人をかき分け、かき分けというような形になると思いますので、できればやっぱり基本は、歩くということが一番安全で有効ではないかと思えます。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） いや、そら今言いましたように、基本は歩くのが確かに一番安全と思うんですね。城山に行くまでにちょっと距離があるという場合がありますよね。そういう場合の方の話なんですけど、距離があるから歩いてはちょっと無理だという方たちの場合は、車で行くというふうになるかと思うんですね。そういう遠い人のことを私は今言っとるんですが、もちろん近くの人歩いて行くのが一番それが安全であるし、また、いろんなトラブルも起きませんですけど、ちょっと距離のある方についての今話なんですけど、そういう場合、私はもうなるだけ車を使わなくて、自転車で行ってくださいというほうが、私は安全だと思うんですが。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 車を使わないというのは基本だろうと思えます。それに対してどうするかというときに、例えばよく今回の東日本大震災のほうでも犬を連れしたり、子どもの手を引いたり、いろんなケースの方がおります。そうすると、どうしても自転車を車がわりにつっぱって行く方、そういう方はおられると思えますけど、ここでやっぱり考えられないけんのは、やっぱり歩いて行くということが基本だと思います。それ以外で、どうしても自転車を利用するという方はおられるとは思えます。ただ、それは余り推選してやっていると、今度は大混雑になるのかなという危惧があると思えます。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） 次にいきます。次、エであります。

中心市街地の活性化事業が、今進められようとしております。その中でも特に大手前開発事業では、コンパクトシティ構想のまちづくりが今されようとしています。これにつきましては自転車の専用道、また駐輪場の整備はどのように考えているのか、お尋ねをいたします。

議長（小野宗司） 高瀬建設部長。

建設部長（高瀬精市） 矢野議員から大手前開発等に絡みまして、その地区内に自転車の専用

道路という御質問ですけれども、自転車専用道路につきましては、自転車交通のための独立しました道路でありまして、道路法第48条の13第1項で、「専ら自転車の一般交通に供するもの」と規定されております。

御質問の大手前開発の基本計画の区域内にそれらを設けたらということでございますけれども、議員の言われる自転車専用道路については、特に予定はしておりません。

それから、後段で駐輪場の件がございましたけれども、大手前の駐輪場につきましては、基本計画案では大手前の敷地内に駐輪場3カ所で計120台、それからレンタサイクル20台というふうな計画であります。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） それじゃ大手前の今計画の中には、駐輪場が設けられておりますね。

次にいきます。オであります。

最近のマスコミ報道によりますと、自転車と歩行者との接触事故がふえて、今、社会問題になっております。最近の10年間で約4.8倍に増加しているそうであります。自転車の運転者のマナーに問題があるかと思えます。運転マナーについての教室等を実施すべきと思いますが、今の状態についてお尋ねをいたします。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 自転車のマナー向上についてお答えいたします。

自転車の運転マナーに関する教室等につきましては、本市では佐伯警察署及び大分県交通安全協会佐伯支部が実施しております。平成22年度中は、市内の小・中学校で自転車教室を38回開催し4,135人が受講したほか、市内の高校でも全生徒を対象とした講習会を年に1回開催しております。以上です。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） わかりました。では、次にいきます。

次の大項目の2にいきます。コミュニティバスの運行状況についてお伺いをいたします。

当市が平成20年度から運行しているコミュニティバスにつきまして、バスは特に高齢者や車の運転ができない人たちが買い物や医療機関に行きやすくなるなど、地域住民の交通の足として、また利便性向上を目的として、市の予算でバス会社及びタクシー会社に委託をし、運行していると聞いております。運賃は均一料金で、100円で地域の利用者は大変に重宝されていると喜んでいるようでございます。

このコミュニティバスの日本での先駆けは、1980年の東京都の武蔵村山市の市内循環バスであると言われております。市が車両を購入し、立川バスに運行を委託して、また続いて日野市が行政サービスの一環として、市内のバス路線の地域に小型バスによる路線バスを運行した、これも地元の京王バスに委託したそうであります。これらの成功例から各地でこのような事業が展開され、今日のコミュニティバスの呼称が、急速に全国に広がったといえます。

当市は、運行開始をしてから4年目になるかと思いますが、現状についてどうなのかをお伺いをいたします。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） 通告に従いまして、回答をいたしたいと思えます。

現在の状況についてにおいて、運行地域の路線はということがございますが、これは5地区・24路線ございますが、路線ごとに必要でしょうか。

2番（矢野精幸） 運行状況、そうですね、大体。

企画商工観光部長（浜野芳弘） 運行地域につきましては、佐伯地域に黒沢・岸河内線及び大入島線。弥生地域でございますけども、床木線、大間線と山梨子線及び切畑線です。本匠地域には腰越線、それから風戸線、小川線、檜峰線、三股線。宇目地域に定時定路線として蔵小野線、河内線、河尻線、塩見線、上津小野線及び上仲江線。デマンド線として西山線、それと落水線、柳瀬線、水ヶ谷線、宗太郎線及び藤河内線と、直川地域に直川線を運行してま

す。以上です。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） それでは、この運行開始から今4年ほどたっていますが、このそれぞれの路線につきましては月別の利用者数は、どのくらい利用しているのか。また、運行に伴う年間の経費はどのくらいかかっているのかを、あわせてお伺いいたします。また、これにつきましての国の補助がどのくらいあるのかも伺いいたします。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） 運行の月別利用者数を報告いたします。

合併以前から運行しております直川線につきましては、年間利用者数は平成20年度2,817人、平成21年度2,466人、平成22年度2,242人となっております。

それから黒沢・岸河内線は、平成20年度2,664人、平成21年度2,311人、平成22年度2,354人となっております。

平成21年度から運行開始しました大入島線につきましては、平成21年度2,350人、平成22年度3,743人。弥生地域におきましては4路線の合計が、平成22年度6,337人、本匠地域におきましては5路線、合計が平成22年度だけですけども、1,658人というふうになっております。

平成22年度に運行開始しました宇目地域におきましては、定時定路線が6路線の合計、平成22年度が1,496人、デマンド線6路線の合計が563人というふうになっております。

経費につきましては、平成22年度のコミュニティバスにかかわる事業費3,996万656円あります。主なものといたしまして、運行経費に3,512万3,326円となっており、その内訳が業務用の委託費で、3,251万5,549円というふうになっております。

その財源の内訳、補助関係ですけども、コミュニティバスの使用料が182万7,300円ということでありまして。それと地域公共交通活性化再生総合事業費、これは国庫補助金ですけども、これが1,029万9,000円ということです。それとコミュニティ交通整備事業債、これは過疎債ですけども、過疎債が1,500万円。それと一般財源の1,283万4,356円、合計が先ほど申しました3,996万656円ということになっております。以上です。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） これはバス会社とタクシー会社のほうに委託をしているというふうにも聞いたんですが、この委託料、これはどういう形で算出をしているのかもあわせてお伺いいたします。

議長（小野宗司） 飛高次長兼企画課長。

次長兼企画課長（飛高彌一郎） 委託料の算出方法でございますが、当然、基本の形の料金と、そして運行の方式がデマンドとか、いろんな中で方式が違ってまいりますので、デマンドであれば当然基本料という形で決めております。そして、それに走行の日数で決めたりとか、そ

してバスとかでありましたら、当然1日何便と決まっておりますので、その運賃につきましては同じような運賃体系、キロ当たり何ぼという形で決めております。以上でございます。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） 私、ちなみに手元にもらった資料で、利用者数の延べ人数を計算してみました。さっき言いました6地域7路線ですか、この合計の人数は、大体22年度で1万8,393人の人が利用しておるとなるんですね。これは私はある意味で、大変な数だなと感じております。

この中で、若干利用者減っているところと、ふえているところがあるんですね。大体直川線にしましても、若干減っているということなんですが、黒沢・岸河内線では、ほぼ横ばいですね。大入島線は、その中で極端に伸びておるんですね。前の年が2,350人が22年度は3,743人、約5割ほど利用者がふえていると。この辺の減った理由と、またそのふえた理由は、どういふことでこういうふうになったのかもお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 飛高次長兼企画課長。

次長兼企画課長（飛高彌一郎） 利用者数についてですが、利用者の今路線がありますが、その点につきましては、当然、路線を走らせる中で、秋口に乗降調査等を踏まえてアンケートをします。そして大入島につきましては、当然、大入島フェリーとの連携ということで、コミュニティバスとの連携をよくするという形の中でふえました。

ただ、これはなかなか利用者数、議員さんのお手元にあるように何千人と何百人と書いてますが、これは年間の間でありまして、一乗車につきましては1.0とか0.5で、なかなか厳しい状況もあります。その中の積み上げでございますので、当然、利用者をふやすためには、やっぱり利用者が使い勝手のいいコミュニティバスでないといけないという考え方なんで、これは減った中で当然改善はしていきますが、利用される方が地域、地域によっては、どうしても自分の自家用車に頼るという部分がありますが、今地域の説明会の中では、当然利用について地域の自治委員さん等を踏まえて、ぜひコミュニティバスを利用させていただきたいということで、今お願いいたしております。以上でございます。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） これはせっかく年間に約4,000万円ほどの費用を投じてのコミュニティバスの運行ですが、やはり利用者をちょっとでもふやしてもらいたいというふうに私ちょっと思うんですが。またあわせて、車を持ってない方にとっては、大変これは貴重な乗り物だと思っております。ぜひともこれが途中で運行中止にならないように、ぜひともこれからも進めていってもらいたいというふうに思っておりますが、そのためにはやはり1人でも多くの利用者を、利用しやすいような状況をつくってあげることが大事だと思うんですね。

さっき言いましたが、大入島は約5割ほど伸びてるさっき言いました。定期便の船の時刻表との兼ね合いがあったというのですが。ただ、山間部の路線につきましては、私ちょっと何人かの人からも話を聞いたんですが、それぞれの人たちの利用目的というのがあるかと思うんですが、聞きましたらほとんどの方が病院に診察に行ったり、薬をもらいに行ったりするのが多いようであります。ただ、その前に今言いましたように、病院が最終目的なもんですから、買い物ができないというようなことが起こっているようではありますが、その辺につきまして何かあれば。

議長（小野宗司） 飛高次長兼企画課長。

次長兼企画課長（飛高彌一郎） このコミュニティバスの一番は例えば買い物とか病院ということでございますが、例えば弥生地域でありましたら、当然、弥生の道の駅を中心に、その周りに医院さんがございます。当然、その医療機関と買い物のところを絡めております。本匠地域であれば、本匠地域の一番の核はどこかと言いますと、診療所でございます。そして宇目地域は宇目タウン、そしてその近所に医院さんがございます。そういう形で医院を絡める中で病院と、やっぱり高齢者の足を守るという形なんで、先ほど買い物ができないというところが、ちょっと私はそこら辺がわかりませんが、基本的には買い物と金融機関であったりとか、そういう形の生活の基本であるところを補完するということでコミュニティバスを走らせてますので、その点は御理解をいただきたいと思います。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） 今の買い物ができないというのは、路線によってはの話なんですけど、これも私がその後ちょっと調べましたら、またそういう買い物ができる路線もあるんですね。

例えば本匠の場合でも山梨子線の場合が、これも月曜日から金曜日、土・日は運行してないということで、月曜から金曜の間に、道の駅から平井を深田を通して細田、風戸、そして本匠の振興局というようなルートがあるそうなんです。

私、さっき言いましたのは、本匠の手前の方なんですけど、因尾のほうの診療所に行く場合に、手前から因尾に行く場合でしたら買い物のできる場所がないんですね。ですから、そういう話をしたんですが、そういう方はさっきの山梨子線のこのルートを利用すれば、1日に2往復あるというんですが、これを利用すれば買い物ができるということなんですけど、そういうこともちょっと知ってない人があるじゃないかなという感じがするんですね。ですから、そういうことのやはり周知を市民に徹底させるということも大事なかなと思うんですが、その辺について何かお考えがあれば。

議長（小野宗司） 飛高次長兼企画課長。

次長兼企画課長（飛高彌一郎） 交流線の話だと思います。弥生と本匠地域には交流線という形で、今議員さんがおっしゃったようにあります。そして本匠の方から宇目のほうに、やっぱり交流線という形で本匠から宇目のほうに走らせております。

当然、今の周知の方法なんですけど、やっぱり振興局を通じてダイヤの改正があったりすれば、大分バスに合わせるような形にしていますので、その点については広報を通じる中で、地域の方に知らせていきたいと考えております。以上でございます。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） ぜひともそういう時刻表なりをやはり各家庭に配るとか、年に一遍は配るとかいう形にすれば、ある程度は周知ができるのかなという感じがしております。

次にいきます。最後になりますが、今後のこの運行についての課題でありますけど、利用者の要望とか意見等は、どういう形で把握しているかということなんですけど、先ほどアンケート用紙を配って、それで毎年アンケートをとってるという話があったんですが。

例えば私はちょっと話を聞いたんですが、青山線につきまして、要は国道ですか、県道ですか、あの路線でしたら、今言いましたように青山線のこのルートを使えばいいんですが、例えば、泥谷とか柏江、それから津志河内、小島、この線は大分バスの路線がないということで大変困っておるんですね。これを何とか、これにこのコミュニティバスを走らせてもらったら、大変便利がいいかなというふうな話が地元のほうから出てるんですが、その辺につ

きましては何かお考えがあれば、ひとつお聞きしたいと思うんですが。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） 柏江や津志河内、小島地域のことだと思いますけども、これは運行計画の策定時に、一応、事務局のほうも考えたそうであります。ただ、そのときに高齢化率が、その基準を下回ったということで、特定路線ということにはならなかったということ聞いております。

またスクールバスと、ここは併用しておるということでありましたので、非常に時間的にも難しかったのかなというふうに思っていますが、基本は高齢化率の関係で該当しなかったということであります。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） それはいつごろの話なんですか。

議長（小野宗司） 飛高次長兼企画課長。

次長兼企画課長（飛高彌一郎） この運行計画をする前に、佐伯市の公共交通総合連携計画というのをつくっております。平成19年に基本計画を協議と承認ということで作りまして、平成20年2月にその実証を、これを走らせるための実証の形をつくっております。そのときに調べております。

その中で当然一番の第一義は大分バスさん、民間バスについて、これを利用していただきたい。その範囲の中で、そのバス停から中心地半径500メートル以内について、そこは大分バスを利用していただきたい。そして先ほど部長が言いましたように、その当時の高齢化率が、本市の高齢化率は29.6%でございました。それを上回っている地域等要件がございまして、その中で集落の中心から最寄りの医療機関の距離が2キロであるとか、そういう条件を踏まえた中で地域を選定いたしております。

当然、先ほどの黒沢からの部分につきましては、大分バスの黒沢線という形のバス路線と、そして岸河内線ということがございました。今その中で黒沢から岸河内を通りまして、運動公園に今寄りまして、上城、そして川原、そして1番のトキハインダストリーという形でしております。トキハインダストリー近辺には病院はございませんので、そこから当然大分バスを利用していただく中でしておりますので、先ほど言いました地域の中で、その選定の中で当然その基準の中に乗らなかったということで御理解をいただきたいと思っております。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） 今の話は大体わかったんですが、ぜひともやはりあそこの辺は結構、車を持ってない人はかなり不便だと思うんですね。ぜひとももう一度検討していただきたいと思うんですが、その基準に合わないということになれば、どうかな、仕方ないかと思うんですが、かなり高齢化率も上がっているようでありますので、ぜひともまたひとつ検討を願いたいと思うんですが、その辺、何かあれば。

議長（小野宗司） 浜野企画商工観光部長。

企画商工観光部長（浜野芳弘） そのところは調査をいたしたいと思っております。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） ぜひとももう一度調査をしまして、何とかできるようにぜひともお願いをしたいと思っております。以上で終わります。

議長（小野宗司） 以上で矢野議員の一般質問を終わります。

これにて本日の一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

本日は、この程度にとどめまして、あすは午前10時から本会議を開きたいと思いを。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後 3 時32分 散会



平成23年 第5回

# 佐伯市議会定例会会議録

第4号 6月10日

# 第5回 佐伯市議会定例会会議録（第4号）

平成23年6月10日（金曜日） 午前10時00分 開 議

## 出席議員の氏名

1番	後藤 幸吉	2番	矢野 精幸
3番	高司 政文	4番	清田 哲也
5番	河原 修仁	6番	矢野 哲丸
7番	河野 豊	8番	佐藤 元
10番	上田 徹	11番	御手洗 秀光
12番	清家 儀太郎	13番	日高 嘉己
14番	玉田 茂	15番	榎田 穂積
17番	井上 清三	18番	小野 宗司
19番	浅利 美知子	20番	後藤 勇人
21番	渡邊 一晴	22番	井野上 準
23番	兒玉 輝彦	24番	宮脇 保芳
25番	清家 好文	26番	江藤 茂
27番	吉良 栄三	28番	芦刈 紀生
29番	下川 芳夫	30番	高橋 香一郎

## 欠席議員の氏名

9番 和久 博至 16番 三浦 涉

## 説明のため出席した者の職氏名

市 長	西嶋 泰義	副 市 長	山本 清一郎
副 市 長	塩月 厚信	教 育 長	分藤 高嗣
総 務 部 長	内田 昇二	財 務 部 長	井上 勇
企画商工観光部長	浜野 芳弘	市民生活部長	染矢 隆則
福祉保健部長	清家 保賀	建設部長	高瀬 精市
上下水道部長	笠村 由喜	農林水産部長	坪根 大吉
教 育 部 長	福泉 慶一郎	消 防 長	平井 栄治
次長兼総務課長	田村 智	防災危機管理課長	久保田 与治郎
情報推進課長	戸田 眞喜雄	次長兼財政課長	岡本 英二
庁舎建設推進室長	平野 賢二	次長兼企画課長	飛高 彌一郎
生活環境課長	河野 謙二	保 險 課 長	平山 和也
教育総務課長	丸山 初彦	生涯学習課長	福島 裕子

出席した事務局職員の職氏名

局長 東 正 博

議事日程第4号

平成23年6月10日（金曜日） 午前10時00分 開 議

第1 一般質問

第2 議案の上程（提案理由の説明、質疑）

第3 議案の委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 議案の上程（提案理由の説明、質疑）

日程第3 議案の委員会付託

午前10時00分 開 議

議長（小野宗司） 皆さん、おはようございます。本日の平成23年第5回佐伯市議会定例会第10日目は成立いたしました。

会議に先立ち、お諮りいたします。

6日の井上清三議員の一般質問に対する答弁に関して、消防長から特に発言の申し出がありますので、これを許可いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認め、これを許可いたします。

平井消防長。

消防長（平井栄治） おはようございます。

貴重な時間をすいません。よろしくお願いいたします。

さきの6月6日に行われた井上議員の一般質問において、消防分署の緊急時対応についての質問がございましたが、この質問に対する私の答弁の一部に、誤解を招く恐れのある部分がありましたので、訂正と補足説明をさせていただきます。

蒲江小向地区で発生した火災の消火活動において、消防職員が現場到着後に酸素マスクを分署に取りに戻り、消火活動がおくれたと聞き及んでいるとの議員の発言に対し、私の発言がそれを認めるような表現になってしまいました。

平成23年3月19日に発生した蒲江小向の建物火災において、火災現場の職員が空気呼吸器を分署に取りに帰るといったような行為はしておりません。消防車に積載してある空気呼吸器を取りに行ったものです。ここで訂正とおわびをし、補足説明とさせていただきます。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（小野宗司） これより本日の会議を開きます。

## 日程第1 一般質問

議長（小野宗司） 日程第1、一般質問を行います。

お諮りいたします。

本日質問を予定しておりました和久博至君から、体調不良のため一般質問通告を取り下げたいとの申し出がありましたので、これを許可することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、和久博至君の一般質問は取り下げることにいたします。

前日に引き続き、通告による質問者のうち、本日の質問者の順序を発表いたします。

1番、高司政文君、2番、後藤勇人君、以上の順序で順次質問を許します。

3番、高司政文君。

3番（高司政文） 皆さん、おはようございます。3番議員、日本共産党の高司政文です。

私は今回、地震・津波対策について、原発災害への対応と自然エネルギーの転換について、介護保険改正案の問題点について、以上大きく3点を一問一答方式で質問します。

まず、大きな1点目の地震・津波対策についてです。

小項目アとして、避難所・避難場所の確保及び避難先の整備についてお聞きします。

今回こういう大震災の後ですので、質問する方が多くて、重複するところはカットしていきたいと思っています。

4点ほどお聞きするように通告をしております。

まず1つ目ですが、4月14日に大分県建設業協会佐伯支部主催による津波対策用地調査地区担当者会議が開かれました。私も話を聞いて参加をしてきましたが、このとき、自治委員会連合会が避難路・避難場所の選定を行い、建設業協会が調査の無償提供や技術的支援を行っていき、そして県や市が予算上の支援を行って、工事を実施していく、そういう方向が話し合われましたけど、この動きに対する市の見解をお聞きします。

2つ目として、東日本大震災では浦々が寸断され、避難先で数日間過ごす事態も生まれている。佐伯市においても一時避難場所に避難所、避難小屋等を設置して、当面の水、食料、毛布等の備蓄、無線等の連絡手段を確保しておく必要があると思うが、見解はというふうに質問していますが、これはこの間、市の執行部の答弁で、避難路を優先してやるが、その後、各地から出てきた計画を見て、その後整備していくというふうなことを答弁してましたので、ここはカットして答弁は結構です。

それから、3点目として、市街地の避難対策では、区よりも班単位での避難経路の策定や避難訓練の実施が必要になってくると思うが、見解はというふうにしています。調整は区や市がするのはもちろんですけども、市街地には1,000世帯前後の大きな区も幾つかありますので、区がこれをなかなかやるというのは大変だと、中心部の区長さんたちは本当に大変苦労しているように思いますので、やはり班単位の避難経路等々が必要になってくると思いますので、その点、お聞きします。

それから4点目は、以上3点に対して、自治委員会連合会なんかとの話し合いの状況、調整の状況なんかをお聞きします。

以上です。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） おはようございます。高司議員の質問にお答えいたします。

まず、建設業協会佐伯支部との話し合いの動きに対する市の見解はということで、大分県建設業協会佐伯支部が、今回、地区や自主防災組織で見直しを行っている避難地、避難路の測量等、技術的支援をしていただけることは大変ありがたく思っております。地元の意向が集約できた段階で、市の希望する技術的支援と大分県建設業協会佐伯支部が提供していただける技術支援が一致すれば、ぜひお願いしたいと考えております。

以上です。

すいません。

3番。次に、市街地の避難対策につきましては、現在、避難地、避難路の見直しを区や自主防災組織を通じて行っております。避難地、避難路を選定した後に、そこに至る最良の避難経路は班によって異なるものと考えられますので、状況に応じまして、班単位で避難経路を設定する必要があると考えています。

次に、自治委員会との調整状況ですが、自治委員会連合会とは、正副会長会議、理事会等にお伺いをし、今回の避難地、避難路の見直し等について協議を重ね、御意見をいただきながら進めているところでございます。

以上です。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） まず、これ、津波避難施設の整備等について、6月1日の議会の開会日に議員には配られましたけれども、聞いたら、5月9日に市長決裁があって、16日の関係機関の会議の場でこれが報告されたということですがけれども、これを見ると、ここでこの間から話が出ているように、避難の目安が、これまでの避難の目安の3倍ぐらいになっているという話から、各区あるいは自主防災組織が事業主体になって、避難路の整備をするというふうなこととかが書かれているんですけども、ちょっとさっき言った佐伯支部ですね、建設業協会の話し合いの中の中身とちょっと違うかなというふうな思いがあったものですから、これ4月14日の話ですよ。これが出てきたのが5月9日の決裁もらったということなんで、その辺がもう既に市としては協会の意向がわかっていたのに、その辺は時間的な問題、その前後ですね、市のほうはどういうふうな協議を部内でしてたのか。せっかくその4月14日にそういうふうなことが、協力しようということが出たのに、それに対してこの文章との絡みというのかな、その辺が時間的な関係がどうなのかなと思ったんで、その辺をお聞きしたいなと思います。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 市の方針につきましては、3月11日の東日本大震災が起こって以来、どういうふうに対応していくかという検討は進めてまいりました。その段階で、県の状況、国の状況、そういうものが補助事業あたりがどうなってくるのかとか、そういう部分を待ちながら、また県の地域防災計画の再検討委員会という話も出ておりますので、そういう部分を調整しながら状況の把握に当たっていたところであります。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 市も検討していたと、独自に検討していたということでしょうけど。それ

はわかりました。

そしたらなおさら、この建設業協会からのせつかく提起がね。私は別に協会がどうかじゃなくて、一般市民として考えたときに、提起があったときにそういう市の考えとやっぱりすり合わせて話し合いをするというのは、いいんじゃないかと思うんですよね。そういう協力というのか、話し合いをしない理由というのは、何かあるんでしょうかね。

私は、ごく一般的に考えたときに、そういうふうなことが提起されたのであれば、じゃあ私たち市はこう考えてますと、協会さんの考え、どうでしょうかということで話し合っているんじゃないんですか。そこら辺がちょっとわからないところなんです。何かお考えがあれば。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 私のほうでも、会議のほうに、4月14日の会議のほうには出席をさせていただきまして、その席でも市が事業をするに当たりましては、単独事業、補助事業、いろいろありますけれども、その部分の財源をどういうふうに確保するか、補助事業になるとまた事業実施時期がどうなるのかとか、そして事業実施するためには、事業の補助をする場合にはまた補助の要綱、そういう部分も必要になってきますので、それにちょっと時間がかかりますというふうなことは発言をさせていただいたんじゃないかなと思っております。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） どうしてこういうことを急に聞くかということ、市民の中から、やっぱり市長とその協会の中、ぎくしゃくする関係があるのかというような声が結構聞かれてくるんですよ。だから、何かせつかくそういうことがあるのに、もしそういうぎくしゃくする関係があるなら、今回の提起は非常にそれを修復するチャンスだなと、私はもう個人的にも思ったんで、そういうふうに聞いたので、市長、何かそんなあれがあるのか、ないのか、答弁をしたら教えてください。

それと協会、協会との関係ね。佐伯支部との関係でこの4月1日に災害協定を更新してますわね。津波なんかのときはどういうふうな対応をしてもらおうというふうに考えているのか、その辺がちょっとお聞きします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） おはようございます。

高司議員から私のほうに、協会と何かあるんかということですが、私もそういうことはないし、また佐藤議員も委員という立場の中でいろんな御判断をさせていただいたと思っております。

ただ、この点につきましては、避難路に関しては県に、4月3日ぐらいですか、県の担当がわかりましたので、あいさつに行き、またちょうど選挙がありましたので、知事の選挙の日程の中で地域の避難の状態を見ていただきました。

そうした中で、私どもは私どもの中で考えていきながら、また担当課にもすると。また協会がこのようなことにとっては、先ほど申し上げましたように、非常にいろんな中で考えていただいております。特に市のほうは、民間地の扱いというのが非常に問題になるので、通常の公用地であれば補助ができるんですけれども、補助というか、市のほうが執行できるんですけれども、そうした部分は県とどうするかということの詰めの話もしなきゃいけないと。そうした話を随時やっております、担当職員も人事がありました後、全部現地に行って調

べて、高さ、いろんなことを調べるということをしまして、そうした過程の中に、県の建設協会との話のほうに加わったと聞いております。

議員にもう一度言いますが、別に協会とはそうしたこともございませんし、やはり佐伯市の中でも重要な団体だと思っておりますので、そういうような考え方で今後とも佐伯市民のために、またいい方向にますますやっていければと思っております。

以上です。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 建設業協会佐伯支部との災害に関する協定の件ですが、この協定は、地震、津波、台風その他の災害が佐伯市において発生したとき、発生した場合に会員の方が協力を得まして、応急対応活動を行うことを目的とする、そういうことで協定をさせていただいています。

それで、津波が起きれば、当然現場で機械当たりを出していただいて、今の状況ですと、がれきをのけてもらったりとか、そういう状況になるのではないかと思います。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） はい、わかりました。丸市尾が新聞に載ってましたけれども、児玉区長、さすが元市の方で、非常にさすがだなと思いましたが、高速道路の業者と協定を結んだと、そういうふうなこともありますので、今後、引き続いて市長が関係、あれはないですよと言ってますので、協力してやっていただきたいと思えます。

それから、この文書の中の問題についてちょっと聞きますけれども、これは井上議員とか芦刈議員なんかも聞いているところではありますが、例えばちょっと確認をして、確約もらいたいことの1つは、事業費、その前に事業主体ですね。事業主体というのは、その意味は、区が経路の選定から業者から、どういう工事をするのかとか、お金も出し入れ、こういうものをすべてやるということでもいいのか、その辺を聞きます。

それと、その事業費をこれでは補助を出すと言ってましたけれども、この間の市長の答弁で、市が全部負担するというふうなことに変わってるかなというふうに思っていますので、それは間違いないのかどうか。

というのは、一方で区からの出てくる計画を見てから、検討するというのも言ってますわね、一方で。だから、その辺は矛盾すると思うんですね。もし100%補助じゃなく、100%補助すると、市が全部面倒見ますというんだったら、もうその計画、それぞれの区やら自主防災組織が道路の整備を、避難路の整備を行いますと言えば、出せばいいだけの話で、わざわざ9月、10月とか待つ必要がない。もう今でも1億の予備費があるし、財政調整基金があるわけで、というふうに思うんですね。

だから、一方で全部出てこないというふうな意味合い、その辺ははっきりさせてほしいんですね。間違いなく事業費はすべて市が面倒見なのかどうか、その辺をお聞きします。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 事業費につきましては、今、6月、一応は10日までという形で予定はしておるんですが、各地域から避難路、避難場所の要望が出てくるようになっております。それにつきましては、各自治委員会、振興局あたりで必要な部分、必要な部分というのは言葉が悪いかもしれませんが、出てきたものをすべてするということでは、本数が何本になるかわかりません。その中で自治委員会、自主防災組織等で十分協議をさせていただいて、

本数はある程度まとめていただくと、それを今からまた調査をするという計画であります。

先日のお渡しした資料の中では、補助事業ということで予定をしてますという話ですが、井上議員のときの答弁によりまして、すべて地元負担をなくすというような方向で、この内容も少々、議会始まって検討しながら変わってきておるということですが、それにつきまして、地元で実施をするという形の部分と、どうしても事業が大きくなれば市が主体です、それは国、県の補助がつく部分については、市が事業主体になって行わなければならない部分も出てくると思います。そのときにはまた土地の無償の使用承諾とか、いろんな部分で地域にはお願いをしなければならないようになっておると思います。

その中で、地元負担というところをなくして、地元がどれだけ、全部事業をするのかと、それと請求、契約からすべてするかということになりますと、今、避難に対する部分の事業費の補助金の交付要綱を検討しておりますので、それによりまして詳しくまた報告をしたいと思っております。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） わかりました。ちょっと時間がだんだんあれですけど。

ちょっとこの間、現地の区長さんともいろいろ聞いて、例えば米水津だったら19メートルと、といっても19メートルってどのくらいかわからんとかね、それから地権者との交渉が、みんながみんな了解してくれればいいんだけど、そういうケースが困難なときはどうするかとか。それから幅が1メートルの基準って言うけど、しかし足の悪い方とか、乗せていくにはやっぱり軽トラが通るくらいなら2メートルの基準がいいんじゃないかとか、そういうもろもろの要望、意見が出てますから、その辺でちょっと十分こたえていただきたいなというふうに思います。

それから、班の市街地の対策等々でありますけれども、大分合同新聞で連載をされました。見たと思いますけれども、鶴見の吹浦地区の教訓と言うんですかね、経験は非常に大事ななというふうに思うんですね。元議員の肥後さんとか染矢さんがイニシアチブとってやっていたみたいで、非常に私もこの場で敬意を表したいと思っておりますけれども、この記事を見ますと、区長さんたちの話として、日ごろから準備をしておくとか、住民が声をかけ合っずなを深める機会にする、一番身近な班単位で話し合いを続けていけば、みんなの距離が縮まり、さまざまな問題を解決する力になる、このようなことを言ってます。さっき部長が、最終的にはやっぱり班単位でというふうに言っていましたけれども、これは非常に大事ななと。

それから、備蓄庫の設置などもしてほしいというようなことが上がってます。これはこの間、質問でやっています。行政が私は後押ししてほしいと思うんですけれども、さっきの議会前の話じゃないけれども、浅利議員の答弁で、そういう防災倉庫については、上浦、米水津、蒲江って出たけど、鶴見は出てなかったんですけど、鶴見は重点でないのかという話もありますけれども、その辺はちょっとはっきりしてほしいところもありますけれども、いずれにしても、これは吹浦のこういう活動からやっぱり学ぶべきものがあると思うんですね。その辺を行政として何か考えておるかということをお聞きしたいんですけれども。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 鶴見に関しましては、私、総務部長になる前、2年間、鶴見の振興局長でありましたので、鶴見の自主防災組織については、協力しながら一緒に考えさせていた



だくことができました。

その中で、鶴見の自主防災組織として、新聞にもございますように、自治会の大きな組織の中に、小さい班別の組織も、5人、10人でもいい、そういう班を組織をして、日ごろから地域の中でコミュニケーションをとることによって、いざというときにみんなで助け合おうと、そういう考えで組織をつくって、これからの自主防災組織には一番必要なところではないかと思います。それはもう大きい区にとりましても、中にやっぱり班がありますので、自主防災組織というのは大きい単位でつくってもらって、その中で小さい班ごとに。それこそ向こう3軒両隣の考えで、地域で助け合っていけば災害弱者の方の対応とか、そういう部分も十分行えると思います。そしてまた、1日以上避難地にとどまるという、とりあえずは一時的に避難地に避難するというのが一番ですので、基本的には個人的に懐中電灯とか携帯ラジオ、それと3日程度分の食料、そういうのはみずから用意をしていただくと。そういうことも吹浦の自主防災組織のほうではやっておりますので、ぜひ皆さんこれを参考にされて、今後組織づくりをお願いしたいと思います。

以上です。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） じゃあちょっと話を変えて。

ちょっと市長、お聞きをします。

今、地震が来て、仮にこの庁舎が無事だったと、大津波警報が出たというときには、市長、どう対応をされますか。わかります。今ですよ。今、大津波警報が出たと。市長はどうされますか。この場でとどまるか、どこかに避難するか。市長はどう対応するのか、ちょっとお聞きしたいんですけども。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 急な質問ですが、私はこの場にとどまって、すぐ防災組織を各地に連絡して、1人でも早く市民が避難されるように、各振興局その他に指令を出していきたいというぐあいに考えております。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） そしたら市長はあれですね。いや、なぜこんなことを急に聞いたかという、あれ、町長さん亡くなった、そういう例もあるしね。

それから、ひとつこれは部長でもいいんですけどね。職員さんですね。職員さん、今さっきのね。今、市長はそういうふうにおっしゃったけれども、職員さんはどう対応するか、話、決めてますか。職員さん。この市の職員さんですよ。この本庁、振興局問わず。ちょっとそれをお聞きします。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 職員につきましては、災害対策本部を設置したときに、それぞれの担当というのがもうはっきりしております。それによって、即時に動くという対応になるのかと思います。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） ちょっと意味わかってないと思うんですね。その大津波警報、あなた方がそれ設定をしたのが、葛港11メートルでしょう。11メートル。11メートルっていったら、この文書でいくと4階建て、屋上がある4階建て以上、つまり屋上がなければ5階建て以上と

ということです。この市役所はそれから見たとき、どうなるんですか。

それで、私は職員さんに聞いたの、何人かね。そしたら、知らないって。自分たちはどこに逃げるのかなとかね。そういうのが実態だったんですよ。だから聞いている。一般的な災害対策本部の立ち上げがどうかじゃないの。津波が来たとき、そういうときにまだ3月11日から3カ月たってるのに、職員さんがどう対応するかというのをみんな知らないって言いよるんです。ねえ、市長。そうでしょう。だってまず市の職員、だから市長に聞いたんです。市長を初め市の職員がどうするかというのをまず決めなきゃ、早く。そして地元にも。昼間は職員さん、おるわな、それは。夜は家に帰るでしょう、自宅に。そしたら昼は職員としてどうするか、家に帰ったらやっぱり地元の中で、市の職員さんなんだから、地元の人たちをどう助けていくか、避難させていくかということをやったり考えなきゃいけないんじゃないんですか。それはまずやっぱりやって、市民の皆さん、市民の防災意識を上げましょうよと、避難路を、避難誘導をしましょうとかね、とにかくそういうふうなことをしてほしいわけです。聞いてびっくりしたもん。職員さん、それはそう言えばってね。それじゃ話にならないでしょう。我々も市の職員さんね、市民もそうだと思いますよ。市の職員さんがどうするかと、やっぱり見てると思いますよ。市の職員さんがあっち行ったのなら、私たちもあっちへ行こうとかね。そういうことをちゃんと考えてやってくれというんですよ。やってないんだったら、副市長、だれが責任者でこれやりますか。市の中で。市長が先頭になってやるというよりも、市長はやっぱり逃がさないけんと思いますよ、ここはね。もし浸かってしまうんだたら。それを聞いているんです。その辺、ちょっときょう決めてくださいよ。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 非常に想定を、私たちが超える以上の形の中になってるというのは、葛港で11メートル、あそこは3メートルちょっとですから、そうした中で想定しております。庁舎においても、大体3階以上では、この前の例えば同じ規模がきても、3階までは世話ないだろうということで、そうした中で2階から、3階から屋上にまず避難をさせることだと思います。

私もそうした中で、今、今回、想定外の形になっておりますので、即、それを今皆さんに、市民の皆さんにもそうしたマニュアルはできておりません。先般も記者会見の中に、このマニュアルの作り直しをしなければいけないと、また地方防災会議等がありますので、そうした中でとりあえず、11メートルのところを基準にして逃げてくださいということの指示しか、現状ではできておりません。これを市民に意識づけてしていくことが大事だと思っておりますので、この場の話も、急に言われましたので私も答弁したし、また部長もそうした組織の見直し、そしてこの場合において同じ現状の津波が来たということになれば、今言ったような対応はできないと思いますが、そうしたことのないようにこれを詰めていかなければならないと思っております。

以上です。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） こういうことは急に起こるんですね、市長。だから急に聞いているんです。だからそういう問題点があるからね、やっぱり十分認識してもらって検討してください。市長が今、答弁したことには結構重要なこと言ったんですよ。3階で大丈夫なのかって言ったんですよ。葛港11メートル、みんな、4、5階建て探して回ってる、区が探して回ってるの

に、市長はこの市役所3階以上なんで大丈夫なんて言ったんだから、これ大事な、問題ある答弁かもしれません、ひょっとすればね。そこはよくある。だから、緊急時の対応というのは日ごろから考えとかないけないなという、忠告してるんですよ、私はね。その辺、ちょっと今後お願いします。

それからあと時間がなくなってきて、アはとりあえず終わりますので、議長。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） イとして、学校、病院、福祉関連施設等の対策について、幾つか聞きますけれども、大変申し訳ないですが、時間がなくなってるので、早目の答弁をお願いします。

まず1が、耐震化の終わってない学校の計画はどうなっているか。

それから2番目として、これは教育長、知ってるかどうかわかりませんが、文部科学省が2015年度までに小・中学校の耐震化を完了することを決めて、なおかつ避難場所としての機能強化のために貯水槽や備蓄倉庫、きのう浅利議員がちょっと空き教室のことを言っていましたけれども、そういう備蓄倉庫とか自家発電装置などの整備も進めることにしたというふうな報道をされています。市の学校施設の状況と今後の文部科学省の方針をあわせて、整備する考えかどうかをお聞きします。

それから3つ目が災害拠点病院である南海病院が、今年度から耐震化の改築工事に入るといふふうに報道されています。その他の主な病院の耐震化状況をお聞きします。

4つ目に、大規模災害時における市内の医療機関の病床数の確保と受け入れ態勢はどうなっているか。

5つ目に、米水津を含め市の直営診療所の役割をどのように考えているか。

6つ目に、東日本大震災では病院とともに福祉施設の災害時の対応が問題になっているが、多くは民間経営になっているため、公的な責任を果たせるかが心配だが、見解はと。これは要はもうわかりますよね。介護施設とか病院とか、今回の震災で大きな被害を受けて、その後の対応が非常に問題になりました。やっぱり民間経営というのが、特に介護施設なんかは多いので、そこにやっぱり市として、きちっとというか、やっぱり責任持って、住民、利用者ですね、入居者の方の安全を守るといふことが大事になってきますので、その点で市の責任をどう考えるかという意味です。

それから7点目は、東日本大震災では医療、介護など福祉に強いまちづくりと災害に強いまちづくりを一体に進めることが求められているが、見解はということ、これはもう同じようなことですけどね。やっぱり介護、医療、そういう福祉の関係で、やっぱりしっかりした行政、しっかりした町であれば、こういう災害が起きたときも強いかなと。やっぱり災害の強いまちづくりと一体になるんじゃないかと思しますので、その点、お聞きします。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） 高司議員の学校の耐震化への対応について、お答えしたいと思います。

現在、佐伯市におきましては、耐震性を確保すべき学校の建物は129棟ございます。これらについて、恒常的な耐震性をあらわすIs値、これが0.3未満かまたはそれに準ずる建物を対象に耐震改修を順次行ってきておるところであります。平成22年度末時点での数値でございますけれども、129棟中、100棟が耐震性を備えております。

今後の耐震化計画でございますけれども、本年度につきましては佐伯東小学校ほか3校の耐震補強工事を行う予定になっております。今後もこの耐震診断等を行う中で、順次計画的

に必要な学校建物につきましては、耐震化を進めていきたいというふうに考えております。

それから、文部科学省の2015年度までに完了させる方針と同時に、避難所での役割についての指示が出ているわけでございますけれども、現時点では国や県から具体的な指示等がきておりません。佐伯市教育委員会としましては、今後、貯水槽や備蓄倉庫、自家発電装置その他さまざまあると思うんですけれども、そのことにつきましては、市長部局と協議をしながら、まずは一時避難場所を確保するというのを優先し、行動を起こしているところでございますので、そのことにつきましては今後、検討させていただきたいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 清家福祉保健部長。

福祉保健部長（清家保賀） おはようございます。

私のほうは から ということで、ちょっと項目が多いんですが、質問者から短目ということで、相当難易度があるんですが、早足で御回答させていただきたいと思います。

災害拠点病院である南海病院の耐震化工事に入るそうだがと、この病院の耐震化状況という御質問でございました。佐伯市内の主な病院の耐震化状況につきましては、おおむね耐震化は進んでおります。市内の病院、9施設中、既に済んでいる施設は5施設。今年度工事予定施設3施設。診断中1施設となっております。

次に 大規模災害による市内医療機関の病床数の確保と受け入れ体制についての御質問でございます。

市内の医療機関の病床数は病院1,265床、診療所165床であります。大規模災害には災害拠点病院である南海病院だけでは受け入れられないときは、市内外の医療機関の御協力もいただかなければならないと考えております。

しかし、各病院の通常の稼働率は約90%と推測されております。今後の災害時における医療体制等につきまして、重要な課題であると認識しております。県におきましては、今後、大分県防災計画の見直しが行われる予定であり、その計画に沿って、本市においても地域保健委員会や佐伯地区健康危機管理連絡会において、保健所、医師会等の関係機関と連携を密にしながら協議をして、今後の体制づくりを構築していきたいと考えております。

それから、イの5番目でございます。米水津を含め市の直営診療所の役割についての御質問でございます。

国民健康保険診療所は因尾診療所を除くすべての施設が海沿いに設置されております。大規模な地震や津波が発生した場合、診療施設にも多大な被害が及ぶ事態が想定されます。被害が小規模であれば通常、診療は行えると考えられますが、医師の判断で、被害を受けた診療所での診療は難しい、困難だということで判断すれば、閉鎖せざるを得ないと思われれます。

一方で、閉鎖した診療所に勤務する医師、看護師等、避難所に出動させるなど、臨時救護所を開設し、医療救護活動のできる体制を整えることは重要であると考えております。

次に、 でございます。

今回の大震災では、病院など福祉施設の災害時の対応が問題になっているが、多くは民間経営になっていると。公的な責任を果たせるかが心配という佐伯市の見解はという御質問についてでございますが、市内の各福祉施設とも、火災、地震を想定した避難訓練を年間通して実施しています。また、東日本大震災に大津波、大洪水を想定した避難訓練、シミュレーションにより職員研修を実施した施設、今後、実施を計画している施設もあります。本市で

は、要援護者関連施設に津波・洪水予報、避難判断の水位の伝達情報、土砂災害警戒情報などの情報を速やかに伝達するために、佐伯市地域防災計画に規定し、円滑かつ迅速な避難行動の確保に努めるものとしています。

公的な責任を果たせるかの見解でございますが、福祉施設事業者が地域と連携し、情報、問題等を共有し、災害時における最大限の福祉サービスの提供という公的責任を果たせるよう、福祉サービス基盤の整備を進めてまいりたいと考えております。

また、災害発生時には要援護者や地域住民の避難場所として活用できる福祉施設についても、施設と協議してまいりたいと考えております。

最後の7番目でございます。

東日本大震災では、医療、介護など福祉に強いまちづくりと災害に強いまちづくりを一体的に進めることが求められていると思うということで、見解はという御質問でございます。

今回の東日本大震災に限らず、小さな災害に遭遇した場合、どうしても高齢者や障がいを持っておられる、いわゆる要援護者の方が犠牲者になる確率が高くなると思われまます。物的被害や人的被害を軽減する取り組み、つまり災害に強いまちづくりを推進するのは、自治体の責務であります。

災害に強いまちづくりは、公共施設の設置や避難場所の整備に見られるように、あらゆる視点からの検討が必要なのは申すまでもありません。災害に強いまちづくりの具体的な推進内容の中に、先ほど御説明いたしました要援護者対策が必要になってきます。

このように、両者は別々のまちづくりではなく、一体的なものと考えて、平成21年3月に災害時要援護者避難支援プランを作成し、それをもとに現在、詳細な肉づけを検討しているという状況であります。

以上であります。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） もうウにいけます。

ウも新庁舎建設、大手前開発見直しについて、これは趣旨は清田議員が質問したとおりで、地震があった後なのに見直さないのかというふうなことですが、これはもう答弁結構です。ちょっと私の思い、考えだけ言いますけれども、新庁舎建設、私は反対しましたよね。財政の問題とか、市民の暮らしをやっぱり優先するべきじゃないとか、だから建設は後回しでいいんだと。建設する場合も合併特例債じゃなくて、基金を積み立てて、毎年積み立てて計画的にやっっていけというふうに言いましたけれども、結果論ですけど、そういうふうにしてきとったら、今回の震災で慌てているいるする必要もなかった。やっぱりこれを改めて最初からもう1回検討するということが十分できたかなというふうに思います。

いろいろ場所とかも私も考えましたけれども、きのう清田議員の質問に対してやっぱり合併特例債等で難しいけど要望はしますと言っていましたけど、国土交通省が、これ記事読みました、市長。合同新聞に載ってました。津波防災地域・まちづくり事業、全国適用新法ってね。これ、津波の地域だけでなく全国に適用しようということで、ハード事業とソフト対策の例が載ってます。だから、私はこれ思ったんです。国もやっぱりそういう津波対策で、全国のそういう新庁舎も含めた公共施設についての対策については、国も補助というかな、交付金というか、そういう考えも持ってくるんじゃないかというふうに私は思っています。だから、清田議員の質問に対して、もう少し、そういう面で新庁舎についても、財源

の面でもまだ考える余地があるんじゃないかというふうに思います。それだけちょっと意見として言わせていただいて、もう次に移ります。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 大きな2番目の原発災害への対応と自然エネルギーへの転換についてということで、アの原発事故及び災害対策について、原子力発電に対する市長の見解と、それから原発が愛媛県の伊方原発に近いということで、ここには世界有数の活断層群が存在して、危険性が指摘されていると。万が一があれば、放射性物質が海に流れて、佐伯市の漁業が壊滅的な影響を受けるといふようなことを思いますし、それから放射能汚染ということもありますので、佐伯市民としても無関心でいられないので、市の見解と対応をお聞きます。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 原子力発電に対する市長の見解はということでございますが、国のエネルギー政策で50年代のオイルショックを経て、現在の石油代替エネルギーとしてやっております。こうしたエネルギー対策の中で、この原発は非常に発電過程においてもCO<sub>2</sub>を出さないということで、クリーンなエネルギーということでしてありまして、現在約3割近いのが原発の原子力発電ということで、そうした意味では大きな貢献をしておるとしております。

ところが、国があればだけの安全神話を言っておったわけですけども、今回の大震災で東京電力の福島第一原子力発電所の事故によって、完全にこれは崩れたんじゃないかと思っております。

また現在、中部電力の浜岡原子力発電所が発電を停止すると、また昨日の新聞であります。九州における玄海の発電所も、佐賀県のほうも知事がまだ返事をしないということで、まだまだこうした意味では非常に厳しい感じを受けていかねばなりません。

また国のほうでは、G8ではこうした中で、発電電力に占める太陽光発電などの割合を20%に引き上げるといふことで、自然エネルギーの技術革新を進めていくといふことで、今後のエネルギー政策の基本的な方針の一つと。

私といたしましても、こうしたことが当初の発表から相当違っておりまして、福島原子力発電所の炉心の溶融まで始まったといふことで、こうしたことで現在、周辺地域の放射能汚染の状況といふことで、私たちが見てもこれほど甚大な被害が出るということは想定外というよりも、ここまで本来原子力は想定しなければいけないのではないかと考えております。

通常、津波とか台風とかいふのは、私たちの体で実感するわけですけども、この放射能は全く器具をもって線量をはかっているといふことでありますので、こうしたことについては、私たちはそうした位置づけを持っていく必要もありませんが、また一市長の立場ではなく、今後の国の原子力政策、また大分県の動向を見守るといふことと、先般市長会がありましたときに、このE P Zですか、この関係を10キロ以内ではなくて、いろんな中で情報提供をしながら、先般も発言させていただいておりますが、こうした中で私も、全体を見ながら判断していかなければいけない部分があるといふことで、そうした中で思いを言わせていただきました。

以上です。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 昨日の清田議員の質問にお答えしましたように、5月19日に開かれま

した九州市長会総会でも、原発に係るE P Zの拡大を求める緊急決議が採択されております。全国市長会を経て国に要望するに至ったところです。

大分県としまして、伊方原発のある愛媛県や電力会社と安全対策の確保について一層の連携、協力を図ると聞いております。

今回の原発事故に見られますように、想定していない津波、また直下型の地震を想定した場合、伊方原発も被害が発生するのではないかと推測されます。いずれにいたしましても、今回の大地震を受けまして、国の原子力政策、四国電力の方針、また大分県、愛媛県の防災計画が見直しされるものと思います。

佐伯市といたしましても、それらの政策や計画を踏まえて、防災計画、漁業、農業被害対策に策を講ずる必要があるかと考えております。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 市長のほうから原発の、私はできたら、市長みずから原発はやっぱりだめだと、期限を切っても、ドイツのように原発ゼロにするようにしてほしいなと、そういうことでも言っていただけたらと、そこまでさすがにおっしゃいませんでしたけれども、でも市長は非常に安全神話が崩れたという認識をしたということは、本当に大事なことじゃないかなというふうに思っています。

ちょっと伊方原発の件ですけれども、市民の皆さんも御存じないところがあると思うんですけれども、これ、専門家が7つ問題を指摘しているんですね。一つは、運転開始から30年以上になるんです。1、2号機がですね。要はそれだけ古いと。それから1、2号機が古いもんだから、設計時に地震や津波対策を考慮しないでつくってるんですね。それから、1、2号機は格納容器の耐圧設計が甘いということ。それから、近くに中央構造線という巨大活断層があると。これも実はつくった後に発見されたんです。沖合6キロかな。巨大な活断層があるんですよ、これ。それから、南海地震で大津波の危険が迫っている。それから、信頼性に難がある。3号機が事故を起こせば猛毒のプルトニウム、これね、プルサーマルやりますので、それで放射性物質が非常に広範囲に拡散されると。それから、ふだんから事故が多いと、ここは。天災がなくても事故の不安があるというふうに、いろいろ問題を抱えてるんですよ。

それで、ここはもともと地震のトップ10観測地域内ですね。今はどこも地震が起きるということで、もうそういうことはやめようということになったんですけれども、そういうところもあるんですね。

佐伯市は、もし伊方原発が事故起きたらどういうことになるかということで、きのう、内田部長は70キロと答弁してましたけれども、これアメリカなんかは全部80キロ、アメリカ、韓国、イギリスは80キロを避難地域として指定するんです。シンガポールなんかは100キロと言ってますけれども、80キロと言ったら、福島のとときにアメリカ軍が80キロ圏外に出たでしょう、いきなり。それ、やっぱりそういうふうにアメリカは統一してるんです。

80キロとなったら、ちょっとこれ余談、時間がないので余談ということもあれですけど、佐伯で言うともちろん上浦、鶴見、米水津、蒲江、弥生、旧佐伯市に入りますけれども、本匠は三浦議員と河原議員の自宅の前ぐらいまでが80キロなんです。それから直川は横川の入り口、だから芦刈議員の家ぐらいが大体80キロ。それから蒲江の西浦、これ日高議員の自宅も入るんです。そういうふうに、この大きな範囲が80キロに入るんですね。だから、本気で

やっぱりこの事故対策ということを考えておかないといけないんですよ。

アメリカの場合は、農場、牧地、水源地とか、こういうところが被害を受けるだろうということで対策を考えてます。私も、やっぱりこの佐伯市として何が考えられるか、これは研究するということですのでしてください。例えば農産物とか、こういうものとか宇目とか、被害なんか及ばん地域にやるとか、それから下水道、上水道ですね、こういうものは取水口を地下のほうから取るようにするとか、建屋を、避難所についてはやっぱりエアコンをつけて、外気を遮断できるようにするとか、いろいろ考えられると思うんですけども、少なくとも研究はしてほしいなというふうに思います。

それからもう1つ聞きたいのは、放射能検知器とかそういう防護服とか、やっぱり今、自治体の、やっぱりそういうのをそろえる自治体がふえています。こういうものは佐伯市として今、どうなっているかをちょっとお聞きします。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 検知器等、今のところ設備はございません。伊方原発でそういう事故が起きるといことは、東南海・南海地震が起きるといこととありますので、今できることの対策を十分とって考えていきたいと思えます。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） あと10分でどこまで言えるかですが、教育長、一つだけお聞きします。

学校教育の現場で、今回の原発事故なんかを受けて、今までどういう教育が原発に関して教育をされてきたのか、今後、どういう教育をしていくのかだけ、ちょっとお聞きします。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） お答えいたします。

原発につきましては、これまで安全神話に基づいた原発による利点ということが主な内容になっていたと思えますけれども、今回でその基本的な部分を見直しをしなければならぬと、原子力発電の問題点、課題等を教育の現場でも取り上げて、子どもたちにも教えていきたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） そのとおりですね。子どもたちが、うちもそうですけれども、やっぱりこれだけ報道されてくると、何が本当かということを知りたいということが、やっぱり子どもたちにはあるんですよ。要求といふかな、思いが。だから、1つは市長もおっしゃったような安全神話の間違いということ、それから多様なエネルギーの可能性、自然エネルギー、いろんなエネルギーがあるんですよということ。それから放射能の有害さ、この3点を最低教育現場で徹底をしていただきたいと思えます。それだけちょっとお願いをしておきたいと思えます。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） それでは、伊が原発依存から自然エネルギーへの転換ということで、海、山、川の佐伯市の自然や気象条件を生かし、太陽光、水力、風力、バイオなど、自然エネルギー施策を広げてほしいと思えますが、見解をお聞きします。

議長（小野宗司） 染矢市民生活部長。

市民生活部長（染矢隆則） それでは、お答えをいたします。

本市の持つ自然を生かした自然エネルギーの活用ということとありますが、自然エネルギ



ーはエネルギーの多様化や地球温暖化対策に資するほか、分散型エネルギーシステムであり、地域経済の活性化への貢献も期待できる貴重なエネルギーであると考えています。太陽光発電、バイオマスエネルギー利用等は、市民一人一人がエネルギー供給に参加する機会を与えるものであり、本市の環境基本計画や佐伯市バイオマスタウン構想にも明示していますように、地域の創意工夫を生かすことができるものと考えています。

しかし、自然エネルギーの導入においては、どのエネルギーにおいても導入コストが高いこと、先月のような渇水、また風力など、自然条件に左右されることなどの課題があり、現状では火力発電等、既存のエネルギーと比較して発電コストが高いといったこともあります。また、出力が不安定であり、地形等の条件から設置できる地点も限られるといったこともあります。

そのため、今後、この課題を克服するための積極的な技術開発や導入拡大の推進が必要と思われる。

先ほど市長が答弁しましたように、菅総理が自然エネルギーを活用したエネルギー政策の基本方針を表明しています。今後、国が自然エネルギーへの転換を図っていく具体的な施策を示すのではないかと考えられますので、国、大分県の動向を注視し、佐伯市の持つ自然を活用したエネルギーを研究していかなければならないと考えています。

以上です。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） ここにいわれる千葉大学の倉阪研究室とNPO法人環境エネルギー政策研究所が出した持続地帯2010年版レポートというのがあります。これ見たことありますか。大分県が、実はエネルギー自給率全国トップ。大分県25.13%、2位の秋田県が18.3。これ地熱が大きく、九重町の地熱が影響していますが、供給密度も大分県が2.987、要は1キロ平方メートル当たりどのくらいのエネルギーの供給があるかということですが、これも富山県に次いで2番です。それは、県は誇れるんですね。

ところが佐伯市はどうか。佐伯市は、大分県内の市町村別の自給率ランキング、18市町村のうち15位。下から4番、2.2%。トップの九重町はもちろん1,334.1%。それから供給密度ランキングが16位。下から3番。0.12、これ、私もちょっと見て恥ずかしかったですね。やっぱり佐伯市、これだけの海や川広い佐伯市で、自然豊かだと言ってるのに、自然エネルギーとったら県内でも最下位に近い。この下に実は臼杵とかなんですけれども、それはともかくと、中津、臼杵が低い。それはどうでも。そういう、市長、御存じでしたか、こういうこと、部長でもいいですけども、やっぱりそういう実態があるということをやったり考えていただいて、今のようなことを言わないと。ただ、何か抽象的に言うんじゃなくて、やっぱり現実を見たら、佐伯市はこの程度なんです。やっぱりそういう中で原発依存をやめて、自然エネルギーに転換しようというのを本気でやっぱり考えて、この自給率ランキングを100%にするぐらいの自給率、食料と一緒に。自給率やっぱり100%目指してやってほしいと。そういう佐伯市もそういう持続地帯を目指してほしいと思いますけど、最後ちょっと時間があるので、市長でも部長さんでもいいですけども、答弁お願いします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 今、議員から佐伯市の発電量ということで言われましたが、最近、宇目にあります北川のダムですね、この発電は佐伯市で発電しているんですけど、それには含まれ

ておりません。宮崎県側っております。

こうした中で、私ども佐伯市は一応バイオマスタウンという構想の中で、現在、木材を利用した指定をとり、こうしたバイオマスタウンを使った自然とのエネルギーをこれは考えていくことも一つだと思います。

また最近、ちょっと私もおもしろい記事を見てるんですけども、先般、下関市が関門海峡に潮力発電という言葉が出ておりました。関門海峡に行く中で、いわゆる海の中に風車を沈めて発電する方法、これに1,000万円の予算をつけて検討していきたいということであります。ただこの場合、漁業との関係もございますが、佐伯市の場合もあえて水力発電については水源地がなければこれ水力発電はできません。また風力発電、これ一部蒲戸地区で検討をされましたが、用地の問題、また低周波及び振動という形で、地域にいろんな被害の起こる可能性もあるということで、なかなかこの設置についてはありません。

残る発電が太陽光が1つ残ると思います。太陽光とそうした潮力発電等がもし地域でのエネルギー政策とすれば、この2つしかないかなと思っております。それとバイオマスですね。これを先ほど部長が申し上げましたように、コストの問題で果たしていけるのかと。またCO<sub>2</sub>を考えなければ、現在、私どもの行政の中になっておりませんが、太平洋セメントが火力発電所を自家発電している装置が2つあります。こうした火力発電をどんどんすれば、自給力というのは出てくるとは思います、やはり自然のエネルギーということを考えれば、大きな3つの観点かなというぐあいに思っております。

以上です。

議長（小野宗司） 高司議員、時間でございます。

3番（高司政文） 時間がなくなったので、もうこれを終わって、3番、ちょっともう何か答弁だけで終わってしまいそうですけれども、介護保険法の改正案の問題点についてで、現在、国会で衆議院は通過しましたので、今、参議院の審議中ですが、介護保険法等の改正案が審議されていると。主には要支援者向けの訪問通所サービスを市町村の判断で、介護予防、日常生活支援事業の通所・配食・見守りなどと組み合わせて保険給付の対象内にできるとした物など改正をしたんですけど、その辺の見解をお聞きします。

議長（小野宗司） 清家福祉保健部長。

福祉保健部長（清家保賀） 議員さん御存じのように、今度、保険法の改正案ということでございます。

内容的には、今、御案内のとおりでございます。いずれにいたしましても、国のほうから正式にこのように決定したという通知がございません。そういう動向を注視しながら、今後の第5期の介護保険計画もしくは高齢者福祉計画のほうに反映させていきたいと考えております。

以上であります。

議長（小野宗司） 高司議員、時間です。

3番（高司政文） ありがとうございます。終わります。

議長（小野宗司） 以上で、高司議員の一般質問を終わります。

次に、20番、後藤勇人君。

20番（後藤勇人） 皆さん、こんにちは。20番議員、公明党の後藤勇人でございます。

一般質問もしんがりとなってまいりました。最後まで元気いっぱいやっていきたいと思い

ますので、よろしく願いいたします。

初めに、このたびの東日本大震災により犠牲となられました皆様に深く哀悼の意を表しますとともに、被災された方々、その御家族、関係者の皆様に衷心よりお見舞いを申し上げます。

また、被災地の1日も早い復旧、復興を心よりお祈り申し上げます。

東北地方と同じく、リアス式海岸を有する我が佐伯市でも、いつ地震や津波の大災害に見舞われるかもしれません。そこで今回、佐伯市の災害に強いまちづくりについて、以下3点について御質問させていただきます。

アとしまして、被災者支援システムの導入についてでございます。1995年、未曾有の災害となった阪神淡路大震災で、被害の大きかった兵庫県西宮市では、その発生直後から西宮市の情報システム担当職員は、昼夜を問わず被災者台帳、被災者証明書の発行、避難所や仮設住宅の震災業務支援システムを短期間のうちに次々と開発をいたしました。この西宮市が独自に開発したシステムは現在、地震や台風などの災害発生時に、被災者に対する被災者証明や「家屋罹災証明」発行、義援金や生活支援金の給付の管理など、地方公共団体による被災者支援業務のための被災者支援システムとして全国の地方公共団体で利用できるよう、財団法人、地方自治情報センターが提供する地方公共団体業務用プログラムライブラリにある共同アウトソーシングシステムの1つとして登録されています。また、被災者支援システムの普及、促進を目的として、サポーターセンターの開設もされております。

災害発生時には、行政の素早い対応が被災者支援、並びに復旧、復興には不可欠である。被災者の氏名、住所など、基本情報や被害状況、避難先、被災者証明の発行など総合的に管理する被災者支援システムを平時のうちに構築しておくことが極めて重要だと思えます。

そこで、被災者の情報を一元管理でき、災害時の危機管理に役立つ被災者支援システムを導入するべきと考えますが、御見解をお伺いいたします。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 被災者支援システムについて、お答えいたします。

佐伯市でも、被災者の情報や被災家屋の情報などを一元的に管理し、運営することは、被災後の円滑な運営を行うために大変重要なものであると認識しておりますので、被災者支援システムなど被災者等の情報を管理、運営するシステムについて研究し、市といたしましても被災時に円滑な運営ができるよう導入について協議していきたいと思えます。

以上です。

議長（小野宗司） 後藤議員。

20番（後藤勇人） 今回この質問に、何て言うか、質問しようと思ったのは、石巻市の職員が、このシステムを知ってたんですけども、被災された家屋は6万3,000戸、これ津波で流されたという意味じゃなくて、被害を受けたと。その中でたくさんの方々が市役所に詰めかけて、被災者証明、また罹災証明ですね、いただきたいということで詰めかけるんですけども、最大限努力しても800人程度の処理しかできないというもので、その担当職員が実はこのシステムを知ってて、まさか自分の自治体が使うことになるとは思わなかったということで、その後、導入を始めまして、スムーズに、円滑に、それは津波によって、自治体の庁舎とか、住民基本台帳とか、そういうすべての情報がまだ残っていたから、実はできたわけ

で、陸前高田市とか、ああいう庁舎が流されたところは、やっぱり新聞報道にもありますように、この罹災証明とか被災者証明の発行がかなりおこなわれております。

今、導入を考えていただけるといことですので、費用についても調べておられるのではないかと思いますので、もし、大体これくらいの金額で佐伯市としては利用できると、多分、外注しなければいけない部分があるんですけども、この点はどのように見ておられるんですか。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 費用につきましては、今の段階で全国的に大方というのはレベルにもよろうと思いますが、数十万から数百万円、またそれ以上かかるのではないかとおられます。それについて、今、セットアップとかいろいろなシステムの構築、それがそのまま使えるかどうかですね、そういう部分ございますので、その部分については十分研究をしてみたいと思います。

以上です。

議長（小野宗司） 後藤議員。

20番（後藤勇人） 今、話されたように、市として独自にそういうシステムが構築できる部分があるのかも、お聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 市として独自に構築という部分でなくて、果たして今でき上がっている部分を、市としてどういうふうにご利用していくかというのが研究、まだできるんじゃないかと。やっぱり佐伯市において一番使いやすい形に持っていくべきだと思いますので、そういう部分を研究してみたいと思います。

議長（小野宗司） 後藤議員。

20番（後藤勇人） もう1回聞いて申し訳ないんですけども、でき上がっている部分というのは詳しく説明いただけたらなと。1つ、これシステム多分調べられたと思いますけれども、実はCD-ROMで配布が可能でございます。最初に私が調べてみたところ、住民基本台帳、このシステムとこのソフトを連動させることによって、すべてが円滑にできるというふうにお伺いしております。これは西宮市の吉田センター長さんの話で、導入したところによると40万から60万ぐらい。外注費だけですが、専用のコンピューターとか、キーボードとか、必要になる部分はありますけれども、おおむねそういうぐらいの金額で導入できていると。それが、震災を受けるまで、ソフトの導入、自治体が考えているところが大体220、3月11日までに申請があって、活用しているところが220程度だったのが、この震災を受けて、4月に19日ぐらいに38の地方公共団体が申し込んで運用していると。それは調べたらすべて東北圏であります。今現在は220から300まで上がって、使用している。これは、短期間にこれだけ上がっているのは、やっぱり導入費用が安くできるというのが1つのメリットだったのかなと思います。

このソフト、使用すると、一番罹災証明、これは家屋ですね。倒壊とか全壊とか半壊とかいう判断ですけれども、この発行するために住民基本台帳と家屋台帳、そして被災者状況を確認して新たに作成した調査結果と、この3つをあわせもって罹災証明が発行されると。これにさまざまなシステムを加えて、避難所の関連システムをつなげると、佐伯市にどれだけの避難所があって、その方がどこに避難している。また緊急物資の管理システムというのも

あります。これは、さまざまな場所から送られてきた物資に対して、どこの避難所に持って行ったのかと、そういう物流のシステムを連動させております。復旧、復興関連システム、これは私も見たんですけど、もうちょっと改良が要るかなというぐらい、どれだけの家屋があって、復興率が何%だと、地域地域ですね、見れるシステム。あと、仮設住宅管理システム、何軒仮設住宅をつくって、この罹災状況報告書が出れば、仮設住宅に入れる権利が生まれると、その管理もできる。犠牲者、遺族管理システムと、この家の中でどなたが亡くなられたのか、そういう、もう1つさっき出ました家屋倒壊管理システム、これをあわせて、すべての被災された方の支援ができる。状況が一発でわかるという中身になっております。

導入していただけるということなので、導入費、検討するという事なので、かなり十分に検討していただいて、これが本当に使えることがないことが望ましいんですけども、我が佐伯市では台風被害、また土砂、浸水被害というのがあります。そういった面でもきちっと活用できるのではないかと考えております。また被災された方々のきちとしたケアができるのではないかと思いますので、今後は十分検討していただけるということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（小野宗司） 後藤議員。

20番（後藤勇人） 次に、自主防災組織についてでございます。

組織の強化及び再構築と住民への周知徹底が必要と思われるが、どのように考えているのか。特に、震災以前と以後にして、私たちの防災に対する意識が全然違っていると思ひます。その中で、この自主防災組織というのはより強固なものにしなければいけないと思ひますが、その辺、どうお考えでしょうか。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 自主防災会の組織率につきましては、平成21年5月末現在でおよそ72%。372あります行政区のうち、268行政区で結成していますが、実際の訓練活動等を行っている自主防災会は、今の時点では少ないのが現状であります。しかし、今回の東日本大震災の状況を目の当たりにしまして、各地域、各区の自主防災組織が取り組む訓練や防災講話などの活動も活発化してきております。また、新しく組織を結成しようという動きも出てきています。

このように防災意識が高まっている今こそ、自主防災組織の活動を支援し、自助、共助の大切さ、自主防災組織の意義や重要性などを理解していただき、組織の強化や再構築に取り組む絶好の機会だと認識しております。そのためには、地域にいる防災関係の方々にも協力をいただきながら取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

議長（小野宗司） 後藤議員。

20番（後藤勇人） 地域防災力の向上は急務だということだと思ひますが、現状を見ますと、消防団員数の減少、高齢化が懸念される昨今、社会環境の変化などによる担い手不足が地域防災力の低下を招いていることも明白であります。地域防災体制を強化するためには、1つ、女性の参画推進だとか、地域防災活動と住民と、そこにある企業ですね、特に防災という面も含めて、いざ事が起きたときにその地域に建設会社があって、ダンプとかコンボとか使えりとか、地域の企業も巻き込んで、避難誘導、バスがあれば人を連れていける

とか、そういうのも総合的に今回見ていく必要があるんじゃないかと。そういう意味で、防災の第一条件は自分の身は自分で守ると、これは自助だと思っんです。自分たちの地域は自分で守る、これが共助だと思います。やっぱりそれを強固にする組織、要するに指導するのは公助である、やっぱり市役所の役割かなと思います。

なので、1つ、今言ったように、地元の企業とか女性の参画を含めて、どのようにお考えになっているか、お聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 企業につきましては、自主防災の組織をしていただく段階でも、企業単位のということもござります。また、地域に住まれている近くの方という形で、一緒に組織に入ったりとか、そういう動きもあります。どうしても小さい範囲でいざというときには助け合うということが重要でありますので、地域を1つにして防災に対する考え方をみんな考えていただくと、そういうことが一番大事じゃないかと。とにかく地震から逃げるのが、地震に限るとですね、地震から逃げるのが第一です。そのためには、今回避難地、避難路の整備を行うと同時に、これからは今度、みずからの命はみずからで守るということが一番だと思いますし、災害弱者の方が、やっぱり近くに住んでおられるということになると、皆さんが自発的な自助、共助、意識の醸成が一番大事じゃないかと考えております。

それぞれの地域で自主防災組織の見直しを行っていただいて、一人一人が身近なところでそれぞれの対応策を確立していただくということが、非常に重要ではないかと思っておりますので、そういう意味でも小さい単位の組織をつくっていただいて、地域の中でそれぞれが助け合うと、地域づくりが一番大切ではないかと考えております。よろしくをお願いします。

議長（小野宗司） 後藤議員。

20番（後藤勇人） 小さい組織という単位を今言われましたので、私の住んでおる地域でも、1つは自主防災で質問したのは、実は私も住んでいて、そういう意識が少ないというか、そういう地区に対してなかったという状況があります。また今回、避難路、避難場所の選定ということで、各地区に要望というか、お願いされている部分がありまして、うちも1班から6班までありまして、縦長に長いもんですから、やっぱり2カ所から3カ所の避難所という地区で検討してやっております。

その中で、1つ自主防災という組織の考え方として、これは愛媛県のマニュアルなんですけれども、これが佐伯市にはなかったのかなと。私はちょっと見てないので、調べたんですけどわからなかったので、ここであえて、皆さんが勉強する場があって、こういうマニュアルを見ながら、自分たちの防災意識を高めるのも1つの方法かなと思っんですけれども、その点について、どうでしょう。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 愛媛県のマニュアルというのを私、存じてなかったところですが、やっぱりそれぞれ、今回大地震が起きまして、今までとまるっきり違った対応、そしたら家の中で、奥さんと、日ごろなら私はどこに逃げます、仕事してれば私はどこに逃げます、夜なら一緒にどこに逃げましょうというような形の話がされると思います。そうしたところで、こういうマニュアルを研究しながら、進めていきたいと、また自主防災組織のほうにも、出前講座と、職員が出前講座という形でことはまたかなり出ておりますので、そういうところでもいろいろ勉強しながらお願いしていきたいと思っんです。

議長（小野宗司） 後藤議員。

20番（後藤勇人） もう一点、防災の日が9月1日で、防災訓練とか行われますけれども、もう1つ、地域においては3月11日が大震災の日ですので、3月末から4月にかけて、地区でそれぞれ総会というのが開かれます。その中で1つの教材を得て、今のマニュアルとかを得て、防災の日だけでは年に1回になりますので、参加しなかったらまたそういう意識が薄れるのではないかと、その中で、もう1つ地区で集まるこの総会で、そのときに地区の総会があるんですけれども、もう1つこの防災という意識をはめ込んでいただいて、教育とかお互いの意識を疎通できる、そういう体制がつかれる、地区で張れるような、張れるようになって言ったらおかしいんですけれども、今のマニュアルじゃないんですけれども、そういうので市のほうからもこの年度末の総会に関して、地区のことも、もう1つこの防災のことも企画して入れ込んでいただければなと思いますけれども、そのあたり、どうでしょう。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 防災によりますハザードマップのほうは、今から考え直してという形で進めておりますし、各地域、総会あたりとか、小さい単位の集まりがありまして、地域からの要望をいただければ、日程がつく以上は出向いていって調整、話をするなり、そういう体制は常に、今でもつくっておるんですが、そういう声があれば出向いていきたいと思しますので、ぜひよろしくをお願いします。

議長（小野宗司） 後藤議員。

20番（後藤勇人） 次に、非常用電源の確保についてお伺いいたします。

このたびの震災で、電気、ガス、水道等のインフラが壊滅的な被害に遭い、各避難所などの不便な生活を余儀なくされたのは、報道でも皆さんも御存じのとおりです。このことを踏まえて、今回、避難所となる学校や公民館の非常用電源の確保について、市はどのように考えているか、御見解をお伺いします。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 避難所となる学校や公民館の非常用電源についてですが、学校にはありませんが、18の公民館のうち、蒲江地区公民館と鶴見地区公民館にあり、弥生文化会館に保有している状況です。

災害時には電気や水道のライフラインも被害を受ける場合があります、避難所となる学校や公民館にその備えがあれば望ましいと言えます。しかし、公民館等の全体の電気を賄おうとすれば大変高価なものになり、万一に備えた日ごろ使わない設備をどれくらいの規模で設置していくか、また必要なものの優先順位はどうか、整理が必要な部分もありますので、国や県の補助事業などの状況も見きわめながら、今後考えていきたいと思えます。

議長（小野宗司） 後藤議員。

20番（後藤勇人） 今、お聞きした非常用電源なんですけれども、これ発電機というふうに考えてよろしいでしょうか。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） はい、それで結構です。

議長（小野宗司） 後藤議員。

20番（後藤勇人） 今回、学校というふうに今言ってますけれども、1つスクール・ニューディール構想に含まれて、耐震化、エコ化、ICT化のこの3つがあったと思うんですけれど

も、この中で1,200校ほど太陽光パネルを設置しているところがあります。このニューディール政策は、この10倍の1万2,000校に設置という構想になっております。我が佐伯市でも、大変申し訳ない、どのように考えておられるか。学校が避難所になると、太陽光の光で非常用電源が使えるのではないかと、そのように思っているんですけども、このあたりのお考えをお伺いしたいと思います。

議長（小野宗司） 教育長、答弁できますか。

分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） 現在、太陽光を活用している学校としましては、鶴見の松浦小学校が太陽光を取り入れております。他の学校にはそういう設備はございません。今のところ、そういう具体的に個々で活用するというところまで、まだ至っておりませんので、今後また検討してまいりたいと思います。

議長（小野宗司） 後藤議員。

20番（後藤勇人） これから進みます耐震化と、それと統合による新設の学校については、津波を受けない海岸部を除いて考えていただければなと思っております。

今回、非常用電源ということで、学校施設課と防災課に、実は5月の中旬に、こういうものがあるということで、風力発電と太陽光を合わせた船舶用のバッテリーを2つか3つ設置して、充電して非常時に使えるというシステムを、大分の業者から紹介いただきましたので、参考までにと紹介させていただきました。この非常用電源に関しまして、もし電気の通らない海岸部とか、山奥の避難所で使えたらなという感じで、普通設置したときには、非常用ではなくて、電気がないんで防犯カメラとか防犯灯とか、そういう使える施設として、今回こういうのもありますということで御紹介させていただきました。LED照明を使ったりとか、緊急時に防災無線の電源になったり、また携帯電話も10台ほど充電できるという性能を持っておりまして、また天気が悪い日でも風力で発電できると。台風時でも過充電にならないように、ブレーキ装置とか、大風のときには折り畳んで、自分で、被害を最小限に防いで、こういう設備で耐用年数が10年から15年使えるので、非常用電源としては使えるのではないかと、今思ひまして、今回紹介させていただきました。そういう避難所の要請があったとき、また使えるのではないかと、今思ひますけれども、そこらあたりはどうでしょうか。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 非常時に基本的に九電とか、災害時の対応ということで協定を結んでいる部分もあります。また、第二次の避難場所として、旧佐伯の中で言えば運動公園あたりが一番広くて、体育館もあるし、そういうところに非常用電源を用意するとか、そういうところを含めて、これから十分検討してまいりたいと思います。

議長（小野宗司） 後藤議員。

20番（後藤勇人） それでは、以上で質問を終わらせていただきます。

議長（小野宗司） 後藤議員。

20番（後藤勇人） 次に、質問の2の図書に親しむまちづくりについて御質問させていただきます。

アの佐伯市立図書館についてお尋ねをさせていただきます。

読書の大切さは言うまでもありませんが、公立図書館数は自治体の財政事情が厳しい中で、年々ふえ続けております。これは図書館に対する期待のあらわれと言えますが、全国的に見



ると設置数は約3,000と数少ないほうで、図書館のない市町村も約3割ほどあります。

人口10万人に対しての公立図書館数を先進7カ国と比較すると、日本は2.43館と最下位で、平均の5.46館の半分にも満たないという結果が出ております。

その一方、また蔵書で購入する資料費も激減していると。その中で、それらの状況下の中、我が佐伯市立図書館についてお聞きしたいと思います。

佐伯市立図書館の世代別利用者数とここ数年の利用動向をお伺いします。また、曜日別の利用状況がわかれば教えていただきたいと思います。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） それでは、後藤勇人議員の佐伯市立図書館の世代別利用者数とここ数年の利用動向、また曜日別の利用状況についてお答えいたします。

図書館の世代別の利用者数につきましては、平成22年度の集計によりますと、数字がかなり出てきますので、ゆっくり言います。幼児1,346人、小学生2万1,883人、中学生616人、高校生495人、20代1,935人、30代6,483人、40代5,579人、50代5,843人、60代8,018人、70代以上5,061人、合計で5万7,259人となっており、小学生の利用者が一番多い状況となっております。

また、ここ数年の利用動向ですが、平成19年度4万2,269人、平成20年度4万6,449人、平成21年度5万3,199人、平成22年度5万7,259人となっております。平成19年度と平成22年度を比較すると、35%の増加となっております。

また、曜日別の利用状況ですが、日曜日が6,305人、火曜日1万2,368人、水曜日1万1,631人、木曜日1万9,122人、金曜日9,287人、土曜日6,756人となっております。一番利用されているのは休館日明けの火曜日となっており、続いて水曜日となっている状況です。

議長（小野宗司） 後藤議員。

20番（後藤勇人） 今、年代別に出していただきました。本当にわかりやすく、小学生が一番多いと。中・高、また20代では活字離れが進んでいるのかなというのが、本当にわかりやすい形で出ているかなと。また、さっき言ったように、図書館のやっぱり重要性というのは増しているなど、利用状況を見ると。これ、高齢化によって退職された方々、本当にこの質問をする前に何回か見に行ったんですけども、やっぱりこの年代の方々特に若い方も昼間でしたけれども、仕事場が休みの方じゃないかなという感じで、見受けられましたけれども、やはりこの調べどおりの状況だったと見ております。

次のこの図書館の利用促進について、利用促進でどのような取り組みをされているのか、また今後の利用促進に対する考えをお伺いしたいと思います。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） 佐伯図書館では利用促進のために、ケーブルテレビ使用等により啓発を行っております。また公民館などにパンフレットを配布、ホームページに新着本を掲載するなど、多くの方が利用できるよう努めております。

学校図書室にも図書ボランティアを派遣し、書籍の修理や図書室の装飾など、学校図書室の利用活性化を図り、子どもの読書活動の推進を図っております。

さらに毎週土曜日に読み聞かせ事業を実施することにより、親子の来館者がふえてきております。

ハード面におきましては、平成21年度に図書館の一部を子育てに関する専用コーナー、絵

本ワールドを設置し、より利用しやすい図書館となっております。

今後の利用促進についてですが、調べ学習コンクール等を実施、また現在、88カ所ある移動図書館車、こぐま号のステーションをより多くの方に利用できるように、随時見直しを行っていきたいと考えております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

20番（後藤勇人） 私も図書館だよりとか、いろんなものを見せていただいて、本当によく図書館の方々、努力されてるなと感心しております。特に作文コンクールだとか、映画の友の会、それから七夕祭り、紙芝居、やはりすごい努力をされていて、小学生を見ましたけれども、本当に喜んで参加している姿を、うまくいっているというか、努力した結果が実になっているなど、その割には、割にはというか、中・高になると、図書とふれあう時間がないのか、そういう機会を部活とかに回す、遊びのほうに行ってしまうのか、そこらあたり、どういうふうに思われているのでしょうか。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） 御指摘のとおりですね、中高生は大変忙しいのだろうなというふうに考えております。先ほどお話がございましたように、活字離れ等の理由もあるだろうと思えますけれども、クラブ活動あるいは勉強といった部分で、なかなか図書館等には寄っていただけない状況が見受けられております。非常に残念なことで、図書館を運営する側としては非常に残念であります。

議長（小野宗司） 後藤議員。

20番（後藤勇人） 若い方ですので、携帯持ってるので、携帯の漫画とか、携帯小説ぐらいは、今ではかなりブームが下火ですけれども、そういうので触れてると思うんですけども、いざ、忙しいので、行きにくい、行っている状況ではないのかなと思っています。

図書館の中を見渡すと、先ほど言いましたように、子どもが遊びながら本に親しむ施設を見せていただきました。1つの図書館のポイントとしては、滞在型と言われていて、そこでいかに時間を、図書館に、本に親しむためにそういう状況に置くように、方法というのはよく考えられているなと思っております。

図書館だよりを見て思ったことなんですけれども、図書館にはたしか7名の司書さんがおられて、それぞれ得意な分野とかおありになると思うんですが、これは私の個人的な意見なんですけど、その7人の方々の少しでも個性が出るような、新刊の紹介は簡単なんですけれども、そういうせっかくの能力を持ちながら、ひとつ図書館に行ったら本の検索とか、いろいろな本を探したりはするんですけれども、それに対してのコメントがあったらいいなと、利用していて感じたものですから、今後は司書の方々、もっとう、ただ業務をするだけではなく、ただ借りた、貸したの、返却する、貸し出すだけではなく、そこらあたりは考えていただけないかなと思っております。どうでしょうか。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） 後藤議員から、大変ほめていただきまして、まことにありがとうございます。

実は、せっかくの場ですので御紹介をさせていただきますが、平成23年度で、文部科学省のほうの表彰を、佐伯市立図書館が受けることが決まりました。これは子どもがいわゆる図書館を非常に利用しているといったことや蔵書の拡充、あるいは快適な施設環境ということ

で、実際運営していただいておりますカルチャー佐伯のほうが非常に頑張っていて、こういったことが実績としてあらわれたんだろうなと思っております。

今申しましたように、その運営につきましては、指定管理者としてカルチャー佐伯のほうにもお願いしてやっけていただいております。運営していただく中では、学校の教員の方々等がその母体となって業務というものを執行しているわけなので、そういった部分の方々を教育委員会が連絡をとりながら、今おっしゃいましたことを強調していきたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

20番（後藤勇人） もう1つちょっと言い忘れたんですけれども、中学生の不読率というところを見たら、読みたい本がない、どんな本を読んでいいかわからないというところがありまして、1つもしかしたらやられているかもしれないんですけれども、読んだ本、自分が感動した本を、感動した部分の言葉を書いて作品にするとか、その自分で想像した、感動した場面を絵にかいて展示するというのも、その本をアピール、アピールというか、読書をアピールするのに、若い子たちには必要かなと、そういうのを図書館で催して展示するのも、読書感想文だけじゃなく、そういうのもあったらいいなと思うんですが、どうでしょうか。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） 今のお話ですが、実際やっているかどうかというのは、私自身も確認をしておりません。そういった話があったことを、またカルチャー佐伯のほうに連絡して、できればその取り組みができたかなと思っております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

20番（後藤勇人） ありがとうございます。

次のウの図書の損失についてということで、図書館の図書は過去から現在、未来へと受け継がれる佐伯市の貴重な財産だと思います。しかし、世間一般では図書の盗難、破損、未返却による社会問題となっているケースもあります。

そこで、昨年この佐伯市立図書館にあって、盗難、破損、未返却による損失について伺いしたいと思います。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） 昨年度の図書の盗難冊数255冊、破損数は26冊、未返却は168冊となっております。ただ、未返却につきましては、去年の4月1日から3月31日の間で聞いていますので、3月31日以降、これが返ってきておるという可能性もありますので、これがそのまま実数ということではございませんので。

議長（小野宗司） 後藤議員。

20番（後藤勇人） 図書の盗難に関しては、多分なくなった数がわかっているので、これはもう弁償してもらえということはずない。破損については、申告があれば弁償してくださいということになるんでしょうけれども、わからないときは後で気がつく。最後の未返却については、相手が特定できますので、どういう対処の仕方、保障してもらおうとか、期限が過ぎてますよというお知らせとか、どういうことをされているのか。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） 未返却についてのお尋ねですが、返却日を過ぎていわゆる未返却だという確認の作業をいたします。その後、電話あるいはハガキ等で催告をしていくというこ

とをしております。その都度、一定の期間を見ながら、個別に当たってっておりますので、当然その作業自体は継続していくということであります。

なお、その場で図書がなくなったとか、いろんなケースがございますが、基本的には費用弁償ということで対応しております。費用弁償あるいは新しい本を、その同じ本を購入してきていただくという方法で対応しております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

20番（後藤勇人） 実は盗難はどうやってわかったのかなと思うんですけれども、一応、今回非常に困ったのが、実は図書館のホームページが全く機能がしてなくて、この多分3、4週間ぐらいかな、質問を考えた前ぐらいから、それまではちょっと何回か見てたんですけど、サーバーがおかしいのかな、実はきのうやっと見れるようになりまして、その中で自分がちょっと感じたのは、5月の9日から18日が休館されていて、その間に棚卸じゃないですけども、きちんと確認作業を、これはバーコードでされていたと思うんですけれども、その中で発覚したのかなと思うんですけれども、それは。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） おっしゃるとおり、いわゆる平口で言えば棚卸の確認作業をもって、前年と本年の本の出入り等を確認して、年度末で締めるというふうな形で確認をしております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

20番（後藤勇人） この盗難に対する処置というか、処理じゃなくて対策というのはとっておられますか。考えておられますか。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） 考えていないことはないんですけれども、実は内部カメラですね、盗難防止用のカメラをつけようとか、いわゆる巡回を詰めるとかいったことも中ではそういった部分を防止するために必要だろうというふうな意見もあっているわけでございます。ただ、いわゆる図書館の雰囲気壊すようなものはできないといったことで、現在のところはいわゆるマナーの向上、いわゆる啓発活動ですね、そういった部分での活動がメインになっておるとい状況です。

議長（小野宗司） 後藤議員。

20番（後藤勇人） ありがとうございます。私も気持ちは一緒でございます。図書館に行った雰囲気を見れば、防犯カメラがあるというのは、どうしても雰囲氣的になごまないなど。またその職員の方々が、そういう気持ちで利用者と本に接する環境であってはならないかなということを見ると、気持ちが一緒でよかったです。本当にそういう場を提供するという、本来、本当に盗難がなければいいんですけれども、そういう形であっていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

次に、こぐま号の利用状況について。現在2台あって、どの場所に行ったら利用できるかと、これを実はホームページ開かなかったからわからなかったところでありまして、きのう調べたら55カ所と書いてあったと思いますけれども、この場所、行ってみるといっぱいありますので、年代別の利用状況を1回教えていただいて。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） こぐま号につきましては、2台が活用、動いております。今、後藤

議員がおっしゃっていましたが、現在、88カ所のステーションになっております。内訳といたしましては、保育所、幼稚園、小学校、中学校、これがトータルで57ステーション、公民館等が22ステーションでその他が9ステーションとなっております。

年代別の利用状況につきましては、平成22年度の実績ですが、幼児が745人、小学生が1万7,779人、中学生41人、高校生8人、20代が142人、30代が178人、40代が202人、50代が269人、60代が368人、70代以上が681人、合計で2万413人となっております。一番最初に説明しました利用人員の中に、この数も入っております。それとは別ということではございません。利用者については小学生、これが一番多いという状況です。

議長（小野宗司） 後藤議員。

20番（後藤勇人） 先ほどの図書館の利用と似ているのかなと。もうちょっと60代、70代の方がもうちょっとふえても、仕事をされていない方の御利用ができている状況なのかなというように、ちょっと疑問を持ったんですが、特に1カ所当たりに滞在する時間が15分ですか、その部分を考えると、その時間帯に間に合わないという事情もあるかもしれませんので、そういう点で、滞在時間等、また場所が88カ所はかなり多いかなとは思いますが、またそのきめ細かい配慮をお願いしたいなど。

議長（小野宗司） 後藤議員。

20番（後藤勇人） 最後に、WEB図書館についての質問でございます。

総務省の調査によれば、2009年以降、日本国内のインターネット利用率は調査開始以来初めて9,000万人を超え、人口普及率は75.3%に達していると。またアマゾンのキンドル、アップルのiPadなどの電子書籍端末が販売され、人気を呼んだのも記憶が新しいと思います。

電子書籍市場の急成長についてですけれども、書籍販売の売り上げは落ち、電子書籍の売り上げは伸びております。国内での書籍、雑誌の推定販売金額は、1996年には2兆6,564億円でしたが、2009年には1兆9,356億円と大幅に減少しております。一方で電子書籍市場は2001年4月、4億円から2008年の467億円と急成長しております。

以上のことから、従来の図書館にもよい点がいっぱいありますけれども、旧佐伯市内1つしかない、もう一つは鶴見ですかね、九州一広い佐伯市のすべての人々に24時間、365日図書を提供できるWEB図書館の導入について、本市のお考えをお伺いいたします。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） それでは、WEB図書館についてということでお答えいたします。

WEB図書館を運営するためには、図書館としてある程度の電子書籍が必要であります。かつ、サービスを受ける方々が十分なネット環境を持つことも必要であります。なお、現在、全国でWEB図書館を運営している図書館は数カ所しかないということで、日本語で電子書籍になったものもまだまだ多くないと。公立図書館で初めて運営を開始した千代田区の図書館では、4,000冊から5,000冊程度しか利用していない状況です。佐伯市といたしましては、電子書籍の蔵書が充実していないこと、貸出のためのシステムの構築費用を考慮したときに、WEB図書館の導入については現在考えていないということです。

議長（小野宗司） 後藤議員。

20番（後藤勇人） 先ほどの利用状況も聞いた上で、ネット環境の整備、また若い人については携帯端末、また電子書籍端末の利用のことを考えると、先々、このWEB図書館という考

え方は必要であるかなど。千代田区の例をとりますと、初期費用が500万と、システム関連費年間190万、また導入が21年度で340万ということで、1,000万くらいあれば年間の190万で運営できると。千代田区も最初は3,000冊だったのが4,700冊までふえているということで、これは年々進めば進むほどふえていくのかなど。決して少ない数ではないと思います。また図書館という場所に限られてますので、遠方から来てわざわざその時間にあわせて借りにといい感じから考えると、この広さ、佐伯市の広さから考えれば、どんなところにおいてもWEB図書館で借りれる、一番自分がこの図書館に今、感じたのは、佐伯市の全員の人が借りれるのと、もう1つはこう言うてはなんですが、目の見えない方、足の不自由な方が利用できる、書籍を実は読む、読んでくれる装置、また英語とかでねリスニングできる機能もあって、先ほど聞きましたけれども、破損とか未返却というのが絶対にないという点で、今、先ほど図書館の損失を聞きましたけれども、計算すると1冊1,500円やったら大体70万ぐらいの金額になるかなど。そういう点を考えると、サーバー1つあれば、書籍を置くところ、スペースもう要らないということで、今回御提案をさせていただきました。この先を、今、図書の本、古くなるので、著作権なんかを放棄していただければ、また書籍化できるのではないかと。1つ関心を持っているのは、佐伯市が独自に持っている資料、普通では公開する場所がない、重要な書籍等、また佐伯市が著作権を持っている資料とか、そういうのを電子書籍化できて、いつでも公開できるというのは私にとっては魅力かなと思っております。

今後、実は交付金事業で今回、図書館は空調設備の整備になっておりますけれども、またこの次の機会に検討していただければと思いますので、そういうところをもう一度お聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） 今回、後藤議員から新しい図書館のあり方といったことで、WEB図書館の提案をしていただきました。

我々もそういった部分については、情報として持てなかった部分があります。今、お話がありましたように、著作権の関係等、なかなか蔵書がふえてこないといったこと等がありますが、これがふえていくということになれば、当然そういったことも1つの視野に入れて取り組んでいく必要があったなと思っております。

僕たちはいわゆるアナログ人間でして、なかなか画面を見ると疲れるタイプなので、そういったことを皆さん方の環境というものを見ながら考えていきたいなと思います。

議長（小野宗司） 後藤議員。

20番（後藤勇人） 以上で終わります。ありがとうございました。

議長（小野宗司） 以上で、後藤議員の一般質問を終わります。

これにて、一般質問を終結いたします。

## 日程第2 議案の上程（提案理由の説明、質疑）

議長（小野宗司） 日程第2、議案の上程を行います。

議案第102号、請負契約に係る請負代金過大過小請求事件の和解についてを議題といたします。

議案第102号につきまして、提案理由の説明を求めます。

市長、西嶋泰義君。

市長（西嶋泰義） ただいま本定例会に追加上程されました議案について、御説明いたします。

議案第102号、請負契約に係る請負代金過大過小請求事件の和解につきましては、平成17年度から平成21年度までの間における佐伯市CATV施設保守点検業務及び新規引込、引込線移設、引込線撤去、支障移転等、工事業務請負契約に係る請負代金過大過小請求事件に関し、株式会社ケーブルテレビ佐伯と和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上をもちまして、追加上程されました議案の概要の説明を終わらせていただきます。何とぞ御協賛賜りますようお願い申し上げます。

#### 平成23年第5回佐伯市議会定例会追加上程議案一覧表

#### 議 案

番 号	件 名
第102号	請負契約に係る請負代金過大過小請求事件の和解について

議長（小野宗司） これより、議案第102号について質疑を行います。

御質疑ありませんか。

清家議員。

25番（清家好文） 委員外議員になると思いますので、二、三点質疑いたします。

第1点ですけれども、なぜこの時期に追加議案を提出したのか、その理由をお尋ねします。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） お答えします。

ケーブルテレビの事業の件につきましては、昨年来、ずっと協議をしまいいりまして、3月に総務常任委員会におきまして、委員会の中で状況報告をいたしました。その中で、それ以降、市のほうといたしましても、ケーブルテレビのほうと両方、双方弁護士を入れて協議をした中で、ここにきて和解が成立をしたということでありますので、この6月議会に追加提案をさせていただきました。

以上です。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 部長、今、ここにきてというのは、現実問題、日付はいつなんですか。この仮和解書、この日付、平成23年 月 日、あなた手書きで書いてますけれども、現実、これ6月8日になってるんですね。この手書きのやつ、現実、もっと前じゃなかったんですか。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 和解につきましては、6月8日です。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） それはもう8日ってよ。あなたが言うから、それ信用いたしましょう。

それでは、第2点目ですけれどもね、これ請負契約となってるんですけれども、請負契約だけなんですかね。委託契約という言葉は使ってなかったんですかね。その点はどうでしょうか。

議長（小野宗司） 戸田情報推進課長。

情報推進課長（戸田眞喜雄） お答えします。情報推進課長の戸田と言います。よろしくお願  
いいたします。

今、この和解の条文の中では、確かに請負という言葉を使っておりますが、実際、この件  
については委託業務という形では発注をしております。これ実際、この和解書については、  
当然お互いの弁護士さんをお願いをして作成をしていただいております。委託もある意味で  
は請負の中に入るのではないかなということで、我々、これつくったときにそういう判断を  
いたしました。

以上です。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） あくまでも委託と請負契約、一緒やという解釈ですね。もうそれ確認、き  
ょう確認事項で結構でございますので。

議長（小野宗司） 戸田情報推進課長。

情報推進課長（戸田眞喜雄） 先ほど言いましたように、弁護士さんからはもう一応内容を  
重々説明をした中での弁護士さんのつくった仮和解書の中では請負という言葉を使っている  
ように思います。我々としても、先ほど言いましたように、それは委託業務の形ではありま  
すけれども、請負という位置づけでも問題ないのではないかと考えております。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） はっきりね、請負になるんですかって言いよるんですから、請負なのか、  
委託なのか、そこをはっきりしとってと言いよるんですよ。あくまでも請負なら請負って言  
えばいいじゃないですか。私、確認事項をしよるんですよ。

議長（小野宗司） 戸田情報推進課長。

情報推進課長（戸田眞喜雄） もう請負です。そのとおりでございます。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） わかりました。それはそれで結構でございます。

それで、専決、この問題と違いますけどね、専決状況が多いわけですね。過去、佐伯市の  
場合ですね。いつもそうなんですけれど、ある日突然、こういう出してくるんですよ、議案  
をね。専決も結構あるわけなんですよ。今後は、専決を臨時議会開いていただいてね、設け  
るのかと。そういう方向性があるのか、ちょっとその辺確認したいんです。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 私ども、人事異動して、専門的になっておりません。専決事項は議員も御  
存じのとおり、地方自治法に基づいて、必要性があった専決事項ということで、でき得る限  
りこうした部分についてということで、今回も何回か臨時議会等もあります。特に重要な部  
分の点については、臨時議会等もお願いしたいと思っております。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） できるだけ専決はしなくて、機会があれば、臨時議会も余裕があればやる  
ということですね。それでいいです。

最後になりますけれども、この仮和解書の6ですね。甲及び乙は、本件請負契約に関し、  
本和解条項に定めるほか何らの債権債務も存在しないことを相互に確認するという、こ  
れどういう解釈をしてるんですか。教えてください。

議長（小野宗司） 戸田情報推進課長。



情報推進課長（戸田眞喜雄） お答えします。

この第6の何ら債権債務の存在しないことを相互に確認するということにつきましては、前段で述べていますこと以外について、何ら佐伯市からも、あるいは何らかの請求、あるいはケーブルテレビ佐伯さんから何ら請求、そういったものの債務が存在しないことを確認するというところでございます。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） これ、定型の文言だからね、それは当然わかるんですけども、これはいつまでのことなんですか。日にちの問題があるでしょう。将来の問題。

議長（小野宗司） 戸田情報推進課長。

情報推進課長（戸田眞喜雄） この今回の平成17年度から平成21年度までの今回の案件のことでございます。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 再度確認。であれば、平成17年4月1日から平成22年3月31日までということによろしいですね。

議長（小野宗司） 戸田情報推進課長。

情報推進課長（戸田眞喜雄） そうでございます。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） わかりました。これで終わります。

議長（小野宗司） ほかに御質疑ありませんか。

高司議員。

3番（高司政文） 議案第102号を質疑します。

今、清家議員のほうから、最後のところについて、私も聞きたかったんですけども、今、答えが出ましたから、まず最初に、調査をしない件数が4,023件、最後、これは残すというふうなことになりましたけれども、この4,023件、特に先日の委員会のときの話では、業務的に小さい、単価契約とかそういうものが多いと言っていましたけれども、もう1回その辺の業務内容ですね。4,023件の大体どういう業務なのかということをまずお聞きします。

議長（小野宗司） 戸田情報推進課長。

情報推進課長（戸田眞喜雄） お答えします。

第3次調査において調査対象としなかった業務については、その内容が价格的に標準とみなされるものであったためです。例えば個人宅へのケーブル線の引き込み、あるいは脱退をしたときのそのケーブル線の撤去、あるいはモデム、あるいは告知端末の取り付け、撤去、IP電話の登録作業などがあります。また、ケーブルを保護するためのカバーの撤去、自営柱の支線手直し、ケーブルのたるみ調整などの業務については、現時点では既に現場で確認が困難であるため、同様の扱いとしました。

また、道路改良等によりまして、現地がこの当初とは変わっているものもあるということでございます。

以上です。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 大体今、業務内容はわかりましたけれども、その業務内容が、いわゆる向こうからのケーブルテレビの請求、請求がもちろんきいているわけですけども、その内容

が正しいという何か根拠がありますか。

議長（小野宗司） 戸田情報推進課長。

情報推進課長（戸田眞喜雄） 根拠でございますけれども、この先ほど定額と申しましたけれども、これが通常であればもう多分ケーブルモデルの交換、故障あるいは登録作業というのは、もう当初固定的な金額、定額的な金額ということで、定めた金額で請求をされてきているということでございます。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） それはわかるんですよ。さっきの話で。だけど、それが正しいという根拠は何かありますかと聞いてるんです。その交換したとかね、いろいろ工事をした何のかんの作業をした、それが正しいという証明ができる何か根拠か何かあるんですかと聞いてるんです。

議長（小野宗司） 戸田情報推進課長。

情報推進課長（戸田眞喜雄） 情報推進課の中でこの金額を確認をしたということでございます。請求の内容の金額を情報推進課の中で再度確認した結果、正しかったと、正しい定額の金額であったと。その具体的に我々がという根拠。書類上の根拠、我々が承知している金額と合致したと。定額な金額であると。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） だからその、もう言ってる意味わかると思うんですね。はっきりだから現地確認したわけじゃないんでしょう。あくまで書類を見て、この工事ならこれだけだろうなと、単価契約とかいろいろなものから、ということでしているだけであって、現場を確認をして、確かにモデムを交換したんだとか、引き込み作業をしたんだとか、そういうことを確認したわけじゃないんでしょうと聞いてる。

議長（小野宗司） 戸田情報推進課長。

情報推進課長（戸田眞喜雄） 現地の確認でございますけれども、当然引き込みの撤去あるいは新規の新設等につきましては、当然その加入者の方からの当然要望が、申請がありまして、初めてそういう作業をするようになっております。したがって、今回、調査で現地に行ってそれを確認というのではなくて、そういう住民からの申請に基づいた結果、そういう撤去あるいは新規の引き込み等行っておるということでございます。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） でもすべてではないですよ。なぜこんなことを聞くかということ、もともと問題になったのは何かといたら、結局、市のほうが書類の不備で、現地確認とかしてなかったもんだから、その請求と合わないことが生まれたわけでしょう。だから、それがこの小さい、小さいかもしれませんが、金額の1件1件については。だけど、それが本当に正しいかどうかということになったら、同じことが言えるんじゃないかと思うから聞きよるんです。意味わかりますかね。そうでしょう。小さいから、じゃあすべて正しいんだと、大きいのはちょっとごまかしがきくとか、そうとは言えないんじゃないですか。小さいのだって、何かしようと思えばできんことはない。だから、そういうことを心配しよるから言ってるわけで、それを理屈が4,023件という大きな件数を、もう残りは見ませんということの根拠としては、ちょっと不適切じゃないですかという思ってる。と思うんですが、その辺はどうなんですか。質疑なんでね。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） それにつきましては、全体5,000件ほどの中で、調査できる範囲ということで、一応当初に234件調査をいたしました。その後、今回追加をして合計333件という件数になっております。4,000件につきましては、これをまた職員が対応して調査をするとなると、莫大な日数と費用がかかるということで、基本的な数字で請求があるということの中で、もうこの部分の再確認はしないという形の判断をしております。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 最後ですけれども、議会が当初、百条委員会とか設置するというので、結局否決したので、本当だったらそこでちゃんとそういうものができてあれば、業者を呼んで調査すれば、もっと早く解決できたと思うんですよ。現地を確認できる業者のいろんな考え方も、実際のやったかどうかということを含めて、いろいろなところで調査できるから、本当はもっと早く解決したと思うけど、残念ながらそうはならなかったんで、ずっと今、長引いてるんですけれども、しかし、さっきも言ったけど、当初問題になった理由というのが、そういうところで書類不備とかいろいろなものがあるもんだから、だからそれを残った、件数多いからね、それはわかりますけどね、そんなの調べられないこともわかるけれども、それが正しいという、やっぱり根拠としてはどうかと、私はこう思います。ちょっと議案質疑なんで、この辺で終わりますけれども、その点をちょっともう一度考えていただいたほうがいいんじゃないかというふうに思います。

以上で質疑を終わります。

議長（小野宗司） ほかに御質疑ありませんか。

井上議員。

17番（井上清三） 私もその総務常任委員会の委員外議員という形になりますので、二、三確認をしたいと思いますが、まず最初に、いわゆる金額の多額な支払いの請求、234件と伺っておりますが、この多額の金額というのはどれぐらいを基準にされているのか、ちょっと確認したいと思います。

議長（小野宗司） 戸田情報推進課長。

情報推進課長（戸田眞喜雄） 当初、234件、これ昨年7月、8月、11月に調査した件数でございますが、私の記憶では100万円以上だったと思います。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） 100万円以上ね。ある意味では数字的にははっきりしたことはわかりませんが、例えば80万とか90万、そういった部分はその234に入っていないというふうに確認してよろしいですか。

議長（小野宗司） 戸田情報推進課長。

情報推進課長（戸田眞喜雄） 調べたのは50万以上は、前回の234件で50万以上はすべて調べております。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） 50万以上という形ですが、それと今度最終請求額についてということがありますが、これ具体的にどのような根拠か、あるいは何件の部分がこの金額になったのか、すべてなのか、その辺、ちょっと確認させてください。

議長（小野宗司） 戸田情報推進課長。

情報推進課長（戸田眞喜雄） 最終的な請求額、123万5,110円に結果、なりました。これにつきましては、残りの件数のうちの805件、内容を精査しましたところ、805件が現地で調査確認ができるという判断をいたしました。その中で、805件の中の約1割ぐらゐを抽出しようということで、結果的には805件の12%、99件を抽出しまして、その99件を現地調査をしました。そしてまた現地調査の結果に基づきまして、1次、当初の昨年に行った1次、2次の現地調査の総額、それと今回の99件の総額を、これを合わせました現地調査の額について、1件当たりの金額をはじき出してあります。805件のうちの現地調査をしました99件、残り706件についてが、これが覚書を交わして、推計による金額を出しましょうということで、推計による金額と現地調査の金額が判明をしました。その合算をしたのが最終的な金額でございます。

したがって、結果的には残り805件の金額、案分の金額と99件の現地の金額の合わせた金額が最終的にこの今回の123万5,110円となります。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） ちょっとわかりにくいんですが、私が聞いたのは、いわゆるその多額の支払いが100万以上だ、あるいは50万も調べたというふうな部分なんですけれども、それはそれで理解しますが、最終請求額と書いてある341万8,593円ですね。これをいわゆるここに最終請求額が算定したと書いているので、これは出るんですかと言ひよるわけ。あるいは、何件か、こっちのように234件とか、そういうふうな数字から出したものですかという、この確認をちょっとしよるわけです。

議長（小野宗司） 戸田情報推進課長。

情報推進課長（戸田眞喜雄） 過小請求額341万8,593円、この根拠でございますけれども、これにつきましては、同じように現地調査、佐伯市とケーブルテレビ佐伯さんとで同じように現地調査をします。我々は当然過大請求分をとということで、余計に支払っているものを返還ということでございます。この過小と言ひますのは、逆にケーブルテレビさんが実際の請求以上に仕事をしたと、ケーブルテレビさん側から言えばですね。その分の過小の金額ということで、これを同じように、先ほど言った、算定方法は同じような形で、過大と過小と同じような考え方に基づいて算出したものがこの金額になったということです。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） 確認ですが、そしたら過小についても100万円以上の物件について算出したというふうに理解していいわけですか。

議長（小野宗司） 戸田情報推進課長。

情報推進課長（戸田眞喜雄） 過大と同じように、過小も一緒に相手と立ち会いのもとでやっておりますので、そういうことになると思います。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） それともう1点ですね。いわゆる未調査の請求、4,828件について内容を精査し、調査可能な請求805件を抽出したという形ですが、この精査の方法、どのような方法をとられたのか。

議長（小野宗司） 戸田情報推進課長。

情報推進課長（戸田眞喜雄） 精査の方法でございますが、当然請求書が当初出てきております。その請求書の内容を1枚1枚、残りのこの件数すべてについて職員が内容をチェックし

ていったということでございます。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） それじゃすべて、そういった部分をいわゆる4,828件を精査し、その結果、いわゆる805件についてはおかしいというふうな判断のもとに抽出したというふうに解釈してよろしいですか。

議長（小野宗司） 戸田情報推進課長。

情報推進課長（戸田眞喜雄） お答えします。

精査をして、先ほど議員言われた805件、おかしいのではなくて、精査した結果、そのうちの805件が現地で確認ができるであろう、現地調査をして確認ができるであるというような件数が805件です。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） わかりました。その辺はそういう理解をしておきます。

あと、相手方と覚書を交わした上、推計によりいわゆる過大請求というふうなことが書かれておりますが、この推計の方法、どのような方法をとられましたか。

議長（小野宗司） 戸田情報推進課長。

情報推進課長（戸田眞喜雄） お答えします。

これがさっき議員言われるように、覚書で推計、案分というのを出示しておりますが、ちょっと簡単に説明しますと、第1次から第3次、これまでの現地調査額の中から、1件当たりの現地の過大請求額をまず算出しました。現地ではかった金額から1件当たりの過大請求額を算出しました。これから、第3次調査の対象件数の未調査分の過大請求額を案分算出し、これが先ほど言った805件から99件現地をした残りの706件がこの推計による件数になります。

最終的に、現地調査で確認をした過大請求額と、第3次調査による今、706件の案分の請求額を合算をしました。それが過大請求額を最終的に出しました。ここで言う706件をお互いで覚書で推計で出したということです。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） 質疑ですから、いいんですけど。最後に、いわゆるそういった案分のいわゆる推計に携わったのは、それで業者さん、あるいは職員双方というふうに確認して、この点だけ確認。

議長（小野宗司） 戸田情報推進課長。

情報推進課長（戸田眞喜雄） お答えします。

当然覚書を交わしておるわけですから、当然これは佐伯市、ケーブルテレビ佐伯さん、両方が同意のもとに交わした覚書ということで、内容等についての推計の方法についても両方で同意をした結果ということでございます。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） 以上で終わります。

議長（小野宗司） ほかに御質疑ありませんか。

河野議員。

7番（河野豊） 7番議員の河野でございます。

私もこの件については、当初より大変、前回は総務常任委員会に属しておりまして、当初より関心を持っておりましたので、今回、委員外議員となりましたので、若干大まかな部分

だけちょっと聞きたい部分がありますので、伺いたいと思いますが、本来これは総務常任委員会の中で、以前からもまれてきて、過小請求という文言はないということは、最初からこの常任委員会の中で言っておったことであるのに、この和解書を見ると、この過小請求という言葉、大きくうたわれて、しかも記述の中に過大請求金額386万1,388円、過小請求金額554万2,836円。こういったタイトルで和解すること自体がおかしい話になるのではないかなということで、ここに至るまでのプロセス、要するに弁護士、市が頼んだ弁護士、これ事件、本来過大請求、請負請求の過大過小請求事件というような形になっておるから、私は民事訴訟ならこれ事件と言ってもいいのかなと思いつつ、議案書を見たときに感じたんですが、このタイトルそのものをどういう形で、要するに市の弁護士がつくったのか、それとも執行部の方々と相談しながら、こういう和解書というか、作成したんであろうけれども、そのプロセスをちょっとお伺いしたい。

議長（小野宗司） 執行部。

戸田情報推進課長。

情報推進課長（戸田眞喜雄） お答えします。

まず、過小の考え方でございますが、当然我々は、過大を請求します。過小の請求については、昨年の11月の委員会でも市長のほうで、過小はもう認められない、支払いはしないと、いうふうな、佐伯市の方針は出しておりました。その中で今回、両顧問弁護士に話を、この和解についての話、依頼を行った中で、当然、佐伯市側の我々は過大を主張すると。ケーブルテレビ佐伯さん側の弁護士さんについては、当然法的に過小があるではないかということで、過小を主張するという中で、お互い弁護士での和解ということで、まずこの過小という言葉が出てきました。

それと、先ほどのタイトル、これの事案のタイトルでございますけれども、それはいわゆるお互いの弁護士が間に入っている作成した事案ということで、このようなタイトルになったということでございます。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） 今言わんとすることはわかるんですよ。この和解書を見ても言わんとすることはわかるんですよ。ただ、過小請求、要するに市は過大請求を受けて、市の職員の要するに不手際と、検査もない、云々はいいいけど、過大請求を受けたことに対する責任は、市長も報酬を1割カットして、そういった処分をしたですよ。じゃあケーブルテレビ、これ第三セクターですよ。過大請求。要するにケーブルテレビ側から見たら、554万2,836円は請求をしてなかったわけになるわけやな。そうでしょう。そうなるわな。ケーブルテレビ側から見たら。こういった処分はどういうようになっているか、聞いていますか。第三セクターだから、当然そこら辺もあると思うから。要するにケーブルテレビ側は処分をしたのか。そういった処分をしてるのかどうか、その辺、聞いてるかどうか、そこら辺、この中に出てこんなことやけど、市は要するに請求書を過大を請求されたやつを、市は払った。これは処分に値するというので処分したですよ。市長以下。ところが、ケーブルテレビ側、和解やから両方の会社のことを言っているわけだからな。ケーブルテレビ側がそういった554万2,836円も請求をしてなかった。市に。そうでしょう。その処分はどういうふうになったのか。それを踏まえて和解という形になっておるのか。その辺、聞いてますか。

議長（小野宗司） 戸田情報推進課長。

情報推進課長（戸田眞喜雄） お答えします。

佐伯市が処分をするときに、たしか私の記憶では、ケーブルテレビ側も当然、その社員についての処分はするというような話を聞いております。ただしその処分の内容については、どういった内容で処分をされたかというのは、はっきりと聞いてはおりません。ケーブルテレビ側も当然、社員は処分するというような、私はそういうふう聞いております。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） いやそれ、これだれが担当して、こういう和解書を、和解に応ずる、応じないというのは、だれが担当したか、我々聞いてないけど。当然そこら辺は重要なことです。そうでしょう。それをそういったことを踏まえて、和解というのができるのではないかなと思うから、さっき言ったプロセスというのは、そこもあるんだから。その辺は、全然その弁護士同士はそこら辺の話の中には全くその辺の何て言うか、ことは触れてないんですか。ただ、いいかげん、言ったら、これに書いてますよね。議案書の中に書いてる。これは市側が出した、恐らく市側が作文した分やろうと思うんですよね。ケーブルテレビ側が作文はしてないでしょう、これ。要するに事件の概要とか、こういうことは。全部市側が出した分でしょう、これは。あなた方側から、作った作文じゃないんですか。そういった中で、双方がいろんな形を踏まえてやってることなんですか。これ全部、市が提出した資料でしょう。どうなんですか。

議長（小野宗司） 戸田情報推進課長。

情報推進課長（戸田眞喜雄） お答えします。

この和解書の案につきましては、当然我々は佐伯市側の顧問弁護士と相談をしました。その相談をする中で、当然、佐伯市側でこういうのをつくってもいいし、ケーブルテレビさん側で和解なのでつくってもいいと。ただし、そこで弁護士さんから指摘されましたのは、今までの流れから言って、これの和解書の内容をすべて佐伯市側ができれば、ある意味、優位的な感じで作るのではないかと、結果的にそうなっては第三者的に公平ではないのではないかとということで、今回のこの仮和解書の内容については、当初はケーブルテレビ佐伯さんの弁護士さんがつくっていただいて、それを佐伯市の弁護士さんに内容を確認していただいて、お互いの弁護士さんで同意を得て結果こうなったということでございます。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） それはまた、違う意味で常任委員会で議論になるかなと思ってますけれども、もう1つそれじゃあ聞いておきますけれども、805件を抽出して、さっきから聞きよるけど、99件を調べたと。その調べた内容が、ケーブルテレビ側も人員が出たわけですね。人員が出て、何名出たんですか。

議長（小野宗司） 戸田情報推進課長。

情報推進課長（戸田眞喜雄） お答えします。

うちの職員が1名出たときには、当然相手側も1名で一緒になって調査に回ったということでございます。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） 99件は、ケーブルテレビ側の人間と市側の職員とで、要するに1名のときは相手も1名、市が2名のときは相手も2名で出てしたということですね。それで、通算、要するにこれ何日かかった。

議長（小野宗司） 戸田情報推進課長。

情報推進課長（戸田眞喜雄） お答えします。

先ほど、調査のときの人数なんですけれども、私、1名と言ったのは、正確に2名とか3名とか、正直この場ではっきりは、1名出て、1名1名でやったというのは私も確認をしておりますけれども、場合によっては2名でやったかというのは、ちょっと申し訳ありませんが、その確認は私、しておりません。1名1名でやったというのは、間違いなくそういう形でやっております。

それと、5月16日にまず現地調査を入りました。それで、最終的に現地調査が終わりまして、調査結果の整理が終わりましてのが5月23日でございます。

以上でございます。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） ちょっと待ってください。16日から現地調査に入って、整理までして23日。この間に日曜から入っておるから、日曜日も出たんかな。にしたって、たった7日間ですよ。7日間したというだけですよね。それで99件。これは常任委員会でもた言われると思いますけど。費用がかかり過ぎるとか、これ以上しても無駄だとか、いろんなことを言いながら、これでたった7日間で要するにこの覚書に至ったということですか。どうなんですか。

議長（小野宗司） 戸田情報推進課長。

情報推進課長（戸田眞喜雄） 覚書を交わすには、当然、16日に現地調査を入ったんですけれども、当然その前段がございます。当然、こういった内容の調査をやるというふうな、この16日以前に、当然ケーブルテレビ佐伯さんとの当然内容を打ち合わせた上、行っております。その上でから、最終的に今言ったような期間でから調査を行ったということでございます。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） 冒頭、清家好文議員がなぜ急にこれを出してきたかということ聞きよったときに、これ要するに、今言うように5月16日からかかってね、言うたら現地調査を、そして6月1日に総務常任委員会に報告書が出たんですよ。23日にまとめた分がですね。そういった形で急に出て、その段階でこの和解書にもう至ったと。要するに5月23日から6月1日の間に至ってるわけですよ。和解が6月8日に和解に至るといような内諾をもらった、仮和解書をつくったわけですよ。ちょっとね、やっぱり余りにも性急過ぎるという感じがするんですが、これはまた常任委員会で議論すればいいことやけど。

最後にもう1点ね。要は、私は一番気にしてるのは、さっき言った第三セクターですよ。これね、やっぱりそこに、どう言ったらいいですかね、うまく言えんけど、あと常任委員会で頼むけど、1つはそれまでにケーブルテレビ側の市が口出すべき問題なのかというけど。第三セクターとしてあるわけじゃないですか。そこら辺をちゃんと、さっき言った処分の問題ね。これはちゃんと常任委員会までにはっきり方針だけでも、ケーブルテレビ側に伺いを立てて、そういった意味でないと、私は不公平かなと、これ意見言うわけにいかんから。その件を聞けるかどうか、その辺、どうなんですか、市長。

議長（小野宗司） 執行部。

戸田情報推進課長。

情報推進課長（戸田眞喜雄） ケーブルテレビ佐伯側の社員の処分についてでございますけれ



ども、私は処分をしたということは聞いておると、内容等は、詳しい内容については聞いていないということで答弁しましたので、再度、どういったケーブルテレビ佐伯側が処分をされたかというのは、確認をしたいと思います。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） あと常任委員会がありますので、そのときに私も委員に頼むような形になるうとは思いますが。

終わります。

議長（小野宗司） ほかに御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

### 日程第3 議案の委員会付託

議長（小野宗司） 日程第3、議案の委員会付託を行います。

お諮りいたします。

議案第102号、請負契約に係る請負代金過大過小請求事件の和解につきましては、総務常任委員会に付託することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、総務常任委員会に付託いたします。

### 平成23年第5回佐伯市議会定例会追加上程議案付託表

#### 議 案

番 号	件 名	付託委員会
第102号	請負契約に係る請負代金過大過小請求事件の和解について	総 務

議長（小野宗司） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

本日はこの程度にとどめまして、16日からは各常任委員会を開いていただき、23日は午前10時から本会議を開きたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後12時50分 散会

平成23年 第5回

# 佐伯市議会定例会会議録

第5号 6月23日

# 第5回 佐伯市議会定例会会議録（第5号）

平成23年6月23日（木曜日） 午前10時00分 開 議

## 出席議員の氏名

1番	後藤 幸吉	2番	後藤 勇人
3番	浅利 美知子	4番	清田 哲也
5番	河原 修仁	6番	江藤 茂
7番	河野 豊	8番	佐藤 元
10番	井野上 準	11番	兒玉 輝彦
12番	宮脇 保芳	13番	矢野 哲丸
14番	日高 嘉己	15番	矢野 精幸
17番	井上 清三	18番	小野 宗司
19番	芦刈 紀生	20番	下川 芳夫
21番	高橋 香一郎	22番	玉田 茂
23番	梶田 穂積	24番	渡邊 一晴
25番	清家 好文	26番	高司 政文
27番	吉良 栄三	28番	上田 徹
29番	御手洗 秀光	30番	清家 儀太郎

## 欠席議員の氏名

9番 和久 博至 16番 三浦 渉

## 説明のため出席した者の職氏名

市 長	西嶋 泰義	副 市 長	山本 清一郎
副 市 長	塩月 厚信	教 育 長	分藤 高嗣
総 務 部 長	内田 昇二	財 務 部 長	井上 勇
企画商工観光部長	浜野 芳弘	市民生活部長	染矢 隆則
福祉保健部長	清家 保賀	建設 部 長	高瀬 精市
上下水道部長	笠村 由喜	農林水産部長	坪根 大吉
教 育 部 長	福泉 慶一郎	消 防 長	平井 栄治
総務部次長兼上浦振興局長	川野 好明	総務部次長兼弥生振興局長	山野内 真人
総務部次長兼本匠振興局長	高野 隆正	総務部次長兼宇目振興局長	柴田 勝徳
総務部次長兼直川振興局長	矢野 幸正	総務部次長兼鶴見振興局長	清家 文明
総務部次長兼米水津振興局長	箕河原 司	総務部次長兼蒲江振興局長	渡邊 熊義

## 出席した事務局職員の職氏名

局長	東 正博	次長	岩崎 眞佐美
係長	稗田 辰朗	書記	祖田 勝也

議事日程第5号

平成23年6月23日（木曜日） 午前10時00分 開 議

- 第1 議席の一部変更の件
- 第2 委員長報告（質疑）
- 第3 討論、採決
- 第4 議案の上程（提案理由説明、質疑、討論、採決）
- 第5 農業委員会委員の推薦の件
- 第6 大分県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 第7 議会広報調査特別委員会委員の定数変更の件
- 第8 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の一部変更の件
- 日程第2 委員長報告（質疑）
- 日程第3 討論、採決
- 日程第4 議案の上程（提案理由説明、質疑、討論、採決）
- 日程第5 農業委員会委員の推薦の件
- 日程第6 大分県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第7 議会広報調査特別委員会委員の定数変更の件
- 日程第8 会議録署名議員の指名

午前10時00分 開 議

議長（小野宗司） 皆さん、おはようございます。本日の平成23年第5回佐伯市議会定例会第23日目は成立いたしました。

会議に先立ちまして、この際、御報告申し上げます。

去る6月15日に開催されました第87回全国市議会議長会定期総会におきまして、永年勤続者の表彰が行われ、和久博至議員が15年以上の勤続表彰を受けられましたので、御報告申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 議席の一部変更の件

議長（小野宗司） 日程第1、議席の一部変更の件を議題といたします。

会派構成の変更に伴い、議席の一部を変更したいと思っております。その議席番号及び氏名につきましては、お手元に配付のとおりであります。

お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、議席の一部を変更することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、お手元に配付のとおり、議席の一部を変更することに決しました。

それでは、ただいま決定いたしました議席にそれぞれ御着席ください。

#### 議 席 変 更 表

変更前の議席番号及び氏名	変更後の議席番号及び氏名
2番 矢野精幸	15番 矢野精幸
3番 高司政文	26番 高司政文
6番 矢野哲丸	13番 矢野哲丸
10番 上田 徹	28番 上田 徹
11番 御手洗秀光	29番 御手洗秀光
12番 清家儀太郎	30番 清家儀太郎
13番 日高嘉己	14番 日高嘉己
14番 玉田 茂	22番 玉田 茂
15番 榎田穂積	23番 榎田穂積
19番 浅利美知子	3番 浅利美知子
20番 後藤勇人	2番 後藤勇人
21番 渡邊一晴	24番 渡邊一晴
22番 井野上準	10番 井野上準
23番 兒玉輝彦	11番 兒玉輝彦
24番 宮脇保芳	12番 宮脇保芳
26番 江藤 茂	6番 江藤 茂
28番 芦刈紀生	19番 芦刈紀生
29番 下川芳夫	20番 下川芳夫
30番 高橋香一郎	21番 高橋香一郎

#### 日程第2 委員長報告（質疑）

議長（小野宗司） 日程第2、委員長報告を行います。

これより、休会中審査として各委員会に付託されました議案23件及び請願1件、計24件を一括して議題とし、各委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、後藤幸吉君。

総務常任委員長（後藤幸吉） おはようございます。総務常任委員長の後藤幸吉でございます。

今期定例会におきまして、本委員会に付託されました予算外議案7件につきまして、去る6月17日、委員全員出席のもと、委員会を開会し、審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして御報告申し上げます。

まず、議案第80号、佐伯ヘリポート条例の一部改正についてを議題とし、審査いたしました。

執行部から指定管理者の指定期間は原則として5年間に統一することにしており、平成24年4月1日から佐伯ヘリポートの管理を行う指定管理者の指定期間を3年から5年に改めるものであるとの説明があり、慎重審査の結果、議案第80号については原案のとおり可決すべ

きものと決しました。

次に、議案第81号、黒沢辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更、及び議案第82号、小川辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、同様の議案であるため、一括して報告します。

執行部からは、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第5項の規定により、議会の議決を求めるものであり、内容としては、現有している小型動力ポンプ付積載車の老朽化が著しいため、それぞれの地域で整備を行うものであるとの説明がありました。

慎重審査の結果、議案第81号及び議案第82号については、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第83号、大島辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、執行部から辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであり、内容としては、大島航路の新造船及び消防機庫の整備を行うものである。大島航路の新造船については、現有している定期船は昭和63年に配備し、離島航路を維持する唯一の公共交通としての役割を担っているが、配備後23年が経過し老朽化が著しいため整備する。また、消防機庫の整備についても、現有している大島分団の消防機庫は配備後36年が経過し、老朽化が著しいため、これを整備するとの説明がありました。

質疑に入り、一委員から、大島航路改善協議会で新航路の協議をされていると聞いたが、離島においては医療の確保が非常に切実な問題であり、現在は寄港している丹賀診療所のある丹賀を経由しなくなることにについて、その見解をただしたのに対して、執行部からは、丹賀診療所の医師が週1回、大島を訪れ診察しており、これで事足りていると考えている。また、大島丹賀間の利用客は少なく、なお、医療面では佐伯地域の医療機関を受診される方が多い状況にあるとの答弁がありました。

そのほか、活発な質疑、答弁が交わされた後、討論、採決の結果、議案第83号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第100号、工事請負契約の変更について（佐伯市防災情報システム整備工事）は、執行部から、昨年9月定例会において工事請負契約の締結について議決を受けた本工事について工事内容に変更が生じ、日本無線株式会社大分営業所と平成23年5月25日に変更仮契約を締結した。請負額は439万7,400円を増額し、変更請負額3億8,239万7,400円である。事業繰越の理由としては、本工事におけるケーブル線の九電柱及びN T T柱の共架・添架申請を昨年11月上旬に行い、通常3週間ほどで許可がおりることを見込んでいたが、県内市町村のケーブルテレビ事業や携帯エリア整備事業の共架・添架申請と同時期になり、九州電力やN T Tの強度計算、現地調査が年度内に間に合わなかった。ケーブル線のN T T柱への添架申請において強度計算の結果、自営柱の設置を求められ、当初計画していた自営柱の計画本数を7本から48本に増設、あわせて地元の区長さんとの協議に伴う延長スピーカーの箇所数及び延長スピーカー柱の本数を変更するものである。なお、実施設計発注時に、共架等の申請を行うことについては、工事期間及び工事請負業者氏名が決定していないため、行うことができないとの説明がありました。

質疑に入り、一委員から、実施設計の作成時に、工事の施工業者等が決まらないため、共

架申請ができないということであれば、この実施設計契約は必要なのか、工事業者が設計し、あわせて共架申請をしたほうが効率的ではないかとただしたのに対して、執行部からは、実施設計は通常、専門の設計コンサルタント業者に依頼しているとの答弁がありました。

また、同委員から、N T T柱及び九電柱の共架・添架の許可がおりたのは何本になるのか、ただしたのに対して、執行部からはN T Tには当初258本を添架申請し、うち86本が不可、その後の追加申請分を合わせて、結果、N T Tからは176本の許可を受けている。九州電力には、当初と追加を含めて436本の共架申請をし、正式な許可書は届いていないが、そのすべてについて口頭で内諾を受けているとの答弁がありました。

また、同委員から、同工事完成後の検査体制をただしたのに対して、執行部から、本工事は電気通信設備工事であり、設計には電気電子技術士またはR C C Mという資格が必要である。職員ではこれらの資格を有しておらず、業者に実施設計を委託している。また、施工管理についても実施設計業者と随意契約により委託しており、専門的な検査は施工管理業者に実施をさせる。工事完成時には、請負業者の自社検査、その後、施工管理業者による検査、情報推進課による課内検査を経て、最終的には工事検査課の竣工検査を行うとの答弁がありました。

これに対して同委員から、このような電気通信工事も多くなっている。これらの設計まで対応できるような技術職員を採用する考えはないかとただしたのに対して、執行部からは、行革に取り組み、職員数の減員を図っている中、技術職を抱えすべてのことをやれるのが一番ではあるが、いろんなケースがあるので検討していくことになると思うとの答弁がありました。

また、一委員から、緊急災害時において、住民への周知については、防災情報システムの完備をしていくとのことだが、このシステムは完成しているのかとただしたのに対して、執行部からは、平成20年度から東南海・南海地震、津波等の防災情報を住民に屋外で周知、伝達する方法の検討に入り、20年度に旧佐伯市の一部、21年度に上浦、鶴見、22年度に旧佐伯市の残りの地域で屋外拡声子局の整備を進めてきた。現在、すべての地域で屋外拡声子局の整備がされているとの答弁がありました。

そのほか、活発な質疑、答弁が交わされた後、討論に入り、一委員から、本案に反対の立場として、防災対策は非常に重要と考えるが、本事業がずさんな設計、ずさんな計画であり同意できないとの意見が述べられました。

また、一委員から、本案に賛成の立場で、早急に防災情報システムを整備する必要があるため賛成するとの意見が述べられました。

また一委員から、共架申請、実施設計の変更は設計業者の責任だろうと不満を持っていたが、共架申請については請負契約が済んで請負者と工期が確定しなければ申請できないし、強度計算についても九電あるいはN T Tが専門に独自の手法で計算をしなければわからないということであり、防災の観点から早期完成を進めるため賛成するとの意見が述べられました。

討論終結後、挙手採決の結果、議案第100号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第101号、工事請負契約の締結について（佐伯市防災情報システム整備工事）は、執行部から、佐伯市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第

2条の規定により、工事請負契約を締結することについて議会の議決を求めるものである。契約の方法は、一般競争入札。契約金額は2億3,100万円。契約の相手方は、日本無線株式会社大分営業所。工事の内容は、佐伯市蒲江の防災行政無線が昭和62年に整備後、23年経過し、老朽化が進んでいるので、デジタル防災行政無線に更新するものであり、蒲江の親局一式、遠隔の制御局一式、中継局一式、屋外拡声子局38カ所、簡易の屋外拡声子局器16カ所、戸別受信機60カ所の整備をするとの説明がありました。

質疑に入り、一委員から、本工事について議案第100号と同様に、共架、添架申請が必要になるのかただしたのに対して、執行部からは今年度のこのシステム整備事業は無線であり、九電柱、NTT柱の共架・添架は発生しないとの答弁がありました。また、一委員から、新たに設置するスピーカーは、従前のものと規格等は違うのかとただしたのに対して、執行部からは、23年前に設置したスピーカーの正式な仕様ははっきりしないが、一番大きなスピーカーで直径400メートルの円をカバーできるようになっており、これを場所により一つの柱に三つないし四つセッティングし、それぞれの地域をカバーできるよう構成している。地域ごとに地理、地形が異なるため、それにあわせて大小のスピーカーを組み合わせるとの答弁がありました。また、一委員から、この防災情報システムは振興局管内での定時の行政放送なども兼ねているのか、緊急時のみしか使わないものかとただしたのに対して、執行部から、この設備は防災用の緊急時一斉伝達手段として構築しているが、地域の皆さんにスピーカーの音になれていただく目的等もあり、各地域での行政放送等にも活用しているとの答弁がありました。

そのほか活発な質疑、答弁が交わされた後、討論、採決の結果、議案第101号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第102号、請負契約に係る請負代金過大過小請求事件の和解については、執行部から、平成17年度から21年度までの間に、佐伯市ケーブルテレビ施設保守点検業務及び新規引込・引き込み線移設、引き込み線撤去・支障移転等工事業務請負契約に係る請負代金過大過小請求事件に関し、株式会社ケーブルテレビ佐伯と和解をすることについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものである。

和解の内容としては、佐伯市と株式会社ケーブルテレビ佐伯は、本件に関し、過大請求額が合計386万1,388円、過小請求額が合計554万2,836円であることを相互に確認をする。過大請求額のうち、262万6,278円については、株式会社ケーブルテレビ佐伯が、平成23年1月14日に支払い、佐伯市が受領したことを相互に確認をする。株式会社ケーブルテレビ佐伯は、佐伯市に対し123万5,110円を支払う義務があることを認める。株式会社ケーブルテレビ佐伯は、佐伯市に対し和解の成立後30日以内に123万5,110円の金額を支払う。株式会社ケーブルテレビ佐伯は、過小請求額554万2,836円について、その請求権を放棄する。佐伯市と株式会社ケーブルテレビ佐伯は、この件に関し、この和解条項に定めるほか、何らの債権債務も存在しないことを相互に確認する。以上の内容で和解を行うものであるとの説明がありました。

また、先般の議案質疑において、河野豊議員から問われた、ケーブルテレビ佐伯側の処分内容としては、平成23年2月4日発令で代表取締役社長をけん責処分。当時の部長、課長、担当者3名、これらの5名を10分の1、1カ月の減給処分にしている。なお、当時の常任役員はすべて退職しているため、処分はないとの報告がありました。

質疑に入り、一委員から、前回の未調査分の案分による請求259万7,261円には、相手側か



ら具体的な立証がなく応じられないが、今回現地で確認できる805件のうち99件、12%を調査しての案分123万5,110円には応じるというその理由をただしたのに対して、執行部からは、前回の案分請求については未調査4,828件、すべてに市が独自で案分の金額をかけたものであり、これについては後日、市の顧問弁護士に相談したところ、案分で請求するのであれば、事前に相手方と案分の内容に同意を得た上でないと請求が成り立たないとの指摘を受けており、今回は案分の方法、計算の仕方等について相手方と確認し、覚書を交わし、お互い了解の上で請求することになったとの答弁がありました。これに対して同委員から、お互いの同意のもと覚書を交わしたということだが、約5,000件のうち12%程度の調査でこれを案分と言うのが好ましいのかと感じている。時間はかかるかもしれないが、現地確認可能な805件すべてを調査して、その結果、きちんと精算するというのが本来のあり方と思う。そういう考えはなかったのかとただしたのに対して、執行部からは、昨年11月に市長も案分による請求を検討していると述べており、当初から案分で計算し請求する考えであり、805件すべてやろうという考えはなかったとの答弁がありました。

また一委員から、市民からはケーブルテレビを利用するのに、また視聴料が上がるのではないかと心配の声も聴く、第三セクターとして市民のための公共放送という観念で経営させてほしいとの要望が出されました。

また、一委員外議員から、このケーブルテレビの件は請求どおりの工事がなされていないということがあり、会社が意図的、組織的にそういう行為をしたのかというのが問題であった。いつの間にか調査をしての差額分の請求をする、実質損害だけの和解案になっている。もともとの道義的な問題が和解案にないことをただしたのに対して、執行部からは、和解案にも書いているように、過小分、過大分があることから、意図的とはいえない。以前から過誤だと申し立てているとの答弁がありました。

これに対して同委員外議員から、意図的か過誤なのかは、残っている4,023件の全部とは言わないが、抜き打ちで調べるなど、ある程度検証する必要があるとただしたのに対して、執行部からは、残った4,023件については、價格的に定額なものであり、金額の差はほぼないものとして除外したとの答弁がありました。

また、同委員外議員から、和解案については6月議会で必ず議決しなければならないのかとただしたのに対して、執行部からは、3月議会のときから総務常任委員会においてお互いの弁護士に依頼し、和解案の議案を上程する予定であることは申し上げている。事務処理的に整ったので今6月議会で追加上程したものであるとの答弁がありました。

そのほか、活発な質疑、答弁が交わされた後、討論に入り、一委員から、本案に反対の立場として、決して和解をするなというわけではないが、調査可能な805件のうち約1割、99件の調査による案分ではまだ不備がある。805件をきっちり調査し、正確な数値を示すべきである、調査をする必要があるので、本案については反対するとの意見が述べられました。

また一委員から、賛成の立場で、805件のうち99件の抽出調査をし、あとは推計で行ったという、その方法も双方の弁護士も入り合理的な方法がとられている、またケーブルテレビ側も過小分の請求は放棄するということであり、この和解案に賛成するとの意見が述べられました。

また、一委員から、賛成の立場で、これまでかなりの年月をかけ、また相当な人数で現地調査等行ってきた。弁護士が双方の和解案を提示し、相手方は過小請求額554万2,836円の請

求権を放棄するとしており、1日も早い和解を望み、本案に賛成するとの意見が述べられました。

また一委員から、反対の立場で、長年かけても何ら進展のないような調査を進める行政、これにメスを入れるべきだ。やりたくないという執行部の姿勢は明確である。何億という金額に及ぶものが、たかだか何百万円のことで決着がつくものではない。そういうふうを考えてこの案には反対をするとの意見が述べられました。

討論終結後、挙手採決の結果、議案第102号については、挙手少数により原案を否決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がありましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。

議長（小野宗司） 補足説明はありませんか。

（な し）

議長（小野宗司） 次に、建設常任委員長、井上清三君。

建設常任委員長（井上清三） 建設常任委員長の井上清三でございます。

今期定例会におきまして、本委員会に付託されました予算外議案2件につきまして、去る6月17日、委員全員出席のもと、委員会を開会し審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして御報告申し上げます。

まず、議案第84号、佐伯市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、執行部から、公共下水道事業の事業計画の変更に伴い、当該公共下水道事業の排水区域、排水人口、1日最大処理能力を変更しようとするものであるとの説明がありました。

質疑に入り、一委員から、排水区域や排水人口の変更はわかるが、なぜ処理能力が変更となるのかただしたのに対し、執行部からは、事業計画の見直しにより、経済性、地域性、住民の意向など検討した結果、6地区において合併浄化槽で整備することになった。また、水処理系列数においても、5系列から3系列に見直したことによって、1日最大処理能力についても変更する必要があるとの答弁がありました。

その他若干の質疑、答弁の後、討論、採決の結果、議案第84号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第85号、市道路線の認定及び廃止については、執行部より、大分県が施工する県道西野浦河内線とこの路線に連結する浦崎バイパスが7月に全線開通することになり、市の管理する浦崎バイパスを浦崎2号線とする。また中の島5号線については、道路改良工事により終点が延長されたのに伴い、一たん旧路線を廃止し、新たに同じ路線名で認定するものであるとの説明がありました。

質疑に入り、一委員から、中の島5号線の起点の地番がなぜ変更となるのかただしたのに対し、執行部からは、合併前、各市町村間で表示にばらつきがあり、合併を機に内規を制定し、中心部側を起点とし、起点から終点に向かって、左側の地番を表示することに統一したとの答弁がありました。

その他、若干の質疑、答弁の後、討論、採決の結果、議案第85号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がありましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。

議長（小野宗司） 補足説明はありますか。

（な し）

議長（小野宗司） なければ次に、教育民生常任委員長、矢野哲丸君。

教育民生常任委員長（矢野哲丸） 教育民生常任委員長の矢野哲丸でございます。

今期定例会におきまして、本委員会に付託されました予算外議案3件、請願1件、計4件につきまして、去る6月16日、委員1名欠席のもと、委員会を開会し、審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして御報告申し上げます。

まず初めに、議案第86号、佐伯市国民健康保険診療所条例の一部改正については、執行部から、佐伯市国民健康保険診療所が行う診療及び介護の日時と、これらを変更することができる場合の規定を明確にするため、条文の整備をしようとするものであるとの説明がありました。

質疑に入り、一委員から、本年度から米水津診療所が指定管理となったが、夜間や時間外の診療体制はできているのかとただしたのに対し、執行部から、土曜日の診療を行いたいとの申し出により認めてきた。また、夜間については医師に電話連絡ができる体制となっており、現行は指定管理を行う前と変わらない診療体制がとれているとの答弁がありました。

その他活発な質疑、答弁の後、討論、採決の結果、議案第86号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第87号、佐伯弓道場条例の一部改正については、執行部から、指定管理者の指定期間を3年から5年に改めようとするもので、市の指定管理の運用指針において指定管理者の指定期間は原則として5年間に統一することとなっており、指定更新にあわせて佐伯弓道場の指定期間を平成24年4月1日から5年間に改めるものであるとの説明がありました。

質疑に入り、一委員から、指定期間が3年間では不都合があったのかとただしたのに対し、執行部から、市の方針として5年間ということである。3年間では少し短いと感じているとの答弁がありました。

その他、若干の質疑、答弁の後、討論、採決の結果、議案第87号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第88号、佐伯市南浜テニスコート条例の一部改正については、執行部から、議案第87号と同様に指定管理者の指定期間を改めようとするもので、佐伯市南浜テニスコートの指定期間を、平成24年4月1日から5年間に改めるものであるとの説明がありました。

慎重審査の結果、議案第88号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第9号、教育予算拡充を求める意見書採択についての請願を議題とし、まず本請願に対する執行部の意見を求めました。

執行部から、子どもたちに教育の機会均等と教育水準を保障するため、義務教育費の国庫負担率を2分の1に復元し、制度を維持することについては、全国的に負担分が地方に回れば、その分、地方の財政も大きな影響を受ける。全国どの地域のどの子どもにも均等に教育の機会を与えるといった趣旨から、請願と同意見である。また、30人以下学級、複式学級解消を基本とした次期教職員定数改善計画を実施することについては、平成28年度までに小学校1年生から中学校3年生まで35人以下学級にしていく、また29年度以降の小学校1、2年生を30人以下学級にするというこの計画の実施については、教育委員会も強く望んでいる。また複式学級の解消についても、複式の授業を行う条件の厳しさは本市においてもあり、国

が力を入れ、子どもたちがきめの細かい教育を受けることができるようにしていただきたいとの意見が述べられました。

若干の質疑、答弁の後、紹介議員に請願の願意についての説明を求めました。

紹介議員から、義務教育は国が責任を持って支える制度であり、憲法、教育基本法、義務教育費国庫負担法で義務教育の根幹が示されている。義務教育費国庫負担制度は、戦後、義務教育の水準を長年にわたって保障してきたが、国の財政悪化のたびに縮減が強く求められ、昭和60年から教材費、旅費が、それ以降、三位一体改革の中で、平成15年、共済費、長期給付公務災害補償基金負担金が、平成16年には退職手当、児童手当がそれぞれ一般財源化され、平成17年には暫定措置として4,250億円が減額、平成18年にはついに国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられ、現在に至っている。義務教育費国庫負担制度の基本的役割を考えるならば、教育は未来への先行投資であり、国と地方が義務教育にかかわる共同責任を果たすべきだと考える。また、きめ細かな教育の実現のため、30人以下学級、複式学級の解消を基本とした次期教職員定数改善計画を実施するよう、国に求めるものであるとの説明がありました。

質疑に入り、一委員から、請願書の中に地方交付税削減の影響が自治体財政を圧迫してきましたとの表記があるが、本市においては平成17年度から地方交付税が年々ふえている、どう説明するのかとただしたのに対し、紹介議員から、本市の現状をとらえてということではなく、全国的なことで国においてこのような方針をぜひつくってもらいたいとの答弁がありました。

その他、活発な質疑、答弁の後、自由討議を経て討論に入り、賛成の立場で基本的には国庫負担制度というのは義務教育を国として果たすかどうかという問題であり、国庫負担が縮減され、都道府県が大きな影響を受けるというのは間違いない事実である。また、少人数学級については、文部科学省の調査で、教職員よりも保護者のほうがより小規模の学級を望む傾向が出ていたり、少人数指導の評価として学力向上や不登校、いじめ等、問題行動の減少が報告されており、本市においても同様のことが具体的な成果としてあらわれている。また、学力全国トップの秋田県では、個に応じた指導の充実ということで、少人数指導を行っている。佐伯の議員、佐伯市民から見ても、国庫負担率を2分の1に復元すること、30人以下学級の実現、複式学級の解消は望ましいことであり、また世論だと考え、請願に賛成するとの意見がありました。

次に、賛成の立場で、教育については、国の責任においてやっていくということはだれもが認めるところだと考え、また国の財政状況が悪いことを教育に持ち込むのは反対である。30人以下学級の実施は、子どもの教育に決してマイナスにならないと考え、賛成するとの意見がありました。

次に、反対の立場で、子どもたちに教育機会の均等と教育水準を保障すること、また30人以下学級の実現についても異存はなく、国がするのが当たり前だと考えている。しかし、国庫負担率を2分の1に復元することは、三位一体改革で地方分権に移行している流れの中、改革の後退になると考え、反対するとの意見がありました。

討論終結後、挙手による採決の結果、挙手多数により、請願第9号については原案のとおり採択すべきものと決しました。

また、この請願の採択に伴い、会議規則第14条第2項の規定に基づき、意見書案の提出に

ついて諮りました。

採決の結果、請願に記載されている意見書案により、委員長名をもって議案を提出することに決しました。

以上で委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がありましたら他の委員の補足説明をお願いします。

議長（小野宗司） 補足説明はありませんか。

（な し）

議長（小野宗司） 次に、経済産業常任委員長、井野上準君。

経済産業常任委員長（井野上準） 経済産業常任委員長の井野上準でございます。

今定例会におきまして、本委員会に付託されました予算外議案11件につきまして、去る6月16日、委員全員出席のもと、審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして御報告申し上げます。

まず、議案第89号、佐伯市営駐車場条例の一部改正について、議案第90号、佐伯市宇目商業団地関連施設条例の一部改正について、及び議案第91号、佐伯市木浦地区ふれあい施設条例の一部改正については、同様の議案であるため、一括して報告をいたします。

執行部からは、指定管理者の管理指定期間の改正を行うもので、平成22年7月に指定管理者選定方法等の統一について運用指針が示されたことを受け、指定管理期間を3年間から5年間に改めるものであるとの説明がありました。

慎重審査の結果、議案第89号、議案第90号及び議案第91号については、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第92号、佐伯市道の駅やよい条例の一部改正については、執行部から、指定管理者から、日没時間を考慮した季節ごとの利用時間の設定の必要性及び衛生管理上、浴場清掃に月1日は休業日が必要であること、また道の駅やよいを利用する場合、指定管理者の許可を必要としているが、営利を目的としない一般利用者はその対象外とすることなど、条例上の整備を行いたいとの要望があった。当該施設の運営は、佐伯市と指定管理者との協議、承認を得て、現在の利用時間、休業日等で運営をしているが、住民等にも現行の運営体制で周知が図られていることなどから、条例上、その利用時間について、おさかな館は午後6時までを午後5時までに、売店やよいぴかいちは4月から9月までは午前8時30分から6時30分までとし、10月から翌年の3月までは午前9時から6時までとする季節ごとの区分とし、やよいの湯は午後10時までを午後11時までに、また休業日について、番匠おさかな館は年中無休から毎月の第2火曜日、やよいぴかいちは1月1日、やよいの湯は毎月の第2火曜日を休業日とする現行の運用にあわせた条例の一部改正であるとの説明がありました。

質疑に入り、一委員から、本市も観光立市としての誘客を考慮した場合、やよいぴかいちについても閉店時間を午後7時ぐらいに延長する考えはなかったのかとただしたのに対し、執行部から、観光的要素としてサービス面の充実を図ろうとすれば、閉店時間を遅くしたほうがよいが、経営面では時間を延長した分の人件費を考えると赤字が増加することから、現行体制でしばらく運営したいとの答弁がありました。

また、一委員から、利用時間のほか、地域の商店に配慮した営業形態を考慮しているのかとただしたのに対し、執行部から、営業形態についても地域の商店に配慮しているとの答弁がありました。

さらに一委員から、やよいぴかいちについて、午前中でほとんどの農産物が品切れ状態になっていることを考えると、商品が売り切れたらすぐに補充をする体制でなければ、観光客が立ち寄ったときなど、欲しい商品がなかったということでは、リピーター客も増加しないのではないか、また地産地消として、地元の新鮮な野菜をふんだんに使用した料理やバイキングなど、工夫すれば経営改善ができるのではないかとただしたのに対し、執行部から、出荷協議会は農協、マルシヨクなどの事業所も参加していることから、商品の補充方法とレストラン部門への地産地消をメインとしたメニューができないかなど、あわせて検討していくとの答弁がありました。

さらに一委員から、番匠おさかな館を現行の第2火曜日を休みとする条例改正であるが、当該施設については番匠川にすむ生物を身近に観察できる教育的施設と道の駅とのセッティングというのは違和感がある。番匠おさかな館については委託料を支払っているが、その他道の駅やよいとは経営を切り離し、道の駅やよいの部分については独立採算制とすることの検討はできないのかとの指摘をしていたが、引き続き、番匠おさかな館については現行での施設運営管理体制で継続していくのかとただしたのに対し、執行部から、道の駅やよいと切り離して考えると、施設全体で経営効率はよくなるが、当初、地域の雇用の創出、国土交通省の補助事業を活用しながらスタートしていることを勘案すると、利益だけを追求するという考え方も厳しいことを理解してほしいとの答弁がありました。

また、一委員から、不採算部門を切ると考えた場合、5年後には閉めるということも考えられるのかとただしたのに対し、執行部から、そのようなことは決まっておらず、また株主総会にも提案していない。従業員の雇用もあり、また施設全体の形態として、電気設備関係においても1つの配線を利用していることから、別々ということにはいかない状況がある。指定管理期間の5年以内にとというのは厳しいかもしれないが、その都度、議会等に説明をしていくとの答弁がありました。

引き続き、同委員から、この件に関しては経営から見た場合、赤字の部分を抱える中で、3年の契約にしておけば施設等の運営、経営面における事業の転換もしやすいと考えるが、指定管理期間を5年間に延長するというのは逆行しているとも考えられることから、指定管理者を指定する上で再度認識をしてほしいとの意見が出されました。その他、活発な質疑、答弁が交わされた後、討論、採決の結果、議案第92号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第93号、佐伯市藤河内溪谷観光施設等条例の一部改正について、及び議案第94号、佐伯市高平キャンプ場条例の一部改正については、同様の議案であるため、一括して報告をいたします。

執行部からは、議案第89号と同様に、指定管理期間を3年から5年間に改めるものであるとの説明があり、慎重審査の結果、議案第93号及び議案第94号についてはそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第95号、佐伯市重岡ライスセンター条例の一部改正については、執行部から議案第89号と同様に、指定管理者の管理期間を3年間から5年間に改めるものであるとの説明がありました。

質疑に入り、一委員から、今回指定管理期間を延長しようとしているが、このライスセンターの機械等の更新に備え、積み立てを行うなどの対策をとっているのかとただしたのに対

し、執行部から、使用している機械のコンピューター部分の作動がままならない状況であるが、補助もなく、すぐに購入するということにはいかないため、指定管理を継続する中で、修繕費等に対する積立等も検討するとの答弁がありました。

その他、若干の質疑、答弁が交わされた後、討論、採決の結果、議案第95号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第96号、佐伯市宇目農林産物等直売所条例の一部改正について、及び議案第97号、佐伯市直川農林産物加工直売所条例の一部改正については、同様の議案であるため、一括して報告をいたします。

執行部から、議案第89号と同様に、指定管理者の指定管理期間を3年間から5年間に改めるものであるとの説明があり、慎重審査の結果、議案第96号及び議案第97号については、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第98号、佐伯市グリーンピア大越条例の一部改正については、執行部から、当該施設の利用料金を指定管理者の収入として収受させることとするもので、平成23年4月1日から当該施設の利用にかかる従来の使用料から指定管理者の収入となる利用料金に改めるとともに、関連する条文を整備するものであるとの説明がありました。

若干の質疑、答弁が交わされた後、討論、採決の結果、議案第98号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第99号、佐伯市瀬会公園簡易宿泊施設及び佐伯市かみうら天海展望台を併せて管理する指定管理者の指定についてを議題とし、審査いたしました。

本件については、施設の状態等を把握するため、6月13日に全委員を現地に派遣し、共通認識を図った上で、16日の審査に臨んだところであります。

16日の審査では、執行部から、両施設をあわせて管理を行う指定管理者を指定しようとするものであり、指定管理者の候補者は、有限会社川元建設工業、代表取締役、川元キミ子、指定の期間は平成23年7月1日から平成28年3月31日まで、公募により指定するものである。当該施設は平成23年3月31日に指定管理期間が満了するため、これまで昨年10月及び本年1月の二度にわたり指定管理者を公募したが、指定管理者決定に至らず、本年4月に再々募集を行ったところ、4者からの応募があり、去る5月18日、指定管理者選定委員会を開催し、書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングを行った結果、同社を選定したとの説明がありました。

質疑に入り、一委員から、瀬会公園内にあるバンガローについては、補修などの予定はあるのかとただしたのに対し、執行部から、指定管理期間が満了するに当たり、施設に問題がないか現地調査を行ったところ、バンガロー等の雨漏り、デッキなどの損傷箇所があった。指定管理者が決定していないことなどから、そのふぐあいのあった箇所については補修を行っているとの答弁がありました。

また一委員から、条例を廃止し、普通財産として管理を行っている隣接のレストランであった部分の利活用についてただしたのに対し、執行部から、当該施設については地元の審議会、区長と協議する中で、施設を解体するのではなく、地域の産業を興す起爆剤にできないかとの意見があることなどから、今後、当該施設の有効活用のため管理者等を公募する予定であるとの答弁がありました。

また一委員から、かみうら天海展望台については、学校教育の一環として星空の観察を教

育委員会に働きかけたことがあるのかとただしたのに対し、執行部から、教育委員会とこの件に関して協議したことはないが、指定管理者が決定すれば、学校等にもチラシの配布や親子の星の観察会として子ども会などにも利用を呼びかけることを考えているとの答弁がありました。

引き続き、同委員から、天海展望台の有効活用のため、学校教育の一環として取り組みができないか、教育委員会と協議をしてほしいとの意見が出されました。

また一委員から、指定管理者から、指定管理施設が古ければ利用者も減少していくため、維持補修を求める声も出てくることが考えられる。維持補修を行う明確な判断基準があるのかとただしたのに対し、執行部から、以前にもそのような指摘があったため、数十箇所ある観光施設をすべて調査し、今後の維持管理方法など検討していく中で、維持補修を行う施設、少し手を加え維持する施設、もう手を加えない施設など3分類に振り分け、今年度中にはその維持管理計画の策定を終えるとの答弁がありました。

引き続き、同委員から、公の施設の多くが指定管理者の指定を行う中、施設の利活用を視野に、その一つの選択肢として公の施設を払い下げるなどの検討を行っているのかとただしたのに対し、執行部から、観光施設については維持管理に係る計画策定を行っているが、その他全体的な公共施設についてはこれからであり、関係各課と協議していくとの答弁がありました。

その他、活発な質疑、答弁が交わされた後、討論に入り、賛成の立場から、指定管理者指定の施設については、年月が経過し老朽化していく中で、維持管理が非常に重要となる。したがって、それらの施設については維持して行くもの等の判断基準を明確にし、佐伯市独自の施設維持管理方針を早急に策定、施設のリスト化を行う中で、的確に指定管理者の指定業務を行ってほしいとの賛成意見が出されました。

採決の結果、議案第99号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がありましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。

議長（小野宗司） 補足説明はありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） 以上の各委員長報告に対する質疑を行います。

御質疑ありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） 御質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

### 日程第3 討論、採決

議長（小野宗司） 日程第3、討論、採決を行います。

議案第80号、佐伯ヘリポート条例の一部改正について、第81号、黒沢辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、第82号、小川辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、第83号、大島辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、第84号、佐伯市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、第85号、市道路線の認定及び廃止について、第86号、佐伯市国民健康保険診療所条例の一部改正について、第87号、



佐伯弓道場条例の一部改正について、第88号、佐伯市南浜テニスコート条例の一部改正について、以上9件を一括して議題といたします。

討論の通告はありませんので、これにて討論を終結し、これより9件を一括して採決いたします。

総務、建設、教育民生、各常任委員長報告のとおり、それぞれ原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、以上9件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

次に、第89号、佐伯市営駐車場条例の一部改正について、第90号、佐伯市宇目商業団地関連施設条例の一部改正について、第91号、佐伯市木浦地区ふれあい施設条例の一部改正について、第92号、佐伯市道の駅やよい条例の一部改正について、第93号、佐伯市藤河内溪谷観光施設等条例の一部改正について、第94号、佐伯市高平キャンプ場条例の一部改正について、第95号、佐伯市重岡ライスセンター条例の一部改正について、第96号、佐伯市宇目農林産物等直売所条例の一部改正について、第97号、佐伯市直川農林産物加工場直売所条例の一部改正について、第98号、佐伯市グリーンピア大越条例の一部改正について、第99号、佐伯市瀬会公園簡易宿泊施設及び佐伯市かみうら天海展望台を併せて管理する指定管理者の指定について、以上11件を一括して議題といたします。

討論の通告はありませんので、これにて討論を終結し、これより11件を一括して採決いたします。

経済産業常任委員長報告のとおり、それぞれ原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、以上11件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

次に議案第100号、工事請負契約の変更について(佐伯市防災情報システム整備工事)を議題といたします。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番、佐藤元君。

8番(佐藤元) 8番議員の佐藤元です。

議案第100号、工事請負契約の変更について、反対の立場で討論をいたします。

理由といたしまして、一つに、当初計画が余りにもずさんだと考えられる、このことが上げられるのではないかと考えております。

二つ目に、実施計画発注から今回の工事請負契約の変更まで、約1年9カ月を要しているにもかかわらず、工事ができない状態ではどうもおかしいのではないかと。いつもなら3週間で電柱の使用許可が出ておったのですが、今回は出なかったということであるが、工事ができないことばかりの言い訳ばかりをするということしか聞こえない。全く計画性がない。このことが二つ目であります。

三つ目として、常任委員会の決定は私も重く受けとめておるつもりではありますが、緊急性を要する工事と私も理解をしております。それにしても余りにも時間がかかり過ぎるのではないかと。緊急性を考えるなら1年内、1年度内に発注から完成がなされるべきであり、そう

いうふうを考えて発注すべきであり、いま一度計画をやり直すよう求めるものであります。

四つ目として、工事に対して専門的な技術者がいなかったことについて質問をいたしました。今後このような工事が発注されるにもかかわらず、現在は職員を削減している間なので、雇用はしない旨の答弁がありました。現時点でも臨時雇用の採用は多くを採用しているにもかかわらず、特に情報推進課の工事については、また後にも出てきますけれども、契約から完成までを管理する者もない、そういうふうな決定的な技術者の不足ということ。それを常々言われながらも、そのことを計画的に変えていくという前向きな姿勢が見られない。そういうことでは、以前から行われておる情報推進課の事件がたびたび起こるのではないかということが危惧されます。もう少し建設的に、計画的に工事実施をすべきと考えるものであります。

以上が私の反対討論の意見であります。どうか議員の皆様方にはよくお考えいただき、私の反対の立場での討論に賛成をしていただきますようお願いをいたしまして、反対討論を終わります。

議長（小野宗司） 以上で通告による討論を終わります。

これにて討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

総務常任委員長報告のとおり、原案を決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（小野宗司） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第101号、工事請負契約の締結について（佐伯市防災情報システム整備工事）を議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

総務常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第102号、請負契約に係る請負代金過大過小請求事件の和解についてを議題といたします。

まず、賛成討論の通告がありますので、発言を許します。

14番、日高嘉己君。

14番（日高嘉己） おはようございます。14番議員、平成会の日高です。

議案第102号について、賛成の立場で討論をいたします。

本案は、平成17年度から平成21年度までのケーブルテレビ事業の保守業務などにおいて、佐伯市と株式会社ケーブルテレビ佐伯との間で発生した請負代金の過大請求及び過小請求事件についての和解ということですが、不祥事発覚後、平成21年12月、市長要求による監査請求がなされ、それに基づき、平成22年3月、監査委員からの報告がありました。

総務常任委員会としても所管事務調査として幾度も会議を開き、執行部よりの説明を求めてきました。執行部による平成22年7月、8月及び11月、そして今回の第3次調査となる調査では、現地調査可能な805件のうち、費用対効果といったこともあり、12%、99件を現地

調査し、残りの706件については推計により過大請求額、過小請求額を算定したとしております。

そして、その算出方法は事業費で10万円未満、10万円から20万円未満、20万円から30万円未満といったように、10万円刻みの金額階層ごとに1件当たりの差額を算出し、その金額に件数を掛けてすべての階層を合計して精算額としたということですので、算出方法も合理的なものと思われます。

その調査の結果、過大請求額386万1,388円はケーブルテレビ佐伯が佐伯市へ支払う、また、過小請求額554万2,836円についてはケーブルテレビ佐伯は佐伯市への請求権を放棄するとしており、納得できる内容だと思っております。

仮にこの和解案を否決して、案分による方法でなく、残りの706件をすべて調査して金額を確定させても、今度はケーブルテレビ佐伯側も、確定した過小請求額を佐伯市へ請求してくるといったことにもなりかねません。

佐伯市及びケーブルテレビ佐伯双方が弁護士の指導のもとに作成したこの和解案を受け入れて、信頼関係を構築することが今後の佐伯市のためにもなるものと思われます。

こういったことから、議案第102号、請負契約に係る請負代金過大過小請求事件の和解について賛成することに、議員皆様の御賛同をお願いいたしまして、賛成討論といたします。どうぞよろしく願いをいたします。

議長（小野宗司） 次に、反対討論の通告がありますので、発言を許します。

26番、高司政文君。

26番（高司政文） 26番議員、日本共産党の高司政文です。

私は議案第102号、請負契約に係る請負代金過大過小請求事件の和解についてに反対の意見を述べたいと思います。

反対の第一の理由は、和解案にはこの問題が起きたことに対する道義的な総括がされていないこととあります。そもそも、事の発端は、議員の側から請求どおりの工事がされていないことが指摘され、市との立ち会い調査で請求と実際の工事内容とに差異、つまり過大請求があったことが判明したことであります。

問題は、ケーブルテレビ佐伯が会社として組織的にやっていたかどうか、つまり道義的な問題でありました。私はそこまで踏み込んで検証するには、百条委員会を立ち上げる必要があると考えましたが、議会としては否決したため、市が現地調査、現地確認を進めることで検証せざるを得ませんでした。

その後、多くの過大請求が明らかになりましたが、市側の原因については、完成検査など体制の不備があるなどとはしましたが、ケーブルテレビ側の原因については、請求に過誤があったとしたケーブルテレビ佐伯の見解を市が追認した形になっています。市として単なる過誤だったのか、組織的な問題だったのか、十分検証したのでしょうか。いつの間にか事態は、調査をして過大が出れば請求する実質損害の問題になっているのではないのでしょうか。

ここは問題の原点を振り返り、これまでの調査を踏まえ、組織的な問題があったのかどうかを検証し、市としての見解を出すとともに、和解案にお互いにそのことの総括をした内容を入れるべきだと考えます。

反対の第二の理由は、調査をし尽くしていないこととあります。平成17年度から21年度までの契約件数5,062件に対して、市は333件の調査を実施、残る4,729件のうち706件は現地確

認が可能だが、99件を抽出して調査したため、推計した。4,023件は現地価格が困難。価格的に標準という理由で調査対象外としたとのことですが、現地確認ができないものはありませんが、価格的に標準というだけで正しいという根拠は何でしょうか。総務常任委員会などで質問をしても定額であることや、加入者からの要望、申請で行っているというだけで、現地が請求どおりに行われているという根拠には乏しいものであります。残った706件はもちろん、4,023件についても抽出して現地調査を行うべきであります。

和解することには反対しませんが、繰り返しますが、問題の検証が十分され、それを和解案に反映させ、市民の多くが納得できるものにして再度提案されるようお願いして、反対討論を終わります。

議長（小野宗司） 次に、賛成討論の通告がありますので、発言を許します。

29番、御手洗秀光君。

29番（御手洗秀光） 29番議員の新風会所属の御手洗秀光でございます。

議案第102号、請負契約に係る請負代金過大過小請求事件の和解について、原案賛成の立場で討論をいたします。

これまでの経過といたしましては、大きく3点ございました。

1点目は、総務常任委員会のたび重なる所管事務調査の状況、2点目は、市長の監査請求による監査委員の調査と報告、それを受けて、3点目は執行部による独自調査と今後の防止対策の強化、あわせて市長以下、関係職員の処分、またケーブルテレビ側にも処分がなされておることもお聞きをいたしました。まさに長い時間をかけて取り組んできたわけでございます。そこには、多くの不備の指摘と改善が求められており、役所内部ではさまざまな改革等を行いながら、今後はこのような事件は絶対起こさないという職員の意識の変革も醸成されていると私は判断をしております。

昨年の11月22日の総務常任委員会に出席した市長の全般的な見解は、相手があるので和解になるか、裁判になるかはわからない、いずれにしてもすべての調査はできないので、ここで打ち切って過小、過大の整理をしたい。代理人を立てて、まず和解を求めたい。そして議会に報告をしたいとのことでありました。

そのとき私は、委員外議員としてメモをとっておりましたので、本年6月1日の総務常任委員会で、戸田情報推進課長によるこれまでの経過説明と今後の手続についての説明は理解できるものであり、この流れに沿って行われたものと推察いたしました。

先般、2月3日付でケーブルテレビに請求しました未調査分の案分による請求額259万7,261円につきましては、この請求には応じられないとの通知が2月24日にあったと伺っております。このままではいつ収束するかわからない、このような様相を呈しており、そうであれば双方の弁護士が中に入り調整した覚書に基づいて、仮和解書の処理が最も適切な方法だと判断するものであります。長い時間をかけてきただけに、ここで一定の整理を図り、1日も早い実行を期待するものでございます。

よって、議案第102号に賛成をいたします。以上でございます。

議長（小野宗司） 次に、反対討論の通告がありますので、発言を許します。

7番、河野豊君。

7番（河野豊） 7番議員、自民党会派所属の河野豊でございます。

私はこの102号について、反対の立場で意見を述べたいと思います。

まず反対の理由は、もう明らかに調査不十分と、これがもう第一義であります。

私はこの問題が始まって以来、端を発せばこれ、大分国体のときに、平成19年のときにトランシーバーを買ったということで、不正経理に端を発しております。そこから始めて、まず議会側からおかしいのではないかとということで、これは議会運営委員会のほうから市長に監査を要求したわけで、市長が監査を要求したわけではありません。議会が市長にお願いして監査を要求したわけでありまして、その辺から始まっておりますので、それとまず発端は、直川のあるケーブルのかけかえ工事で、葺の軒先を壊したということで、その壊した金を工事者が、本来工事する場合は、工事の保険等をかけています。そういったものも市が払ったと、これおかしいのではないかと、その辺もある意味、発端でありました。

そこから監査を要求し、監査報告がなされたわけですが、本来、これ以前に和久議員がこの件で申し述べておりましたが、本来議会は、この市長要求のある意味監査報告で、ほとんどが納得をしておったと。ところが、これに対して総務常任委員会で所管事務調査をしようじゃないかというふうに、佐藤議員のほうから提案がなされて、総務常任委員会でこれを所管事務調査ということで、徹底的に調べるといふ形になり、現地調査をした結果、大きな過大請求があるということが発端でもありました。2番目のですね。

そういったことから、このケーブルテレビの事業に関して言えば、工事、要するに委託をして、工事をし、そして完成すると、こういったところに、もう皆さん御存じのように、市のほうで発注の委託の図面もなければ、工事中の写真もないと、完成検査の写真もない、完成検査もしておらない、こういった中、いろんな問題が出てまいりまして、過大請求といった形が出てまいりました。これ、過誤であるか、故意であるかは、先ほど高司議員の反対討論の中にも出てまいりましたが、これも随分、総務常任委員会の中で議論されました。ただ、双方、行政側にも体制がなかったということで、ある意味、痛み分けかなといった部分もありましたが、報告にもありますように、ケーブルテレビ側に要するに案分で二百数十万の過払いを返還してくれといった部分が、覚書の中では具体的立証がなく応じられないと、具体的立証がないといったことで、先ほどから委員長報告にもありましたように、805件中99件、12%を調べて、そして案分して出した金額なら応じられると。これはまことにもって整合性もとれないし、おかしいのではないかな。議会として先ほどの賛成討論の中にもありましたが、いつまでも長引かせることはどうのこうのと、そういった問題とは全く私は違う案件だと思っています。

要するに我々はチェック機能として、おかしい部分は徹底的にやっぱりおかしいと追及して、具体的な立証がないなら、具体的な立証をするまでのことであろうかと思えます。したがって、805件中805件調べて、そこで市のほうが払う部分があるというなら払えばいい。それが本当の意味の具体的立証じゃないかと。そういった意味で、私は徹底的にこれは当初のケーブルテレビ側から要するに応じられないといった理由を考えれば、徹底的に調べて払うべきものは払う、もらうべきものはもらうといった形でやるのが筋ではないかというふうに思い、この件については和解はまだ時期尚早であるということで、反対をいたします。以上、皆様の賛同をよろしくお願いいたします。

議長（小野宗司） 次に、反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番、佐藤元君。

8番（佐藤元） 8番議員の佐藤元であります。

議案第102号、請負契約に係る請負代金過大過小請求事件の和解について、この議案について反対の立場で討論をいたします。

その理由、一つには、過大請求事件が発覚し、業務5,062件のうち実際に調べたと言われる件数は333件であります。今、800件の中の12%とっておりますが、全体から見ると10%も満たしておりません。333件しか調査をしておらず、またその中に過小等を調査した明確な調査の公表をいただいております。

そういうふうなことから、過大請求は過大請求のみを執行部側は請求すべきであろうと考えております。

二つ目に、発注者と請負業者がともに過大請求事件を引き起こした、その両者で第三者機関も入れずに調査をし、調査を報告しても、どのように理解をしていくのか。どのように理解をしたらいいのかわからないということが事実ではないかなと考えておるところであります。

現在の金額の約半分以上は調査特別委員会を所管する総務委員会で調査したものであり、このことについて、第三者機関を入れて調査すべきではないのか。また、市民の税金を有意義に使うことについて、執行部はどのように考えておるのかということも問題になるかと思えます。このことについても、理解に苦しむものであります。

このようなあいまいな現時点で和解するのではなく、徹底的に調査し、二度とこのような事件が起こらないようにすることを考えるべきで、100号と同様、専門的知識を持った職員を雇用すべきで、わからない、わからないとやり過ぎていきながら、見過ごしていく、先ほども言われました設計書もつからない、設計金額も出さない、相手が言うまま、そのままの金を払って、そして調査をしてみれば大きく過大な金額を支払っている。このことについて、見過ごすことはできない、このように考えております。

最後に、請負代金過大請求過小請求事件とありますが、過小については最初から相手から請求されたわけではありません。なぜ過小請求が出てこなければならなかったのか、ここも不信に思えるところであります。

当初から、過大を探して歩いたわけでありまして。当初から、うその請求をしたことが発覚し、そのことについて所管事務調査で一生懸命調査をしたわけでありまして。いつの間にか、それと金額を合わせるかのごとく、過小請求があるのだということを持ち出し、その過小請求については明確な調査公表もしておりません。このことについて、このことを現時点で和解を認めるわけにはいかないと考えております。

議員皆様方の心の中の信義を、佐伯市政が正しく行われるように考えていただきたいと思っております。このことを発端に、いろんな問題が出てきております。今こそ議会議員の皆さん方が正道に戻り、行政を正しく導くべき議員になっていただきたい、このことをお願いし、私は102号の反対討論を終わります。

議長（小野宗司） 以上で通告による討論を終わります。

これにて討論を終結いたします。

議案第102号につきましては、会議規則第72条の規定により、記名投票をもって採決いたします。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議長（小野宗司） ただいまの出席議員数は27人であります。

投票札を配付させます。

（投票札配付）

議長（小野宗司） 投票札の配付漏れはありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

議長（小野宗司） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

本案を可とする諸君は所定の白票を、否とする諸君は所定の青票を点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

（点呼、投票）

議長（小野宗司） 投票漏れはありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

議長（小野宗司） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に清田哲也君、清家儀太郎君、以上の2名を指名いたします。

よって、以上2名の立ち会いを願います。

（開票）

議長（小野宗司） 投票の結果を報告いたします。

投票総数27票。

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成15票。

反対12票。

以上のとおり、賛成が多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小野宗司） 次に、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について（候補者高志勇二郎）を議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

諮問第1号は、原案のとおり異議のない旨、答申することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、異議のない旨、答申することに決しました。

次に、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について（候補者法華津和彦）を議題とい

たします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

諮問第2号は、原案のとおり異議のない旨、答申することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、異議のない旨、答申することに決しました。

次に、請願第9号、教育予算の拡充を求める意見書採択についての請願を議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより起立により採決いたします。

教育民生常任委員長報告のとおり、請願第9号を採択と決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

議長(小野宗司) 起立多数であります。

よって、請願第9号は採択することに決定いたしました。

-----  
審議結果  
議案

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第80号	佐伯ヘリポート条例の一部改正について	総 務	原案可決
第81号	黒沢辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	総 務	原案可決
第82号	小川辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	総 務	原案可決
第83号	大島辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	総 務	原案可決
第84号	佐伯市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	建 設	原案可決
第85号	市道路線の認定及び廃止について	建 設	原案可決
第86号	佐伯市国民健康保険診療所条例の一部改正について	教育民生	原案可決
第87号	佐伯弓道場条例の一部改正について	教育民生	原案可決
第88号	佐伯市南浜テニスコート条例の一部改正について	教育民生	原案可決
第89号	佐伯市営駐車場条例の一部改正について	経済産業	原案可決
第90号	佐伯市宇目商業団地関連施設条例の一部改正について	経済産業	原案可決
第91号	佐伯市木浦地区ふれあい施設条例の一部改正について	経済産業	原案可決
第92号	佐伯市道の駅やよい条例の一部改正について	経済産業	原案可決
第93号	佐伯市藤河内溪谷観光施設等条例の一部改正について	経済産業	原案可決
第94号	佐伯市高平キャンプ場条例の一部改正について	経済産業	原案可決
第95号	佐伯市重岡ライスセンター条例の一部改正について	経済産業	原案可決
第96号	佐伯市宇目農林産物等直売所条例の一部改正について	経済産業	原案可決



第97号	佐伯市直川農林産物加工直売所条例の一部改正について	経済産業	原案可決
第98号	佐伯市グリーンピア大越条例の一部改正について	経済産業	原案可決
第99号	佐伯市瀬会公園簡易宿泊施設及び佐伯市かみうら天海展望台を併せて管理する指定管理者の指定について	経済産業	原案可決
第100号	工事請負契約の変更について（佐伯市防災情報システム整備工事）	総務	原案可決
第101号	工事請負契約の締結について（佐伯市防災情報システム整備工事）	総務	原案可決
第102号	請負契約に係る請負代金過大過小請求事件の和解について	総務	原案可決

諮問

番号	件名	付託委員会	結果
第1号	人権擁護委員候補者の推薦について(候補者高志勇二郎)		異議がない
第2号	人権擁護委員候補者の推薦について(候補者法華津和彦)		異議がない

請願

番号	件名	付託委員会	結果
第9号	教育予算拡充を求める意見書採択についての請願	教育民生	採択

日程第4 議案の上程（提案理由説明、質疑、討論、採決）

議長（小野宗司） 日程第4、議案の上程を行います。

意見書案第19号、義務教育費国庫負担制度の堅持と次期定数改善計画の実施を求める意見書を議題といたします。

意見書案第19号につきまして、提案者の説明を求めます。

教育民生常任委員長、矢野哲丸君。

教育民生常任委員長（矢野哲丸） 意見書案につきまして、案文を朗読し、提案いたします。  
意見書案第19号

義務教育費国庫負担制度の堅持と次期定数改善計画の実施を求める意見書

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会にとってもきわめて重要なことである。現在の社会経済不安の中で、経済的な理由から高校生の中途退学者も増えている。日本の子どもに関する公的支出は先進国最低レベルとなっており、諸外国並みに、家庭の経済状況が厳しい子どもに係る給付拡充などの施策が必要である。また、家庭の所得の違いによって、子どもたちの教育や進路に影響が出ないための就学援助・奨学金制度の抜本的拡充など、公教育の基盤充実が不可欠である。

しかしながら、義務教育費国庫負担金の負担割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや、地方交付税削減の影響、地方交付税化された旅費・教材費が満額使われていない現状

からも、自治体において教育予算といえども現状維持すら厳しくなっている。一方できめ細かな教育を保障するために、30人以下学級や少人数教育の推進、複式学級の解消、学校施設の充実、就学援助・奨学金制度などの教育条件整備は十分とはいえない。自治体の財政力や保護者の所得の違いによって、子どもたちが受ける「教育水準」に格差があってはならない。

義務教育費国庫負担制度は国と地方が義務教育に係る共同責任を果たすためのものである。したがって、同制度は地方分権の推進を阻害するものではない。財政事情が地方も悪化してきている中、子どもたちにとって最善の教育環境を実現していくためには、国が財政的に最低保障として下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠である。

教育は未来への先行投資であり、子どもたちがどこに生まれ育ったとしても、ひとしく良質な義務教育を受けられることは、憲法の保障するところである。財政論をふまえつつも、教育論の観点から次の事項の実現を求める。

## 記

1. 子どもたちに、教育の機会均等と教育水準を保障するために、必要不可欠な義務教育費国庫負担制度について、国庫負担を2分の1に復元することを含め、制度を堅持すること。
2. きめ細かい教育の実現のために、30人以下学級・複式学級解消を基本とした次期教職員定数改善計画を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成23年6月23日

大分県佐伯市議会

以上であります。どうぞよろしくお願いいたします。

## 平成23年第5回佐伯市議会定例会追加上程議案等一覧表

### 意見書案

番 号	件 名
第19号	義務教育費国庫負担制度の堅持と次期定数改善計画の実施を求める意見書

議長（小野宗司） これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

（ な し ）

議長（小野宗司） 御質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

委員会提出の議案は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託をしない扱いとなっておりますので、念のため申し添えます。

これより討論、採決を行います。

意見書案第19号、義務教育費国庫負担制度の堅持と次期定数改善計画の実施を求める意見書を議題といたします。

御意見ありませんか。

(なし)

議長(小野宗司) 御意見なしと認めます。

よって、これより起立により採決いたします。

意見書案第19号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

議長(小野宗司) 起立多数であります。

よって、意見書案第19号は原案のとおり可決されました。

-----  
審議結果

意見書案

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第 1 9 号	義務教育費国庫負担制度の堅持と次期定数改善計画の実施を求める意見書		原案可決

#### 日程第5 農業委員会委員の推薦の件

議長(小野宗司) 日程第5、農業委員会委員の推薦の件を議題といたします。

お諮りいたします。

任期満了に伴う次期農業委員会委員の推薦については、議長において指名いたしたいと思  
います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

農業委員会委員に三又勝弘さん、矢野輝人さん、岡田安代さん、山田八重美さん、以上の  
4人を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました4人を、次期農業委員会委員に推薦することに御  
異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、農業委員会等に関する法律第12条第2項の規定に基づく農業委員会委員に、三又  
勝弘さん、矢野輝人さん、岡田安代さん、山田八重美さん、以上の4人を推薦することに決  
定いたしました。

日程第6 大分県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

議長（小野宗司） 日程第6、大分県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

広域連合議員につきましては、大分県後期高齢者医療広域連合規約第8条第2項の規定により、本市の議員から2人を選出することになっております。

このたび、わたくしが広域連合議員を辞職したため、欠員となった1人について、同規約第8条第4項の規定により選挙を行うものです。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の例により、指名推選にいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

大分県後期高齢者医療広域連合議会議員に矢野哲丸君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました矢野哲丸君を、大分県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、矢野哲丸君が、大分県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選いたしました。

ただいま、同広域連合議員に当選しました矢野哲丸君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選されたことを告知いたします。

この際、当選人のあいさつを求めます。

大分県後期高齢者医療広域連合議会議員（矢野哲丸） ただいま指名推選をいただき、大分県後期高齢者医療広域連合議会の議員に当選をさせていただきました矢野でございます。

この議会につきましては、大分県全域の代表する議員ということでなっておりますので、皆様方の御指導、御鞭撻をいただきながら活躍していきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

（拍手）

議長（小野宗司） ただいまのあいさつをもって就任を承諾したものと認め、矢野哲丸君が大分県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人に確定いたしました。

日程第7 議会広報調査特別委員会委員の定数変更の件

議長（小野宗司） 日程第7、議会広報調査特別委員会委員の定数変更の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議会広報調査特別委員会委員の定数を8人から7人に変更したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、議会広報調査特別委員会委員の定数は、7人に変更することに決しました。

日程第8 会議録署名議員の指名

議長（小野宗司） 日程第8、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、4番、清田哲也君、5番、河原修仁君、以上の2人を指名いたします。

以上で、本日の議事はすべて議了いたしました。

お諮りいたします。

今期定例会はこれにて閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、平成23年第5回佐伯市議会定例会はこれにて閉会いたします。

午前11時57分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成23年6月23日

佐伯市議会議長 小 野 宗 司

署 名 議 員 清 田 哲 也

署 名 議 員 河 原 修 仁